令和４年

国際水準 GAP ガイドライン

（関係法令等集）

農林水産省農産局農業環境対策課

Ver1.0

目次

農場経営に必要な基本情報（栽培品目名、ほ場（きのこ類の場合は、ほだ場。以下、同じ）や施設の名称・所在地等）を明確にして、整理し、必要に応じて文書化。 15

- 農業の「働き方改革」経営者向けガイド（平成 30 年 3 月 20 日農林水産省公表） 15

組織体制を定めて、責任範囲及び責任者を決定し、周知するとともに、責任者の能力を向上するための体制を整備。 16

- 家族経営協定の普及推進による家族農業経営の近代化について（平成 7 年 2 月 7 日付け 7 構改 B 第 103 号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長通知） 16

農場経営に必要な衛生管理、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の継続的改善に関わる要求事項を明確にし、それに沿った方針を策定するとともに、周知を実施。 17

- 農業の「働き方改革」経営者向けガイド（平成 30 年 3 月 20 日農林水産省公表） 17

本ガイドラインに沿った農場の管理を実施するため、農場のルールの決定、ルールに基づく運営、実施状況の確認、必要に応じた見直しを実施。 18

- 農業の「働き方改革」経営者向けガイド（平成 30 年 3 月 20 日農林水産省公表） 18

登録品種の種苗の適切な使用など知的財産の保護・活用。 19

- 種苗法（平成 10 年法律第 83 号）（抜粋） 19
- 種苗法施行規則（平成 10 年農林水産省令第 83 号）（抜粋） 20
- 特許法（昭和 34 年法律第 121 号）（抜粋） 20
- 商標法（昭和 34 年法律第 127 号）（抜粋） 25
- 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成 26 年法律第 84 号）（抜粋） 28

農場の管理を実証するために必要な記録の内容とその保管期間を特定し、記録を作成・保存。 33

- 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号） 33
- 食品衛生法第 1 条の 3 第 2 項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存について（平成 15 年 8 月 29 日付け食安発第 0829001 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）（抜粋） 33
- 食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）（抜粋） 35
- 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）（抜粋） 36

農場の基本情報及びコーデックス規格の HACCP の考え方に沿って、食品安全（品質を含む）に関する危害要因について危害要因分析を実施し、食品安全上のリスクが高いと判断した危害要因について、危害要因による汚染を防止・低減する対策を実施するための農場のルールの設定及びこれに基づく対策の実施、検証、見直しを実施。 37

- 食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）（抜粋） 37
- 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）（抜粋） 37

- 生鮮野菜を衛生的に保つために（第２版）-栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針-（平成 23 年 6 月策定、令和 3 年 7 月最終改訂）（抜粋）.....38
- 農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質のリスト（令和 3 年 3 月 24 日付け農林水産省公表）（抜粋）.....41
- 農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害微生物のリスト（平成 28 年 12 月 26 日付け農林水産省公表）（抜粋）.....46
- 食品衛生の一般原則（CXC 1-1969）.....48
- 食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格（General Standard for Contaminants and Toxins in Food and Feed（CXS 193-1995））.....48
- 大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について（平成 5 年 10 月 26 日付け 5 農蚕第 6517 号農林水産省農蚕園芸局長通知）（抜粋）.....48
- 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）（抜粋）.....50
- 飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドライン（平成 27 年 6 月 17 日付け 27 消安第 1853 号）.....50

農場の基本情報に基づき、労働安全に関する危害要因を特定してリスク評価を実施し、リスクが高いと評価した事項についてリスクを低減・排除する対策を実施するための農場のルールの設定及びこれに基づく対策の実施、検証、見直しを実施。.....51

- 農作業安全のための指針について（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 生産第 10312 号農林水産省生産局長通知）（抜粋）.....51
- 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）（抜粋）.....56
- 労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針(平成 11 年 4 月 30 日労働省告示第 53 号).....58

農場の基本情報に基づき、環境に負荷を与える要因を特定してリスク評価を実施し、リスクが高いと評価した事項について、リスクを低減・排除する対策を実施するための農場のルールの設定及びこれに基づく対策の実施、検証、見直しを実施。.....59

- 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）.....59
- 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）.....59
- 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和 45 年法律第 139 号）.....59
- 環境基本法（平成５年法律第 91 号）.....59
- 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）.....59
- 生物多様性基本法（平成 20 年法律第 58 号）.....59
- みどりの食料システム戦略（令和 3 年 5 月 12 日農林水産省公表 ）（抜粋）.....60

出荷する商品の表示の管理及び収穫記録と結びついた農産物の出荷記録、それ以外の農場の管理等に関する記録の作成・保存。.....61

- 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）（抜粋）.....61
- 食品衛生法第 1 条の 3 第 2 項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存について（平成 15 年 8 月 29 日付け食安発第 0829001 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）（抜粋）.....61
- 食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）（抜粋）.....61

- 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）（抜粋）.....62

工程管理の信頼性を確保するための農場のルールに基づく管理を遵守することについての外部委託先との合意。.....63

- 農業支援サービス提供事業者が提供する情報の表示の共通化に関するガイドライン（令和３年３月 26 日付け２生産第 2478 号農林水産省生産局長通知）（抜粋）.....63

食品安全を確保するための資材等の供給者及び検査機関を含むサービス提供者の評価及び選定に係る方法を定めて実施。.....66

- 農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）（抜粋）.....66
- 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号）（抜粋）..66
- 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）（抜粋）.....67

クレーム及び農場のルール違反への対応手順を定め、実施し、記録を作成・保存。.....69

- 製造物責任法（平成６年法律第 85 号）（抜粋）.....69

事故や災害等に備えた農業生産の維持・継続のための対策の実施。.....71

- 農作業安全のための指針について（平成 14 年３月 29 日付け 13 生産第 10312 号農林水産省生産局長通知）（抜粋）.....71
- 製造物責任法（平成６年法律第 85 号）.....72
- 農業保険法 （昭和 22 年法律第 185 号）.....72

雇用・労働環境における人権侵害防止について、管理方法を定めて実施。....73

- 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）（抜粋）.....73
- 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）（抜粋）.....79
- 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）（抜粋）.....81
- 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 103 号）（抜粋）.....82

技能実習生など、外国人雇用がある場合、適切な対応を行うための環境整備等を実施。.....84

- 農業分野における技能実習生の労働条件の確保について（平成 25 年農林水産省経営局就農・女性課長通知）（抜粋）.....84
- 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）.....84
- 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成２年法務省令第 16 号）.....84
- 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号）.....85
- 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）（抜粋）.....85
- 外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（平成 19 年厚生労働省告示第 276 号）.....85

家族間の十分な話し合いに基づく家族経営の実施。.....86

- 家族経営協定の普及推進による家族農業経営の近代化について（平成７年２月７日付け７構改Ｂ第 103 号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長通知）.....86

労働条件を遵守し、労使間における労働条件、労働環境、労働安全等に関する意見交換を実施。.....87
- 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）（抜粋）.....87
- 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）（抜粋）.....87
- 労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）（抜粋）.....89
- 労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）（抜粋）.....89

作業者が必要な力量を身に付けるため、教育訓練を実施。.....91
- 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）（抜粋）.....91
- 外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（平成 19 年厚生労働省告示第 276 号）.....92

業務が原因で負傷、もしくは疾病にかかった農作業従事者を保護するための労災保険の成立手続の実施。.....93
- 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）（抜粋）.....93
- 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）.....95
- 農作業安全のための指針について（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 生産第 10312 号農林水産省生産局長通知）（抜粋）.....95

適切に実施しなければ危険を伴う機械作業、高所作業又は農薬散布作業等従事者に対し、必要な能力及び資格を得るための訓練を実施。.....96
- 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）（抜粋）.....96
- 農作業安全のための指針について（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 生産第 10312 号農林水産省生産局長通知）（抜粋）.....96

安全に作業を行うための服装や保護具の着用・管理の実施。.....99
- 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）（抜粋）.....99
- 農作業安全のための指針について（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 生産第 10312 号農林水産省生産局長通知）（抜粋）.....99

清潔な水・救急箱の用意、連絡方法などを含めた事故対応手順を定めて、農作業従事者等に周知。.....103
- 農作業安全のための指針について（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 生産第 10312 号農林水産省生産局長通知）（抜粋）.....103
- 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）（抜粋）.....103
- 労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）（抜粋）.....104

農産物の汚染や事故を防止するため、食品安全・衛生管理、労働安全、環境への配慮に関する入場時のルールを定めて、農場入場者（訪問者を含む）に対して遵守するよう周知。.....105
- 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）（抜粋）.....105
- 生鮮野菜を衛生的に保つために（第 2 版）-栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針-（平成 23 年 6 月策定、令和 3 年 7 月最終改訂）（抜粋）.....105
- 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）（抜粋）.....106

ほ場や施設から通える場所での清潔な手洗い設備やトイレ設備の確保等による衛生管理を実施。.....107
- 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）（抜粋）.....107
- 生鮮野菜を衛生的に保つために（第 2 版）-栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針-（平成 23 年 6 月策定、令和 3 年 7 月最終改訂）（抜粋）.....107

- 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）（抜粋） 107

ほ場やその周辺環境（土壌や汚水等）、廃棄物、資材等からの危害要因による土壌の汚染及び土壌中の危害要因に由来する農産物の汚染の可能性に関する評価の実施、評価結果に基づく対策の実施。 109

- 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）（抜粋） 109
- 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和 45 年法律第 139 号） ... 109
- 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号） 109
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号） 109
- 生鮮野菜を衛生的に保つために（第 2 版）-栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針-（平成 23 年 6 月策定、令和 3 年 7 月最終改訂）（抜粋） 109

堆肥等の有機物等の活用等による土づくり等を通じた適正な土壌管理の実施。 111

- 地力増進基本指針（平成 20 年 10 月 16 日付け農林水産省公表）（抜粋） 111
- 環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成 17 年 3 月 31 日付け 16 生産第 8377 号農林水産省生産局長通知）（抜粋） 111
- 家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針（令和 2 年 4 月 30 日付け農林水産省公表）（抜粋） 112
- みどりの食料システム戦略（令和 3 年 5 月 12 日農林水産省公表 ）（抜粋） 113

土壌の侵食を軽減する対策の実施。 114

- 地力増進基本指針（平成 20 年 10 月 16 日付け農林水産省公表）（抜粋） 114
- 環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成 17 年 3 月 31 日付け 16 生産第 8377 号農林水産省生産局長通知）（抜粋） 114

使用する水の水源を確認し、水に含まれる危害要因による農産物の安全性に関する評価と、評価結果に基づく対策を実施。 116

- 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）（抜粋） 116
- 生鮮野菜を衛生的に保つために（第 2 版）-栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針-（平成 23 年 6 月策定、令和 3 年 7 月最終改訂）（抜粋） 116
- 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）（抜粋） 118
- 水質汚濁に係る環境基準（昭和 46 年環境庁告示第 59 号） 118
- 地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成 9 年環境庁告示第 10 号） 118
- きのこの菌床製造管理基準の制定について（平成 4 年 4 月 8 日付け 4 林野産第 38 号林野庁長官通知）（抜粋） 118

養液栽培の場合、培養液の汚染の防止に必要な対策を実施。 124

- コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範（CXC 53-2003）（抜粋） ... 124

ほ場及び農産物取扱施設で発生した排水（排水中の栄養成分を含む）やそれに含まれる植物残渣、廃棄物等の適切な管理。 125

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）（抜粋） 125
- 環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成 17 年 3 月 31 日付け 16 生産第 8377 号農林水産省生産局長通知）（抜粋） 127

農産物取扱施設・設備の保守管理、点検、整備、清掃等の適切な管理に加え、有害生物（昆虫、小動物、鳥類、かび等）の侵入・発生防止対策、異物、有毒植物等の混入防止対策を実施。 128

- 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）（抜粋） 128
- 生鮮野菜を衛生的に保つために（第 2 版）-栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針-（平成 23 年 6 月策定、令和 3 年月改訂）（抜粋） 128
- 有毒植物による食中毒防止の徹底について（令和 3 年 4 月 23 日付け 3 消安第 625 号、3 消安第 627 号、3 食産第 495 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、食品安全政策課長、食料産業局産業連携課長通知） 128
- 米のカビ汚染防止のための管理ガイドライン（平成 24 年 2 月 29 日付け農林水産省公表） 129
- 大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について（平成 5 年 10 月 26 日付け 5 農蚕第 6517 号農林水産省農蚕園芸局長通知）（抜粋） 129
- 飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドライン（平成 27 年 6 月 17 日付け 27 消安第 1853 号） 130

喫煙・飲食場所の指定、農場内の農産物に共通する工程の確認等により、異物混入やアレルゲンと農産物の交差汚染の防止対策を実施。 131

- 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）（抜粋） 131
- 食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）（抜粋） 131
- 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号） 132
- 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）（抜粋） 132
- 生鮮野菜を衛生的に保つために（第 2 版）-栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針-（平成 23 年 6 月策定、令和 3 年 7 月最終改訂）（抜粋） 132
- 飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドライン（平成 27 年 6 月 17 日付け 27 消安第 1853 号） 134

農産物を適切に保管、貯蔵し、調製・出荷作業場、保管・貯蔵施設など全ての農産物取扱施設における衛生管理を実施。 135

- 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）（抜粋） 135
- 生鮮野菜を衛生的に保つために（第 2 版）-栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針-（平成 23 年 6 月策定、令和 3 年 7 月最終改訂）（抜粋） 135
- 大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について（平成 5 年 10 月 26 日付け 5 農蚕第 6517 号農林水産省農蚕園芸局長通知）（抜粋） 135
- 飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドライン（平成 27 年 6 月 17 日付け 27 消安第 1853 号） 136

器具、容器、設備、機械・装置及び運搬車両を把握し、安全装備等の確認、衛生管理、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理を実施。 137

- 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）（抜粋） 137
- 農作業安全のための指針について（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 生産第 10312 号農林水産省生産局長通知）（抜粋） 137
- 環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成 17 年 3 月 31 日付け 16 生産第 8377 号農林水産省生産局長通知）（抜粋） 139

計量機器の点検・校正。 141

- 計量法（平成 4 年法律第 51 号）..... 141
- 米のカビ汚染防止のための管理ガイドライン（平成 24 年 2 月 29 日付け農林水産省公表）..... 141

栽培・収穫・調製・運搬に使用する器具・包装容器等や掃除道具及び洗浄剤・消毒剤・機械油等の安全性を確認するとともに、適切な保管、取扱い、洗浄等を実施。..... 142

- 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）（抜粋）..... 142
- 生鮮野菜を衛生的に保つために（第 2 版）-栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針-（平成 23 年 6 月策定、令和 3 年 7 月最終改訂）（抜粋）..... 142
- 米のカビ汚染防止のための管理ガイドライン（平成 24 年 2 月 29 日付け農林水産省公表）..... 143
- 飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドライン（平成 27 年 6 月 17 日付け 27 消安第 1853 号）..... 143

機械、装置、器具等の適正な使用。..... 144

- 農作業安全のための指針について（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 生産第 10312 号農林水産省生産局長通知）（抜粋）..... 144
- 個別農業機械別留意事項（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 生産第 10313 号農林水産省生産局生産資材課長通知）..... 157
- 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）（抜粋）..... 157

食品安全（農産物への接触防止等）、環境保全（環境への流出防止等）、労働安全（火災防止等）に配慮した燃料類の保管の実施。..... 158

- 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）（抜粋）..... 158
- 農作業安全のための指針について（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 生産第 10312 号農林水産省生産局長通知）（抜粋）..... 160

温室効果ガスの削減に資する取組等の対策の実施。..... 162

- 環境と調和のとれた農業生産活動規範について　（平成 17 年 3 月 31 日付け 16 生産第 8377 号農林水産省生産局長通知）（抜粋）..... 162
- みどりの食料システム戦略（令和 3 年 5 月 12 日農林水産省公表 ）（抜粋）..... 163

農場から出る廃棄物を把握し、適切に分別・管理して処分するとともに、作物残渣等の有機物のリサイクルに取り組むなど廃棄物の削減を実施。..... 164

- 環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成 17 年 3 月 31 日付け 16 生産第 8377 号農林水産省生産局長通知）（抜粋）..... 164
- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）（抜粋）..... 164
- 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）（抜粋）..... 165
- 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）（抜粋）..... 165
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）..... 165
- 飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドライン（平成 27 年 6 月 17 日付け 27 消安第 1853 号）..... 165

農場内の整理・整頓・清潔・清掃の実施、農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な処理・焼却の回避。..... 167

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）（抜粋）..... 167

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号)（抜粋）..... 170
- 環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成 17 年 3 月 31 日付け 16 生産第 8377 号農林水産省生産局長通知）（抜粋）..... 170
- 悪臭防止法（昭和 46 年 6 月 1 日法律第 91 号）（抜粋）..... 171

周辺住民等に対する騒音、振動、悪臭、煙・埃・有害物質の飛散・流出等の配慮と対策の実施。..... 172

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）（平成二十九年六月十六日公布（平成二十九年法律第六十一号）改正）（抜粋）..... 172
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号)（抜粋）..... 175
- 環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成 17 年 3 月 31 日付け 16 生産第 8377 号農林水産省生産局長通知）（抜粋）..... 175
- 悪臭防止法（昭和 46 年 6 月 1 日法律第 91 号）（抜粋）..... 176

ほ場等への鳥獣の接近を制限する取組等による生物多様性に配慮した鳥獣被害防止対策の実施。..... 177

- 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号）（抜粋）..... 177
- 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針（平成 20 年 2 月 21 日農林水産省告示第 254 号）（平成 27 年 5 月 29 日付け農林水産省告示第 1396 号　最終改正）（抜粋）..... 177

セイヨウオオマルハナバチの飼養に関する環境省の許可取得及び適切な飼養管理の実施、その他外来生物を利用する場合の適切な飼養管理の実施。..... 180

- 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）（平成二十六年法律第六十九号）改正）（抜粋）..... 180
- 環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件（平成 17 年環境省告示第 42 号）（抜粋）..... 180
- 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第 5 条に基づくセイヨウオオマルハナバチの飼養等の許可の運用について（平成 31 年 4 月 19 日環自野発第 1904191 号環境省自然環境局長通知）（抜粋）..... 182

信頼できる供給元からの適正な手段による種苗の入手、育苗の管理及び種苗の調達に関する記録の保管。..... 184

- 種苗法施行規則（平成 10 年農林水産省令第 83 号）（抜粋）..... 184
- 農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）（抜粋）..... 185
- 農薬取締法施行規則（昭和 26 年農林省令第 21 号）（抜粋）..... 185
- 有毒植物による食中毒防止の徹底について（令和 3 年 4 月 23 日付け 3 消安第 625 号、3 消安第 627 号、3 食産第 495 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、食品安全政策課長、食料産業局産業連携課長通知）..... 185

隣接ほ場からの農薬ドリフトの影響の回避。..... 186

- 「農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策について（平成 17 年 12 月 20 日付け消安第 8282 号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知）..... 186

- 農薬飛散対策技術マニュアル（平成 21 年度 IPM 技術評価基準策定・情報提供委託事業／周辺作物飛散影響防止対策基準策定事業報告書）..186

病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備(IPM における「予防」の取組）。
.....187

病害虫・雑草の発生状況を把握した上での防除要否及びタイミングの判断(IPM における「判断」の取組）。.....187

- 総合的病害虫・雑草管理（IPM）実践指針について（平成 17 年 9 月 30 日付け 17 消安第 6260 号農林水産省消費・安全局長通知）（抜粋）.187
- みどりの食料システム戦略（令和 3 年 5 月 12 日農林水産省公表 ）（抜粋）.....187

使用する予定の農薬の情報をまとめ、使用基準違反を防ぐ農薬使用計画を策定。.....188

- 農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）（抜粋）.....188

農薬使用計画に基づき、適正に農薬を使用するとともに、使用前に使用濃度や散布方法など、適正な使用方法の再確認を実施。.....189

- 農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）（抜粋）.....189
- 農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成 15 年農林水産省・環境省令第 5 号）（抜粋）.....189

農薬は、周辺環境を汚染しないがない場所で必要な量だけ調製し、使用した計量機器等の洗浄を適切に実施。.....191

- 農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成 15 年農林水産省・環境省令第 5 号）（抜粋）.....191

農薬散布時における周辺作物・周辺住民等への影響の回避。.....192

- 農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成 15 年農林水産省・環境省令第 5 号）（抜粋）.....192
- 農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策について（平成 17 年 12 月 20 日付け 17 消安第 8282 号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知）（抜粋）.....193
- 住宅地等における農薬使用について(平成 19 年 1 月 31 日付け 18 消安第 11607 号・環水大土発第 070131001 号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知)（抜粋）.....194

農薬の容器等の表示内容を確認し、表示に基づく安全な作業を行うための装備を整え、調製、防除、片付け作業を行い、防除衣、保護装備等を適切に洗浄、乾燥し、他への汚染がないように保管。.....195

- 農作業安全のための指針について（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 生産第 10312 号農林水産省生産局長通知）（抜粋）.....195

農薬使用前に防除器具を点検し、使用後に適切に残液を処理、十分に洗浄し、洗浄排液を処理。.....198

- 農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について（平成 19 年 3 月 28 日付け 18 消安第 14701 号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知）（抜粋）.....198

農薬の使用記録の作成・保存。.....199

- 農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成 15 年農林水産省・環境省令第 5 号）（抜粋）.....199
- 環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成 17 年 3 月 31 日付け 16 生産第 8377 号農林水産省生産局長通知）（抜粋）.....199

食品安全（容器移し替え禁止、いたずら防止の施錠等）、環境保全（流出防止対策等）、労働安全（毒劇・危険物表示、通気性の確保等）に配慮した農薬の保管、在庫管理の実施。 200

- 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）（抜粋） 200
- 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）（平成三十年六月二十七日公布（平成三十年法律第六十七号）改正）（抜粋） 201
- 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について （令和３年２月 26 日付け２生産第 2170 号農林水産省生産局長通知（抜粋） 202

農薬の責任者による農薬適正使用の指示と検証。 204

- 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）（抜粋） 204
- 農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）（抜粋） 204

堆肥製造に関し、適切な期間・温度の発酵維持による雑草種子、有害微生物の殺滅対策等の実施及び適正な堆肥の施用。 205

- 家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針（平成 27 年 4 月 27 日付け農林水産省公表）（抜粋） 205
- 生鮮野菜を衛生的に保つために（第 2 版）-栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針-（平成 23 年 6 月策定、令和 3 年 7 月最終改訂）（抜粋） 206
- 牛等の排せつ物に由来する堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の発生への対応について（平成 28 年 12 月 27 日付け 28 消安第 2274 号、28 消安第 4230 号、28 生産第 1606 号、28 生産第 1607 号、28 生産第 1602 号、28 生畜第 1121 号、28 生畜第 1120 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、消費・安全局畜水産安全管理課長、生産局園芸作物課長、生産局技術普及課長、生産局農業環境対策課長、生産局畜産部畜産振興課長、生産局畜産部飼料課長通知）（抜粋） 207

原材料・製造工程の把握による肥料等の安全性、成分の確認と食品安全、環境保全に配慮した肥料等の利用計画の策定。 209

- 環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成 17 年 3 月 31 日付け 16 生産第 8377 号農林水産省生産局長通知） （抜粋） 209

土壌診断の結果を踏まえた肥料の適正な施用や、都道府県の施肥基準や JA の栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥計画を立て、計画に基づく施肥の実施。 211

- 地力増進基本指針（平成 20 年 10 月 16 日付け農林水産省公表）（抜粋） 211
- 環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成 17 年 3 月 31 日付け 16 生産第 8377 号農林水産省生産局長通知）（抜粋） 211

肥料等の使用記録の作成・保存。 213

- 環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成 17 年 3 月 31 日付け 16 生産第 8377 号農林水産省生産局長通知）（抜粋） 213

食品安全（未熟堆肥との接触による交差汚染防止、農産物への接触防止等）、環境保全（環境への流出防止等）、労働安全（崩落・落下、発熱・発火・爆発防止等）に配慮した肥料等の保管、在庫管理の実施。 214

- 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）（抜粋） 214
- 労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）（抜粋） 214

- 環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成 17 年 3 月 31 日付け 16 生産第 8377 号農林水産省生産局長通知）（抜粋）..... 215

スプラウト類の農産物取扱工程における衛生管理の実施（管理体制の整備、作業者の健康・衛生管理を含む）。..... 217

- スプラウト生産における衛生管理指針（平成 27 年 4 月・農林水産省消費・安全局）（抜粋）..... 217
- もやし生産における衛生管理指針（平成 31 年 3 月 15 日付け 16 農林水産省消費・安全局公表）..... 218

スプラウト類の培地、栽培容器の安全性の確認と適切な管理。..... 219

- スプラウト生産における衛生管理指針（平成 27 年 4 月・農林水産省消費・安全局）（抜粋）..... 219
- もやし生産における衛生管理指針（平成 31 年 3 月 15 日付け 16 農林水産省消費・安全局公表）..... 219

スプラウト類に使用する水について、水質検査、給水設備の保守管理、異物混入防止対策、微生物汚染防止対策を実施。..... 220

- スプラウト生産における衛生管理指針（平成 27 年 4 月・農林水産省消費・安全局）（抜粋）..... 220
- もやし生産における衛生管理指針（平成 31 年 3 月 15 日付け 16 農林水産省消費・安全局公表）..... 220

スプラウト類（種子、作物を含む）を扱う場所は他の区域との境界を明確にし、衛生管理を実施。..... 221

- スプラウト生産における衛生管理指針（平成 27 年 4 月・農林水産省消費・安全局）（抜粋）..... 221
- もやし生産における衛生管理指針（平成 31 年 3 月 15 日付け 16 農林水産省消費・安全局公表）..... 221

スプラウト類の生産設備について工程ごとの専用化の実施。..... 222

- スプラウト生産における衛生管理指針（平成 27 年 4 月・農林水産省消費・安全局）（抜粋）..... 222
- もやし生産における衛生管理指針（平成 31 年 3 月 15 日付け 16 農林水産省消費・安全局公表）..... 222

スプラウト類の種子の殺菌・衛生管理の実施。..... 223

- スプラウト生産における衛生管理指針（平成 27 年 4 月・農林水産省消費・安全局）（抜粋）..... 223
- もやし生産における衛生管理指針（平成 31 年 3 月 15 日付け 16 農林水産省消費・安全局公表）..... 223

きのこ類の原木、菌床資材等、種菌の安全性の確認と適切な管理。..... 224

- きのこの菌床製造管理基準の制定について（平成 4 年 4 月 8 日付け 4 林野産第 38 号林野庁長官通知）（抜粋）..... 224

きのこ類の培養施設の温度・湿度等の適切な環境条件の維持及び衛生管理の実施。..... 225

- きのこの菌床製造管理基準の制定について（平成 4 年 4 月 8 日付け 4 林野産第 38 号林野庁長官通知）（抜粋）..... 225

菌床資材及び工程別作業についての記録の作成・保存。..... 226

- 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）（抜粋）..... 226

- 食品衛生法第1条の3第2項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存について（平成15年8月29日付け食安発第0829001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）（抜粋）……226
- きのこの菌床製造管理基準の制定について（平成4年4月8日付け4林野産第38号林野庁長官通知）（抜粋）……228

きのこ類の培地調製、種菌接種の衛生的な実施。……229

- きのこの菌床製造管理基準の制定について（平成4年4月8日付け4林野産第38号林野庁長官通知）（抜粋）……229

ボイラー及び圧力容器の設置・使用に必要な届出、取扱作業主任者の設置。230

- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）（抜粋）……230
- 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第308号）（抜粋）……230
- ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令33号）（（令和元年厚生労働省令第一号）改正）（抜粋）……232

ボイラー及び圧力容器の定期自主点検の記録の作成・保存。……234

- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）（抜粋）……234
- 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第308号）（抜粋）……234
- ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令33号）（（令和元年厚生労働省令第一号）改正）（抜粋）……236

りんごにおけるかび毒（パツリン）汚染の防止・低減対策の実施。……242

- 食品衛生法（昭和22年法律第233号）（抜粋）……242
- 食品、添加物等の規格基準の一部改正について（平成15年12月5日付け15消安第3949号消費・安全局長通知）（抜粋）……242

異種穀粒・異物混入を防止する対策を実施。……243

- 食品衛生法（昭和22年法律第233号）（抜粋）……243
- 大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について（平成5年10月26日付け5農蚕第6517号農林水産省農蚕園芸局長通知）（抜粋）……243

用途限定米穀、食用不適米穀の適切な保管・販売・処分。……246

- 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）（抜粋）……246
- 米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（平成21年農林水産省令第63号）（抜粋）……246
- 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）（抜粋）……248

施設の適正な管理・運営及び施設の管理者とオペレーターとの責任分担の明確化。……250

- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）（抜粋）……250
- 農作業安全のための指針について（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）（抜粋）……251
- 大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について（平成5年10月26日付け5農蚕第6517号農林水産省農蚕園芸局長通知）（抜粋）……251

生産する農産物のカドミウム濃度が基準値を超える可能性のある地域では、その基準値を遵守できるよう、生産される農産物のカドミウム濃度に応じた低減対策の実施。それ以外の地域においても、食品安全上のリスクをできるだけ減らすため低減対策を実施。……253

- 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）（抜粋）.....253
- 食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）（第 1 食品の部　D 各条　穀類、豆類及び野菜）.....253
- コメ中のカドミウム低減のための実施指針の改訂について（平成 30 年 1 月 12 日付け 29 消安第 5035 号 29 生産第 1698 号 29 政統第 1404 号 農林水産省消費・安全局長、生産局長、政策統括官通知）（抜粋）.....253
- ダイズのカドミウム吸収抑制のための技術確立マニュアル（平成 19 年 4 月改訂　農林水産省（独）農業環境技術研究所作成）.....265
- 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和 45 年法律第 139 号）...265

水田代かき後の濁水流出の防止対策を実施。.....266

- 地力増進基本指針（平成 20 年 10 月 16 日農林水産省公表）（抜粋）...266
- 環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成 17 年 3 月 31 日付け 16 生産第 8377 号農林水産省生産局長通知）（抜粋）.....266

水田からの農薬流出を防止する対策の実施。.....267

- 農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成 15 年農林水産省・環境省令第 5 号）（抜粋）.....267
- 農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について（平成 19 年 3 月 28 日付け 18 消安第 14701 号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知）（抜粋）.....267

麦類の DON・NIV 等のかび毒汚染低減対策を実施。.....268

- 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）（抜粋）.....268
- 食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）（第 1 食品の部　D 各条　穀類、豆類及び野菜）.....268
- 麦類のデオキシニバレノール・ニバレノール汚染低減のための指針の策定・普及について（平成 20 年 12 月 17 日付け 20 消安第 891 号・20 生産第 5731 号消費・安全局長、生産局長通知）（抜粋）.....268

生葉洗浄工程における、洗浄用器具、洗浄水による生葉の汚染防止を実施。272

- 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）（抜粋）.....272

荒茶の製造エリアは土足禁止、入場口には土足禁止を啓発する表示物の表示。.....273

- 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）（抜粋）.....273

飼料の販売及び販売を目的として製造する場合の事前の届出。.....274

- 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）（抜粋）.....274

過去の米穀や生産環境における重金属の情報を踏まえ、必要に応じて、出穂前後 3 週間の湛水管理等の低減対策を実施し、その効果を確認。.....275

- 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）（抜粋）.....275
- 飼料の有害物質の指導基準及び管理基準について（昭和 63 年 10 月 14 日付け 63 畜 B 第 2050 号農林水産省畜産局長通知）.....276
- コメ中のカドミウム濃度低減のための実施指針の策定について（平成 23 年 8 月 4 日付け 23 消安第 981 号 23 生産第 3215 号農林水産省消費・安全局長、生産局長通知）.....276
- 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和 45 年法律第 139 号）...276

規格・基準に合わない飼料及び飼料添加物の製造・販売等の禁止。.....277

- 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）（抜粋）..... 277
- 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林水産省令第 35 号）..... 278
- 飼料の有害物質の指導基準及び管理基準について（昭和 63 年 10 月 14 日付け 63 畜 B 第 2050 号農林水産省畜産局長通知）..... 278
- 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件(昭和 51 年 7 月 24 日農林省告示第 750 号）..... 278
- 稲発酵粗飼料に係る適正な農薬の使用について（令和 3 年 1 月 14 日付け 2 生畜第 1672 号農林水産省生産局畜産部飼料課長通知）..... 278
- 農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）（抜粋）..... 278

好気的変敗による変質・カビの発生や異物混入等の防止のための飼料の適切な調製。..... 279

- 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）（抜粋）..... 279
- 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林水産省令第 35 号）..... 280
- 草地管理指標（平成 13 年 3 月農林水産省生産局公表）（抜粋）..... 280
- 草地管理指標（平成 15 年 3 月農林水産省生産局公表）（抜粋）..... 281
- 反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドラインの制定について（平成 15 年 9 月 16 日付け 15 消安第 1570 号農林水産省消費・安全局長通知）..... 283

有毒植物の除去、隔離。..... 284

- 草地管理指標（平成 18 年 5 月農林水産省生産局公表）（抜粋）..... 284

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	農場経営に必要な基本情報（栽培品目名、ほ場（きのこ類の場合は、ほだ場。以下、同じ）や施設の名称・所在地等）を明確にして、整理し、必要に応じて文書化。
1	1	1	1	1	

【取組事項に関する法令・指針等】

農業の「働き方改革」経営者向けガイド（平成30年3月20日農林水産省公表）
＜経営を可視化する＞ 1.1 経営上の課題（必要な所得が得られる生産面積・作目の種類や販路となっているか、季節や月・日毎の作業量を平準化できないか、人員や作業手順、職場環境に無理がないか、技術や設備への投資は計画的か、財務管理は適切か等）を洗い出します。 1.2 経営者の頭の中にしかない情報を書き出し、見えるようにします。

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	組織体制を定めて、責任範囲及び責任者を決定し、周知するとともに、責任者の能力を向上するための体制を整備。
2	2	2	2	2	

【取組事項に関する法令・指針等】

家族経営協定の普及推進による家族農業経営の近代化について（平成7年2月7日付け7構改B第103号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長通知）
https://www.maff.go.jp/j/kokuji_tuti/tuti/pdf/t0000159.pdf

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	農場経営に必要な衛生管理、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の継続的改善に関わる要求事項を明確にし、それに沿った方針を策定するとともに、周知を実施。
3	3	3	3	3	

【取組事項に関する法令・指針等】

農業の「働き方改革」経営者向けガイド（平成30年3月20日農林水産省公表）
＜経営理念や目標を作る＞ 1.6 洗い出された課題を参考にしながら、かなえたい夢を考え、経営理念を作ります。それを達成するための具体的な数値目標（所得、生産量・作目の種類、農地、必要な人材・人数、労働時間、職場環境、技術・設備等への投資計画等）を設定します。

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	本ガイドラインに沿った農場の管理を実施するため、農場のルールの決定、ルールに基づく運営、実施状況の確認、必要に応じた見直しを実施。
4	4	4	4	4	

【取組事項に関する法令・指針等】

農業の「働き方改革」経営者向けガイド（平成30年3月20日農林水産省公表）
＜従業員の立場に立って、自らの経営を見つめ直す＞ 1.3 もし自分が従業員として入った場合にやりがいを持って働くことができるかという視点から自分の経営を客観的に検証してみます。 1.4 自分だけでは見えていない課題が見えるよう、自分以外の人（広い意味で右腕となるような人）の意見を聴いてみることもおすすめします。 ＜積極的に情報収集する＞ 1.5 今後の経営展開を考えるために必要となる市場の動向等や、最新技術、国の施策等について積極的に情報収集します。 ＜経営理念や目標を作る＞ 1.6 洗い出された課題を参考にしながら、かなえたい夢を考え、経営理念を作ります。それを達成するための具体的な数値目標（所得、生産量・作目の種類、農地、必要な人材・人数、労働時間、職場環境、技術・設備等への投資計画等）を設定します。

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	登録品種の種苗の適切な使用など知的財産の保護・活用。
5	5	5	6	5	

【取組事項に関する法令・指針等】

種苗法（平成10年法律第83号）（抜粋）

第4節 育成者権

（育成者権の発生及び存続期間）

第19条　育成者権は、品種登録により発生する。

2　育成者権の存続期間は、品種登録の日から二十五年(第四条第二項に規定する品種にあっては、三十年)とする。

（育成者権の効力）

第20条　育成者権者は、品種登録を受けている品種(以下「登録品種」という。)及び当該登録品種と特性により明確に区別されない品種を業として利用する権利を専有する。ただし、その育成者権について専用利用権を設定したときは、専用利用権者がこれらの品種を利用する権利を専有する範囲については、この限りでない。

2　登録品種の育成者権者は、当該登録品種に係る次に掲げる品種が品種登録された場合にこれらの品種の育成者が当該品種について有することとなる権利と同一の種類の権利を専有する。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

一　変異体の選抜、戻し交雑、遺伝子組換えその他の農林水産省令で定める方法により、登録品種の主たる特性を保持しつつ特性の一部を変化させて育成され、かつ、特性により当該登録品種と明確に区別できる品種

二　その品種の繁殖のため常に登録品種の植物体を交雑させる必要がある品種

3　登録品種が、前項第一号の農林水産省令で定める方法により、当該登録品種以外の品種の主たる特性を保持しつつ特性の一部を変化させて育成された品種である場合における同項及び次条第二項の規定の適用については、前項中「次に」とあるのは「第二号に」と、同条第二項中「前条第二項各号」とあるのは「前条第二項第二号」とする。

（育成者権の効力が及ばない範囲）

第21条 育成者権の効力は、次に掲げる行為には、及ばない。

一　新品種の育成その他の試験又は研究のためにする品種の利用

二　登録品種(登録品種と特性により明確に区別されない品種を含む。以下この項において同じ。)の育成をする方法についての特許権を有する者又はその特許につき専用実施権若しくは通常実施権を有する者が当該特許に係る方法により登録品種の種苗を生産し、又は当該種苗を調整し、譲渡の申出をし、譲渡し、輸出し、輸入し、若しくはこれらの行為をする目的をもって保管する行為

種苗法（平成10年法律第83号）（抜粋）

三　前号の特許権の消滅後において、同号の特許に係る方法により登録品種の種苗を生産し、又は当該種苗を調整し、譲渡の申出をし、譲渡し、輸出し、輸入し、若しくはこれらの行為をする目的をもって保管する行為

四　前二号の種苗を用いることにより得られる収穫物を生産し、譲渡若しくは貸渡しの申出をし、譲渡し、貸し渡し、輸出し、輸入し、又はこれらの行為をする目的をもって保管する行為

五　前号の収穫物に係る加工品を生産し、譲渡若しくは貸渡しの申出をし、譲渡し、貸し渡し、輸出し、輸入し、又はこれらの行為をする目的をもって保管する行為

2　農業を営む者で政令で定めるものが、最初に育成者権者、専用利用権者又は通常利用権者により譲渡された登録品種、登録品種と特性により明確に区別されない品種及び登録品種に係る前条第二項各号に掲げる品種(以下「登録品種等」と総称する。)の種苗を用いて収穫物を得、その収穫物を自己の農業経営において更に種苗として用いる場合には、育成者権の効力は、その更に用いた種苗、これを用いて得た収穫物及びその収穫物に係る加工品には及ばない。ただし、契約で別段の定めをした場合は、この限りでない。

3　前項の規定は、農林水産省令で定める栄養繁殖をする植物に属する品種の種苗を用いる場合は、適用しない。

4　育成者権者、専用利用権者若しくは通常利用権者の行為又は第一項各号に掲げる行為により登録品種等の種苗、収穫物又は加工品が譲渡されたときは、当該登録品種の育成者権の効力は、その譲渡された種苗、収穫物又は加工品の利用には及ばない。ただし、当該登録品種等の種苗を生産する行為、当該登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為については、この限りでない。

種苗法施行規則（平成 10 年農林水産省令第 83 号）（抜粋）

（農業を営む者の自家増殖に育成者権の効力が及ぶ栄養繁殖植物）

第 16 条　法第二十一条第三項の農林水産省令で定める栄養繁殖をする植物は、別表第三に掲げる種類に属する植物とする。

別表第三については以下のＵＲＬのとおり。

http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H10/H10F03701000083.html

特許法（昭和 34 年法律第 121 号）（抜粋）

第一節　特許権

（特許権の設定の登録）

第 66 条　特許権は、設定の登録により発生する。

2　第百七条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料の納付又はその納付の免除若しくは猶予があつたときは、特許権の設定の登録をする。

特許法（昭和 34 年法律第 121 号）（抜粋）

3　前項の登録があつたときは、次に掲げる事項を特許公報に掲載しなければならない。ただし、第五号に掲げる事項については、その特許出願について出願公開がされているときは、この限りでない。

一　特許権者の氏名又は名称及び住所又は居所

二　特許出願の番号及び年月日

三　発明者の氏名及び住所又は居所

四　願書に添付した明細書及び特許請求の範囲に記載した事項並びに図面の内容

五　願書に添付した要約書に記載した事項

六　特許番号及び設定の登録の年月日

七　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

4　第六十四条第三項の規定は、前項の規定により同項第五号の要約書に記載した事項を特許公報に掲載する場合に準用する。

（存続期間）

第 67 条　特許権の存続期間は、特許出願の日から二十年をもつて終了する。

2　前項に規定する存続期間は、特許権の設定の登録が特許出願の日から起算して五年を経過した日又は出願審査の請求があつた日から起算して三年を経過した日のいずれか遅い日（以下「基準日」という。）以後にされたときは、延長登録の出願により延長することができる。

3　前項の規定により延長することができる期間は、基準日から特許権の設定の登録の日までの期間に相当する期間から、次の各号に掲げる期間を合算した期間（これらの期間のうち重複する期間がある場合には、当該重複する期間を合算した期間を除いた期間）に相当する期間を控除した期間（以下「延長可能期間」という。）を超えない範囲内の期間とする。

一　その特許出願に係るこの法律（第三十九条第六項及び第五十条を除く。）、実用新案法若しくは工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）又はこれらの法律に基づく命令の規定による通知又は命令（特許庁長官又は審査官が行うものに限る。）があつた場合において当該通知又は命令を受けた場合に執るべき手続が執られたときにおける当該通知又は命令があつた日から当該執るべき手続が執られた日までの期間

二　その特許出願に係るこの法律又はこの法律に基づく命令（次号、第五号及び第十号において「特許法令」という。）の規定による手続を執るべき期間の延長があつた場合における当該手続を執るべき期間が経過した日から当該手続をした日までの期間

三　その特許出願に係る特許法令の規定による手続であつて当該手続を執るべき期間の定めがあるものについて特許法令の規定により出願人が当該手続を執るべき期間の経過後であつても当該手続を執ることができる場合において当該手続をしたときにおける当該手続を執るべき期間が経過した日から当該手続をした日までの期間

特許法（昭和 34 年法律第 121 号）（抜粋）

四　その特許出願に係るこの法律若しくは工業所有権に関する手続等の特例に関する法律又はこれらの法律に基づく命令（第八号及び第九号において「特許法関係法令」という。）の規定による処分又は通知について出願人の申出その他の行為により当該処分又は通知を保留した場合における当該申出その他の行為があつた日から当該処分又は通知を保留する理由がなくなつた日までの期間

五　その特許出願に係る特許法令の規定による特許料又は手数料の納付について当該特許料又は手数料の軽減若しくは免除又は納付の猶予の決定があつた場合における当該軽減若しくは免除又は納付の猶予に係る申請があつた日から当該決定があつた日までの期間

六　その特許出願に係る第三十八条の四第七項の規定による明細書等補完書の取下げがあつた場合における当該明細書等補完書が同条第三項の規定により提出された日から同条第七項の規定により当該明細書等補完書が取り下げられた日までの期間

七　その特許出願に係る拒絶査定不服審判の請求があつた場合における次のイからハまでに掲げる区分に応じて当該イからハまでに定める期間

イ　第百五十九条第三項（第百七十四条第二項において準用する場合を含む。）において準用する第五十一条の規定による特許をすべき旨の審決があつた場合　拒絶をすべき旨の査定の謄本の送達があつた日から当該審決の謄本の送達があつた日までの期間

ロ　第百六十条第一項（第百七十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による更に審査に付すべき旨の審決があつた場合　拒絶をすべき旨の査定の謄本の送達があつた日から当該審決の謄本の送達があつた日までの期間

ハ　第百六十三条第三項において準用する第五十一条の規定による特許をすべき旨の査定があつた場合　拒絶をすべき旨の査定の謄本の送達があつた日から当該特許をすべき旨の査定の謄本の送達があつた日までの期間

八　その特許出願に係る特許法関係法令の規定による処分について行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定による審査請求に対する裁決が確定した場合における当該審査請求の日から当該裁決の謄本の送達があつた日までの期間

九　その特許出願に係る特許法関係法令の規定による処分について行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の規定による訴えの判決が確定した場合における当該訴えの提起の日から当該訴えの判決が確定した日までの期間

十　その特許出願に係る特許法令の規定による手続が中断し、又は中止した場合における当該手続が中断し、又は中止した期間

4　第一項に規定する存続期間（第二項の規定により延長されたときは、その延長の期間を加えたもの。第六十七条の五第三項ただし書、第六十八条の二及び第百七条第一項において同じ。）は、その特許発明の実施について安全性の確保等を目的とする法律の規定による許可その他の処分であつて当該処分の目的、手続等からみて当該処分を的確に行うには相当の期間を要するものとして政令で定める

特許法（昭和 34 年法律第 121 号）（抜粋）

ものを受けることが必要であるために、その特許発明の実施をすることができない期間があつたときは、五年を限度として、延長登録の出願により延長することができる。

（存続期間の延長登録）

第 67 条の 2　前条第二項の延長登録の出願をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書を特許庁長官に提出しなければならない。

一　出願人の氏名又は名称及び住所又は居所

二　特許番号

三　延長を求める期間

四　特許出願の番号及び年月日

五　出願審査の請求があつた年月日

2　前項の願書には、経済産業省令で定めるところにより、同項第三号に掲げる期間の算定の根拠を記載した書面を添付しなければならない。

3　前条第二項の延長登録の出願は、特許権の設定の登録の日から三月（出願をする者がその責めに帰することができない理由により当該期間内に出願をすることができないときは、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）を経過する日までの期間（当該期間が九月を超えるときは、九月））以内にしなければならない。ただし、同条第一項に規定する存続期間の満了後は、することができない。

4　特許権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者と共同でなければ、前条第二項の延長登録の出願をすることができない。

5　前条第二項の延長登録の出願があつたときは、同条第一項に規定する存続期間は、延長されたものとみなす。ただし、その出願について拒絶をすべき旨の査定が確定し、又は次条第三項の延長登録があつたときは、この限りでない。

6　前条第二項の延長登録の出願があつたときは、第一項各号に掲げる事項を特許公報に掲載しなければならない。

第 67 条の 4　第四十七条第一項、第五十条、第五十二条及び第百三十九条（第七号を除く。）の規定は、第六十七条第二項の延長登録の出願の審査について準用する。この場合において、第百三十九条第六号中「不服を申し立てられた」とあるのは、「第六十七条第二項の延長登録の出願があつた特許権に係る特許出願の」と読み替えるものとする。

第 67 条の 5　第六十七条第四項の延長登録の出願をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書を特許庁長官に提出しなければならない。

一　出願人の氏名又は名称及び住所又は居所

二　特許番号

三　延長を求める期間（五年以下の期間に限る。）

四　第六十七条第四項の政令で定める処分の内容

特許法（昭和 34 年法律第 121 号）（抜粋）

2　前項の願書には、経済産業省令で定めるところにより、延長の理由を記載した資料を添付しなければならない。

3　第六十七条第四項の延長登録の出願は、同項の政令で定める処分を受けた日から政令で定める期間内にしなければならない。ただし、同条第一項に規定する存続期間の満了後は、することができない。

4　第六十七条の二第四項から第六項までの規定は、第六十七条第四項の延長登録の出願について準用する。この場合において、第六十七条の二第五項ただし書中「次条第三項」とあるのは「第六十七条の七第三項」と、同条第六項中「第一項各号」とあるのは「第六十七条の五第一項各号」と読み替えるものとする。

第 67 条の 6　第六十七条第四項の延長登録の出願をしようとする者は、同条第一項に規定する存続期間の満了前六月の前日までに同条第四項の政令で定める処分を受けることができないと見込まれるときは、次に掲げる事項を記載した書面をその日までに特許庁長官に提出しなければならない。

一　出願をしようとする者の氏名又は名称及び住所又は居所

二　特許番号

三　第六十七条第四項の政令で定める処分

2　前項の規定により提出すべき書面を提出しないときは、第六十七条第一項に規定する存続期間の満了前六月以後に同条第四項の延長登録の出願をすることができない。

3　第一項に規定する書面が提出されたときは、同項各号に掲げる事項を特許公報に掲載しなければならない。

4　第一項の規定により同項に規定する書面を提出する者がその責めに帰することができない理由により同項に規定する日までにその書面を提出することができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、一月）以内で同項に規定する日の後二月以内にその書面を特許庁長官に提出することができる。

第 67 条の 8　第六十七条の四前段の規定は、第六十七条第四項の延長登録の出願の審査について準用する。この場合において、第六十七条の四前段中「第七号」とあるのは、「第六号及び第七号」と読み替えるものとする。

（特許権の効力）

第 68 条　特許権者は、業として特許発明の実施をする権利を専有する。ただし、その特許権について専用実施権を設定したときは、専用実施権者がその特許発明の実施をする権利を専有する範囲については、この限りでない。

（第 67 条第 4 項の規定により存続期間が延長された場合の特許権の効力）

第 68 条の 2　第六十七条第四項の規定により同条第一項に規定する存続期間が延長された場合（第六十七条の五第四項において準用する第六十七条の二第五項本

特許法（昭和 34 年法律第 121 号）（抜粋）

文の規定により延長されたものとみなされた場合を含む。）の当該特許権の効力は、その延長登録の理由となつた第六十七条第四項の政令で定める処分の対象となつた物（その処分においてその物の使用される特定の用途が定められている場合にあつては、当該用途に使用されるその物）についての当該特許発明の実施以外の行為には、及ばない。

（特許権の効力が及ばない範囲）

第 69 条　特許権の効力は、試験又は研究のためにする特許発明の実施には、及ばない。

2　特許権の効力は、次に掲げる物には、及ばない。

一　単に日本国内を通過するに過ぎない船舶若しくは航空機又はこれらに使用する機械、器具、装置その他の物

二　特許出願の時から日本国内にある物

3　二以上の医薬（人の病気の診断、治療、処置又は予防のため使用する物をいう。以下この項において同じ。）を混合することにより製造されるべき医薬の発明又は二以上の医薬を混合して医薬を製造する方法の発明に係る特許権の効力は、医師又は歯科医師の処方せんにより調剤する行為及び医師又は歯科医師の処方せんにより調剤する医薬には、及ばない。

（特許発明の技術的範囲）

第 70 条　特許発明の技術的範囲は、願書に添付した特許請求の範囲の記載に基づいて定めなければならない。

2　前項の場合においては、願書に添付した明細書の記載及び図面を考慮して、特許請求の範囲に記載された用語の意義を解釈するものとする。

3　前二項の場合においては、願書に添付した要約書の記載を考慮してはならない。

商標法（昭和 34 年法律第 127 号）（抜粋）

第一節　商標権

（商標権の設定の登録）

第 18 条　商標権は、設定の登録により発生する。

2　第四十条第一項の規定による登録料又は第四十一条の二第一項の規定により商標登録をすべき旨の査定若しくは審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に納付すべき登録料の納付があつたときは、商標権の設定の登録をする。

3　前項の登録があつたときは、次に掲げる事項を商標公報に掲載しなければならない。

一　商標権者の氏名又は名称及び住所又は居所

二　商標登録出願の番号及び年月日

三　願書に記載した商標

四　指定商品又は指定役務

商標法（昭和 34 年法律第 127 号）（抜粋）

五　登録番号及び設定の登録の年月日
六　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

4　特許庁長官は、前項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した商標公報（以下「商標掲載公報」という。）の発行の日から二月間、特許庁において出願書類及びその附属物件を公衆の縦覧に供しなければならない。ただし、個人の名誉又は生活の平穏を害するおそれがある書類又は物件及び公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある書類又は物件であつて、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるものについては、この限りでない。

5　特許庁長官は、個人の名誉又は生活の平穏を害するおそれがある書類又は物件であつて、前項ただし書の規定により特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるもの以外のものを縦覧に供しようとするときは、当該書類又は物件を提出した者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。

（存続期間）

第 19 条　商標権の存続期間は、設定の登録の日から十年をもつて終了する。

2　商標権の存続期間は、商標権者の更新登録の申請により更新することができる。

3　商標権の存続期間を更新した旨の登録があつたときは、存続期間は、その満了の時に更新されるものとする。

（存続期間の更新登録の申請）

第 20 条　商標権の存続期間の更新登録の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を特許庁長官に提出しなければならない。

一　申請人の氏名又は名称及び住所又は居所
二　商標登録の登録番号
三　前二号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

2　更新登録の申請は、商標権の存続期間の満了前六月から満了の日までの間にしなければならない。

3　商標権者は、前項に規定する期間内に更新登録の申請をすることができないときは、その期間が経過した後であつても、経済産業省令で定める期間内にその申請をすることができる。

4　商標権者が前項の規定により更新登録の申請をすることができる期間内に、その申請をしないときは、その商標権は、存続期間の満了の時にさかのぼつて消滅したものとみなす。

（商標権の回復）

第 21 条　前条第四項の規定により消滅したものとみなされた商標権の原商標権者は、同条第三項の規定により更新登録の申請をすることができる期間内にその申請ができなかつたことについて正当な理由があるときは、経済産業省令で定める期間内に限り、その申請をすることができる。

商標法（昭和 34 年法律第 127 号）（抜粋）

2　前項の規定による更新登録の申請があつたときは、存続期間は、その満了の時にさかのぼつて更新されたものとみなす。

（回復した商標権の効力の制限）

第 22 条　前条第二項の規定により回復した商標権の効力は、第二十条第三項に規定する更新登録の申請をすることができる期間の経過後前条第一項の申請により商標権の存続期間を更新した旨の登録がされる前における次に掲げる行為には、及ばない。

一　当該指定商品又は指定役務についての当該登録商標の使用

二　第三十七条各号に掲げる行為

（存続期間の更新の登録）

第 23 条　第四十条第二項の規定による登録料又は第四十一条の二第七項の規定により更新登録の申請と同時に納付すべき登録料の納付があつたときは、商標権の存続期間を更新した旨の登録をする。

2　第二十条第三項又は第二十一条第一項の規定により更新登録の申請をする場合は、前項の規定にかかわらず、第四十条第二項の規定による登録料及び第四十三条第一項の規定による割増登録料又は第四十一条の二第七項の規定により更新登録の申請と同時に納付すべき登録料及び第四十三条第二項の規定による割増登録料の納付があつたときに、商標権の存続期間を更新した旨の登録をする。

3　前二項の登録があつたときは、次に掲げる事項を商標公報に掲載しなければならない。

一　商標権者の氏名又は名称及び住所又は居所

二　登録番号及び更新登録の年月日

三　前二号に掲げるもののほか、必要な事項

（商標権の効力）

第 25 条　商標権者は、指定商品又は指定役務について登録商標の使用をする権利を専有する。ただし、その商標権について専用使用権を設定したときは、専用使用権者がその登録商標の使用をする権利を専有する範囲については、この限りでない。

（商標権の効力が及ばない範囲）

第 26 条　商標権の効力は、次に掲げる商標（他の商標の一部となつているものを含む。）には、及ばない。

一　自己の肖像又は自己の氏名若しくは名称若しくは著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称を普通に用いられる方法で表示する商標

二　当該指定商品若しくはこれに類似する商品の普通名称、産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、形状、生産若しくは使用の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格又は当該指定商品に類似する役務の普通名称、提供

商標法（昭和 34 年法律第 127 号）（抜粋）

の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、態様、提供の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格を普通に用いられる方法で表示する商標

三　当該指定役務若しくはこれに類似する役務の普通名称、提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、態様、提供の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格又は当該指定役務に類似する商品の普通名称、産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、形状、生産若しくは使用の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格を普通に用いられる方法で表示する商標

四　当該指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について慣用されている商標

五　商品等が当然に備える特徴のうち政令で定めるもののみからなる商標

六　前各号に掲げるもののほか、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができる態様により使用されていない商標

2　前項第一号の規定は、商標権の設定の登録があつた後、不正競争の目的で、自己の肖像又は自己の氏名若しくは名称若しくは著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称を用いた場合は、適用しない。

3　商標権の効力は、次に掲げる行為には、及ばない。ただし、その行為が不正競争の目的でされない場合に限る。

一　特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成二十六年法律第八十四号。以下この項において「特定農林水産物等名称保護法」という。）第三条第一項（特定農林水産物等名称保護法第三十条において読み替えて適用する場合を含む。次号及び第三号において同じ。）の規定により特定農林水産物等名称保護法第六条の登録に係る特定農林水産物等名称保護法第二条第二項に規定する特定農林水産物等（当該登録に係る特定農林水産物等を主な原料又は材料として製造され、又は加工された同条第一項に規定する農林水産物等を含む。次号及び第三号において「登録に係る特定農林水産物等」という。）又はその包装に同条第三項に規定する地理的表示（次号及び第三号において「地理的表示」という。）を付する行為

二　特定農林水産物等名称保護法第三条第一項の規定により登録に係る特定農林水産物等又はその包装に地理的表示を付したものを譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為

三　特定農林水産物等名称保護法第三条第一項の規定により登録に係る特定農林水産物等に関する広告、価格表若しくは取引書類に地理的表示を付して展示し、若しくは頒布し、又はこれらを内容とする情報に地理的表示を付して電磁的方法により提供する行為

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成 26 年法律第 84 号）（抜粋）

第 2 条　この法律において「農林水産物等」とは、次に掲げる物をいう。ただし、酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二条第一項に規定する酒類並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品、同条第二項に規定する医薬部外

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成 26 年法律第 84 号）（抜粋）

品、同条第三項に規定する化粧品及び同条第九項に規定する再生医療等製品に該当するものを除く。

一　農林水産物（食用に供されるものに限る。）

二　飲食料品（前号に掲げるものを除く。）

三　農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）であって、政令で定めるもの

四　農林水産物を原料又は材料として製造し、又は加工したもの（第二号に掲げるものを除く。）であって、政令で定めるもの

2　この法律において「特定農林水産物等」とは、次の各号のいずれにも該当する農林水産物等をいう。

一　特定の場所、地域又は国を生産地とするものであること。

二　品質、社会的評価その他の確立した特性（以下単に「特性」という。）が前号の生産地に主として帰せられるものであること。

3　この法律において「地理的表示」とは、特定農林水産物等の名称（当該名称により前項各号に掲げる事項を特定することができるものに限る。）の表示をいう。

4　この法律において「生産」とは、農林水産物等が出荷されるまでに行われる一連の行為のうち、農林水産物等に特性を付与し、又は農林水産物等の特性を保持するために行われる行為をいい、「生産地」とは、生産が行われる場所、地域又は国をいい、「生産業者」とは、生産を業として行う者をいう。

5　この法律において「生産者団体」とは、生産業者を直接又は間接の構成員（以下単に「構成員」という。）とする団体（法人でない団体にあっては代表者又は管理人の定めのあるものに限り、法令又は定款その他の基本約款において、正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の定めのあるものに限る。）であって、農林水産省令で定めるものをいう。

6　この法律において「生産行程管理業務」とは、生産者団体が行う次に掲げる業務をいう。

一　農林水産物等について第七条第一項第二号から第八号までに掲げる事項を定めた明細書（以下単に「明細書」という。）の作成又は変更を行うこと。

二　明細書を作成した農林水産物等について当該生産者団体の構成員たる生産業者が行うその生産が当該明細書に適合して行われるようにするため必要な指導、検査その他の業務を行うこと。

三　前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（地理的表示）

第 3 条　第六条の登録（次項（第二号を除く。）及び次条第一項において単に「登録」という。）に係る特定農林水産物等を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する者は、当該特定農林水産物等又はその包装若しくは容器若しくは広告、価格表若しくは取引書類（電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をい

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成 26 年法律第 84 号）（抜粋）

う。）により提供されるこれらを内容とする情報を含む。）（以下「包装等」という。）に地理的表示を使用することができる。

2　前項の規定による場合を除き、何人も、登録に係る特定農林水産物等が属する区分（確立された農林水産物等に関する国際分類その他の事情を勘案して農林水産大臣が定める農林水産物等の区分をいう。以下同じ。）に属する農林水産物等若しくはこれを主な原料若しくは材料として製造され、若しくは加工された農林水産物等又はこれらの包装等に当該特定農林水産物等に係る地理的表示又はこれに類似する表示若しくはこれと誤認させるおそれのある表示（以下この項及び第五条第一号において「類似等表示」という。）を使用してはならない。ただし、次に掲げる場合には、この限りでない。

一　登録に係る特定農林水産物等を主な原料若しくは材料として製造され、若しくは加工された農林水産物等又はその包装等に当該特定農林水産物等に係る地理的表示又は類似等表示を使用する場合

二　第六条の登録の日（当該登録に係る第七条第一項第三号に掲げる事項について第十六条第一項の変更の登録があった場合にあっては、当該変更の登録の日。次号及び第四号において同じ。）前の商標登録出願（不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をもって当該出願に係る商標の使用（商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第二条第三項に規定する使用をいう。以下この号及び次号において同じ。）をする目的で行われたものを除く。）に係る登録商標（同法第二条第五項に規定する登録商標をいう。以下同じ。）に係る商標権者その他同法の規定により当該登録商標の使用をする権利を有する者が、その商標登録に係る指定商品又は指定役務（同法第六条第一項の規定により指定した商品又は役務をいう。）について当該登録商標の使用をする場合

三　登録の日前から商標法その他の法律の規定により商標の使用をする権利を有している者が、当該権利に係る商品又は役務について当該権利に係る商標の使用をする場合（前号に掲げる場合を除く。）

四　登録の日前から不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく登録に係る特定農林水産物等が属する区分に属する農林水産物等若しくはその包装等に当該特定農林水産物等に係る地理的表示と同一の名称の表示若しくは類似等表示を使用していた者及びその業務を承継した者が継続して、又はこれらの者から直接若しくは間接に当該農林水産物等（これらの表示が付されたもの又はその包装、容器若しくは送り状にこれらの表示が付されたものに限る。）を譲り受け、若しくはその引渡しを受けた者が、当該農林水産物等又はその包装等にこれらの表示を使用する場合（当該特定農林水産物等の登録の日から起算して七年を経過する日以後は、当該農林水産物等の生産地の全部が当該特定農林水産物等の生産地内にある場合であって、当該農林水産物等に当該特定農林水産物等との混同を防ぐのに適当な表示がなされているときに限る。）

五　前各号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める場合

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成 26 年法律第 84 号）（抜粋）

第 13 条　農林水産大臣は、次に掲げる場合には、登録を拒否しなければならない。

一　生産者団体について次のいずれかに該当するとき。

イ　第二十二条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しないとき。

ロ　その役員（法人でない生産者団体の代表者又は管理人を含む。(2) において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるとき。

(1)　この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

(2)　第二十二条第一項の規定により登録を取り消された生産者団体において、その取消しの日前三十日以内にその役員であった者であって、その取消しの日から二年を経過しない者

二　生産行程管理業務について次のいずれかに該当するとき。

イ　第七条第二項の規定により同条第一項の申請書に添付された明細書に定められた同項第二号から第八号までに掲げる事項が、当該申請書に記載されたこれらの事項に適合していないとき。

ロ　生産行程管理業務規程で定める生産行程管理業務の方法が、当該生産者団体の構成員たる生産業者が行うその生産が明細書に適合して行われるようにすることを確保するために必要なものとして農林水産省令で定める基準に適合していないとき。

ハ　生産者団体が生産行程管理業務を適確かつ円滑に実施するに足りる経理的基礎を有しないとき。

ニ　生産行程管理業務の公正な実施を確保するため必要な体制が整備されていると認められないとき。

三　登録の申請に係る農林水産物等（次号において「申請農林水産物等」という。）について次のいずれかに該当するとき。

イ　特定農林水産物等でないとき。

ロ　その全部又は一部が登録に係る特定農林水産物等のいずれかに該当するとき。

四　申請農林水産物等の名称について次のいずれかに該当するとき。

イ　普通名称であるとき、その他当該申請農林水産物等について第二条第二項各号に掲げる事項を特定することができない名称であるとき。

ロ　次に掲げる登録商標と同一又は類似の名称であるとき。

(1)　申請農林水産物等又はこれに類似する商品に係る登録商標

(2)　申請農林水産物等又はこれに類似する商品に関する役務に係る登録商標

2　前項（第四号ロに係る部分に限る。）の規定は、次の各号のいずれかに該当する生産者団体が同項第四号ロに規定する名称の農林水産物等について登録の申請をする場合には、適用しない。

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成 26 年法律第 84 号）（抜粋）

一　前項第四号ロに規定する登録商標に係る商標権者たる生産者団体（当該登録商標に係る商標権について専用使用権が設定されているときは、同号ロに規定する名称の農林水産物等についての登録をすることについて当該専用使用権の専用使用権者の承諾を得ている場合に限る。）

二　前項第四号ロに規定する登録商標に係る商標権について専用使用権が設定されている場合における当該専用使用権の専用使用権者たる生産者団体（同号ロに規定する名称の農林水産物等についての登録をすることについて次に掲げる者の承諾を得ている場合に限る。）

イ　当該登録商標に係る商標権者

ロ　当該生産者団体以外の当該専用使用権の専用使用権者

三　前項第四号ロに規定する名称の農林水産物等についての登録をすることについて同号ロに規定する登録商標に係る商標権者の承諾を得ている生産者団体（当該登録商標に係る商標権について専用使用権が設定されているときは、当該農林水産物等についての登録をすることについて当該専用使用権の専用使用権者の承諾を得ている場合に限る。）

3　農林水産大臣は、第一項の規定により登録を拒否したときは、登録の申請をした生産者団体に対し、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	農場の管理を実証するために必要な記録の内容とその保管期間を特定し、記録を作成・保存。
7	7	7	8	7	

【取組事項に関する法令・指針等】

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）

第 3 条　食品等事業者（食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること若しくは器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することを営む人若しくは法人又は学校、病院その他の施設において継続的に不特定若しくは多数の者に食品を供与する人若しくは法人をいう。以下同じ。）は、その採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、販売し、不特定若しくは多数の者に授与し、又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装（以下「販売食品等」という。）について、自らの責任においてそれらの安全性を確保するため、販売食品等の安全性の確保に係る知識及び技術の習得、販売食品等の原材料の安全性の確保、販売食品等の自主検査の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2　食品等事業者は、販売食品等に起因する食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、当該食品等事業者に対して販売食品等又はその原材料の販売を行つた者の名称その他必要な情報に関する記録を作成し、これを保存するよう努めなければならない。

3　食品等事業者は、販売食品等に起因する食品衛生上の危害の発生を防止するため、前項に規定する記録の国、都道府県等への提供、食品衛生上の危害の原因となつた販売食品等の廃棄その他の必要な措置を適確かつ迅速に講ずるよう努めなければならない。

食品衛生法第 1 条の 3 第 2 項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存について（平成 15 年 8 月 29 日付け食安発第 0829001 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）（抜粋）

（別添）食品衛生法第 1 条の 3 第 2 項の食品等事業者の記録の作成及び保存に係る指針（ガイドライン）（抜粋）

第 1　指針（ガイドライン）の趣旨

この指針（ガイドライン）は、食品衛生法（以下「法」という。）第 1 条の 3 第 2 項に規定する食品等事業者の記録の作成及び保存に係る責務について、都道府県、保健所設置市及び特別区の食品等事業者に対する指導に資するため、食品等（食品及び添加物をいう。以下同じ。）の流通の実態等も踏まえ、食品等事業者に求める記録の作成及び保存の基本的な内容を明確化し、食品等事業者における実施を推進するものである。

第 3　作成・保存に係る基本的事項

1　対象事業者

食品衛生法第1条の3第2項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存について（平成15年8月29日付け食安発第0829001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）（抜粋）

指針（ガイドライン）において記録の作成・保存に係る必要な事項を示す食品等事業者は、食品供給行程（フードチェーン）の段階に応じて以下のとおりとする。

・生産段階：食品の原料又は材料として使用する農林水産物の生産者
・製造、加工段階：食品等の製造業者及び加工業者
・流通段階：食品等の保管業者（倉庫業者など）、卸売業者、輸入業者
・小売段階：小売業者、飲食店営業者

注3　以下に掲げる中小規模の事業者については、その実施可能性及び食中毒発生時の影響の大きさを考慮して、記録の作成・保存についてはすべて第4における「△：記録の作成・保存が期待される事項」として整理する。

①　生産者・製造業者・加工業者・保管業者については資本・出資額3億円以下又は従業員300人以下
②　卸売業者・輸入業者については資本・出資額1億円以下又は従業員100人以下
③　小売業者については資本・出資額5000万円以下又は従業員50人以下
④　飲食店営業者については資本・出資額3億円以下又は従業員300人以下

2　記録の作成・保存の方法

(1) 基本的な記録事項

以下の事項を仕入元及び出荷・販売先に係る基本的な記録事項とする。（具体的には4を参照）

・仕入年月日
・仕入元の名称及び所在地
・食品等の品名
・ロット確認が可能な情報（年月日表示又はロット番号）
・出荷又は販売年月日（小売段階においては不要）
・出荷又は販売相手先の名称及び所在地（小売段階においては不要）

(2) 記録書類

記録事項の確認が可能な書類（電磁的記録によるものを含む。以下同じ。）であれば良く、専用の帳簿を作成する必要はない。

仕入又は販売台帳、注文書、契約書、送り状、領収書、輸入時における食品等輸入届出書控等、他の目的の為に作成する仕入・出荷・販売の記録に係る書類でも差し支えない。

3　記録の保存期間

食品衛生法第1条の3第2項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存について（平成15年8月29日付け食安発第0829001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）（抜粋）

記録の保存期間は、当該業者が取扱う食品等の流通実態（消費期限又は賞味期限）に応じて合理的な期間を設定することを基本とする。なお、多種多様な食品を仕入、出荷、販売等する事業者であって流通実態に応じた保存期間の設定が困難な場合については、その区分毎に次の期間を参考として設定する。

・生産段階：販売後1～3年間

（以下略）

4　記録保存事項

記録保存事項は以下のとおりとする。

○：可能な限り記録の作成保存に努めるべき事項

△：記録の作成保存が期待される事項

（略）

(1) 農林水産物の生産者

○	生産品の品名、生産品の出荷又は販売先の名称及び所在地、出荷又は販売年月日、法第7条の規格基準（微生物、残留農薬等）への適合に係る検査を実施した場合の当該記録、出荷量又は販売量（出荷又は販売先毎、1回又は1日毎）

食品表示法（平成25年法律第70号）（抜粋）

（定義）

第2条　この法律において「食品」とは、全ての飲食物（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品、同条第二項に規定する医薬部外品及び同条第九項に規定する再生医療等製品を除き、食品衛生法第四条第二項に規定する添加物（第四条第一項第一号及び第十一条において単に「添加物」という。）を含む。）をいう。

2　この法律において「酒類」とは、酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二条第一項に規定する酒類をいう。

3　この法律において「食品関連事業者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　食品の製造、加工（調整及び選別を含む。）若しくは輸入を業とする者（当該食品の販売をしない者を除く。）又は食品の販売を業とする者（以下「食品関連事業者」という。）

二　前号に掲げる者のほか、食品の販売をする者

（以下略）

食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）（抜粋）

（食品表示基準の策定等）

第 4 条　内閣総理大臣は、内閣府令で、食品及び食品関連事業者等の区分ごとに、次に掲げる事項のうち当該区分に属する食品を消費者が安全に摂取し、及び自主的かつ合理的に選択するために必要と認められる事項を内容とする販売の用に供する食品に関する表示の基準を定めなければならない。

一　名称、アレルゲン（食物アレルギーの原因となる物質をいう。第六条第八項及び第十一条において同じ。）、保存の方法、消費期限（食品を摂取する際の安全性の判断に資する期限をいう。第六条第八項及び第十一条において同じ。）、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が食品の販売をする際に表示されるべき事項

二　表示の方法その他前号に掲げる事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項

2～3　（略）

4　農林水産大臣は、第一項の規定により販売の用に供する食品に関する表示の基準が定められることにより、当該基準に係る食品（酒類を除く。）の生産若しくは流通の円滑化又は消費者の需要に即した当該食品の生産の振興が図られると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該基準の案を添えて、その策定を要請することができる。

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）（抜粋）

（帳簿の備付け）

第 52 条　第三条第一項の規定により基準又は規格が定められた飼料又は飼料添加物の製造業者又は輸入業者は、当該飼料又は飼料添加物を製造し、又は輸入したときは、遅滞なく、その名称、数量その他農林水産省令で定める事項を帳簿に記載しなければならない。

2　前項に規定する飼料又は飼料添加物の製造業者、輸入業者又は販売業者は、当該飼料又は飼料添加物を譲り受け、又は譲り渡したときは、その都度その名称、数量、年月日、相手方の氏名又は名称その他農林水産省令で定める事項を帳簿に記載しなければならない。

3　前二項の帳簿は、二年以上で農林水産省令で定める期間保存しなければならない。

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	農場の基本情報及びコーデックス規格の HACCP の考え方に沿って、食品安全（品質を含む）に関する危害要因について危害要因分析を実施し、食品安全上のリスクが高いと判断した危害要因について、危害要因による汚染を防止・低減する対策を実施するための農場のルールの設定及びこれに基づく対策の実施、検証、見直しを実施。
8	8	8	9	8	

【取組事項に関する法令・指針等】

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）（抜粋）

（食品関連事業者の責務）

第八条　肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材、食品（その原料又は材料として使用される農林水産物を含む。）若しくは添加物（食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四条第二項に規定する添加物をいう。）又は器具（同条第四項に規定する器具をいう。）若しくは容器包装（同条第五項に規定する容器包装をいう。）の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者（以下「食品関連事業者」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって、自らが食品の安全性の確保について第一義的責任を有していることを認識して、食品の安全性を確保するために必要な措置を食品供給行程の各段階において適切に講ずる責務を有する。

2　前項に定めるもののほか、食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る食品その他の物に関する正確かつ適切な情報の提供に努めなければならない。

3　前二項に定めるもののほか、食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する食品の安全性の確保に関する施策に協力する責務を有する。

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）（抜粋）

第 6 条　次に掲げる食品又は添加物は、これを販売し(不特定又は多数の者に授与する販売以外の場合を含む。以下同じ。)、又は販売の用に供するために、採取し、製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

一　腐敗し、若しくは変敗したもの又は未熟であるもの。ただし、一般に人の健康を損なうおそれがなく飲食に適すると認められているものは、この限りでない。

二　有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは付着し、又はこれらの疑いがあるもの。ただし、人の健康を損なうおそれがない場合として厚生労働大臣が定める場合においては、この限りでない。

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）（抜粋）

三　病原微生物により汚染され、又はその疑いがあり、人の健康を損なうおそれがあるもの。

四　不潔、異物の混入又は添加その他の事由により、人の健康を損なうおそれがあるもの。

生鮮野菜を衛生的に保つために（第 2 版）-栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針-（平成 23 年 6 月策定、令和 3 年 7 月最終改訂）（抜粋）

Ⅱ　生鮮野菜の衛生管理

1. 野菜の栽培から出荷までの各工程における対策

(3) 栽培等に使う農機具や収穫容器、資材の管理

①収穫する野菜に直接触れるハサミやナイフ等の農具は、使ったその日のうちに洗い、必要に応じて消毒剤（例えば、消毒用アルコールや塩素系消毒剤）で消毒する。野菜に直接触れることのない農具も、使用後に汚れを取るなどにより、清潔に保つ。

②繰り返し使われるコンテナ等の収穫容器は、定期的に洗う、地面に直接触れないようシートを敷く、容器の中に敷物を入れて使うなどにより、清潔に保つ。収穫容器は出荷に使うものと分けることが望ましい。

③農具や収穫容器は、

・他の目的には使わない。

・動物ふん等の汚物や家畜ふん堆肥（堆肥）、土などに触れた時などには洗い、必要に応じて消毒する。

・長く保管され、ほこり等が付いていれば、使う前に洗い落す。

・特に、収穫する野菜や収穫物に直接触れる農具や収穫容器の洗浄には、水道水等の飲用に適する水、水質検査※で安全性を確認した水又は消毒した水を使うことが望ましい。洗った後には、必要に応じて消毒する。

※ 少なくとも大腸菌を検査しましょう。飲用井戸等の水質検査の項目（約 13 項目）は、自治体によって異なりますが、大腸菌は、100 ml 中から検出されないことが基準になっています。

④トラクターや運搬車両等の農機は、表面に付いた汚物や堆肥、野菜残さなどを洗い流す又は取り除くことにより、清潔に保つ。

⑤収穫物を運搬する車両の管理（16 ページを参照）を行う。

⑥農機具や収穫容器、ビニールシートやマルチフィルムなどの資材は、清潔な場所に置く、箱に入れる、シートをかぶせるなどにより、汚物や堆肥、土、食中毒を起こす微生物を運ぶおそれのある動物や虫（例えば、 ねずみやハエ）等に触れないように保管する。

(4) 収穫

①農機具や収穫容器の管理（12～13 ページを参照）、作業者の健康・衛生管理（22～23 ページを参照）を行う。

②収穫作業では、

生鮮野菜を衛生的に保つために（第２版）-栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針-（平成 23 年６月策定、令和３年７月最終改訂）（抜粋）

・収穫物の入った容器を直に地面に置かない、清潔な シートをかぶせるなどにより、収穫物が汚物や家畜 ふん堆肥、土（根菜等の場合を除く）、食中毒を起こす微生物を運ぶおそれのある動物や虫（例えば、ねずみやハエ）等に触れないようにする。

・収穫物は、遮熱シートで覆う、直射日光が当たらない場所に速やかに移すなどにより、高温とならないようにする。

・傷みや虫食いなどがあるために出荷できないものは、分別する。

・野鳥や野生動物のふんで汚れた野菜は、他の収穫物と混ぜずに廃棄する。

③収穫物の品質を保つための葉水など収穫時に水を使う場合には、水道水等の飲用に適する水、水質検査※で安全性を確認した水又は消毒した水を使う。

※ 少なくとも大腸菌を検査しましょう。飲用井戸等の水質検査の項目（約 13 項目）は、自治体によって異なりますが、大腸菌は、100 ml 中から検出されないことが基準になっています。

（5）調製

①器具や包装資材の管理（12～13 ページを参照）、設備の管理（19～20 ページを参照）、作業者の健康・衛生 管理（22～23 ページを参照）を行う。

②調製作業では、

野菜の乾拭きやブラッシングには、清潔な布やブラシを使う。

品目に応じて、野菜を傷付けないよう注意しながら、野菜の傷んだ部分を取り除いたり、土を取り除いたりする。

③収穫後の野菜※1を洗う場合には、水道水等の飲用に適する水、水質検査※2で安全性を確認した水又は消毒 した水を使う。

※1 皮を剥いてから食べられる大根などのように、直接可食部に水がかからないものは除きます。

※2 少なくとも大腸菌を検査しましょう。飲用井戸等の水質検査の項目（約 13 項目）は、自治体によって異なりますが、大腸菌は、100 ml 中から検出されないことが基準になっています。

④調製済みの野菜は、品質が低下しないよう適切な温度に保つ。

（6）出荷

①野菜の運搬には、

・定期的に清掃され、汚物や家畜ふん堆肥、廃棄物など野菜を汚染させるおそれがあるものを運んでいない車両を使う。

・やむを得ず、これらを運搬した車両を使う場合は、荷台をよく洗うとともに、清潔なシートを敷く、収穫物を容器等に入れるなどにより、収穫物が荷台に直接触れないようにする。

②野菜の運搬には、

生鮮野菜を衛生的に保つために（第２版）-栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針-（平成 23 年６月策定、令和３年７月最終改訂）（抜粋）

・定期的に清掃され、汚物や家畜ふん堆肥、廃棄物など野菜を汚染させるおそれがあるものを運んでいない車両を使う。
・やむを得ず、これらを運搬した車両を使う場合は、荷台をよく洗うとともに、清潔なシートを敷く、収穫物を容器等に入れるなどにより、収穫物が荷台に直接触れないようにする。

③幌（ほろ）などの覆いがない車両を使う場合には、シートで荷台を覆うなど野菜が雨水やほこりで汚れないようにする。
④輸送中の野菜は、品質が低下しないよう適切な温度に保つ。
⑤出荷を運送会社に依頼する場合にも、これらの事項を守ってもらう。

2．野菜の栽培環境や関連施設の管理

（1）ほ場又は栽培施設

①排水溝を設けるなどにより、大雨時にほ場や施設の外の水が流れ込むのをできるだけ防ぐとともに、速やかに排水するよう努める。
②ビニールハウスやガラス温室等の施設を使う場合は、食中毒を起こす微生物を運ぶおそれのある動物や虫（例えば、ねずみやハエ）が施設に入らないように、ネットの設置や壊れた部分の修理などをする。
③犬や猫などのペットも、食中毒を起こす微生物を持っている可能性があるので、ほ場や施設に入れない。
④施設内を定期的に点検し、これらの動物の侵入が見つかった場合には、適宜駆除するとともに、ふん便等で汚染されていれば清掃・消毒する。
⑤使わない農機や資材、野菜残さ等の廃棄物は、栽培中のほ場や施設、その周辺に放置せず、食中毒を起こす微生物を運ぶおそれのある動物や虫（例えば、ねずみ やハエ）を引き寄せない場所で保管・処理する。

（3）調製・出荷施設

①排水溝を設ける、凹凸のない床にするなどにより、水はけをよくすることが望ましい。また、機械や器具を置く場合には、作業者の動線をできるだけ単純化し、作業や掃除の妨げにならないように置く。
②食中毒を起こす微生物を運ぶおそれのある動物や虫（例えば、ねずみやハエ）が施設に入らないように、壊れた部分の修理などをする。
③施設内を定期的に点検し、これらの動物の侵入が見つかった場合には、適宜駆除するとともに、ふん便等で汚染されていれば清掃・消毒する。
④作業の後、施設内を整理整頓するとともに、施設や設備を清掃する。
⑤使わない器具や資材、野菜残さ等の廃棄物は、施設やその周りに放置せず、食中毒を起こす微生物を運ぶおそれのある動物や虫（例えば、ねずみやハエ）を引き寄せない場所で保管・処理する。
⑥低温保管の施設は、
・壁などに結露した水滴が野菜に触れないようにする。

生鮮野菜を衛生的に保つために（第２版）-栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針-（平成 23 年６月策定、令和３年７月最終改訂）（抜粋）

・設定した温度が保たれているか確認する。
・飲食物などの作業に関係のないものを入れない。

3．野菜を取り扱う作業者の健康及び衛生管理

①ほ場や各施設の管理者は、作業前に、下痢、おう吐、発熱、黄疸等の作業者の健康状態を点検する。作業者にこれらの症状があり、感染症にかかっていると疑われる場合は、野菜に直接触れる作業をさせない。

②作業者の身体を清潔に保つため、

・作業を始める前や、家畜ふん等の汚物や家畜ふん堆肥（堆肥）などを扱った後、トイレの後など、必要な時に石けんで手を洗う。手を洗った後には、必要に応じて消毒剤（例えば、消毒用アルコール）で手指を消毒する。
・爪は短く清潔にし、手指に傷があれば、絆創膏等を貼り、必要に応じて手袋をつける。
・清潔な作業着や手袋等を着用し、汚れた物や場所に触れないようにする。
・堆肥の製造・保管場所やトイレでは専用の履物を使い、野菜を取り扱う所での履物と使い分ける。

③野菜を取り扱う場所では、飲食したり、喫煙したりしない。また、作業に必要のないものを持ち込むなど汚染の原因となる行動をしない。収穫や調製時には、必要に応じてマスクを着用し、汚染の原因とならないようにする。

④訪問者にも、これらの事項を守ってもらう。

農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質のリスト（令和３年３月 24 日付け農林水産省公表）（抜粋）

1．基本的な考え方

農林水産省は、科学に基づいた食品安全行政の推進のため、「農林水産省及び厚生労働省における食品の安全性に関するリスク管理の標準手順書」（平成 17 年８月 25 日公表。以下「標準手順書」という。）を作成し、この標準手順書に記載された標準的な作業手順（危害要因[1]に関する情報の収集・分析、データの作成、優先度の検討、リスク評価の諮問、施策の検討・決定に当たり考慮すべき事項等）に従ってリスク管理を実施している。

[1]健康に悪影響をもたらす原因となる可能性のある食品中の物質又は食品の状態

具体的には、食品の安全性を向上させる必要があるか判断するため、

1）食品中の危害要因に関する国内外の情報収集。優先的にリスク管理を行うべき危害要因を選定

2）食品及び飼料中の危害要因の含有実態を調査し、調査等の結果をもとに食品から危害要因をどの程度摂取するか、人の健康に悪影響を及ぼす可能性がどの程度あるかを推定

しており、健康に悪影響がないと言い切れない危害要因について、

農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質のリスト（令和３年３月24日付け農林水産省公表）（抜粋）

3）食品の安全性を向上させる措置（指針等）の策定・普及、措置の検証・見直し

を行っている。

農林水産省がリスク管理を始めた当初は、危害要因がどのような食品群・飼料に含まれるのかが明らかではなかったが、十数年が経過し、農林水産省が危害要因／食品群・飼料ごとに含有実態データを蓄積してきたため、そのデータや食品消費量を活用して、消費者の食品に由来するリスクをある程度判断できるようになってきた。このため、今後は、国民の健康保護のために、優先的にリスク管理を行うべき危害要因／食品群・飼料について、これまでのデータを活用しながら、安全性を向上させる措置の策定・普及、措置の検証・見直しを進めていく必要がある。

今般、農林水産省は、標準手順書に基づき、食品中の危害要因の含有実態や食品由来の摂取量など収集した食品安全に関わるデータや、消費者、生産者、食品事業者等の関係者の意見、国際的動向を考慮に入れた上で、別途定める検討基準（別紙）により、農林水産省の所掌範囲でリスク管理が実施できる危害要因を選定した。

2．選定した危害要因の分類方法について

選定した危害要因について、今後、農林水産省が実施すべき施策の内容に応じて、以下の３区分に分類することとした。

● リスク管理措置を導入済みであり、当該措置の有効性の検証及び措置の見直しを実施

（注）各種情報収集を継続するとともに、リスク管理措置により、危害要因の濃度が低く保たれているか等、最新の実態に基づき当該措置の有効性を検証し、措置を継続するか改善する。

● リスク管理措置の必要性を検討するとともに、必要かつ実行可能な場合にリスク管理措置を実施するため、含有実態調査、リスク低減技術の開発等を実施

（注）摂取寄与が高いと考えられる食品を中心に詳細な実態を調査し、予備的なリスク推定を行う。その際、国際的なリスク評価又は国内におけるリスク評価で得られた毒性指標値等を参考にする。リスク管理措置の実行可能性の検討は、標準手順書「5．リスク管理措置の策定」に基づき、発生する可能性がある他のリスク、技術面、財政面での実行可能性、リスクと便益との関係等を検討する。

● 危害要因の毒性や含有実態等の関連情報を収集

（注）国内外における含有実態等の関連情報を収集し、どのようなデータが不足するか検討し、必要に応じ、含有実態の調査及び研究並びに分析法の開発等を行う。当該食品の我が国における消費量が多いなど、人の健康

農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質のリスト（令和３年３月24日付け農林水産省公表）（抜粋）

へのリスクが大きいと想定される場合には、リスク管理措置の必要性の検討のため、詳細な実態調査を進める。

3. 優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質のリスト

● リスク管理措置を導入済みであり、当該措置の有効性の検証及び措置の見直しを実施

（注）農林水産省が、過去の実態調査の結果からリスク管理措置を導入すべきと判断し、汚染低減のための指針の策定など何らかの措置を導入したものが該当する。

・ 一次産品に含まれる危害要因

(海産毒素)

下痢性貝毒、麻痺性貝毒

(かび毒)

アフラトキシン M1、タイプ B トリコテセン類※、パツリン、

フモニシン類（誘導体を含む）

（※）タイプ B トリコテセン類は、デオキシニバレノール、ニバレノール及びそれらの誘導体を含む。

(重金属等)

カドミウム

(その他)

放射性セシウム

・食品の製造過程などで生成する危害要因

ヒスタミン、アクリルアミド、多環芳香族炭化水素類、

クロロプロパノール類※、グリシドール脂肪酸エステル類

（※）クロロプロパノール類は、3-MCPD、3-MCPD 脂肪酸エステル類を含む。

● リスク管理措置の必要性を検討するとともに、必要かつ実行可能な場合にリスク管理措置を実施するため、含有実態調査、リスク低減技術の開発等を実施

（注）農林水産省が、過去の実態調査の結果からリスク管理措置の必要性を検討すべきと判断したものが該当する。

・ 一次産品に含まれる危害要因

(かび毒)

総アフラトキシン※、オクラトキシン A、ステリグマトシスチン

（※）総アフラトキシンは、アフラトキシン B1, B2, G1, G2 を指す（アフラトキシン M1 を除く）。

(植物に含まれる自然毒)

ピロリジジンアルカロイド類

(重金属等)

農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質のリスト（令和３年３月24日付け農林水産省公表）（抜粋）

ヒ素

● 危害要因の毒性や含有実態等の関連情報を収集

（注）農林水産省が過去に実態調査をしていないものや、実態を調査しているがデータが不足しており調査の継続が必要と判断したものが該当する。

・ 一次産品に含まれる危害要因

(海産毒素)

アザスピロ酸、シガテラ毒

(かび毒)

ゼアラレノン、タイプ A トリコテセン類※、麦角アルカロイド類

（※）タイプ A トリコテセン類は、T-2 トキシン、HT-2 トキシン、ジアセトキシスシルペノールを含む。

(重金属等)

鉛、水銀（総水銀及びメチル水銀）

(その他)

ダイオキシン類（コプラナーPCB 含む)、パーフルオロアルキル化合物※

（※） パーフルオロアルキル化合物は、パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)、パーフルオロオクタン酸（PFOA）等を含む。

・ 食品の製造過程などで生成する危害要因

フラン及びフラン化合物※1、トランス脂肪酸、ニトロソアミン類※2

（※1）フラン化合物は、2-メチルフラン、3-メチルフラン等を含む。

（※2）ニトロソアミン類は、N-ニトロソジメチルアミン、N-ニトロソジエチルアミン等を含む。

4. 留意事項

(1) 優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質のリストに掲載した危害要因及びその区分について、リスク管理の進展に応じ随時見直しを行う。

(2) 優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質のリストに掲載した危害要因について、以下のいずれかに該当する場合は、当該リストから除く。

1) リスク管理措置を実施した結果、国民の健康への影響が無視できるほど小さくなったと判断される場合であって、リスク管理措置を継続しなくてもリスクが十分低くなったとき。

2) 各種情報収集や予備的なリスク推定の結果、国民の健康への影響が無視できるほど小さく、かつ、特段のリスク管理措置が不要と判断したとき。

(3) 優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質のリストに掲載していない危害要因についても、国内外の動向や研究の進展等について、関連情報の収集を可能な範囲で実施する。

（別紙）農林水産省が優先的にリスク管理を行う有害化学物質の検討基準

農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質のリスト（令和３年３月24日付け農林水産省公表）（抜粋）

以下の項目について検討し、優先的にリスク管理を行う有害化学物質を分類する。

(1) 食品安全を確保する観点（リスクベース）

○　危害要因の毒性

H：耐容摂取量（TDI等）が小さく、不可逆的な影響がある。

M：耐容摂取量は中程度であり、不可逆的な影響がある。

耐容摂取量は小さいが、影響は可逆的である。

現時点で、十分な情報がない場合。

L：耐容摂取量が大きい。

耐容摂取量は中程度であるが、影響は可逆的である。

○　危害要因の含有実態

H：農林水産物／食品中の含有濃度が高く、複数の食品群に含有される。

農林水産物／食品中の含有濃度が中程度であるが、多数の食品群に含有される。

M：農林水産物／食品中の含有濃度が中程度であり、複数の食品群に含有される。

農林水産物／食品中の含有濃度が高いが、単一の食品群にしか含有されない。

農林水産物／食品中の含有濃度が低いが、多数の食品群に含有される。

現時点で、十分な情報がない場合。

L：農林水産物／食品中の含有濃度が低く、含有される食品群は限られている。

農林水産物／食品中の含有濃度が中程度であるが、単一の食品群にしか含有されない。

○　暴露（危害要因の摂取量）の推定（日本における暴露評価、或いは毒性及び含有実態からの推定）

H：経口摂取量が多い（例えば、耐容摂取量の1割以上など）。

M：経口摂取量が中程度（例えば、耐容摂取量の100分の1以上1割未満）。

現時点で、十分な情報がない場合。

L：経口摂取量が少ない（例えば、耐容摂取量の100分の1未満）。

(2) 関係者の関心度

○　リスクコミュニケーション等を通じた関係者・国民の関心

H：非常に関心がある。

M：関心がある。

L：あまり関心がない。

－：知らなかった。

(3) 国際的動向

○　国際機関・海外におけるリスク管理等の状況

以下の3点に基づき判断

農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質のリスト（令和 3 年 3 月 24 日付け農林水産省公表）（抜粋）

・ コーデックス食品汚染物質部会(CCCF)における実施規範や基準値作成の検討の有無
・ FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議(JECFA)や関連する国際的専門家会合におけるリスク評価の検討の有無
・ 海外におけるリスク管理の取組状況
H：国際機関で既に何らかの決断がなされているか、検討中である。
M：一部の国・地域で既に何らかの決断がなされている。
L：上記のいずれにも該当しない。

農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害微生物のリスト（平成 28 年 12 月 26 日付け農林水産省公表）（抜粋）

1．基本的な考え方

農林水産省は、科学に基づいた食品安全行政の推進のため、「農林水産省及び厚生労働省における食品の安全性に関するリスク管理の標準手順書」（平成 17 年 8 月 25 日公表。以下「標準手順書」という。）を作成し、この標準手順書に記述された標準的な作業手順（危害要因に関する情報の収集・分析、データの作成、優先度の検討、リスク評価の諮問、施策の検討・決定に当たり考慮すべき事項等）に従ってリスク管理を実施しています。

標準手順書に基づき、収集した食品安全に関わる情報や消費者、食品事業者等の関係者の意見をもとに、今後農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害微生物を以下のとおり選定しました。

2．対象とする危害要因の分類

（1）リスク管理を実施する対象として、現時点における科学的知見に基づいて、「食品安全の確保」を主眼としつつ、「関係者の関心」及び「国際的動向」を考慮に入れた上で、別途定める基準により、農林水産省の所掌範囲でリスク管理が実施できるものを選定しました。

（2）対象とする危害要因は、以下のような区分に分類しました。

・リスク管理を継続するため、汚染実態調査の実施及びリスク管理措置の検討の必要がある危害要因
・リスク管理を進める必要があるが、リスク管理措置の必要性を検討するための基礎的情報が不足しているため、それを収集する必要がある危害要因

3．優先的にリスク管理を行うべき有害微生物のリスト

（1）リスク管理を継続するため、汚染実態調査の実施及びリスク管理措置の検討の必要がある危害要因

カンピロバクター
サルモネラ
腸管出血性大腸菌

農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害微生物のリスト（平成 28 年 12 月 26 日付け農林水産省公表）（抜粋）

ノロウイルス
リステリア・モノサイトジェネス

(2) リスク管理を進める必要があるが、リスク管理措置の必要性を検討するための基礎的情報が不足しているため、それを収集する必要がある危害要因
E 型肝炎ウイルス
A 型肝炎ウイルス

4. 留意事項
(1) 優先的にリスク管理を行うべき有害微生物のリスト及び区分については、随時見直しを行います。
(2) 3(1)及び(2)の有害微生物について、各種情報収集や予備的リスク推定の結果、日本人に対する健康上の影響が無視できるほど小さく、かつ、特段のリスク管理措置が不要と判断した場合、当面リスク管理の対象から除きます。
(3) 優先的にリスク管理を行う有害微生物のリストに掲載していない有害微生物についても、国内外の動向、研究の進展等について、関連情報の収集を可能な範囲で実施します。

(別紙) 農林水産省が優先的にリスク管理を行う有害微生物の検討基準
以下の項目について検討し、優先的にリスク管理を行う有害微生物を分類する。
(1) 食品安全を確保する観点（リスクベース）
1) 危害要因の病原性
・症状の重篤性
・症状の持続期間
・患者からの二次感染
H：重症例では死亡することがある。症状が一過性でない。患者が感染源となることがある。
M：症状が一定期間持続するが、死亡することはまれである。
L：死亡することはまれで、多くは一過性の下痢及び嘔吐である。
2) 当該危害要因が原因と特定された患者数
H：国内において最近 3 年間の平均報告患者数が 1000 名以上である。
M：国内において最近 3 年間の平均報告患者数が 100 名以上 1000 名未満である。
L：国内において最近 3 年間の平均報告患者数が 100 名未満である。
(2) 関係者の関心度
リスクコミュニケーション等を通じた関係者・国民の関心
H：非常に関心がある。
M：関心がある。
L：あまり関心がない。
(3) 国際的動向

農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害微生物のリスト（平成 28 年 12 月 26 日付け農林水産省公表）（抜粋）

○　コーデックス食品衛生部会（CCFH）における実施規範や基準値作成の検討。
○　FAO/WHO 微生物学的リスク評価専門家会議(JEMRA)や関連する国際的専門家会合におけるリスク評価の検討。
○　海外におけるリスク管理の取組状況
H：国際機関で既に何らかの決断がなされているか、検討中である。
M：一部の国・地域で既に何らかの決断がなされている。
L：上記のいずれにも該当しない。

食品衛生の一般原則（CXC 1-1969）

http://www.n-shokuei.jp/eisei/haccp_codex_doc.html
（公益社団法人　日本食品衛生協会 HP）

食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格（General Standard for Contaminants and Toxins in Food and Feed（CXS 193-1995））

https://www.mhlw.go.jp/topics/idenshi/codex/06/dl/codex_stan193.pdf

大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について（平成 5 年 10 月 26 日付け 5 農蚕第 6517 号農林水産省農蚕園芸局長通知）（抜粋）

別紙Ⅱ　施設の利用体制の整備に当たっての留意事項
3　品質管理対策の強化
（1）食品の安全性の確保や表示の適正化のための対応
農薬使用基準に即した農薬の適正散布、麦類のかび毒汚染を防止するための赤かび病防除の徹底等について、極力、受益地区内で栽培方法や使用資材の統一を図り、食品の安全性を確保するための生産活動に組織的に取り組む。
また、受益農業者によるこれら生産活動や使用した生産資材等の記帳を推進する。
さらに、可能な限り、残留農薬等の自主検査を行い、施設に搬入される米麦の安全性についての検証・確認を行う。
加えて、使用した生産資材等に関する記録や残留農薬等の検査結果については、生産履歴情報として施設ごとに収集・保管し、データベース化することにより、実需者の要請に応じて常に提供できるトレーサビリティの確保に向けた態勢を整備する。
このほか、米の産地銘柄の表示の適正化に万全を期する観点から、収穫時期や原料の搬入時期が重なる品種については、極力、品種ごとに荷受日や荷受口を指定する等、施設の荷受段階における異品種の混入防止策を講ずるととも

大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について（平成５年10月26日付け５農蚕第6517号農林水産省農蚕園芸局長通知）（抜粋）

に、原料の乾燥・調製過程においては、貯留ビンや搬送設備等に残留した原料の除去・清掃を徹底し、施設内での異品種の混入リスクを最小限に抑える。

別紙Ⅲ 米麦の乾燥調製に当たっての留意事項

2 施設の安全かつ効率的な稼働

(1) 原料の荷受け

イ 倒伏等により穂発芽粒の発生がみられるもの、未熟粒の混入が著しく多いもの、発熱・発酵の兆候が見られるもの等は品質事故の原因となるので、荷受けをしないか、又は別扱いの処理を行う。

3 施設の管理運営体制の整備等

(1) 施設の管理運営体制を整備し、過剰な荷受けに伴う翌日の荷受けの停止等の判断については、施設の管理者が責任を持って判断するなど、施設の管理者とオペレーターとの責任分担を明確にする。また、施設の操作や異常事態への対応には、乾燥理論に基づく豊富な知識と適切な判断が求められることから、施設の管理者は、研修の実施等によるオペレーターの資質の向上に努める。

4 品質事故の防止

(3) 乾燥能力を超える荷受けの抑制又は停止

施設の乾燥能力以上に、大量又は高水分な原料を荷受けた場合には、既に荷受けした原料の処理を優先し、当該原料の一次乾燥が終了するまではその後の原料の荷受けを抑制又は停止する。また、未熟粒や被害粒の混入割合が高い原料については、荷受けしないか、又は別途処理を行う旨の方針をあらかじめ利用者に周知徹底する。

5 異品種等の混入防止

(1) ほ場段階では、種子の更新率を高め、品種ごとに施設の荷受日を指定して、計画的に収穫・搬入を進める。

(2) 荷受時には、荷受伝票による品種の確認を確実に行い、指定された荷受ビン等に投入する。

また、荷受口周辺にこぼれ落ちた原料は、その都度清掃を行う。

(3) 乾燥・調製作業の際には、品種の切り替え時に空運転を十分に行うとともに、乾燥機や搬送設備等に前の原料が残留しないよう清掃を徹底する。

(4) 貯留ビンやサイロへの投入間違いやもみすり・出荷段階での取り違いを防止するため、あらかじめ、作業手順等をオペレーターに熟知させるとともに、常に作業記録を残し、万一の場合には、遡及調査や原因究明が行えるようにする。

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）（抜粋）
（帳簿の備付け） 第 52 条　第三条第一項の規定により基準又は規格が定められた飼料又は飼料添加物の製造業者又は輸入業者は、当該飼料又は飼料添加物を製造し、又は輸入したときは、遅滞なく、その名称、数量その他農林水産省令で定める事項を帳簿に記載しなければならない。 2　前項に規定する飼料又は飼料添加物の製造業者、輸入業者又は販売業者は、当該飼料又は飼料添加物を譲り受け、又は譲り渡したときは、その都度その名称、数量、年月日、相手方の氏名又は名称その他農林水産省令で定める事項を帳簿に記載しなければならない。 3　前二項の帳簿は、二年以上で農林水産省令で定める期間保存しなければならない。

飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドライン（平成 27 年 6 月 17 日付け 27 消安第 1853 号）
http://www.famic.go.jp/ffis/feed/tuti/27_1853.html

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	農場の基本情報に基づき、労働安全に関する危害要因を特定してリスク評価を実施し、リスクが高いと評価した事項についてリスクを低減・排除する対策を実施するための農場のルールの設定及びこれに基づく対策の実施、検証、見直しを実施。
9	9	9	10	9	

【取組事項に関する法令・指針等】

農作業安全のための指針について（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 生産第 10312 号農林水産省生産局長通知）（抜粋）

Ⅰ　基本事項

第1　農作業安全一般に関する事項

2 農作業を行う際の配慮事項

(1) 日常的な配慮

ウ　農作業の点検・改善

（ア）日頃から作業手順、作業環境や危険箇所についてチェックを行い、作業方法の見直しや作業現場の改善、危険箇所の表示等安全で効率的な農作業を行うための対応を行っておくこと。

（イ）危険性の高い作業を行う場合には、作業者の負担の軽減や早期に危険な状況を知らせる補助者を配置する等、一人での作業はできる限り行わないようにすること。

やむを得ず一人での作業を行う場合には、作業内容や作業場所を家族等に明確に伝えておく、携帯電話を必ず所持する等、事故が発生した場合の早期発見のために必要な措置を行っておくこと。

（ウ）作業の受委託を行う場合には、委託者は受託者に対して危険箇所や注意事項等について事前に説明し、事故防止に努めること。

(5) 農作業事故への備え

ア　作業開始前に当該作業に関わる危険性を予測して、対応策を考えるような習慣を身につけること。

イ　万一の事故に備え、緊急時の連絡体制を確認するとともに、携帯電話を必ず所持する、応急処置の知識を身につける等、普段から事故を最小限に止めるための対応を行っておくこと。

第2　危険箇所での作業及び危険箇所の整備に関する事項

地域内の危険箇所のマップ作成や標示板設置等を行い、事故が発生しやすい危険箇所の周知徹底を図り、迂回路の表示や危険箇所の改善を行う等の対策を実施すること。

また、危険箇所で作業を行う場合には、補助者を配置する等できる限り複数で作業を行うように努めること。

1　転落・転倒事故の危険性が高い箇所

(1) 農道

農作業安全のための指針について（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 生産第 10312 号農林水産省生産局長通知）（抜粋）

イ　安全に通行できる道路幅を確保し、路肩の標示やすれ違い場所・回行場所の設定を行い、作業の状況に応じては一方通行についても検討すること。

ウ　曲がり角は隅切にし、路肩は分りやすくするため草刈りを行い、軟弱な場合は補強すること。路面の轍、水溜り、侵食されてできた溝等は平らにすること。また、農道脇の用水路、側溝についても草刈りを行い、脱輪・転落防止のための蓋やフェンスの設置等の対策を行うこと。

(2) ほ場

イ　ほ場の出入口については、農業機械の大型化等に対応して、傾斜を緩く、幅を広くし、軟弱な部分は補強して、機械の出入りを容易にする等の対応を行うこと。

(3) 登坂、降坂

イ　傾斜地での作業の際には、車輪が浮かないようにバランス・ウエイトを取り付けること。

傾斜地で等高線方向への走行を行う場合には、分担荷重が大きい側をなるべく山側にすること。

傾斜地のほ場や坂道で操向クラッチを操作すると、車体が平地での操作とは逆の方向に旋回することがあるので注意すること。

傾斜地での草刈機（刈払機）作業においては、不安定な姿勢での作業となることから、雨上がり等の滑りやすい状況下では作業を行わないこと。また、作業時の姿勢を安定させるため傾斜面に小段を設けること等について検討すること。

(4) 高所

ウ　足場、階段やリフター等の昇降設備を設けるとともに、滑り止めや手すりを設置すること。足場板、柱、ロープ類は十分な強度のものを使用し、定期的に点検すること。

滑りやすい場所やスレートぶき屋根等踏み抜きのおそれがある場所では、踏み板を使う等十分注意すること。

オ　強風時には、作業を中止して未然の事故防止に努めること。

2　挟まれ事故の危険性が高い箇所

(1) 機械と柱や壁、樹木との間に挟まれないよう、これらとの間に必要な間隔を取って作業を行うこと。ハウスや倉庫等の屋内では十分な作業スペースを設けること。

狭い場所で自走式機械を使用して複数の者が作業を行う場合には、合図を定め、互いに安全を確認しながら行うこと。

(2) 樹園地等では、作業に危険な樹木の枝等は切り、支線には目印を付けること。

農作業安全のための指針について（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 生産第 10312 号農林水産省生産局長通知）（抜粋）

3　酸欠等の危険性がある閉鎖空間

（1）酸欠等の危険性のある閉鎖空間で作業を行う場合には、作業場所、作業時間を家族等に事前に知らせおくこと。

（2）入室する前には、十分に換気を行うこと。作業中に酸素濃度の低下等の可能性がある場合には、酸素濃度等を確認しながら作業を行うこと。また、外部に人を配置し、関係者以外が立ち入らないように危険標示をする等の処置を行うこと。

危険なガスが発生する可能性のある場合には、対応した防毒マスクを装着すること。

糞尿タンク、サイロ等では、すぐ脱出できるように安全帯を着用し、梯子等を掛けてから入ること。

作業中は、時折互いに声を掛け合い、安全確認を行うこと。

4　倒壊等の可能性がある箇所

重量物を積み上げる作業や積荷の上での作業は、倒壊、転落、埋没の危険があるので十分に気をつけて行うこと。

箱や袋等は、倒壊しないように、適切に組んで積み、積み過ぎ、荷物の中抜きはしないこと。

5　その他

（1）交通事故の危険性が高い道路については、警察、道路管理者等と協議を行い、危険回避のための予告板標識やカーブミラーの設置等の対策を行うこと。

（2）送配電線の周辺で地上高の高い機械の操作や高所作業等を行う場合は感電の危険があるので、送配電線の位置に注意して、十分な距離をとって作業を行うこと。運搬車等に荷物を積む場合には、積荷の高さにも注意すること。

第 3　安全で快適な作業環境に関する事項

2　作業環境への対応

（1）暑熱環境

夏場等の暑熱環境下での作業は、熱中症（熱射病、熱けいれん、熱まひ）を生じるおそれがあるので、次の事項に留意すること。

ア 日中の気温の高い時間帯を外して作業を行うとともに、休憩をこまめにとり、作業時間を短くする等作業時間の工夫を行うこと。水分をこまめに摂取し、汗で失われた水分を十分に補給すること。夏場等の暑熱環境下での作業は、熱中症（熱射病、熱けいれん、熱まひ）を生じる恐れがあるので、次の事項に留意すること。

ウ　屋内では遮光や断熱材の施工等により、作業施設内の温度が著しく上がらないようにするとともに、風通しをよくし、室内の換気に努めること。

農作業安全のための指針について（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 生産第 10312 号農林水産省生産局長通知）（抜粋）

作業施設内に熱源がある場合には、熱源と作業者との間隔を空けるか断熱材で隔離し、加熱された空気は屋外に排気すること。

(2) 寒冷環境

冬場等の気温の低い環境下での作業は、体が冷えて血行障害を起こすことや、体がこわばって動作がぎこちなくなり思わぬミスにより事故を起こすことがあるので、次の事項に配慮すること。

ア　朝夕の気温の低い時間帯を外して作業を行うとともに、こまめに休憩を取って体を温め、寒い場所での作業時間を短くする等の工夫を行うこと。

防寒着、防寒手袋を着用し、体温が著しく失われないように努めること。

イ　手足が冷えてしまった場合には、直接温めて血行を回復させて、よく動くことを確認してから作業を再開すること。

(3) 粉塵

粉塵が発生する作業を行う際には、防塵めがね、防塵マスクを着用し、室内の場合には、発生源をカーテン等で囲い込むか、ダクト付き吸引ファンで吸引、捕集し、屋外の場合には、風上に立って作業すること。

また、浮遊粉塵が周辺の住民や環境へ悪影響を与えないように十分に注意すること。

(4) 騒音

ア　著しい騒音は、作業者間の連絡や警報の認知を妨げ、農作業事故の発生原因となることがあるほか、難聴や身体機能の障害につながる場合もあるので、周辺に及ぼす影響についても考慮して適切な対策を行うこと。

イ　機械の導入に当たっては、事前に機械の騒音の程度を確認し、できる限り騒音の少ない機械の選定に配慮すること。

ウ　施設内では、天井や壁に吸音材を施工し、屋内外の騒音低減に努めること。

エ　作業者側の対応としては、耳栓又はイヤーマフを着用すること。この場合、危険を防止するために、作業に必要な合図を決めておくこと。また、適当な間隔で休憩、交替を行い、著しい騒音が生じる作業現場での連続作業はできるだけ避けること。

(5) 振動

ア　振動に長時間にさらされると、事故や身体機能の障害につながる場合があるので適当な間隔で休憩、交替を行い、著しい振動が生じる作業現場での連続作業はできるだけ避ける等適切な対策を行うこと。

イ　機械の導入に当たっては、事前に振動の程度を確認し、できる限り振動の少ない機械の選定に配慮すること。

ウ　機械を操作する場合には、振動が大きくなる走行速度や回転速度帯をできるだけ避けること。

農作業安全のための指針について（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 生産第 10312 号農林水産省生産局長通知）（抜粋）

振動の大きい動力刈払機等については、防振手袋を着用し作業を行うこと。

(6) 照度

ア　視力の衰えや目の疲れが生じないように、照明により作業場所を適度な明るさに保つこと。

イ　暗い場所で作業を行う場合には、適切な明るさの光源を用意し、視界を確保し、足元まで照らすようにすること。

ウ　明るすぎる場所で作業を行う場合には、サングラスや遮光カーテン等により適切な明るさに調整すること。

(7) 夜間作業の対策

イ　転落、転倒、追突等の危険性が高い箇所には、反射板、反射テープ、反射シール等を貼ったガードレール、標識、杭等を設置するか、街灯を整備すること。

3　作業姿勢、重量物取扱いへの配慮

著しく腰を曲げる等のきつい姿勢をとる作業や長時間にわたり同じ姿勢を続ける作業では、首、肩、腰等へ疲れが集中し、肩こり、腰痛等の原因となり、また、事故の要因ともなるので、作業台や棚の高さや配置の工夫、作業工程の変更等により作業姿勢を改善するとともに、体操や休憩により疲労の回復に努めること。

また、重い荷物の運搬は、転倒や腰痛等の原因となることがあるので、荷物の分割、複数での運搬、運搬台車の利用等により、なるべく負担を少なくするように努めること。

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和３年２月 26 日付け２生産第 2170 号農林水産省生産局長通知（抜粋）

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：農業）事業者向け

1　作業安全確保のために必要な対策を講じる

（１）人的対応力の向上（共通規範３（１）関係）

① 作業事故防止に向けた具体的な目標を設定する。

② 知識、経験等を踏まえて、安全対策の責任者や担当者を選任する。

③ 作業安全に関する研修・教育等を受ける。また、作業安全に関する最新の知見や情報の幅広い収集に努める。

④ 適切な技能や免許等の資格を取得する。

⑤ 家族の話合い、職場での朝礼や定期的な集会等により、従事者間で作業の計画や安全意識を共有する。

⑦ 安全対策の推進に向け、従事者自らが提案を行う。

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和３年２月 26 日付け２生産第 2170 号農林水産省生産局長通知（抜粋）

（２）作業安全のためのルールや手順の順守（共通規範３（２）関係）

④ 健康状態の管理を行う。

⑤ 作業中に必要な休憩をとる。また、暑熱環境下では水分や塩分を摂取する。

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）（抜粋）

（安全衛生教育）

第 59 条　事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行なわなければならない。

2　前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。

3　事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行なわなければならない。

第 60 条　事業者は、その事業場の業種が政令で定めるものに該当するときは、新たに職務につくこととなつた職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者（作業主任者を除く。）に対し、次の事項について、厚生労働省令で定めるところにより、安全又は衛生のための教育を行なわなければならない。

一　作業方法の決定及び労働者の配置に関すること。

二　労働者に対する指導又は監督の方法に関すること。

三　前二号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な事項で、厚生労働省令で定めるもの

第 60 条の 2　事業者は、前二条に定めるもののほか、その事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、危険又は有害な業務に現に就いている者に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行うように努めなければならない。

2　厚生労働大臣は、前項の教育の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

3　厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導等を行うことができる。

（就業制限）

第 61 条　事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

2　前項の規定により当該業務につくことができる者以外の者は、当該業務を行なつてはならない。

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）（抜粋）

3　第一項の規定により当該業務につくことができる者は、当該業務に従事するときは、これに係る免許証その他その資格を証する書面を携帯していなければならない。

4　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十四条第一項（同法第二十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の認定に係る職業訓練を受ける労働者について必要がある場合においては、その必要の限度で、前三項の規定について、厚生労働省令で別段の定めをすることができる。

（健康診断）

第 66 条　事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断（第六十六条の十第一項に規定する検査を除く。以下この条及び次条において同じ。）を行わなければならない。

2　事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による特別の項目についての健康診断を行なわなければならない。有害な業務で、政令で定めるものに従事させたことのある労働者で、現に使用しているものについても、同様とする。

3　事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、歯科医師による健康診断を行なわなければならない。

4　都道府県労働局長は、労働者の健康を保持するため必要があると認めるときは、労働衛生指導医の意見に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、事業者に対し、臨時の健康診断の実施その他必要な事項を指示することができる。

5　労働者は、前各項の規定により事業者が行なう健康診断を受けなければならない。ただし、事業者の指定した医師又は歯科医師が行なう健康診断を受けることを希望しない場合において、他の医師又は歯科医師の行なうこれらの規定による健康診断に相当する健康診断を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出したときは、この限りでない。

（自発的健康診断の結果の提出）

第 66 条の 2　午後十時から午前五時まで（厚生労働大臣が必要であると認める場合においては、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時まで）の間における業務（以下「深夜業」という。）に従事する労働者であつて、その深夜業の回数その他の事項が深夜業に従事する労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当するものは、厚生労働省令で定めるところにより、自ら受けた健康診断（前条第五項ただし書の規定による健康診断を除く。）の結果を証明する書面を事業者に提出することができる。

（健康診断の結果の記録）

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）（抜粋）

第 66 条の 3　事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、第六十六条第一項から第四項まで及び第五項ただし書並びに前条の規定による健康診断の結果を記録しておかなければならない。

（健康診断の結果についての医師等からの意見聴取）

第 66 条の 4　事業者は、第六十六条第一項から第四項まで若しくは第五項ただし書又は第六十六条の二の規定による健康診断の結果（当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る。）に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、厚生労働省令で定めるところにより、医師又は歯科医師の意見を聴かなければならない。

（健康診断実施後の措置）

第 66 条の 5　事業者は、前条の規定による医師又は歯科医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備、当該医師又は歯科医師の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会（労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）第七条に規定する労働時間等設定改善委員会をいう。以下同じ。）への報告その他の適切な措置を講じなければならない。

2　厚生労働大臣は、前項の規定により事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

3　厚生労働大臣は、前項の指針を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者又はその団体に対し、当該指針に関し必要な指導等を行うことができる。

（健康診断の結果の通知）

第 66 条の 6　事業者は、第六十六条第一項から第四項までの規定により行う健康診断を受けた労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針（平成11年4月30日労働省告示第53号）

https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000591670.pdf

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	
10	10	10	11	10	農場の基本情報に基づき、環境に負荷を与える要因を特定してリスク評価を実施し、リスクが高いと評価した事項について、リスクを低減・排除する対策を実施するための農場のルールの設定及びこれに基づく対策の実施、検証、見直しを実施。

【取組事項に関する法令・指針等】

大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=343AC0000000097

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=345AC0000000138

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和 45 年法律第 139 号）
https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=345AC0000000139

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）
https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=405AC0000000091

土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=414AC0000000053

生物多様性基本法（平成 20 年法律第 58 号）
https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=420AC1000000058

みどりの食料システム戦略（令和３年５月 12 日農林水産省公表 ）（抜粋）

（５）本戦略が目指す姿と KPI（重要業績評価指標）

本戦略により、2050 年を目標年次として、サプライチェーン全体における各般の取組とイノベーションの社会実装が実現した姿を目指し、以下の KPI を提示する。

① スマート防除技術体系の活用や、リスクの高い農薬からリスクのより低い農薬への転換を段階的に進めつつ、化学農薬のみに依存しない総合的な病害虫管理体系の確立・普及等を図ることに加え、2040 年までに多く使われているネオニコチノイド系農薬を含む従来の殺虫剤を使用しなくてもすむような新規農薬等の開発により、2050 年までに化学農薬使用量（リスク換算）の 50%低減を目指す。

② 2050年までに、輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量の30％低減を目指す。

③ （略）

④ 農林水産省地球温暖化対策計画の改定・実践を通じ、2050年までに農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現を目指す。

⑤ 2030年までに、施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中していくことを目指す。農林水産省の補助事業については、技術開発の状況を踏まえつつ、2040年までにカーボンニュートラルに対応することを目指す。また、園芸施設については2050年までに化石燃料を使用しない施設への完全移行を目指す。

⑥～⑭（略）

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	
11	11	11	12	11	出荷する商品の表示の管理及び収穫記録と結びついた農産物の出荷記録、それ以外の農場の管理等に関する記録の作成・保存。

【取組事項に関する法令・指針等】

食品衛生法（昭和22年法律第233号）（抜粋）

第1章 総則

第3条

2 食品等事業者は、販売食品等に起因する食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、当該食品等事業者に対して販売食品等又はその原材料の販売を行つた者の名称その他必要な情報に関する記録を作成し、これを保存するよう努めなければならない。

食品衛生法第1条の3第2項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存について（平成15年8月29日付け食安発第0829001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）（抜粋）

（別添）食品衛生法第1条の3第2項の食品等事業者の記録の作成及び保存に係る指針（ガイドライン）

第3 作成・保存に係る基本的事項

3 記録の保存期間

記録の保存期間は、当該業者が取扱う食品等の流通実態（消費期限又は賞味期限）に応じて合理的な期間を設定することを基本とする。なお、多種多様な食品を仕入、出荷、販売等する事業者であって流通実態に応じた保存期間の設定が困難な場合については、その区分毎に次の期間を参考として設定する。

・生産段階：販売後1～3年間

（以下略）

食品表示法（平成25年法律第70号）（抜粋）

（定義）

第2条 この法律において「食品」とは、全ての飲食物（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品、同条第二項に規定する医薬部外品及び同条第九項に規定する再生医療等製品を除き、食品衛生法第四条第二項に規定する添加物（第四条第一項第一号及び第十一条において単に「添加物」という。）を含む。）をいう。

2 この法律において「酒類」とは、酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二条第一項に規定する酒類をいう。

3 この法律において「食品関連事業者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）（抜粋）

一　食品の製造、加工（調整及び選別を含む。）若しくは輸入を業とする者（当該食品の販売をしない者を除く。）又は食品の販売を業とする者（以下「食品関連事業者」という。）

二　前号に掲げる者のほか、食品の販売をする者

（食品表示基準の策定等）

第 4 条　内閣総理大臣は、内閣府令で、食品及び食品関連事業者等の区分ごとに、次に掲げる事項のうち当該区分に属する食品を消費者が安全に摂取し、及び自主的かつ合理的に選択するために必要と認められる事項を内容とする販売の用に供する食品に関する表示の基準を定めなければならない。

一　名称、アレルゲン（食物アレルギーの原因となる物質をいう。第六条第八項及び第十一条において同じ。）、保存の方法、消費期限（食品を摂取する際の安全性の判断に資する期限をいう。第六条第八項及び第十一条において同じ。）、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が食品の販売をする際に表示されるべき事項

二　表示の方法その他前号に掲げる事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項

2～3　（略）

4　農林水産大臣は、第一項の規定により販売の用に供する食品に関する表示の基準が定められることにより、当該基準に係る食品（酒類を除く。）の生産若しくは流通の円滑化又は消費者の需要に即した当該食品の生産の振興が図られると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該基準の案を添えて、その策定を要請することができる。

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）（抜粋）

（帳簿の備付け）

第 52 条　第三条第一項の規定により基準又は規格が定められた飼料又は飼料添加物の製造業者又は輸入業者は、当該飼料又は飼料添加物を製造し、又は輸入したときは、遅滞なく、その名称、数量その他農林水産省令で定める事項を帳簿に記載しなければならない。

2　前項に規定する飼料又は飼料添加物の製造業者、輸入業者又は販売業者は、当該飼料又は飼料添加物を譲り受け、又は譲り渡したときは、その都度その名称、数量、年月日、相手方の氏名又は名称その他農林水産省令で定める事項を帳簿に記載しなければならない。

3　前二項の帳簿は、二年以上で農林水産省令で定める期間保存しなければならない。

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	
12	14	13	14	12	工程管理の信頼性を確保するための農場のルールに基づく管理を遵守することについての外部委託先との合意。

【取組事項に関する法令・指針等】

農業支援サービス提供事業者が提供する情報の表示の共通化に関するガイドライン（令和３年３月26日付け２生産第2478号農林水産省生産局長通知）（抜粋）

表示すべき情報

（基本的な考え方）

農業者等が最適な農業支援サービスを比較・選択できる環境を整備するため、サービス提供事業者は、サービスを提供するにあたり、次に掲げる情報を適切に表示すること。その際、社会通念上わかりやすい情報提供に努め、農業者等に誤解されるおそれがある表現を避けること。詳細な条件など理解が難しい情 報等は、Ｑ＆Ａ方式で具体的な例示をするなど、わかりやすい表示となるよう 工夫すること。

なお、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）において は、消費者に誤認される不当な表示を禁止しているため、この点にも留意すること。

参考：不当景品類及び不当表示防止法 表示規制の概要（消費者庁）
https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/representation_regulation/

１ サービス提供事業者の概要

(1) サービス提供事業者の名称、所在地

(2) サービスの名称 サービス内容に即し、誤解を与えない名称とすること。

２ サービスの概要

(1) サービス内容 提供するサービス内容だけでなく、利用条件等について、具体的で正確 な情報を表示すること。

（農薬散布サービスの例）

ドローンによる稲・麦・大豆、露地野菜等を対象とした農薬（液剤、粉 剤、粒剤）散布を請け負う。

※農薬の選択ミスによる事故等を防止するため、農薬は農業者で準備す る必要がある。

※利用にあたっては○ha 以上の作業からとなる。

（人材供給サービスの例）

施設園芸作等の農作業（収穫、運搬等）を行う外国人材を派遣する。

※派遣人数は２人から受け付ける。

※派遣人材の住居は、派遣の○日（○か月）前までにサービス利用者が用意するものとする。

(2) サービス対象の範囲 特定の品目、期間、地域等でのみサービスを展開する事例がみられることから、情報発信の際には、サービスの提供可能範囲を表示すること。

(作業受託サービスの例)

対象品目は○○と○○、対象地域は○○と○○である。

(人材供給サービスの例)

本社又は支社から片道2時間半以内（飛行機、電車、自動車等問わず）の距離の地域のみ派遣可能である。

3 料金・オプション

農業者等がサービスを利用する際に必要となる費用について、正確に情報 を表示すること。表示すべき具体的な項目の例は以下のとおり。

(1) 料金体系

利用者の費用負担が発生するものは全て表示すること。基本料金におけるサービス内容と追加費用負担で得られるサービス内容が明確にわかるようにすること。

(農薬散布サービスの例)

○○円/10a（特に技能と注意を要する視界不良な場所等の場合は追加料金が必要）

(人材供給サービスの例)

派遣先の最低賃金単価に準拠（残業代、長期滞在に係る派遣者の住宅費は追加料金が必要）

(2) 受注条件ごとの具体的料金例 地域・時期・面積・品目等の受注条件ごとに料金設定が異なる場合は、 いくつかのケースについて料金例を例示すること。

(地域で料金が異なる例)

○○県（○○地域を除く）：○○円

○○県（○○地域） ：○○円

(面積で料金が異なる例)

○○a 以下 ：○○円/10a

○○a～○○a：○○円/10a

○○a 以上 ：○○円/10a

(3) 割引

割引対象、割引率、適用条件、対象期間等について具体的に情報を表示すること。

(4) 解約時の費用等最低利用期間の制限や解約費用等について具体的に情報を表示すること。

4 責任範囲・保証内容 機械の故障・破損時やサービスの効果、収穫の損失等について、サービス 提供事業者の責任範囲と、保証内容を明確に表示すること。サービスに起因する農産物の収量・品質低下や、農地の破損による損失を補填する場合は、補填範囲やその条件等、詳細を表示すること。天候によるサービス提供時期の変更等がサービス利用者の経営に多大な影響を与える可能性があるなどの農業の特殊性に留意し、必要な情報を表示すること。

（責任範囲の例）
ドローン本体の故障による農産物及び農地への損失について、１件あたり ○○万円を補填する（サービス利用者の不注意による故障を除く）。
（保証内容の例）
派遣予定者が派遣できなくなった場合でも代替人員の派遣を保証する（派 遣先地の被災など派遣が不可能な場合を除く）。

5 サービス利用にあたって農業者等が実施すべき事項サービス利用者である農業者等が実施すべき事項がある場合には、標準的 なケースを整理した上で、わかりやすく情報を表示すること。また、実施に係る農業者等の所要時間やコストが明らかな場合は、併せて情報を表示すること。表示すべき事項の例は以下のとおり。

(1) サービス利用に必要な機器の準備
(2) サービス利用環境の整備（ほ場進入条件の整備等）
(3) 作業の立会い
(4) 資格・免許の保有
(5) 関係法令に基づく手続等（市町村への届出等）

6 サービスの提供開始までの手続・期間 契約の申込みからサービスの提供開始までに必要な手続に関する情報を、手続に要する標準的な期間とともに表示すること。

7 保有資格等サービス提供事業者がサービス提供に附随する資格等を取得している場合 には、当該資格の名称を表示すること。

8 問合せ先 広告表示を見た農業者等やサービスを利用した農業者等が、詳細を問い合わせることができるよう、連絡先・問合せ先を表示すること。表示するべき事項の例は以下のとおり。

(1) 受付窓口の電話番号と受付時間
(2) ＦＡＸ番号
(3) 郵送先（住所）
(4) メールアドレスや問合せ用 URL フォーム

なお、人的・物的被害発生の可能性が見込まれるサービスについては、メールアドレスや URL フォームの設置だけでなく、緊急連絡先を設けることや 外部コールセンターを活用することで、営業時間内に速やかに対応できる体 制を整えること。

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	食品安全を確保するための資材等の供給者及び検査機関を含むサービス提供者の評価及び選定に係る方法を定めて実施。
13	15	14	16	13	

【取組事項に関する法令・指針等】

農薬取締法（昭和23年法律第82号）（抜粋）

（農薬の登録）

第三条　製造者又は輸入者は、農薬について、農林水産大臣の登録を受けなければ、これを製造し若しくは加工し、又は輸入してはならない。ただし、その原材料に照らし農作物等、人畜及び生活環境動植物（その生息又は生育に支障を生ずる場合には人の生活環境の保全上支障を生ずるおそれがある動植物をいう。以下同じ。）に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬（以下「特定農薬」という。）を製造し若しくは加工し、又は輸入する場合、第三十四条第一項の登録に係る農薬で同条第六項において準用する第十六条の規定による表示のあるものを輸入する場合その他農林水産省令・環境省令で定める場合は、この限りでない。

（販売者の届出）

第十七条　販売者（製造者又は輸入者に該当する者（専ら特定農薬を製造し若しくは加工し、又は輸入する者を除く。）を除く。第二十九条第一項及び第三項並びに第三十一条第四項において同じ。）は、農林水産省令で定めるところにより、その販売所ごとに、次に掲げる事項を当該販売所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。当該事項に変更を生じたときも、同様とする。

一　氏名及び住所

二　当該販売所

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）（抜粋）

（登録を受ける義務）

第四条　普通肥料を業として生産しようとする者は、当該普通肥料について、その銘柄ごとに、次の区分に従い、第一号から第六号までに掲げる肥料にあつては農林水産大臣の、第七号に掲げる肥料にあつては生産する事業場の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

一　化学的方法によつて生産される普通肥料（第三号から第五号までに掲げるもの及び石灰質肥料を除く。）

二　化学的方法以外の方法によつて生産される普通肥料であつて、窒素、りん酸、加里、石灰及び苦土以外の成分を主成分として保証するもの（第四号に掲げるものを除く。）

三　汚泥を原料として生産される普通肥料その他のその原料の特性からみて銘柄ごとの主成分が著しく異なる普通肥料であつて、植物にとつての有害成分を含

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）（抜粋）

有するおそれが高いものとして農林水産省令で定めるもの（第五号に掲げるものを除く。）

四　含有している成分である物質が植物に残留する性質（以下「残留性」という。）からみて、施用方法によつては、人畜に被害を生ずるおそれがある農産物が生産されるものとして政令で定める普通肥料（以下「特定普通肥料」といい、次号に掲げるものを除く。）

五　特定普通肥料であつて、第三号の農林水産省令で定める普通肥料に該当するもの

六　前各号に掲げる普通肥料の一種以上が原料として配合される普通肥料（前三号に掲げるものを除く。）

七　前各号に掲げる普通肥料以外の普通肥料（石灰質肥料を含む。）

（販売業務についての届出）

第二十三条　生産業者、輸入業者又は販売業者は、販売業務を行う事業場ごとに、当該事業場において販売業務を開始した後二週間以内に、次に掲げる事項をその所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

一　氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二　販売業務を行う事業場の所在地

三　当該都道府県の区域内にある保管する施設の所在地

食品衛生法（昭和22年法律第233号）（抜粋）

第三十一条　登録検査機関の登録を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付して、厚生労働大臣に登録の申請をしなければならない。

第三十二条　次の各号のいずれかに該当する法人は、登録検査機関の登録を受けることができない。

一　その法人又はその業務を行う役員がこの法律又はこの法律に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないもの

二　第四十三条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない法人

三　第四十三条の規定による登録の取消しの日前三十日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であつた者でその取消しの日から二年を経過しないものがその業務を行う役員となつている法人

第三十三条　厚生労働大臣は、第三十一条の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、厚生労働省令で定める。

食品衛生法（昭和22年法律第233号）（抜粋）

一　別表の第一欄に掲げる製品検査の種類ごとに、それぞれ同表の第二欄に掲げる機械器具その他の設備を有し、かつ、製品検査は同表の第三欄に掲げる条件に適合する知識経験を有する者が実施し、その人数が同表の第四欄に掲げる数以上であること。

二　次に掲げる製品検査の信頼性の確保のための措置が執られていること。

イ　検査を行う部門に製品検査の種類ごとにそれぞれ専任の管理者を置くこと。

ロ　製品検査の業務の管理及び精度の確保に関する文書が作成されていること。

ハ　ロに掲げる文書に記載されたところに従い製品検査の業務の管理及び精度の確保を行う専任の部門を置くこと。

三　登録申請者が、第二十五条第一項又は第二十六条第一項から第三項までの規定により製品検査を受けなければならないこととされる食品、添加物、器具又は容器包装を販売し、販売の用に供するために製造し、輸入し、加工し、若しくは陳列し、又は営業上使用する営業者（以下この号及び第三十九条第二項において「受検営業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ　登録申請者が株式会社である場合にあつては、受検営業者がその親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。

ロ　登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める受検営業者の役員又は職員（過去二年間に当該受検営業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ　登録申請者の代表権を有する役員が、受検営業者の役員又は職員（過去二年間に当該受検営業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

②　登録は、次に掲げる事項を登録台帳に記帳して行う。

一　登録年月日及び登録番号

二　登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

三　登録検査機関が行う製品検査の種類

四　登録検査機関が製品検査を行う事業所の名称及び所在地

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	クレーム及び農場のルール違反への対応手順を定め、
14	16	15	16	14	実施し、記録を作成・保存。

【取組事項に関する法令・指針等】

製造物責任法（平成 6 年法律第 85 号）（抜粋）

（目的）

第 1 条　この法律は、製造物の欠陥により人の生命、身体又は財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条　この法律において「製造物」とは、製造又は加工された動産をいう。

2　この法律において「欠陥」とは、当該製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係る事情を考慮して、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいう。

3　この法律において「製造業者等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

一　当該製造物を業として製造、加工又は輸入した者（以下単に「製造業者」という。）

二　自ら当該製造物の製造業者として当該製造物にその氏名、商号、商標その他の表示（以下「氏名等の表示」という。）をした者又は当該製造物にその製造業者と誤認させるような氏名等の表示をした者

三　前号に掲げる者のほか、当該製造物の製造、加工、輸入又は販売に係る形態その他の事情からみて、当該製造物にその実質的な製造業者と認めることができる氏名等の表示をした者

（製造物責任）

第 3 条　製造業者等は、その製造、加工、輸入又は前条第三項第二号若しくは第三号の氏名等の表示をした製造物であって、その引き渡したものの欠陥により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が当該製造物についてのみ生じたときは、この限りでない。

（免責事由）

第 4 条　前条の場合において、製造業者等は、次の各号に掲げる事項を証明したときは、同条に規定する賠償の責めに任じない。

一　当該製造物をその製造業者等が引き渡した時における科学又は技術に関する知見によっては、当該製造物にその欠陥があることを認識することができなかったこと。

製造物責任法（平成６年法律第 85 号）（抜粋）

二　当該製造物が他の製造物の部品又は原材料として使用された場合において、その欠陥が専ら当該他の製造物の製造業者が行った設計に関する指示に従ったことにより生じ、かつ、その欠陥が生じたことにつき過失がないこと。

（消滅時効）

第５条　第三条に規定する損害賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

一　被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知った時から三年間行使しないとき。

二　その製造業者等が当該製造物を引き渡した時から十年を経過したとき。

2　人の生命又は身体を侵害した場合における損害賠償の請求権の消滅時効についての前項第一号の規定の適用については、同号中「三年間」とあるのは、「五年間」とする。

3　第一項第二号の期間は、身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質による損害又は一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる損害については、その損害が生じた時から起算する。

（民法の適用）

第６条　製造物の欠陥による製造業者等の損害賠償の責任については、この法律の規定によるほか、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による。

附則　抄

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行し、この法律の施行後にその製造業者等が引き渡した製造物について適用する。

附則（平成二九年六月二日法律第四五号）

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第百三条の二、第百三条の三、第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	事故や災害等に備えた農業生産の維持・継続のための対策の実施。
15	17	16	17	15	

【取組事項に関する法令・指針等】

農作業安全のための指針について（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 生産第 10312 号農林水産省生産局長通知）（抜粋）

Ⅰ　基本事項

第 1　農作業安全一般に関する事項

1　就業の条件

（6）労災保険等への加入

（略）

乗用型トラクターをはじめとする農耕作業用小型特殊自動車については、自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済(以下「自賠責保険」という。)への加入義務はないが、路上等で万一事故が発生した場合には自己責任となることから、極力任意保険に加入すること。

また、上記以外の大型特殊自動車及び小型特殊自動車については、自賠責保険への加入義務があるが、これらに加えて極力任意保険にも加入すること。

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について　（令和３年２月 26 日付け２生産第 2170 号農林水産省生産局長通知　（抜粋）

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：農業）　事業者向け

２ 事故発生時に備える

（３）事業継続のための備え（共通規範４（３）関係）

① 事故により従事者が作業に従事ができなくなった場合等に事業が継続できるよう、あらかじめ方策を検討する。

「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版ＢＣＰ」の周知等について（令和３年１月 27 日付け２経営第 2699 号農林水産省経営局保険課長通知）（抜粋）

近年、自然災害等が多発しており、農林水産関係の被害額も増加傾向にあります。

こうした中で、農業者の皆様にとって自然災害等への備えが取り組みやすいものとなるよう、「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版ＢＣＰ（事業継続計画書）（以下「チェックリストと農業版ＢＣＰ」といいます。）」を策定しました。

この「チェックリストと農業版ＢＣＰ」は、自然災害等のリスクに対する備えの意識やＭＡＦＦアプリなど自然災害等に係る注意喚起システムへの関心を高めて頂くとともに、台風被害等の軽減のための取組事例等（災害の教訓）の提供や農業保

「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版ＢＣＰ」の周知等について（令和３年１月 27 日付け２経営第 2699 号農林水産省経営局保険課長通知）（抜粋）
険などセーフティネットへの加入の契機となることを目的とし、耕種、園芸、畜産の３パターンを作成しております。 　なお、個々の経営や地域等によってリスクは様々であるため、別添のパンフレットに掲載している「チェックリストと農業版ＢＣＰ」をフォーマットとして、さらに経営形態に適したものを作成・活用いただくことも推奨しています。 　（略）

製造物責任法（平成６年法律第 85 号）
https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=406AC0000000085

農業保険法　（昭和 22 年法律第 185 号）
https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=322AC0000000185

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	雇用・労働環境における人権侵害防止について、管理方法を定めて実施。
16	18	17	18	16	

【取組事項に関する法令・指針等】

労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）（抜粋）

（定義）

（男女同一賃金の原則）

第 4 条　使用者は、労働者が女性であることを理由として、賃金について、男性と差別的取扱いをしてはならない。

第 9 条　この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所（以下「事業」という。）に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。

第 10 条　この法律で使用者とは、事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をするすべての者をいう。

（労働条件の明示）

第 15 条　使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。この場合において、賃金及び労働時間に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項については、厚生労働省令で定める方法により明示しなければならない。

2　前項の規定によつて明示された労働条件が事実と相違する場合においては、労働者は、即時に労働契約を解除することができる。

3　前項の場合、就業のために住居を変更した労働者が、契約解除の日から十四日以内に帰郷する場合においては、使用者は、必要な旅費を負担しなければならない。

（賃金の支払）

第 24 条　賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。ただし、法令若しくは労働協約に別段の定めがある場合又は厚生労働省令で定める賃金について確実な支払の方法で厚生労働省令で定めるものによる場合においては、通貨以外のもので支払い、また、法令に別段の定めがある場合又は当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができる。

2　賃金は、毎月一回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない。ただし、臨時に支払われる賃金、賞与その他これに準ずるもので厚生労働省令で定める賃金（第八十九条において「臨時の賃金等」という。）については、この限りでない。

労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）（抜粋）

（労働時間）

第 32 条　使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について四十時間を超えて、労働させてはならない。

2　使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について八時間を超えて、労働させてはならない。

（時間外及び休日の労働）

第 36 条　使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、厚生労働省令で定めるところによりこれを行政官庁に届け出た場合においては、第三十二条から第三十二条の五まで若しくは第四十条の労働時間（以下この条において「労働時間」という。）又は前条の休日（以下この条において「休日」という。）に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによつて労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。

2　前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　この条の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させることができることとされる労働者の範囲

二　対象期間（この条の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる期間をいい、一年間に限るものとする。第四号及び第六項第三号において同じ。）

三　労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる場合

四　対象期間における一日、一箇月及び一年のそれぞれの期間について労働時間を延長して労働させることができる時間又は労働させることができる休日の日数

五　労働時間の延長及び休日の労働を適正なものとするために必要な事項として厚生労働省令で定める事項

3　前項第四号の労働時間を延長して労働させることができる時間は、当該事業場の業務量、時間外労働の動向その他の事情を考慮して通常予見される時間外労働の範囲内において、限度時間を超えない時間に限る。

4　前項の限度時間は、一箇月について四十五時間及び一年について三百六十時間（第三十二条の四第一項第二号の対象期間として三箇月を超える期間を定めて同条の規定により労働させる場合にあつては、一箇月について四十二時間及び一年について三百二十時間）とする。

5　第一項の協定においては、第二項各号に掲げるもののほか、当該事業場における通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に第三項の限度時間を超えて労働させる必要がある場合において、一箇月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させることができる時間（第二項第四号に関して協定した時間を含め百時間未満の範囲内に限る。）並びに一年について労働時間を延長して労働させることができる時間（同号に関して協定した時間

労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）（抜粋）

を含め七百二十時間を超えない範囲内に限る。）を定めることができる。この場合において、第一項の協定に、併せて第二項第二号の対象期間において労働時間を延長して労働させる時間が一箇月について四十五時間（第三十二条の四第一項第二号の対象期間として三箇月を超える期間を定めて同条の規定により労働させる場合にあつては、一箇月について四十二時間）を超えることができる月数（一年について六箇月以内に限る。）を定めなければならない。

6　使用者は、第一項の協定で定めるところによつて労働時間を延長して労働させ、又は休日において労働させる場合であつても、次の各号に掲げる時間について、当該各号に定める要件を満たすものとしなければならない。

一　坑内労働その他厚生労働省令で定める健康上特に有害な業務について、一日について労働時間を延長して労働させた時間　二時間を超えないこと。

二　一箇月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させた時間　百時間未満であること。

三　対象期間の初日から一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間における労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させた時間の一箇月当たりの平均時間　八十時間を超えないこと。

7　厚生労働大臣は、労働時間の延長及び休日の労働を適正なものとするため、第一項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項、当該労働時間の延長に係る割増賃金の率その他の必要な事項について、労働者の健康、福祉、時間外労働の動向その他の事情を考慮して指針を定めることができる。

8　第一項の協定をする使用者及び労働組合又は労働者の過半数を代表する者は、当該協定で労働時間の延長及び休日の労働を定めるに当たり、当該協定の内容が前項の指針に適合したものとなるようにしなければならない。

9　行政官庁は、第七項の指針に関し、第一項の協定をする使用者及び労働組合又は労働者の過半数を代表する者に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。

10　前項の助言及び指導を行うに当たつては、労働者の健康が確保されるよう特に配慮しなければならない。

11　第三項から第五項まで及び第六項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定は、新たな技術、商品又は役務の研究開発に係る業務については適用しない。

第 39 条　使用者は、その雇入れの日から起算して六箇月間継続勤務し全労働日の八割以上出勤した労働者に対して、継続し、又は分割した十労働日の有給休暇を与えなければならない。

2　使用者は、一年六箇月以上継続勤務した労働者に対しては、雇入れの日から起算して六箇月を超えて継続勤務する日（以下「六箇月経過日」という。）から起算した継続勤務年数一年ごとに、前項の日数に、次の表の上欄に掲げる六箇月経

労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）（抜粋）

過日から起算した継続勤務年数の区分に応じ同表の下欄に掲げる労働日を加算した有給休暇を与えなければならない。ただし、継続勤務した期間を六箇月経過日から一年ごとに区分した各期間（最後に一年未満の期間を生じたときは、当該期間）の初日の前日の属する期間において出勤した日数が全労働日の八割未満である者に対しては、当該初日以後の一年間においては有給休暇を与えることを要しない。

六箇月経過日から起算した継続勤務年数	労働日
一年	一労働日
二年	二労働日
三年	四労働日
四年	六労働日
五年	八労働日
六年以上	十労働日

3　次に掲げる労働者（一週間の所定労働時間が厚生労働省令で定める時間以上の者を除く。）の有給休暇の日数については、前二項の規定にかかわらず、これらの規定による有給休暇の日数を基準とし、通常の労働者の一週間の所定労働日数として厚生労働省令で定める日数（第一号において「通常の労働者の週所定労働日数」という。）と当該労働者の一週間の所定労働日数又は一週間当たりの平均所定労働日数との比率を考慮して厚生労働省令で定める日数とする。

一　一週間の所定労働日数が通常の労働者の週所定労働日数に比し相当程度少ないものとして厚生労働省令で定める日数以下の労働者

二　週以外の期間によつて所定労働日数が定められている労働者については、一年間の所定労働日数が、前号の厚生労働省令で定める日数に一日を加えた日数を一週間の所定労働日数とする労働者の一年間の所定労働日数その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める日数以下の労働者

4　使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、次に掲げる事項を定めた場合において、第一号に掲げる労働者の範囲に属する労働者が有給休暇を時間を単位として請求したときは、前三項の規定による有給休暇の日数のうち第二号に掲げる日数については、これらの規定にかかわらず、当該協定で定めるところにより時間を単位として有給休暇を与えることができる。

一　時間を単位として有給休暇を与えることができることとされる労働者の範囲

二　時間を単位として与えることができることとされる有給休暇の日数（五日以内に限る。）

三　その他厚生労働省令で定める事項

5　使用者は、前各項の規定による有給休暇を労働者の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に有給休暇を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）（抜粋）

6　使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、第一項から第三項までの規定による有給休暇を与える時季に関する定めをしたときは、これらの規定による有給休暇の日数のうち五日を超える部分については、前項の規定にかかわらず、その定めにより有給休暇を与えることができる。

7　使用者は、第一項から第三項までの規定による有給休暇（これらの規定により使用者が与えなければならない有給休暇の日数が十労働日以上である労働者に係るものに限る。以下この項及び次項において同じ。）の日数のうち五日については、基準日（継続勤務した期間を六箇月経過日から一年ごとに区分した各期間（最後に一年未満の期間を生じたときは、当該期間）の初日をいう。以下この項において同じ。）から一年以内の期間に、労働者ごとにその時季を定めることにより与えなければならない。ただし、第一項から第三項までの規定による有給休暇を当該有給休暇に係る基準日より前の日から与えることとしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、労働者ごとにその時季を定めることにより与えなければならない。

8　前項の規定にかかわらず、第五項又は第六項の規定により第一項から第三項までの規定による有給休暇を与えた場合においては、当該与えた有給休暇の日数（当該日数が五日を超える場合には、五日とする。）分については、時季を定めることにより与えることを要しない。

9　使用者は、第一項から第三項までの規定による有給休暇の期間又は第四項の規定による有給休暇の時間については、就業規則その他これに準ずるもので定めるところにより、それぞれ、平均賃金若しくは所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金又はこれらの額を基準として厚生労働省令で定めるところにより算定した額の賃金を支払わなければならない。ただし、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、その期間又はその時間について、それぞれ、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十条第一項に規定する標準報酬月額の三十分の一に相当する金額（その金額に、五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）又は当該金額を基準として厚生労働省令で定めるところにより算定した金額を支払う旨を定めたときは、これによらなければならない。

10　労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業した期間及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第一号に規定する育児休業又は同条第二号に規定する介護休業をした期間並びに産前産後の女性が第六十五条の規定によつて休業した期間は、第一項及び第二項の規定の適用については、これを出勤したものとみなす。

（労働時間等に関する規定の適用除外）

労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）（抜粋）

第 41 条　この章、第六章及び第六章の二で定める労働時間、休憩及び休日に関する規定は、次の各号の一に該当する労働者については適用しない。

一　別表第一第六号（林業を除く。）又は第七号に掲げる事業に従事する者

二　事業の種類にかかわらず監督若しくは管理の地位にある者又は機密の事務を取り扱う者

三　監視又は断続的労働に従事する者で、使用者が行政官庁の許可を受けたもの

別表第一（第三十三条、第四十条、第四十一条、第五十六条、第六十一条関係）

一～五（略）

六　土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業

（産前産後）

第 65 条　使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。

2　使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。

3　使用者は、妊娠中の女性が請求した場合においては、他の軽易な業務に転換させなければならない。

（作成及び届出の義務）

第 89 条　常時十人以上の労働者を使用する使用者は、次に掲げる事項について就業規則を作成し、行政官庁に届け出なければならない。次に掲げる事項を変更した場合においても、同様とする。

一　始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を二組以上に分けて交替に就業させる場合においては就業時転換に関する事項

二　賃金（臨時の賃金等を除く。以下この号において同じ。）の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項

三　退職に関する事項（解雇の事由を含む。）

三の二　退職手当の定めをする場合においては、適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算及び支払の方法並びに退職手当の支払の時期に関する事項

四　臨時の賃金等（退職手当を除く。）及び最低賃金額の定めをする場合においては、これに関する事項

五　労働者に食費、作業用品その他の負担をさせる定めをする場合においては、これに関する事項

六　安全及び衛生に関する定めをする場合においては、これに関する事項

七　職業訓練に関する定めをする場合においては、これに関する事項

労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）（抜粋）

八　災害補償及び業務外の傷病扶助に関する定めをする場合においては、これに関する事項

九　表彰及び制裁の定めをする場合においては、その種類及び程度に関する事項

十　前各号に掲げるもののほか、当該事業場の労働者のすべてに適用される定めをする場合においては、これに関する事項

（賃金台帳）

第 108 条　使用者は、各事業場ごとに賃金台帳を調製し、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額その他厚生労働省令で定める事項を賃金支払の都度遅滞なく記入しなければならない。

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）（抜粋）

（国の施策）

第四条　国は、第一条第一項の目的を達成するため、前条に規定する基本的理念に従つて、次に掲げる事項について、総合的に取り組まなければならない。

一　各人が生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて就業することを促進するため、労働時間の短縮その他の労働条件の改善、多様な就業形態の普及及び雇用形態又は就業形態の異なる労働者の間の均衡のとれた待遇の確保に関する施策を充実すること。

二　各人がその有する能力に適合する職業に就くことをあつせんするため、及び産業の必要とする労働力を充足するため、職業指導及び職業紹介に関する施策を充実すること。

三　各人がその有する能力に適し、かつ、技術の進歩、産業構造の変動等に即応した技能及びこれに関する知識を習得し、これらにふさわしい評価を受けることを促進するため、職業訓練及び職業能力検定に関する施策を充実すること。

四　就職が困難な者の就職を容易にし、かつ、労働力の需給の不均衡を是正するため、労働者の職業の転換、地域間の移動、職場への適応等を援助するために必要な施策を充実すること。

五　事業規模の縮小等（事業規模若しくは事業活動の縮小又は事業の転換若しくは廃止をいう。以下同じ。）の際に、失業を予防するとともに、離職を余儀なくされる労働者の円滑な再就職を促進するために必要な施策を充実すること。

六　労働者の職業選択に資するよう、雇用管理若しくは採用の状況その他の職場に関する事項又は職業に関する事項の情報の提供のために必要な施策を充実すること。

七　女性の職業及び子の養育又は家族の介護を行う者の職業の安定を図るため、雇用の継続、円滑な再就職の促進、母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の雇用の促進その他のこれらの者の就業を促進するために必要な施策を充実すること。

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）（抜粋）

八　青少年の職業の安定を図るため、職業についての青少年の関心と理解を深めるとともに、雇用管理の改善の促進、実践的な職業能力の開発及び向上の促進その他の青少年の雇用を促進するために必要な施策を充実すること。

九　高年齢者の職業の安定を図るため、高年齢者雇用確保措置等の円滑な実施の促進、再就職の促進、多様な就業機会の確保その他の高年齢者がその年齢にかかわりなくその意欲及び能力に応じて就業することができるようにするために必要な施策を充実すること。

十　疾病、負傷その他の理由により治療を受ける者の職業の安定を図るため、雇用の継続、離職を余儀なくされる労働者の円滑な再就職の促進その他の治療の状況に応じた就業を促進するために必要な施策を充実すること。

十一　障害者の職業の安定を図るため、雇用の促進、職業リハビリテーションの推進その他の障害者がその職業生活において自立することを促進するために必要な施策を充実すること。

十二　不安定な雇用状態の是正を図るため、雇用形態及び就業形態の改善等を促進するために必要な施策を充実すること。

十三　高度の専門的な知識又は技術を有する外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下この条において同じ。）の我が国における就業を促進するとともに、労働に従事することを目的として在留する外国人について、適切な雇用機会の確保が図られるようにするため、雇用管理の改善の促進及び離職した場合の再就職の促進を図るために必要な施策を充実すること。

十四　地域的な雇用構造の改善を図るため、雇用機会が不足している地域における労働者の雇用を促進するために必要な施策を充実すること。

十五　職場における労働者の就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な施策を充実すること。

十六　前各号に掲げるもののほか、職業の安定、産業の必要とする労働力の確保等に資する雇用管理の改善の促進その他労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにするために必要な施策を充実すること。

2　国は、前項各号に掲げる施策及びこれに関連する施策の充実に取り組むに際しては、国民経済の健全な発展、それに即応する企業経営の基盤の改善、地域振興等の諸施策と相まつて、雇用機会の着実な増大及び地域間における就業機会等の不均衡の是正を図るとともに、労働者がその有する能力を有効に発揮することの妨げとなつている雇用慣行の是正を期するように配慮しなければならない。

3　国は、第一項第十三号に規定する施策の充実に取り組むに際しては、外国人の入国及び在留の管理に関する施策と相まつて、外国人の不法就労活動（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二十四条第三号の四イに規定する不法就労活動をいう。）を防止し、労働力の不適正な供給が行われないようにすることにより、労働市場を通じた需給調整の機能が適切に発揮されるよう努めなければならない。

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）（抜粋）

（地方公共団体の施策）
第五条　地方公共団体は、国の施策と相まつて、当該地域の実情に応じ、労働に関する必要な施策を講ずるように努めなければならない。

（事業主の責務）
第六条　事業主は、その雇用する労働者の労働時間の短縮その他の労働条件の改善その他の労働者が生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて就業することができる環境の整備に努めなければならない。
2　事業主は、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者について、当該労働者が行う求職活動に対する援助その他の再就職の援助を行うことにより、その職業の安定を図るように努めなければならない。

（事業主の責務）
第七条　事業主は、外国人（日本の国籍を有しない者をいい、厚生労働省令で定める者を除く。以下同じ。）が我が国の雇用慣行に関する知識及び求職活動に必要な雇用に関する情報を十分に有していないこと等にかんがみ、その雇用する外国人がその有する能力を有効に発揮できるよう、職業に適応することを容易にするための措置の実施その他の雇用管理の改善に努めるとともに、その雇用する外国人が解雇（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。）その他の厚生労働省令で定める理由により離職する場合において、当該外国人が再就職を希望するときは、求人の開拓その他当該外国人の再就職の援助に関し必要な措置を講ずるように努めなければならない。

職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）（抜粋）

（均等待遇）
第 3 条　何人も、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、職業紹介、職業指導等について、差別的取扱を受けることがない。但し、労働組合法の規定によつて、雇用主と労働組合との間に締結された労働協約に別段の定のある場合は、この限りでない。

（労働条件等の明示）
第 5 条の 3　公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者、労働者の募集を行う者及び募集受託者並びに労働者供給事業者は、それぞれ、職業紹介、労働者の募集又は労働者供給に当たり、求職者、募集に応じて労働者になろうとする者又は供給される労働者に対し、その者が従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。
2　求人者は求人の申込みに当たり公共職業安定所、特定地方公共団体又は職業紹介事業者に対し、労働者供給を受けようとする者はあらかじめ労働者供給事業者

に対し、それぞれ、求職者又は供給される労働者が従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。

3　求人者、労働者の募集を行う者及び労働者供給を受けようとする者(供給される労働者を雇用する場合に限る。)は、それぞれ、求人の申込みをした公共職業安定所、特定地方公共団体若しくは職業紹介事業者の紹介による求職者、募集に応じて労働者になろうとする者又は供給される労働者と労働契約を締結しようとする場合であつて、これらの者に対して第一項の規定により明示された従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件(以下この項において「従事すべき業務の内容等」という。)を変更する場合その他厚生労働省令で定める場合は、当該契約の相手方となろうとする者に対し、当該変更する従事すべき業務の内容等その他厚生労働省令で定める事項を明示しなければならない。

4　前三項の規定による明示は、賃金及び労働時間に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項については、厚生労働省令で定める方法により行わなければならない。

(労働者供給事業の禁止)

第44条　何人も、次条に規定する場合を除くほか、労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第103号）（抜粋）

（性別を理由とする差別の禁止）

第5条　事業主は、労働者の募集及び採用について、その性別にかかわりなく均等な機会を与えなければならない。

第6条　事業主は、次に掲げる事項について、労働者の性別を理由として、差別的取扱いをしてはならない。

一　労働者の配置(業務の配分及び権限の付与を含む。)、昇進、降格及び教育訓練

二　住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生の措置であつて厚生労働省令で定めるもの

三　労働者の職種及び雇用形態の変更

四　退職の勧奨、定年及び解雇並びに労働契約の更新

（性別以外の事由を要件とする措置）

第7条　事業主は、募集及び採用並びに前条各号に掲げる事項に関する措置であつて労働者の性別以外の事由を要件とするもののうち、措置の要件を満たす男性及び女性の比率その他の事情を勘案して実質的に性別を理由とする差別となるおそれがある措置として厚生労働省令で定めるものについては、当該措置の対象となる業務の性質に照らして当該措置の実施が当該業務の遂行上特に必要である場

合、事業の運営の状況に照らして当該措置の実施が雇用管理上特に必要である場合その他の合理的な理由がある場合でなければ、これを講じてはならない。

（女性労働者に係る措置に関する特例）

第８条　前三条の規定は、事業主が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善することを目的として女性労働者に関して行う措置を講ずることを妨げるものではない。

（婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等）

第９条　事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として予定する定めをしてはならない。

2　事業主は、女性労働者が婚姻したことを理由として、解雇してはならない。

3　事業主は、その雇用する女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)第 65 条第 1 項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第 2 項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であつて厚生労働省令で定めるものを理由として、当該女性労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

4　妊娠中の女性労働者及び出産後一年を経過しない女性労働者に対してなされた解雇は、無効とする。ただし、事業主が当該解雇が前項に規定する事由を理由とする解雇でないことを証明したときは、この限りでない。

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	技能実習生など、外国人雇用がある場合、適切な対応を行うための環境整備等を実施。
17	19	18	19	17	

【取組事項に関する法令・指針等】

農業分野における技能実習生の労働条件の確保について（平成25年農林水産省経営局就農・女性課長通知）（抜粋）

技能実習制度については、平成12年3月に「農業分野における技能実習移行に伴う留意事項について（農林水産省農村振興局地域振興課通知。以下「通知」という。）」により適正・的確な運用を求めてきたところであるが、依然として賃金不払等の不正行為が見られるところである。

このようなことから、下記事項に留意の上、関係機関に対し、通知について再度周知徹底し、技能実習制度の適正な運用に向けた指導をお願いする。

記

1　通知においては、労働基準法の適用が除外されている労働時間関係規定について、「労働生産性の向上等のために、適切な労働時間管理を行い、他産業並みの労働環境等を目指していくことが必要」との観点から、労働基準法の労働時間、休憩、休日等に関する規定に準拠することを求めているところであり、今後とも、通知を踏まえた適正・的確な制度の運用に努めること。

2　近年、農業分野の実習実施機関において、通知に反して、時間外労働・休日労働に対する割増賃金を支払わない雇用契約を締結している事案が報告されているほか、時間外労働に対する不当な低賃金といった不正行為の事例が公表されているところである。

このような行為は、制度全体に対する不信感を招くばかりでなく、制度そのものの存続の是非を問われることにもなりかねないものであるので、適正・的確な技能実習制度の運営を行うこと。

出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）

https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=326CO0000000319

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）

https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=402M50000010016

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号）
https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=428AC0000000089

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）（抜粋）
（外国人雇用状況の届出等） 第二十八条　事業主は、新たに外国人を雇い入れた場合又はその雇用する外国人が離職した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その者の氏名、在留資格・・・（中略）・・・について確認し、当該事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（平成 19 年厚生労働省告示第 276 号）
https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00005370&dataType=0&pageNo=1

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	家族間の十分な話し合いに基づく家族経営の実施。
18	20	19	20	18	

【取組事項に関する法令・指針等】

家族経営協定の普及推進による家族農業経営の近代化について（平成７年２月７日付け７構改Ｂ第103号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長通知）
https://www.maff.go.jp/j/kokuji_tuti/tuti/pdf/t0000159.pdf

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	労働条件を遵守し、労使間における労働条件、労働環境、労働安全等に関する意見交換を実施。
19	21	20	21	19	

【取組事項に関する法令・指針等】

労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）（抜粋）

（労働者名簿）

第 107 条　使用者は、各事業場ごとに労働者名簿を、各労働者（日日雇い入れられる者を除く。）について調製し、労働者の氏名、生年月日、履歴その他厚生労働省令で定める事項を記入しなければならない。

（賃金台帳）

第 108 条　使用者は、各事業場ごとに賃金台帳を調製し、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額その他厚生労働省令で定める事項を賃金支払の都度遅滞なく記入しなければならない。

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）（抜粋）

(安全委員会)

第 17 条　事業者は、政令で定める業種及び規模の事業場ごとに、次の事項を調査審議させ、事業者に対し意見を述べさせるため、安全委員会を設けなければならない。

一　労働者の危険を防止するための基本となるべき対策に関すること。

二　労働災害の原因及び再発防止対策で、安全に係るものに関すること。

三　前二号に掲げるもののほか、労働者の危険の防止に関する重要事項

2　安全委員会の委員は、次の者をもつて構成する。ただし、第一号の者である委員(以下「第一号の委員」という。)は、一人とする。

一　総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した者

二　安全管理者のうちから事業者が指名した者

三　当該事業場の労働者で、安全に関し経験を有するもののうちから事業者が指名した者

3　安全委員会の議長は、第一号の委員がなるものとする。

4　事業者は、第一号の委員以外の委員の半数については、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合があるときにおいてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときにおいては労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名しなければならない。

5　前二項の規定は、当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合との間における労働協約に別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。

(衛生委員会)

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）（抜粋）

第 18 条　事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、次の事項を調査審議させ、事業者に対し意見を述べさせるため、衛生委員会を設けなければならない。

一　労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。

二　労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。

三　労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。

四　前三号に掲げるもののほか、労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項

2　衛生委員会の委員は、次の者をもつて構成する。ただし、第一号の者である委員は、一人とする。

一　総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した者

二　衛生管理者のうちから事業者が指名した者

三　産業医のうちから事業者が指名した者

四　当該事業場の労働者で、衛生に関し経験を有するもののうちから事業者が指名した者

3　事業者は、当該事業場の労働者で、作業環境測定を実施している作業環境測定士であるものを衛生委員会の委員として指名することができる。

4　前条第三項から第五項までの規定は、衛生委員会について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「第一号の委員」とあるのは、「第十八条第二項第一号の者である委員」と読み替えるものとする。

（安全衛生委員会）

第 19 条　事業者は、第十七条及び前条の規定により安全委員会及び衛生委員会を設けなければならないときは、それぞれの委員会の設置に代えて、安全衛生委員会を設置することができる。

2　安全衛生委員会の委員は、次の者をもつて構成する。ただし、第一号の者である委員は、一人とする。

一　総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した者

二　安全管理者及び衛生管理者のうちから事業者が指名した者

三　産業医のうちから事業者が指名した者

四　当該事業場の労働者で、安全に関し経験を有するもののうちから事業者が指名した者

五　当該事業場の労働者で、衛生に関し経験を有するもののうちから事業者が指名した者

3　事業者は、当該事業場の労働者で、作業環境測定を実施している作業環境測定士であるものを安全衛生委員会の委員として指名することができる。

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）（抜粋）

4　第十七条第三項から第五項までの規定は、安全衛生委員会について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「第一号の委員」とあるのは、「第十九条第二項第一号の者である委員」と読み替えるものとする。

労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）（抜粋）

（交渉権限）

第 6 条　労働組合の代表者又は労働組合の委任を受けた者は、労働組合又は組合員のために使用者又はその団体と労働協約の締結その他の事項に関して交渉する権限を有する。

（不当労働行為）

第 7 条　使用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一　（略）

二　使用者が雇用する労働者の代表者と団体交渉をすることを正当な理由がなくて拒むこと。

三・四　（略）

労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）（抜粋）

（労働契約の原則）

第 3 条　労働契約は、労働者及び使用者が対等の立場における合意に基づいて締結し、又は変更すべきものとする。

2　労働契約は、労働者及び使用者が、就業の実態に応じて、均衡を考慮しつつ締結し、又は変更すべきものとする。

3　労働契約は、労働者及び使用者が仕事と生活の調和にも配慮しつつ締結し、又は変更すべきものとする。

4　労働者及び使用者は、労働契約を遵守するとともに、信義に従い誠実に、権利を行使し、及び義務を履行しなければならない。

5　労働者及び使用者は、労働契約に基づく権利の行使に当たっては、それを濫用することがあってはならない。

（労働契約の内容の理解の促進）

第 4 条　使用者は、労働者に提示する労働条件及び労働契約の内容について、労働者の理解を深めるようにするものとする。

2　労働者及び使用者は、労働契約の内容（期間の定めのある労働契約に関する事項を含む。）について、できる限り書面により確認するものとする。

第 7 条　労働者及び使用者が労働契約を締結する場合において、使用者が合理的な労働条件が定められている就業規則を労働者に周知させていた場合には、労働契

労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）（抜粋）

約の内容は、その就業規則で定める労働条件によるものとする。ただし、労働契約において、労働者及び使用者が就業規則の内容と異なる労働条件を合意していた部分については、第十二条に該当する場合を除き、この限りでない。

（労働契約の内容の変更）

第 8 条　労働者及び使用者は、その合意により、労働契約の内容である労働条件を変更することができる。

（就業規則による労働契約の内容の変更）

第 9 条　使用者は、労働者と合意することなく、就業規則を変更することにより、労働者の不利益に労働契約の内容である労働条件を変更することはできない。ただし、次条の場合は、この限りでない。

第 10 条　使用者が就業規則の変更により労働条件を変更する場合において、変更後の就業規則を労働者に周知させ、かつ、就業規則の変更が、労働者の受ける不利益の程度、労働条件の変更の必要性、変更後の就業規則の内容の相当性、労働組合等との交渉の状況その他の就業規則の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは、労働契約の内容である労働条件は、当該変更後の就業規則に定めるところによるものとする。ただし、労働契約において、労働者及び使用者が就業規則の変更によっては変更されない労働条件として合意していた部分については、第十二条に該当する場合を除き、この限りでない。

（就業規則の変更に係る手続）

第 11 条　就業規則の変更の手続に関しては、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第八十九条及び第九十条の定めるところによる。

（就業規則違反の労働契約）

第 12 条　就業規則で定める基準に達しない労働条件を定める労働契約は、その部分については、無効とする。この場合において、無効となった部分は、就業規則で定める基準による。

（法令及び労働協約と就業規則との関係）

第 13 条　就業規則が法令又は労働協約に反する場合には、当該反する部分については、第七条、第十条及び前条の規定は、当該法令又は労働協約の適用を受ける労働者との間の労働契約については、適用しない。

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	作業者が必要な力量を身に付けるため、教育訓練を実施。
20	22	21	22	20	

【取組事項に関する法令・指針等】

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）（抜粋）

（安全衛生教育）

第 59 条　事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行なわなければならない。

2　前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。

3　事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行なわなければならない。

第 60 条　事業者は、その事業場の業種が政令で定めるものに該当するときは、新たに職務につくこととなつた職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者（作業主任者を除く。）に対し、次の事項について、厚生労働省令で定めるところにより、安全又は衛生のための教育を行なわなければならない。

一　作業方法の決定及び労働者の配置に関すること。

二　労働者に対する指導又は監督の方法に関すること。

三　前二号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な事項で、厚生労働省令で定めるもの

第 60 条の 2　事業者は、前二条に定めるもののほか、その事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、危険又は有害な業務に現に就いている者に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行うように努めなければならない。

2　厚生労働大臣は、前項の教育の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

3　厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導等を行うことができる。

（就業制限）

第 61 条　事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

2　前項の規定により当該業務につくことができる者以外の者は、当該業務を行なつてはならない。

3　第一項の規定により当該業務につくことができる者は、当該業務に従事するときは、これに係る免許証その他その資格を証する書面を携帯していなければならない。 4　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十四条第一項（同法第二十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の認定に係る職業訓練を受ける労働者について必要がある場合においては、その必要の限度で、前三項の規定について、厚生労働省令で別段の定めをすることができる。

外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（平成 19 年厚生労働省告示第 276 号）
https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00005370&dataType=0&pageNo=1

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	業務が原因で負傷、もしくは疾病にかかった農作業従事者を保護するための労災保険の成立手続の実施。
21	23	22	23	21	

【取組事項に関する法令・指針等】

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）（抜粋）

第三条　この法律においては、労働者を使用する事業を適用事業とする。

②　（略）

第三十三条　次の各号に掲げる者(第二号、第四号及び第五号に掲げる者にあつては、労働者である者を除く。)の業務災害、複数業務要因災害及び通勤災害に関しては、この章に定めるところによる。

一　厚生労働省令で定める数以下の労働者を使用する事業(厚生労働省令で定める事業を除く。第七号において「特定事業」という。)の事業主で徴収法第三十三条第三項の労働保険事務組合(以下「労働保険事務組合」という。)に同条第一項の労働保険事務の処理を委託するものである者(事業主が法人その他の団体であるときは、代表者)

二　前号の事業主が行う事業に従事する者

三　厚生労働省令で定める種類の事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者

四　前号の者が行う事業に従事する者

五　厚生労働省令で定める種類の作業に従事する者

六・七　（略）

第三十五条　第三十三条第三号に掲げる者の団体又は同条第五号に掲げる者の団体が、当該団体の構成員である同条第三号に掲げる者及びその者に係る同条第四号に掲げる者又は当該団体の構成員である同条第五号に掲げる者の業務災害、複数業務要因災害及び通勤災害(これらの者のうち、住居と就業の場所との間の往復の状況等を考慮して厚生労働省令で定める者にあつては、業務災害及び複数業務要因災害に限る。)に関してこの保険の適用を受けることにつき申請をし、政府の承認があつたときは、第三章第一節から第三節まで(当該厚生労働省令で定める者にあつては、同章第一節及び第二節から第二節の二まで)、第三章の二及び徴収法第二章から第六章までの規定の適用については、次に定めるところによる。

一　当該団体は、第三条第一項の適用事業及びその事業主とみなす。

二　当該承認があつた日は、前号の適用事業が開始された日とみなす。

三　当該団体に係る第三十三条第三号から第五号までに掲げる者は、第一号の適用事業に使用される労働者とみなす。

四～七　（略）

②～⑤　（略）

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）（抜粋）

労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年9月1日労働省令第22号）（抜粋）

第四十六条の十八　法第三十三条第五号の厚生労働省令で定める種類の作業は、次のとおりとする。

一　農業(畜産及び養蚕の事業を含む。)における次に掲げる作業

イ　厚生労働大臣が定める規模の事業場における土地の耕作若しくは開墾、植物の栽培若しくは採取又は家畜(家きん及びみつばちを含む。)若しくは蚕の飼育の作業であつて、次のいずれかに該当するもの

(1)　動力により駆動される機械を使用する作業

(2)　高さが二メートル以上の箇所における作業

(3)　労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)別表第六第七号に掲げる酸素欠乏危険場所における作業

(4)　農薬の散布の作業

(5)　牛、馬又は豚に接触し、又は接触するおそれのある作業

ロ　土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽培若しくは採取の作業であつて、厚生労働大臣が定める種類の機械を使用するもの

二～五　（略）

労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年労働省令第22号)第46条の18第1号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める機械の種類を定める告示

労働者災害補償保険法施行規則(昭和三十年労働省令第二十二号)第四十六条の十八第一号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める機械の種類を次のとおり定め、昭和四十年十一月一日から適用する。

一　動力耕うん機その他の農業用トラクター(耕うん整地用機具、栽培管理用機具、防除用機具、収穫調整用機具又は運搬用機具が連結され、又は装着されたものを含む。)

二　前号に掲げる機械以外の自走式機械で、次に掲げるもの

イ　動力溝掘機

ロ　自走式田植機

ハ　自走式スピードスプレーヤーその他の自走式防除用機械

ニ　自走式動力刈取機、コンバインその他の自走式収穫用機械

ホ　トラツクその他の自走式運搬用機械

三　次に掲げる定置式機械又は携帯式機械

イ　動力揚水機

ロ　動力草刈機

ハ　動力カツター

ニ　動力摘採機

ホ　動力脱穀機

ヘ　動力剪せん定機

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）（抜粋）
ト　動力剪せん枝機 チ　チェーンソー リ　単軌条式運搬機 ヌ　コンベヤー 四　回転翼航空機であつて構造上人が乗ることができないもの航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第二十二項に規定する無人航空機(農薬、肥料、種子若しくは融雪剤の散布又は調査に用いるものに限る。）

労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322AC0000000049

農作業安全のための指針について（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 生産第 10312 号農林水産省生産局長通知）（抜粋）
Ⅰ　基本事項 第1　農作業安全一般に関する事項 1　就業の条件 （6）労災保険等への加入 農作業事故が発生した場合に備え、作業従事者を雇用している場合は労災保険（労働者災害補償保険）に、事業主（法人等の代表者）や個別経営の農業者においては労災保険特別加入制度にそれぞれ加入し、必要に応じて傷害共済等各種の任意保険にも加入しておくこと。

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について　（令和３年２月 26 日付け２生産第 2170 号農林水産省生産局長通知　（抜粋）
農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：農業）　事業者向け ２　事故発生時に備える （１）労災保険への加入等、補償措置の確保（共通規範４（１）関係） ①　経営者や家族従事者を含めて、労災保険やその他の補償措置を講じる。

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	適切に実施しなければ危険を伴う機械作業、高所作業又は農薬散布作業等従事者に対し、必要な能力及び資格を得るための訓練を実施。
22	25	23	25	22	

【取組事項に関する法令・指針等】

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）（抜粋）

（就業制限）

第 61 条　事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

2　前項の規定により当該業務につくことができる者以外の者は、当該業務を行なつてはならない。

3　第一項の規定により当該業務につくことができる者は、当該業務に従事するときは、これに係る免許証その他その資格を証する書面を携帯していなければならない。

4　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十四条第一項（同法第二十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の認定に係る職業訓練を受ける労働者について必要がある場合においては、その必要の限度で、前三項の規定について、厚生労働省令で別段の定めをすることができる。

農作業安全のための指針について（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 生産第 10312 号 農林水産省生産局長通知）（抜粋）

（就業制限）

Ⅰ　基本事項

第 1　農作業安全一般に関する事項

1　就業の条件

（2）農作業に従事する者の制限

次のアからキまでに掲げる者は、機械作業、高所作業等危険を伴う作業に従事しない又はさせないこと。また、それ以外の作業にあっても、必要に応じて作業の内容を制限すること。

ア　飲酒し、酒気を帯びている者

イ　薬剤を服用し、作業に支障がある者

ウ　病気、負傷、過労等により、正常な作業が困難な者

エ　妊娠中及び産後一年を経過していない女性（特に、当該作業により、妊娠又は出産に係る機能障害等健康状態に悪影響を及ぼすと考えられる者。）（以下「妊産婦」という。）

オ　年少者

カ　作業の未熟練者（熟練作業者の指導の下で行う場合を除く。）

農作業安全のための指針について（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 生産第 10312 号 農林水産省生産局長通知）（抜粋）

キ　機械操作や化学物質等を取り扱う作業において、必要な資格を有していない者

2　農作業を行う際の配慮事項

(1) 日常的な配慮

ア　計画的な作業の実施

（ア）一日の作業に入る前には準備運動を、作業後には整理運動を行い、体調を整えること。また、その日の気候条件や作業者の体調を勘案して、無理のない作業を行うこと。複数で作業を行う場合には、事前にその日の作業について打合せを行うこと。

（イ）気象条件やほ場条件等により、作業が順調に進まないと無理が生じ、結果的に事故の要因となる可能性があることから、余裕をもって無理のない作業計画を立てること。

（ウ）一日の作業時間が 8 時間を超えないよう努めるとともに、疲労が蓄積しないよう定期的に休憩を取るように努めること。

イ　健康管理

（ア）農作業に従事する者は、適当な休養をとり、定期的に健康診断を受ける等、日頃から健康管理に努めること。

疾病がある場合には、医師等健康管理の専門家に相談し、健康状態によっては作業を休むか、作業の手順や分担を見直す等、事故発生につながらないように配慮すること。

（イ）夏季以外でも、農作業中の熱中症による死亡事故が発生していることから、第 3 の 2 の(1)の事項に留意すること。

エ　女性、年少者及び高齢者への配慮

（ア）妊産婦、年少者及び高齢者に重量物の取扱い、高所作業、著しい振動環境下にある作業等危険性の高い作業を行わせないこと。また、妊産婦及び年少者に薬剤の扱い及び深夜作業を行わせないこと。

（イ）今後、ますます女性農業者が農業機械操作を行う機会が多くなることから、機械操作の知識や農作業安全への意識の向上を図る講習会を開催する等、女性農業者に対する配慮に努めること。

（ウ）高齢者については、加齢により心身機能が変化することを踏まえ、日頃の健康管理を含めた総合的な安全講習の実施を通じ、特に高齢者自身及びその周囲の者の安全意識の向上に努め、作業分担、作業方法等について配慮すること。また、可能な限り、高齢者が行っている機械作業等危険性の高い作業について、担い手農業者への農作業委託等への誘導を図ること。

作業現場は、できる限り誰にでも安全で快適に利用しやすいようにバリアフリー化に努めるとともに、作業機械の選定に当たっては、高齢者等の利用に配慮すること。

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について （令和３年２月 26 日付け２生産第 2170 号農林水産省生産局長通知 （抜粋）
農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：農業） 事業者向け １ 作業安全確保のために必要な対策を講じる （１）人的対応力の向上（共通規範３（１）関係） ② 知識、経験等を踏まえて、安全対策の責任者や担当者を選任する。 ③ 作業安全に関する研修・教育等を受ける。また、作業安全に関する最新の知見や情報の幅広い収集に努める。 ④ 適切な技能や免許等の資格を取得する。 ⑦ 安全対策の推進に向け、従事者自らが提案を行う。 （２）作業安全のためのルールや手順の順守（共通規範３（２）関係） ① 関係法令や職場内の安全ルールを遵守する。 （法令による義務の例） ・トラクターで公道を走行するときは、作業機を含めた車幅等の条件に応じて、大型特殊自動車免許等を取得した者とする（道路交通法第８５条等） ・労働者をフォークリフトの運転業務に就かせるときは、最大荷重に応じて、技能講習を修了した者とするか、特別教育を実施する（労働安全衛生法第５９条第３項等）

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	安全に作業を行うための服装や保護具の着用・管理の実施。
23	26	24	26	23	

【取組事項に関する法令・指針等】

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）（抜粋）

（安全衛生教育）

第 59 条　事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行なわなければならない。

2　前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。

3　事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行なわなければならない。

第 60 条　事業者は、その事業場の業種が政令で定めるものに該当するときは、新たに職務につくこととなつた職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者（作業主任者を除く。）に対し、次の事項について、厚生労働省令で定めるところにより、安全又は衛生のための教育を行なわなければならない。

一　作業方法の決定及び労働者の配置に関すること。

二　労働者に対する指導又は監督の方法に関すること。

三　前二号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な事項で、厚生労働省令で定めるもの

第 60 条の 2　事業者は、前二条に定めるもののほか、その事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、危険又は有害な業務に現に就いている者に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行うように努めなければならない。

2　厚生労働大臣は、前項の教育の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

3　厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導等を行うことができる。

農作業安全のための指針について（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 生産第 10312 号農林水産省生産局長通知）（抜粋）

Ⅰ　基本事項

第1　農作業安全一般に関する事項

2　農作業を行う際の配慮事項

(2) 服装及び保護具

農作業安全のための指針について（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 生産第 10312 号 農林水産省生産局長通知）（抜粋）

農作業に際しては、機械に頭髪や衣類等が巻き込まれることがない各作業に適した作業帽・服装や事故防止に必要な保護具を着用し、気象状況にも留意すること。

第2　危険箇所での作業及び危険箇所の整備に関する事項

1　転落・転倒事故の危険性が高い箇所

(4) 高所

ア　高所作業を行う場合には、ヘルメット、安全帯や命綱を必ず使用し、靴は滑りにくいものをはき、泥を落としてから作業をすること。

第3　安全で快適な作業環境に関する事項

1　適正な服装、保護具の着用

(1) 頭部の傷害防止

転倒、転落、落下物、飛散物等の危険性がある作業や道路走行の際には、ヘルメット等の頭部の保護具を用いること。

(2) 顔面の傷害防止

飛散物が顔面に当たる危険性がある作業では、保護めがね、フェイスシールド等の保護具を用いること。

(3) 巻き込まれ防止

回転部分のカバーができない機械を使用する場合には、袖口や裾が締った服装をし、頭髪は短くまとめて帽子やヘルメットをかぶり、手ぬぐい等の巻き込まれやすいものを身に付けず、手袋はしないこと。

(4) 手の傷害防止

刃物、鋭い突起物等に手で触れる作業の際には、作業に適した保護手袋を用いること。

(5) 足の傷害及び転倒の防止

重量物の落下、飛散物、釘等の踏み抜きのおそれがある作業を行う場合には、安全靴、すね当て等適切な履物や保護具を用いること。また、滑らない履物を選択すること。

2　作業環境への対応

(1) 暑熱環境

夏場等の暑熱環境下での作業は、熱中症（熱射病、熱けいれん、熱まひ）を生じるおそれがあるので、次の事項に留意すること。

イ　帽子の着用や、汗を発散しやすい服装をすること。

作業場所には日よけを設ける等できるだけ日陰で作業するように努めること。

(2) 寒冷環境

農作業安全のための指針について（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 生産第 10312 号 農林水産省生産局長通知）（抜粋）

冬場等の気温の低い環境下での作業は、体が冷えて血行障害を起こすことや、体がこわばって動作がぎこちなくなり思わぬミスにより事故を起こすことがあるので、次の事項に配慮すること。

ウ　急激な温度変化にさらされると、体温調節や血圧に悪影響を及ぼすおそれがあるので、衣類等で適切に調節すること。

(3) 粉塵

粉塵が発生する作業を行う際には、防塵めがね、防塵マスクを着用し、室内の場合には、発生源をカーテン等で囲い込むか、ダクト付き吸引ファンで吸引、捕集し、屋外の場合には、風上に立って作業すること。

また、浮遊粉塵が周辺の住民や環境へ悪影響を与えないように十分に注意すること。

(4) 騒音

エ　作業者側の対応としては、耳栓又はイヤーマフを着用すること。この場合、危険を防止するために、作業に必要な合図を決めておくこと。また、適当な間隔で休憩、交替を行い、著しい騒音が生じる作業現場での連続作業はできるだけ避けること。

(5) 振動

ア　振動に長時間にさらされると、事故や身体機能の障害につながる場合があるので適当な間隔で休憩、交替を行い、著しい振動が生じる作業現場での連続作業はできるだけ避ける等適切な対策を行うこと。

イ　機械の導入に当たっては、事前に振動の程度を確認し、できる限り振動の少ない機械の選定に配慮すること。

ウ　機械を操作する場合には、振動が大きくなる走行速度や回転速度帯をできるだけ避けること。

振動の大きい動力刈払機等については、防振手袋を着用し作業を行うこと。

(6) 照度

ア　視力の衰えや目の疲れが生じないように、照明により作業場所を適度な明るさに保つこと。

イ　暗い場所で作業を行う場合には、適切な明るさの光源を用意し、視界を確保し、足元まで照らすようにすること。

ウ　明るすぎる場所で作業を行う場合には、サングラスや遮光カーテン等により適切な明るさに調整すること。

(7) 夜間作業の対策

イ　転落、転倒、追突等の危険性が高い箇所には、反射板、反射テープ、反射シール等を貼ったガードレール、標識、杭等を設置するか、街灯を整備すること。

第 5　燃料、農薬等の管理に関する事項

農作業安全のための指針について（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 生産第 10312 号 農林水産省生産局長通知）（抜粋）

燃料、農薬、塗料等は、引火、発火、爆発、中毒等の危険があるため、取扱いを適正にする必要がある。

2　農薬

(3) 調製時、散布前

ア　防除機具の点検・整備を事前に行うとともに、専用の作業衣、保護具を着用すること。その際、マスクは農薬の種類に適した保証期限内のものを使用すること。また、農薬の吸入を防ぐため、顔とマスクとの密着具合についても確認すること。

(5) 散布作業後

ウ　保護具を清掃し、所定の保管場所に保管すること。取り替え式マスクのフィルター等は、捕集効果がなくなったもの、汚れたもの、臭いが付いたものは忘れずに交換しておくこと。また、使い捨てマスクの使用は1回とすること。

農薬で汚れた作業衣は、他の衣類、特に乳幼児の衣類等と区別して、単独で洗うようにすること。

防除機械を冬季間保管する場合は、凍結するおそれがあるので、配管内の水を抜くこと。

第 6　道具の安全使用

1　共通事項

(3) 必要に応じて、手袋やヘルメット等の適切な保護具を使用し、使用時に飛散物が発生する場合は必ず保護めがねを着用すること。

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について　（令和３年２月 26 日付け２生産第 2170 号農林水産省生産局長通知　（抜粋）

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：農業）　事業者向け

1 作業安全確保のために必要な対策を講じる

（２）作業安全のためのルールや手順の順守（共通規範３（２）関係）

③ 作業に応じ、安全に配慮した服装や保護具等を着用する。

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	清潔な水・救急箱の用意、連絡方法などを含めた事故対応手順を定めて、農作業従事者等に周知。
24	27	25	27	24	

【取組事項に関する法令・指針等】

農作業安全のための指針について（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 生産第 10312 号農林水産省生産局長通知）（抜粋）

Ⅰ　基本事項

燃料、農薬、塗料等は、引火、発火、爆発、中毒等の危険があるため、取扱いを適正にする必要がある。

第 5　燃料、農薬等の管理に関する事項

2　農薬

（4）散布作業

エ　連続作業はせずに、休憩をはさみ、作業中の喫煙・飲食は避けること。

目や皮膚に付着した農薬を除去するために、清潔なタオル、水をビニール袋等に入れて現場に持参すること。

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和３年２月 26 日付け２生産第 2170 号農林水産省生産局長通知　（抜粋）

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：農業）　事業者向け

２ 事故発生時に備える

（２）事故後の速やかな対応策、再発防止策の検討と実施（共通規範４（２）関係）

① 事故が発生した場合の対応（①事故直後の救護・搬送、連絡、②その後の調査、 労基署への届出、再発防止策の策定等）の手順を明文化する。

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）（抜粋）

第 23 条　事業者は、労働者を就業させる建設物その他の作業場について、通路、床面、階段等の保全並びに換気、採光、照明、保温、防湿、休養、避難及び清潔に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持のため必要な措置を講じなければならない。

（報告等）

第 100 条　厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

2　厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、登録製造時等検査機関等に対し、必要な事項を報告させることができる。

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）（抜粋）
3　労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業者又は労働者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）（抜粋）
（労働者死傷病報告） 第 97 条　事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第二十三号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。 2　前項の場合において、休業の日数が四日に満たないときは、事業者は、同項の規定にかかわらず、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの期間における当該事実について、様式第二十四号による報告書をそれぞれの期間における最後の月の翌月末日までに、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	
25	28	26	28	25	農産物の汚染や事故を防止するため、食品安全・衛生管理、労働安全、環境への配慮に関する入場時のルールを定めて、農場入場者（訪問者を含む）に対して遵守するよう周知。

【取組事項に関する法令・指針等】

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）（抜粋）

第 6 条　次に掲げる食品又は添加物は、これを販売し(不特定又は多数の者に授与する販売以外の場合を含む。以下同じ。)、又は販売の用に供するために、採取し、製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

一　腐敗し、若しくは変敗したもの又は未熟であるもの。ただし、一般に人の健康を損なうおそれがなく飲食に適すると認められているものは、この限りでない。

二　有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは付着し、又はこれらの疑いがあるもの。ただし、人の健康を損なうおそれがない場合として厚生労働大臣が定める場合においては、この限りでない。

三　病原微生物により汚染され、又はその疑いがあり、人の健康を損なうおそれがあるもの。

四　不潔、異物の混入又は添加その他の事由により、人の健康を損なうおそれがあるもの。

生鮮野菜を衛生的に保つために（第 2 版）-栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針-（平成 23 年 6 月策定、令和 3 年 7 月最終改訂）（抜粋）

Ⅱ　生鮮野菜の衛生管理

3．野菜を取り扱う作業者の健康及び衛生管理

①ほ場や各施設の管理者は、作業前に、下痢、おう吐、発熱、黄疸等の作業者の健康状態を点検する。作業者にこれらの症状があり、感染症にかかっていると疑われる場合は、野菜に直接触れる作業をさせない。②作業者の身体を清潔に保つため、

・作業を始める前や、家畜ふん等の汚物や家畜ふん堆肥（堆肥）などを扱った後、トイレの後など、必要な時に石けんで手を洗う。手を洗った後には、必要に応じて消毒剤（例えば、消毒用アルコール）で手指を消毒する。

・爪は短く清潔にし、手指に傷があれば、絆創膏等を貼り、必要に応じて手袋をつける。

・清潔な作業着や手袋等を着用し、汚れた物や場所に触れないようにする。

・堆肥の製造・保管場所やトイレでは専用の履物を使い、野菜を取り扱う所での履物と使い分ける。

③野菜を取り扱う場所では、飲食したり、喫煙したりしない。また、作業に必要

生鮮野菜を衛生的に保つために（第２版）-栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針-（平成 23 年 6 月策定、令和 3 年 7 月最終改訂）（抜粋）
のないものを持ち込むなど汚染の原因となる行動をしない。収穫や調製時には、必要に応じてマスクを着用し、汚染の原因とならないようにする。 ④訪問者にも、これらの事項を守ってもらう。

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）（抜粋）
（安全衛生教育） 第59条　事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行なわなければならない。 2～3　（略）

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	ほ場や施設から通える場所での清潔な手洗い設備やトイレ設備の確保等による衛生管理を実施。
26	29	27	29	26	

【取組事項に関する法令・指針等】

食品衛生法（昭和22年法律第233号）（抜粋）

第1章 総則

第５条　販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。以下同じ。）の用に供する食品又は添加物の採取、製造、加工、使用、調理、貯蔵、運搬、陳列及び授受は、清潔で衛生的に行われなければならない。

生鮮野菜を衛生的に保つために（第２版）-栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針-（平成 23 年 6 月策定、令和 3 年 7 月最終改訂）（抜粋）

Ⅱ　生鮮野菜の衛生管理

2．野菜の栽培環境や関連施設の管理

（4）手洗い設備・トイレ

①ほ場や各施設から通える場所に、必要なときに使える手洗い設備やトイレがあることが望ましい。

②手洗い設備やトイレは、

・手洗いに必要な石けんや清潔な手拭きを用意する。必要に応じて、消毒剤（例えば、消毒用アルコール）も用意する。

・汚水がほ場や各施設、水路を汚さないようにする。

・定期的に点検・清掃し、不備があれば速やかに直すとともに、清潔に保つ。ドアノブや蛇口も定期的に清掃し、清潔に保つ。

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）（抜粋）

（事業者の講ずべき措置等）

第 20 条　事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

一　機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険

二　爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険

三　電気、熱その他のエネルギーによる危険

第 22 条　事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

一　原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害

二　放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害

三　計器監視、精密工作等の作業による健康障害

四　排気、排液又は残さい物による健康障害

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）（抜粋）
第 23 条　事業者は、労働者を就業させる建設物その他の作業場について、通路、床面、階段等の保全並びに換気、採光、照明、保温、防湿、休養、避難及び清潔に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持のため必要な措置を講じなければならない。

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	
27	30	28	30	27	ほ場やその周辺環境（土壌や汚水等）、廃棄物、資材等からの危害要因による土壌の汚染及び土壌中の危害要因に由来する農産物の汚染の可能性に関する評価の実施、評価結果に基づく対策の実施。

【取組事項に関する法令・指針等】

食品衛生法（昭和22年法律第233号）（抜粋）
第1章　総則 第３条　食品等事業者（食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること若しくは器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することを営む人若しくは法人又は学校、病院その他の施設において継続的に不特定若しくは多数の者に食品を供与する人若しくは法人をいう。以下同じ。）は、その採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、販売し、不特定若しくは多数の者に授与し、又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装（以下「販売食品等」という。）について、自らの責任においてそれらの安全性を確保するため、販売食品等の安全性の確保に係る知識及び技術の習得、販売食品等の原材料の安全性の確保、販売食品等の自主検査の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和 45 年法律第 139 号）
https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=345AC0000000139

土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=414AC0000000053

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=345AC0000000137

生鮮野菜を衛生的に保つために（第２版）-栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針-（平成 23 年６月策定、令和３年７月最終改訂）（抜粋）
Ⅱ　生鮮野菜の衛生管理

生鮮野菜を衛生的に保つために（第２版）-栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針-（平成 23 年６月策定、令和３年７月最終改訂）（抜粋）

２．野菜の栽培環境や関連施設の管理

（1）ほ場又は栽培施設

①排水溝を設けるなどにより、大雨時にほ場や施設の外の水が流れ込むのをできるだけ防ぐとともに、速やかに排水するよう努める。

②ビニールハウスやガラス温室等の施設を使う場合は、食中毒を起こす微生物を運ぶおそれのある動物や虫（例えば、ねずみやハエ）が施設に入らないように、ネットの設置や壊れた部分の修理などをする。

③犬や猫などのペットも、食中毒を起こす微生物を持っている可能性があるので、ほ場や施設に入れない。

④施設内を定期的に点検し、これらの動物の侵入が見つかった場合には、適宜駆除するとともに、ふん便等で汚染されていれば清掃・消毒する。

⑤使わない農機や資材、野菜残さ等の廃棄物は、栽培中のほ場や施設、その周辺に放置せず、食中毒を起こす微生物を運ぶおそれのある動物や虫（例えば、ねずみやハエ）を引き寄せない場所で保管・処理する。

（2）家畜ふん堆肥の製造・保管場所

①大雨時に家畜ふん堆肥（堆肥）やその原料が流れ出て、ほ場や栽培施設、水路を汚すことのないよう、野菜の栽培ほ場や水路などからできるだけ離す、屋根や排汁溝を設ける、施設の壊れた部分を直す、積まれた堆肥の全面をシートで覆うなどするよう努める。

②出来上がった堆肥が、原料や製造途中の堆肥に触れないように製造・保管場所を分ける。

③定期的に清掃し、堆肥やその原料が散らからないようにする。

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	堆肥等の有機物等の活用等による土づくり等を通じた適正な土壌管理の実施。
28	32	29	32	28	

【取組事項に関する法令・指針等】

地力増進基本指針（平成20年10月16日付け農林水産省公表）（抜粋）

Ⅲ　その他地力の増進に関する重要事項

第1　環境保全型農業の推進

1　家畜排せつ物等の有機物資源のたい肥化とその利用による土づくりの促進

土壌の主要な性質を総合的に改善するため、家畜排せつ物、農作物残さ、食品廃棄物、木質バイオマス等の有機物資源をたい肥化し、土づくりに有効活用するように努める。

(1) たい肥等の標準的な施用量は、地力の維持・増進の観点に加え、有機物資源の循環利用の促進の観点を踏まえ、以下のとおりとする（※省略）。なお、当該施用量は、標準値として定められたものであることに留意し、地域の気象条件、土壌条件、栽培作物等を踏まえて、各都道府県等ごとのたい肥の標準的な施用量を設定するよう努めるものとする。また、樹園地については、たい肥の施用が困難な場合、草生栽培や敷きわらにより有機物の供給を図ることとする。

3　不耕起栽培の実施

不耕起栽培については、適地が限定されるものの、土壌への炭素の貯留や生物多様性の保全にも高い効果を有することから、適地においては、不耕起栽培の導入を進めることが望ましい。

4　多毛作及び輪作の推進

冬期間の作付け等多毛作の推進を図るとともに、畑については土壌中の有機物の分解が大きいことから、引き続き輪作体系において地力増進作物を導入することにより地力の維持・増進に努めるものとする。

5　土壌改良資材の施用

土壌改良の目的に応じて、適切な土壌改良資材を選択し、施用を推進するものとする。

環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）（抜粋）

1　土づくりの励行

土づくりは、環境と調和のとれた農業生産活動の基盤となる技術である。また、土づくりにおけるたい肥等の有機物の利用は、循環型社会の形成に資する観点からも重要である。このため、たい肥等の有機物の施用などによる土づくりを励行する。

環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き（平成17年4月版）（抜粋）

環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）（抜粋）

【具体的な取組例】

◎　たい肥の施用、家畜の飼料や敷料などに利用しない稲わら・麦わらのすき込み、緑肥の栽培などにより土壌に有機物を供給する（原則として１年に１度）。

考え方 土づくりには、土壌への有機物の供給が重要です。原則として１年に一度以上、家畜排せつ物等を堆積・発酵させたい肥のほか、家畜の飼料、敷料などに利用しない稲わら・麦わら等の作物残さ、緑肥などを土壌に施用することが必要です（強い湿田など、土づくりの観点から見ても有機物施用の必要性が少ない土壌条件の場合はこの限りではありません）。永年草地や果樹園においては、牧草や下草等の植生を維持することによっても同様の効果が期待できます。

有機物には肥料成分が含まれます。肥料成分に関しては、前述の「2 適切で効果的・効率的な施肥」に示される考え方をもとに適切に調節することが重要です。

なお、土壌を用いない水耕栽培等は、点検に際して、土づくりの項目は該当がない旨記述します。

【（参考）その他の望ましい取組例】

○　土壌診断の実施

考え方 土壌への有機物の供給、深耕、排水性の改良等の必要性を知るためには、数年に一度は有機物含有量等についての土壌診断を実施して、土壌の状態を知ることが重要です。土壌診断は、都道府県やＪＡ等の指導・助言を得て行うことが望ましいと考えられます。

○　深耕、心土破砕耕の実施、暗きょ、排水溝の設置

○　土壌改良資材の施用

考え方 土壌への有機物の供給のほか、土壌の状態を知って適切な土壌改良を行うことが重要です。深耕、排水性の改良等は毎年必ず実施しなければならないものではないですが、個々のほ場の状況に応じて適宜実施して下さい。

○　合理的な輪作の実施

家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針（令和2年4月30日付け農林水産省公表）（抜粋）

第1　家畜排せつ物の利用の促進に関する基本的な方向

2　基本的な対応方向

(1) 堆肥の利用拡大

土づくり等による、持続的かつ循環的な農畜産業の実現のため、家畜排せつ物は、堆肥化等を通じて可能な限り肥料や土壌改良資材として耕地に還元することが望ましい。

加えて、家畜排せつ物を適切に堆肥化してから耕地に還元することにより、家畜排せつ物を未処理のまま耕地に還元する場合と比べ、水分や悪臭が除去さ

家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針（令和2年4月30日付け農林水産省公表）（抜粋）

れ、取り扱いやすくなることに加え、十分に発酵熱を上昇させることで雑草の種子、寄生虫、病原体を死滅させる効果等が期待される。

堆肥の利用拡大に当たっては、今般の肥料取締法の改正で堆肥と化学肥料の混合に関する規制が緩和されたことを踏まえ、必要に応じて肥料メーカーとも連携しつつ、耕種農家のニーズに合った堆肥の生産を進めることが重要となる。

また、土づくりの促進に当たっては、土壌診断に基づき、ほ場の状態を把握した上で適切に堆肥等を施用することが重要である。

ア　堆肥の地域内での利用促進

畜産農家は、経営内で生産した良質な堆肥を適切に施肥することにより、まずは自給飼料生産を推進することが重要である。

また、飼養規模の拡大により堆肥の生産が増加した場合には、飼料用米等の利用拡大を通じて強化された地域内での耕種農家との連携を活用し、当該耕種農家における堆肥利用を進めるなど、堆肥の地域内利用を一層拡大することも求められる。

なお、地域内での堆肥の有効利用に当たっては、地方自治体、生産者団体その他の関係者が、畜産クラスターの仕組み等も活用しつつ、主導的な役割を果たすことが求められる。

みどりの食料システム戦略（令和3年5月12日農林水産省公表 ）（抜粋）

（５）本戦略が目指す姿と KPI（重要業績評価指標）

本戦略により、2050 年を目標年次として、サプライチェーン全体における各般の取組とイノベーションの社会実装が実現した姿を目指し、以下の KPI を提示する。

② 2050年までに、輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量の30％低減を目指す。

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	土壌の侵食を軽減する対策の実施。
29	33	30	33	29	

【取組事項に関する法令・指針等】

地力増進基本指針（平成20年10月16日付け農林水産省公表）（抜粋）

Ⅲ　その他地力の増進に関する重要事項

第3　土壌侵食対策

土壌侵食を軽減する営農上の方策としては、適地における不耕起栽培のほか、次に掲げるようなものがある。

1　水食対策

（1）耕うん整地上の改善方策

ア　等高線に沿った畝立てを行う。

イ　侵食により生じた溝は速やかに修復する。

ウ　土壌の透水性の改善を図る。

（2）斜面分割

地表面の流水速度を下げるため、等高線に沿って帯状の水平面等を設ける。

（3）植物等による地表面の被覆

多雨期にほ場が裸地状態で放置されないようにするため、栽培体系の改善、農作物残さ等による被覆又は樹園地における草生栽培による地表面の被覆を行う。

（4）グリーンベルトの設置

土壌のほ場外への流出を防止するため、グリーンベルトの設置を行う。

（5）り底盤の形成を防止するための心土破砕の実施

（6）り底盤の形成による表面侵食を防止するため、心土破砕を行う。

2　風食対策

（1）耕うん整地上の改善方策

ア　風に対して直角に畝立てを行い、畝の間隔を狭くする。

イ　風食を生ずる時期の耕うんは極力避けるようにする。

（2）植物等による地表面の被覆

1の（3）に同じ。

環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）（抜粋）

1　土づくりの励行

土づくりは、環境と調和のとれた農業生産活動の基盤となる技術である。また、土づくりにおけるたい肥等の有機物の利用は、循環型社会の形成に資する観点からも重要である。このため、たい肥等の有機物の施用などによる土づくりを励行する。

環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）（抜粋）

環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き（平成17年4月版）（抜粋）

【(参考）その他の望ましい取組例】

○　土壌侵食の抑制に資する被覆作物の栽培（草生栽培含む)、植生帯の設置、等高線栽培、土壌の透水性改善（たい肥の施用等)、風向を考慮した畝立の実施、防風垣の設置等

考え方土壌は降雨や強風によって侵食を受けるため、放置すれば作物を健全に生育させるための作土層が失われていくこととなります。土壌の性質によって侵食を受けやすい場合があるので、必要に応じて作物栽培がない時期における被覆作物の栽培等を行うことが重要です。

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	使用する水の水源を確認し、水に含まれる危害要因による農産物の安全性に関する評価と、評価結果に基づく対策を実施。
30	34	31	34	30	

【取組事項に関する法令・指針等】

食品衛生法（昭和22年法律第233号）（抜粋）

第1章　総則

第３条　食品等事業者（食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること若しくは器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することを営む人若しくは法人又は学校、病院その他の施設において継続的に不特定若しくは多数の者に食品を供与する人若しくは法人をいう。以下同じ。）は、その採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、販売し、不特定若しくは多数の者に授与し、又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装（以下「販売食品等」という。）について、自らの責任においてそれらの安全性を確保するため、販売食品等の安全性の確保に係る知識及び技術の習得、販売食品等の原材料の安全性の確保、販売食品等の自主検査の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

生鮮野菜を衛生的に保つために（第２版）-栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針-（平成23年６月策定、令和３年７月最終改訂）（抜粋）

Ⅱ　生鮮野菜の衛生管理

1．野菜の栽培から出荷までの各工程における対策

(1) 栽培に使う水の管理

①かん水や散布する薬剤の希釈など栽培に使う水が、水道水、井戸水、河川やため池の水等のいずれなのかを知る。

（河川やため池の水は、深い井戸の水に比べ、汚染されやすい傾向があることから、特に②や③に注意する。）

②栽培に使う水の水質を確保する。

・使用前に、水の濁りや異臭がないことを確認し、これらに異常があれば、異常のある間は使わない。

・汚水や汚物により水が汚染されないよう、水源、水路、バルブ等やそれらの周辺を定期的に点検し、適宜、整備・清掃する。

③特に、生で食べられる野菜（収穫部位）※1に対して、

・収穫までの１週間以内にかん水や薬剤散布をする場合は、水道局等の行政や生産者等が実施した水質検査※2により安全性を確認した水、飲用に適する水又は消毒した水を使うよう努める。

・やむを得ず、こうした検査や消毒がされていない水を使う場合には、できるだけ収穫まで日を空ける。

※1 皮を剥いてから食べられる大根などのように、直接可食部に水がかからないものは除きます。

生鮮野菜を衛生的に保つために（第２版）-栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針-（平成 23 年６月策定、令和３年７月最終改訂）（抜粋）

※2 少なくとも大腸菌の菌数を確認しましょう。

EU では、生で食べられる野菜（収穫部位）に使われる水に対して、大腸菌が 100 個/100ml 以内であることを目安に水質の管理が進められています。栽培に使う水も、この菌数を参考に水質を評価するとよいでしょう。

なお、国内でも、環境省の調査から、ふん便性大腸菌群[注]が、100 個/100ml を超える水は、サルモネラの検出率が高いことが示されています。

注： 一般的に、大腸菌と同様、ふん便汚染の指標として用いられており、農林水産省の調査でも、ふん便性大腸菌群と大腸菌（ただし、大腸菌が 100 個/100ml 以上の範囲）の量的関係がほぼ同じであることが示唆されています。

（3）栽培等に使う農機具や収穫容器、資材の管理

③農具や収穫容器は、

・他の目的には使わない。

・動物ふん等の汚物や家畜ふん堆肥（堆肥）、土などに触れた時などには洗い、必要に応じて消毒する。

・長く保管され、ほこり等が付いていれば、使う前に洗い落す。

・特に、収穫する野菜や収穫物に直接触れる農具や収穫容器の洗浄には、水道水等の飲用に適する水、水質検査※で安全性を確認した水又は消毒した水を使うことが望ましい。洗った後には、必要に応じて消毒する。

※ 少なくとも大腸菌を検査しましょう。飲用井戸等の水質検査の項目（約 13 項目）は、自治体によって異なりますが、大腸菌は、100 ml 中から検出されないことが基準になっています。

（4）収穫

③収穫物の品質を保つための葉水など収穫時に水を使う場合には、水道水等の飲用に適する水、水質検査※で安全性を確認した水又は消毒した水を使う。

※ 少なくとも大腸菌を検査しましょう。飲用井戸等の水質検査の項目（約 13 項目）は、自治体によって異なりますが、大腸菌は、100 ml 中から検出されないことが基準になっています。

（5）調製

③収穫後の野菜※1を洗う場合には、水道水等の飲用に適する水、水質検査※2で安全性を確認した水又は消毒した水を使う。

※1 皮を剥いてから食べられる大根などのように、直接可食部に水がかからないものは除きます。

※2 少なくとも大腸菌を検査しましょう。飲用井戸等の水質検査の項目（約１目）は、自治体によって異なりますが、大腸菌は、100 ml 中から検出されないことが基準になっています。

環境基本法（平成５年法律第 91 号）（抜粋）
（目的） 第１条　この法律は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。 （事業者の責務） 第８条　事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。 2　事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。 3　前二項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。 4　前三項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

水質汚濁に係る環境基準（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）
https://www.env.go.jp/kijun/mizu.html

地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成９年環境庁告示第 10 号）
https://www.env.go.jp/kijun/tika.html

きのこの菌床製造管理基準の制定について（平成４年４月８日付け４林野産第 38 号林野庁長官通知）（抜粋）
（目的）

きのこの菌床製造管理基準の制定について（平成４年４月８日付け４林野産第38号林野庁長官通知）（抜粋）

第１　近年、菌床栽培によるきのこ生産が増大し、菌床の流通が拡大してきているが、菌床栽培の安定化及び適正化を図るためには、菌床製造等の工程における品質管理の徹底により良質な菌床の製造を行うとともに、菌床によるきのこ栽培者及び菌床製造業の経営の安定と健全な発展を図ることが肝要である。

　このため、販売を目的として菌床を製造する者に対する指導基準として、菌床製造管理に必要な基本的条件を定めたきのこの菌床製造管理基準（以下「基準」という。）を制定し、優良かつ安全なきのこ供給に資することを目的とする。

（定義）

第２　基準における用語の定義は、次のとおりとする。

１　「菌床」とは、きのこ栽培を目的として調整された培地に種菌接種したもの又はその菌糸がまん延したものをいう。一般的には、培地基材に、水と培地添加物を加え、容器に詰めて殺菌を行ったものに、きのこ種菌を接種し、一定期間培養したものである。

２　「種菌」とは、きのこ栽培用の種として使用することを目的とした菌体又は培養物をいい、その種の菌糸が純粋に、かつ、適度な条件下で培養されることが必要である。

３　「培地基材」（以下「基材」という。）とは、きのこの菌床を構成する主たる資材をいい、一般的にはオガコ、チップ､バガス等が使われる。

４　「培地添加物」（以下「添加物」という。）とは、菌糸の成長、子実体の発生、発育その他特別の目的のため基材に添加し、基材とともに培地を構成する有機物及び無機質の基材をいい、一般的には、米ぬか、フスマ等が使わせる。

５　「容器」とは、培地をいれ、又は、包んでいるものをいい、一般的には、袋、瓶等が使われる。

（基準の対象者）

第３　基準は、販売を目的として菌床を製造する者（以下｢菌床製造者｣という。）を対象とする。

第４　基準の対象となる工程の範囲

　基準は、次に掲げる製造工程等を対象とする。

（1）原材料等（基材、添加物、容器等）その受入れ、保管
（2）種菌の受入れ、保管
（3）基材、添加物等の調整
（4）容器への詰込み
（5）殺菌
（6）接種
（7）培養
（8）保管（出荷までの間）
（9）出荷

きのこの菌床製造管理基準の制定について（平成４年４月８日付け４林野産第38号林野庁長官通知）（抜粋）

（製造管理）

第５　菌床製造業者は、菌床を製造するため、第４に定める製造工程を各工程ごとに円滑に機能させる組織を作るとともに、製造部門責任者及び検査部門責任者として、微生物学的知識及び科学的知識を有する者を置くものとする。

（製造施設管理）

第６

１　製造施設は、温度、湿度、二酸化炭素、酸素、照明、洗浄度等の環境条件を、製造工程に応じて適切に管理できる施設とするものとする。

２　菌床製造業者は、自主基準として製造施設の点検、検査、保守等についての製造施設管理規定を定め、これに基づき適切に管理、検査し、これらの施設の精度、性能を適正に維持するものとする。

（製造管理規定）

第７　菌床製造業者は、自主基準として次に定める事項を内容とする製造管理規定を定めるものとする。

(1) 原材料等の品質及び検査に関すること。

(2) 菌床の品質及び検査に関すること。

(3) 工程ごとの作業項目及び作業方法、並びに検査項目及び検査方法に関すること。

(4) 工程において発生した不良品の処理、工程に生じた異常に対する処理及びこれらの再発防止対策に関すること。

(5) 作業の条件及び環境に関すること。

(6) 作業の標準及び品質管理を維持するために必要な組織並びに就業者の教育訓練に関すること。

（原材料の管理）

第８

１　基材、添加物、容器等の菌床製造用材料は、組成成分、使用方法等の明らかなものを受け入れることとし、原材料の受払簿等を作成の上、原材料の受払の都度、数量、品質、その他の必要な事項を記録するものとする。

２　オガコ、チップ等の保管は、排水をよくし、飛散の防止策を講ずる等適切に行うものとする。

３　添加物、容器は、品質に変化を起こさないように適切な保存管理をするものとする。

４　培地に使用する水は、飲料に適する水を使用し、定期的に水質検査を行うものとする。

きのこの菌床製造管理基準の制定について（平成４年４月８日付け４林野産第38号林野庁長官通知）（抜粋）

（種菌の管理）

第９

１　種菌は、受入れ後、できるだけ速やかに使用することとし、保管に際しては適切な条件下で行い、種菌の汚染を防止するものとする。

２　種菌の受払は、受払簿を作成し、受払の都度、数量、品質、その他の必要な事項を記録するものとする。

３　種菌については、種菌の肉眼検査、発菌検査及び分離培養検査を行うものとする。

（培地の調整・詰込み）

第10

１　培地の調整は、基材、添加物、水等を混合し、均一になるように十分に攪拌し、含水率を確認するものとする。

２　調整した培地は、一定量を容器に詰込むものとする。

３　菌床製造業者は、詰込み後に抜き取り検査を行い、詰込み定量について確認するとともに、検査終了後、詰込みロットごとに、作業担当者、作業年月日、使用した基材及び添加物等の数量、抜取り検査の結果、詰込み数等を作業日誌に記録するものとする。

（培地の殺菌）

第11

１　詰込み完了した培地は、速やかに適切な温度と時間で殺菌し、殺菌終了後、冷却室で一定温度まで速やかに冷却するものとする。冷却後、必要に応じて殺菌が完了しているか否かの確認を行うものとする。

２　冷却室の洗浄度及び冷却温度は、常に適切な状態を保ち、定期的に検査を行うものとする。

３　冷却完了後、殺菌ロットごとに、作業担当者、作業年月日、殺菌の温度及び時間並びに冷却温度の測定値を、また、殺菌完了検査を実施した場合はその検査結果を、作業日誌に記録するものとする。

（接種工程）

第12

１　殺菌完了後の培地は、無菌的に接種室に搬入し、一定数量の種菌を無菌的に接種するものとする。

２　接種完了後の培地は、ロットごとに、接種担当者、接種年月日、菌種名、品種名、接種数等追跡検査のできるように作業日誌に記録するものとする。

３　接種室はエアフィルター、エアシャワー及び殺菌灯の設置、定期的な殺菌剤の散布等により無菌的状態を保ち、定期的に洗浄度の検査を行うものとする。

きのこの菌床製造管理基準の制定について（平成４年４月８日付け４林野産第38号林野庁長官通知）（抜粋）

（培養工程）

第13

1　接種完了後の菌床は、所定の環境条件に調節された培養室に搬入し、一定期間培養するものとする。

2　菌床製造業者は、培養中の培地の菌糸のまん延状態、害菌の有無等を検査し、特に害菌に汚染されていないかどうか十分に注意するものとする。害菌に汚染されたものは直ちに殺菌後破棄するものとする。

3　作業日誌には、作業担当者、培養中の検査内容、菌種名、品種名、培養完了数等を記録するもののものとする。

（保管工程）

第14

1　直ちに出荷しない菌床は、品質に変化を起こさないように適切な環境と方法で保管するものとする。

2　保管日数は、菌種、品種別に限度を定めるものとする。

（出荷工程）

第15

1　菌床製造業者は、出荷の前に品質の検査を行い、品質を表示する証票を添付する。また、製造ロットごとに菌床の子実体発生検査を行うものとする。

2　菌床製造業者は、出荷記録簿を作成し、出荷担当者、種菌名、品質名、接種年月日、出荷受払い年月日、出荷先、出荷数量及び出荷前の検査内容を記録するものとする。

3　菌床を出荷のため輸送する場合は、菌床の品質に影響のないように十分に注意するものとする。

（検査）

第16

1　検査は、次に掲げる項目について行うものとする。

（1）基材、添加物、容器等

（2）培地に使用する水

（3）種菌の汚染

（4）詰込み時の培地の量

（5）殺菌完了検査

（6）冷却室、接種室、培養室等の環境条件

（7）培養中の培地の菌糸のまん延状態、害菌の有無等

（8）出荷時の製品の品質

（9）種苗法による指定種苗の表示事項

（10）菌床の子実体の発生

きのこの菌床製造管理基準の制定について（平成4年4月8日付け4林野産第38号林野庁長官通知）（抜粋）
2　菌床製造業者は、検査個数、抽出の方法、検査方法、製品合格基準等を定めるものとし、培地及び菌床の検査数は、第1項の(7)及び(8)について全数検査とし、第1項の(4)及び(10)については一日当たり製造量の0.5%程度以上を抽出するものとする。 （その他） 第17　菌床製造業者は、原材料の受払簿、工程別の作業日誌、出荷記録簿等については、これを帳簿締切年の翌年から3箇年保存するものとする。

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	養液栽培の場合、培養液の汚染の防止に必要な対策を実施。
31					

【取組事項に関する法令・指針等】

コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範（CXC 53-2003）（抜粋）

3.2.1.1 農業用水

- 生産者は農場で使用されている水の水源（水道、再使用かんがい水、井戸水、開放水路、貯水池、河川、湖、農場池等）を確認すること。生産者は、水源の微生物的及び化学的品質並びに目的用途に対する水源の適切性を評価するとともに、汚染（原因の例：家畜、下水処理、住居）を予防または最少化するための是正措置を確認すること。
- 必要に応じて、生産者は自らが使う水の微生物的及び化学的汚染物質についての検査を依頼すること。検査の頻度は、水源及び環境汚染（断続的または一時的汚染（大雨、洪水等）を含む）のリスクにより異なる。水源が汚染しているとわかった場合には、用途に見合った水質となるよう改善措置を取ること。

3.2.1.1.3 養液栽培用水

養液栽培システムで栽培される植物は様々な速度で栄養物及び水を吸収し、再循環された養液組成を絶えず変化させている。このために：

- 養液栽培で使用される水は、頻繁に取り替えるか、または再利用される場合には、微生物的及び化学的汚染を最少化するために処理すること。
- 水の微生物汚染を防ぐために、水供給システムを適宜保守・清掃すること。

3.2.4 栽培及び収穫に関連する機器

要求に応じて、生産者及び収穫者は、機器メーカーの取り扱い説明書に従うこと。生産者及び収穫者は、下記の衛生措置を実行すること。

- 生鮮果実・野菜に接触する機器及び容器の素材は、毒性のないものであること。これらの機器及び容器は、必要な場合に、清掃し、消毒し、生鮮果実・野菜の汚染を防ぐことができるよう設計・製造されること。具体的な衛生及び保守基準は、使用される各機器及びそれに関連する果実及び野菜の種類毎に設けること。

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	ほ場及び農産物取扱施設で発生した排水（排水中の栄養成分を含む）やそれに含まれる植物残渣、廃棄物等の適切な管理。
32	35	33	35	31	

【取組事項に関する法令・指針等】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）（抜粋）

（定義）

第２条　この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

2　この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

4　この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

一　事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物（注 1）

二　輸入された廃棄物（前号に掲げる廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物（政令で定めるものに限る。第 15 条の４の５第１項において「航行廃棄物」という。）並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物（政令で定めるものに限る。同項において「携帯廃棄物」という。）を除く。）

5　この法律において「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。（注 2）

(事業者の責務)

第3条　事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

(市町村の処理等)

第6条の2　市町村は、一般廃棄物処理計画に従つて、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分(略)しなければならない。

2　市町村が行うべき一般廃棄物(特別管理一般廃棄物を除く。以下この項において同じ。)の収集、運搬及び処分に関する基準(当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる一般廃棄物を定めた場合における当該一般廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「一般廃棄物処理基準」という。)並びに市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。

4　土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、その一般廃棄物処理計画に従い当該一般廃棄物を適正に分別し、保管する等市町村が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

6　事業者は、一般廃棄物処理計画に従つてその一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合その他その一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第七条第十二項に規定する一般廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する一般廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）（抜粋）

7　事業者は、前項の規定によりその一般廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

（事業者及び地方公共団体の処理）

第 11 条　事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。

2　市町村は、単独に又は共同して、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物その他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行なうことができる。

3　都道府県は、産業廃棄物の適正な処理を確保するために都道府県が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行うことができる。

（事業者の処理）

第 12 条　事業者は、自らその産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。第 3 項から第 5 項までを除き、以下この条において同じ。）の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる産業廃棄物を定めた場合における当該産業廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「産業廃棄物処理基準（注 3)」という。）に従わなければならない。

2　事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準（以下「産業廃棄物保管基準（注 4)」という。）に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。

3　事業者（中間処理業者（発生から最終処分（埋立処分、海洋投入処分（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 に基づき定められた海洋への投入の場所及び方法に関する基準に従つて行う処分をいう。）又は再生をいう。以下同じ。）が終了するまでの一連の処理の行程の中途において産業廃棄物を処分する者をいう。以下同じ。）を含む。次項及び第五項並びに次条第 3 項から第 5 項までにおいて同じ。）は、その産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除くものとし、中間処理産業廃棄物（発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の中途において産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物をいう。以下同じ。）を含む。次項及び第 5 項において同じ。）の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第 14 条第 12 項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

（事業者の特別管理産業廃棄物に係る処理）

第 12 条の 2　事業者は、自らその特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める特別管理産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる特別管理産業廃棄物を定めた場合における当該特別管理産業廃棄物にあつては、その投入の場所及び方

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）（抜粋）

法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「特別管理産業廃棄物処理基準（注 5)」という。）に従わなければならない。

2　事業者は、その特別管理産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準（以下「特別管理産業廃棄物保管基準（注 6)」という。）に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。

3　事業者は、その特別管理産業廃棄物（中間処理産業廃棄物を含む。次項及び第五項において同じ。）の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第 14 条の 4 第 12 項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

（投棄禁止）

第 16 条　何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）（抜粋）

4　廃棄物の適正な処理・利用

循環型社会の形成に資するため、作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物の処理は関係法令に基づき適正に行う。また、作物残さ等の有機物についても利用や適正な処理に努める。

環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き（平成 17 年 4 月版）（抜粋）

（4）廃棄物の適正な処理・利用

【具体的な取組例】

◎　稲わら、麦わら、野菜くず等作物残さのたい肥、飼料、敷料等へのリサイクル又はほ場への還元を励行する。（病害虫のまん延防止のために処分が必要な場合などを除く）

考え方作物生産活動からは、農業用プラスチックや農業機械などの廃棄物がでるほか、わらや野菜くず等の作物残さ（未利用有機物）が生じます。これらは、有機性資源として有効活用できるものですが、有効利用しない場合は廃棄物となり、社会に対する環境負荷のひとつとなりうるものです。ほ場に残すと病害虫がまん延するおそれがある場合や、農作業の著しい妨げとなる場合などを除き、作物残さは土づくりか、耕畜連携によるたい肥資材、飼料、敷料、その他の利用用途に仕向けることが必要です。

◎　使用済みプラスチック等の廃棄物が発生する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の適正な処分、保管等を行う。

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	
33	37	34	39	32	農産物取扱施設・設備の保守管理、点検、整備、清掃等の適切な管理に加え、有害生物（昆虫、小動物、鳥類、かび等）の侵入・発生防止対策、異物、有毒植物等の混入防止対策を実施。

【取組事項に関する法令・指針等】

食品衛生法（昭和22年法律第233号）（抜粋）
第2章 食品及び添加物 第5条 販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。以下同じ。）の用に供する食品又は添加物の採取、製造、加工、使用、調理、貯蔵、運搬、陳列及び授受は、清潔で衛生的に行われなければならない。

生鮮野菜を衛生的に保つために（第２版）-栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針-（平成 23 年 6 月策定、令和 3 年月改訂）（抜粋）
Ⅱ 生鮮野菜の衛生管理 2．野菜の栽培環境や関連施設の管理 （3）調製・出荷施設 ①排水溝を設ける、凹凸のない床にするなどにより、水はけをよくすることが望ましい。また、機械や器具を置く場合には、作業者の動線をできるだけ単純化し、作業や掃除の妨げにならないように置く。 ②食中毒を起こす微生物を運ぶおそれのある動物や虫（例えば、ねずみやハエ）が施設に入らないように、壊れた部分の修理などをする。 ③施設内を定期的に点検し、これらの動物の侵入が見つかった場合には、適宜駆除するとともに、ふん便等で汚染されていれば清掃・消毒する。 ④作業の後、施設内を整理整頓するとともに、施設や設備を清掃する。 ⑤使わない器具や資材、野菜残さ等の廃棄物は、施設やその周りに放置せず、食中毒を起こす微生物を運ぶおそれのある動物や虫（例えば、ねずみやハエ）を引き寄せない場所で保管・処理する。 ⑥低温保管の施設は、 ・壁などに結露した水滴が野菜に触れないようにする。 ・設定した温度が保たれているか確認する。 ・飲食物などの作業に関係のないものを入れない。

有毒植物による食中毒防止の徹底について（令和 3 年 4 月 23 日付け 3 消安第 625 号、3 消安第 627 号、3 食産第 495 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、食品安全政策課長、食料産業局産業連携課長通知）
http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/rinsanbutsu/natural_toxins.html

米のカビ汚染防止のための管理ガイドライン（平成 24 年 2 月 29 日付け農林水産省公表）
http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/risk_analysis/priority/kabidoku/pdf/120229_guide_linehp.pdf

大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について（平成 5 年 10 月 26 日付け 5 農蚕第 6517 号農林水産省農蚕園芸局長通知）（抜粋）
別紙Ⅱ　施設の利用体制の整備に当たっての留意事項 3　品質管理対策の強化 （1）食品の安全性の確保や表示の適正化のための対応 農薬使用基準に即した農薬の適正散布、麦類のかび毒汚染を防止するための赤かび病防除の徹底等について、極力、受益地区内で栽培方法や使用資材の統一を図り、食品の安全性を確保するための生産活動に組織的に取り組む。 また、受益農業者によるこれら生産活動や使用した生産資材等の記帳を推進する。 さらに、可能な限り、残留農薬等の自主検査を行い、施設に搬入される米麦の安全性についての検証・確認を行う。 加えて、使用した生産資材等に関する記録や残留農薬等の検査結果については、生産履歴 情報として施設ごとに収集・保管し、データベース化することにより、実需者の要請に応じて常に提供できるトレーサビリティの確保に向けた態勢を整備する。 このほか、米の産地銘柄の表示の適正化に万全を期する観点から、収穫時期や原料の搬入 時期が重なる品種については、極力、品種ごとに荷受日や荷受口を指定する等、施設の荷受段階における異品種の混入防止策を講ずるとともに、原料の乾燥・調製過程においては、貯 留ビンや搬送設備等に残留した原料の除去・清掃を徹底し、施設内での異品種の混入リスクを最小限に抑える。 別紙Ⅲ　米麦の乾燥調製に当たっての留意事項 3　施設の管理運営体制の整備等 （1）施設の管理運営体制を整備し、過剰な荷受けに伴う翌日の荷受けの停止等の判断については、施設の管理者が責任を持って判断するなど、施設の管理者とオペレーターとの責任分担を明確にする。また、施設の操作や異常事態への対応には、乾燥理論に基づく豊富な知識と適切な判断が求められることから、施設の管理者は、研修の実施等によるオペレーターの資質の向上に努める。

飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドライン（平成 27 年 6 月 17 日付け 27 消安第 1853 号）
http://www.famic.go.jp/ffis/feed/tuti/27_1853.html

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	喫煙・飲食場所の指定、農場内の農産物に共通する工程の確認等により、異物混入やアレルゲンと農産物の交差汚染の防止対策を実施。
34	38	36	40	33	

【取組事項に関する法令・指針等】

食品衛生法（昭和22年法律第233号）（抜粋）

第2章 食品及び添加物

第5条 販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。以下同じ。）の用に供する食品又は添加物の採取、製造、加工、使用、調理、貯蔵、運搬、陳列及び授受は、清潔で衛生的に行われなければならない。

食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）（抜粋）

（定義）

第２条 この法律において「食品」とは、全ての飲食物（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品、同条第二項に規定する医薬部外品及び同条第九項に規定する再生医療等製品を除き、食品衛生法第四条第二項に規定する添加物（第四条第一項第一号及び第十一条において単に「添加物」という。）を含む。）をいう。

2 この法律において「酒類」とは、酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二条第一項に規定する酒類をいう。

3 この法律において「食品関連事業者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 食品の製造、加工（調整及び選別を含む。）若しくは輸入を業とする者（当該食品の販売をしない者を除く。）又は食品の販売を業とする者（以下「食品関連事業者」という。）

二 前号に掲げる者のほか、食品の販売をする者

（食品表示基準の策定等）

第４条 内閣総理大臣は、内閣府令で、食品及び食品関連事業者等の区分ごとに、次に掲げる事項のうち当該区分に属する食品を消費者が安全に摂取し、及び自主的かつ合理的に選択するために必要と認められる事項を内容とする販売の用に供する食品に関する表示の基準を定めなければならない。

一 名称、アレルゲン（食物アレルギーの原因となる物質をいう。第六条第八項及び第十一条において同じ。）、保存の方法、消費期限（食品を摂取する際の安全性の判断に資する期限をいう。第六条第八項及び第十一条において同じ。）、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が食品の販売をする際に表示されるべき事項

二 表示の方法その他前号に掲げる事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項

食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）（抜粋）
2～3　（略） 4　農林水産大臣は、第一項の規定により販売の用に供する食品に関する表示の基準が定められることにより、当該基準に係る食品（酒類を除く。）の生産若しくは流通の円滑化又は消費者の需要に即した当該食品の生産の振興が図られると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該基準の案を添えて、その策定を要請することができる。

健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）
https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=414AC0000000103

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）（抜粋）
（受動喫煙の防止） 第 68 条の 2　事業者は、室内又はこれに準ずる環境における労働者の受動喫煙（健康増進法（平成十四年法律第百三号）第二十八条第三号に規定する受動喫煙をいう。第七十一条第一項において同じ。）を防止するため、当該事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

生鮮野菜を衛生的に保つために（第 2 版）-栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針-（平成 23 年 6 月策定、令和 3 年 7 月最終改訂）（抜粋）
Ⅱ　生鮮野菜の衛生管理 1．野菜の栽培から出荷までの各工程における対策 （4）収穫 ①農機具や収穫容器の管理（12～13ページを参照）、作業者の健康・衛生管理（22～23ページを参照）を行う。 ②収穫作業では、 ・収穫物の入った容器を直に地面に置かない、清潔なシートをかぶせるなどにより、収穫物が汚物や家畜ふん堆肥、土（根菜等の場合を除く）、食中毒を起こす微生物を運ぶおそれのある動物や虫（例えば、ねずみやハエ）等に触れないようにする。 ・収穫物は、遮熱シートで覆う、直射日光が当たらない場所に速やかに移すなどにより、高温とならないようにする。 ・傷みや虫食いなどがあるために出荷できないものは、分別する。 ・野鳥や野生動物のふんで汚れた野菜は、他の収穫物と混ぜずに廃棄する。 ③収穫物の品質を保つための葉水など収穫時に水を使う場合には、水道水等の飲用に適する水、水質検査※で安全性を確認した水又は消毒した水を使う。

生鮮野菜を衛生的に保つために（第２版）-栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針-（平成 23 年６月策定、令和３年７月最終改訂）（抜粋）

※ 少なくとも大腸菌を検査しましょう。飲用井戸等の水質検査の項目（約 13 項目）は、自治体によって異なりますが、大腸菌は、100 ml 中から検出されないことが基準になっています。

（5）調製

①器具や包装資材の管理（12～13ページを参照）、設備の管理（19～20ページを参照）、作業者の健康・衛生管理（22～23ページを参照）を行う。

②調製作業では、

・野菜の乾拭きやブラッシングには、清潔な布やブラシを使う。

・品目に応じて、野菜を傷付けないよう注意しながら、野菜の傷んだ部分を取り除いたり、土を取り除いたりする。

③収穫後の野菜※1を洗う場合には、水道水等の飲用に適する水、水質検査※2で安全性を確認した水又は消毒した水を使う。

※1 皮を剥いてから食べられる大根などのように、直接可食部に水がかからないものは除きます。

※2 少なくとも大腸菌を検査しましょう。飲用井戸等の水質検査の項目（約13項目）は、自治体によって異なりますが、大腸菌は、100 ml中から検出されないことが基準になっています。

④調製済みの野菜は、品質が低下しないよう適切な温度に保つ。

3．野菜を取り扱う作業者の健康及び衛生管理

①ほ場や各施設の管理者は、作業前に、下痢、おう吐、発熱、黄疸等の作業者の健康状態を点検する。作業者にこれらの症状があり、感染症にかかっていると疑われる場合は、野菜に直接触れる作業をさせない。

②作業者の身体を清潔に保つため、

・作業を始める前や、家畜ふん等の汚物や家畜ふん堆肥（堆肥）などを扱った後、トイレの後など、必要な時に石けんで手を洗う。手を洗った後には、必要に応じて消毒剤（例えば、消毒用アルコール）で手指を消毒する。

・爪は短く清潔にし、手指に傷があれば、絆創膏等を貼り、必要に応じて手袋をつける。

・清潔な作業着や手袋等を着用し、汚れた物や場所に触れないようにする。

・堆肥の製造・保管場所やトイレでは専用の履物を使い、野菜を取り扱う所での履物と使い分ける。

③野菜を取り扱う場所では、飲食したり、喫煙したりしない。また、作業に必要のないものを持ち込むなど汚染の原因となる行動をしない。収穫や調製時には、必要に応じてマスクを着用し、汚染の原因とならないようにする。

④訪問者にも、これらの事項を守ってもらう。

飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドライン（平成 27 年 6 月 17 日付け 27 消安第 1853 号）
http://www.famic.go.jp/ffis/feed/tuti/27_1853.html

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	農産物を適切に保管、貯蔵し、調製・出荷作業場、保管・貯蔵施設など全ての農産物取扱施設における衛生管理を実施。
35	39	37	41	34	

【取組事項に関する法令・指針等】

食品衛生法（昭和22年法律第233号）（抜粋）
第2章 食品及び添加物 第5条 販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。以下同じ。）の用に供する食品又は添加物の採取、製造、加工、使用、調理、貯蔵、運搬、陳列及び授受は、清潔で衛生的に行われなければならない。

生鮮野菜を衛生的に保つために（第2版）-栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針-（平成23年6月策定、令和3年7月最終改訂）（抜粋）
Ⅱ 生鮮野菜の衛生管理 1．野菜の栽培から出荷までの各工程における対策 （5）調製 ④調製済みの野菜は、品質が低下しないよう適切な温度に保つ。 （6）出荷 ③幌（ほろ）などの覆いがない車両を使う場合には、シートで荷台を覆うなど野菜が雨水やほこりで汚れないようにする。 ④輸送中の野菜は、品質が低下しないよう適切な温度に保つ。 2．野菜の栽培環境や関連施設の管理 （3）調製・出荷施設 ⑥低温保管の施設は、 ・壁などに結露した水滴が野菜に触れないようにする。 ・設定した温度が保たれているか確認する。 ・飲食物などの作業に関係のないものを入れない。

大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について（平成5年10月26日付け5農蚕第6517号農林水産省農蚕園芸局長通知）（抜粋）
別紙Ⅱ 施設の利用体制の整備に当たっての留意事項 3 品質管理対策の強化 （1）食品の安全性の確保や表示の適正化のための対応 農薬使用基準に即した農薬の適正散布、麦類のかび毒汚染を防止するための赤かび病防除の徹底等について、極力、受益地区内で栽培方法や使用資材の統一を図り、食品の安全性を確保するための生産活動に組織的に取り組む。

大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について（平成５年10月26日付け５農蚕第6517号農林水産省農蚕園芸局長通知）（抜粋）
また、受益農業者によるこれら生産活動や使用した生産資材等の記帳を推進する。 さらに、可能な限り、残留農薬等の自主検査を行い、施設に搬入される米麦の安全性についての検証・確認を行う。 加えて、使用した生産資材等に関する記録や残留農薬等の検査結果については、生産履歴 情報として施設ごとに収集・保管し、データベース化することにより、実需者の要請に応じて常に提供できるトレーサビリティの確保に向けた態勢を整備する。 このほか、米の産地銘柄の表示の適正化に万全を期する観点から、収穫時期や原料の搬入 時期が重なる品種については、極力、品種ごとに荷受日や荷受口を指定する等、施設の荷受段階における異品種の混入防止策を講ずるとともに、原料の乾燥・調製過程においては、貯 留ビンや搬送設備等に残留した原料の除去・清掃を徹底し、施設内での異品種の混入リスクを最小限に抑える。 別紙Ⅲ　米麦の乾燥調製に当たっての留意事項 3　施設の管理運営体制の整備等 (1) 施設の管理運営体制を整備し、過剰な荷受けに伴う翌日の荷受けの停止等の判断については、施設の管理者が責任を持って判断するなど、施設の管理者とオペレーターとの責任分担を明確にする。また、施設の操作や異常事態への対応には、乾燥理論に基づく豊富な知識と適切な判断が求められることから、施設の管理者は、研修の実施等によるオペレーターの資質の向上に努める。

飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドライン（平成27年6月17日付け27消安第1853号）
http://www.famic.go.jp/ffis/feed/tuti/27_1853.html

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	
36	40	38	42	35	器具、容器、設備、機械・装置及び運搬車両を把握し、安全装備等の確認、衛生管理、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理を実施。

【取組事項に関する法令・指針等】

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）（抜粋）

（事業者の講ずべき措置等）

第 20 条　事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

一　機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険

二　爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険

三　電気、熱その他のエネルギーによる危険

農作業安全のための指針について（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 生産第 10312 号農林水産省生産局長通知）（抜粋）

Ⅰ　基本事項

第 1　農作業安全一般に関する事項

1　就業の条件

(1) 安全に農作業を行うための基本事項

ア　農作業に従事する者は、自己及び他人に危害が生じないよう、日頃から安全意識を持って、農業用機械・器具の日常点検や適正な操作等を通じ安全な作業の実施に心がけるとともに、周辺環境にも配慮すること。

イ　農業者が農作業に従事させるために雇用を行った場合には、雇用主として、被雇用者が従事する作業に関する安全のために必要な事項について教育を行い、安全性を確保するとともに、周辺環境にも配慮すること。また、新たに法人を設立した場合には、適用される労働法制について把握すること。

ウ　農作業に従事する者及び雇用主は、農作業の安全に関する研修・講習会等への積極的な参加を通じ、安全意識の高揚に努めるとともに、労働基準法、労働安全衛生法、農薬取締法、道路運送車両法、道路交通法等の関係法令を遵守し、安全な農作業に努めること。

2　農作業を行う際の配慮事項

(3) 機械・器具等の点検

機械・器具を用いる作業を行う場合には、必ず事前に安全装置や防護カバー等の安全装備を含めて点検を行い、操作、装着の方法等についても事前に確認を行っておくこと。

機械・器具及び安全装備等に異常がある場合には、調整又は修理を受ける等の必要な措置を必ず行うこと。

第 4　機械の導入、利用、管理等に関する事項

農作業安全のための指針について（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 生産第 10312 号農林水産省生産局長通知）（抜粋）

1　機械の導入

（1）機械の導入に当たっては、価格や性能だけでなく、安全性も選択の基準とすること。

特に近年、転倒事故時に安全性の高いキャビンが装備されている機械や、片ブレーキ防止装置等の安全装置が装着された機械が市販化されていることから、更新時には安全性能にも留意して検討すること。

中古機械を導入する場合は、安全装備の状態、取扱説明書の有無等を確認し、適切な整備を行っているものを購入するか、又は適切な整備を行うこと。その際、（一社）日本農業機械化協会が認定する中古農業機械査定士等の第三者の評価を参考にすること。

（2）引渡し時には、機械の操作、安全装備等について十分に説明を受けること。

2　機械の利用

（3）点検、整備

使用前後には必ず点検を行い、異常がある場合は整備するまで使用しないこと。

指定された定期交換部品は必ず交換すること。

3　機械の管理

（1）管理のための記録等

運転日誌、点検・整備日誌等を作成し、記録に基づき適正な管理を行うこと。

法律に基づく点検は必ず受け、法律の規定がなくとも、年に 1 回は整備を行うこと。

（2）格納庫の整備

出入口の高さや幅、天井の高さ、床面積は余裕を持たせ、点検・整備の際のジャッキアップも考慮して、床面を舗装すること。また、出入口は目立つ色で塗装し、道路に面している場合は、出入口にカーブミラーを設置すること。

内部は十分な明るさが得られるように電灯を設置し、換気窓や換気扇等を設置して換気をよくすること。

（3）機械の保管

昇降部を下げ、キーを抜いておくこと。また、盗難防止の観点から、農業機械を施錠できる倉庫等に厳重に保管する等の対策を講ずること。

搭載式やけん引式の作業機では、格納時に機体を安定させるためのスタンド等が付属している場合は必ず使用すること。これ以外の作業機でも、着脱や格納庫内での整理を安全に行うため、キャスター付きパレットに載せることが望ましい。

作業後は機械を清掃し、作物の屑、泥、埃等を取り除くこと。

農作業安全のための指針について（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 生産第 10312 号農林水産省生産局長通知）（抜粋）

第 6　道具の安全使用

1　共通事項

（2）使用前に取扱説明書を熟読するとともに、熟練者から指導を受けること。
　　使用前に点検し、変形、異常があった場合は使用を中止すること。

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について　（令和３年２月 26 日付け２生産第 2170 号農林水産省生産局長通知　（抜粋）

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：農業）　事業者向け

1　作業安全確保のために必要な対策を講じる

（３）資機材、設備等の安全性の確保（共通規範３（３）関係）

② 機械や刃物等の日常点検・整備・保管を適切に行う。

（４）作業環境の整備（共通規範３（４）関係）

① 職場や個人の状況に応じ、適切な作業分担を行う。また、日々の健康状態に応じて適切に分担を変更する。

② 機械・器具等の危険箇所を特定して改善・整備し、安全な作業手順、作業動作、使用方法等を明文化又は可視化して全ての従事者が見ることができるようにする。

（５）事故事例やヒヤリ・ハット事例などの情報の分析と活用（共通規範３（５）関係）

② 実施した作業安全対策の内容を記録する。

環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成 17 年 3 月 31 日付け 16 生産第 8377 号農林水産省生産局長通知）（抜粋）

5　エネルギーの節減

　温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制や資源の有効利用等に資するため、ハウスの加温、穀類の乾燥など施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率的なエネルギー消費がないよう努める。

環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き（平成 17 年 4 月版）（抜粋）

（5）エネルギーの節減

【具体的な取組例】

◎　電力や燃料等を消費する施設・機械・器具等を使用する場合は、次の取組のうち該当するものの実行に努める。

①　機械・器具の適切な点検整備と施設の破損箇所の補修等を行う。

②　必要以上の加温、保温又は乾燥を行わない等適切な温度管理を行う。

③　機械の運行日程の調整や作業工程の管理による効率的な機械の運転を行う。

④　電力消費に際しての不要な照明の消灯を行う。

環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成 17 年 3 月 31 日付け 16 生産第 8377 号農林水産省生産局長通知）（抜粋）

考え方 作物生産活動といえども、化石燃料や電力を消費すれば温室効果ガスである二酸化炭素が発生することから、それぞれの営農条件において、エネルギーの使用に際しては、常に節減を心がけることが重要です。

【（参考）その他の望ましい取組例】

○　施設、機械等の更新時におけるエネルギー効率のよい機種の選択

○　バイオマスエネルギー、太陽熱、地熱、雪氷等新エネルギーの利用

考え方　施設・機械等の更新時は、そのエネルギー効率を比較・検討することが可能な場合もあり、営農上必要な規模、能力の施設・機械等の装備に努めるとともに、こうした観点から施設・機械等を選択することが重要です。

また、バイオマス、太陽熱等新エネルギーについては、施設費、農業機械費などに追加の経費が必要となる場合が多いことから、コストなどを考慮し、可能な場合には積極的に導入して下さい。

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	計量機器の点検・校正。
37	41	41	43	36	

【取組事項に関する法令・指針等】

計量法（平成 4 年法律第 51 号）
https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=404AC0000000051

米のカビ汚染防止のための管理ガイドライン（平成 24 年 2 月 29 日付け農林水産省公表）
http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/risk_analysis/priority/kabidoku/pdf/120229_guide_linehp.pdf

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	栽培・収穫・調製・運搬に使用する器具・包装容器等や掃除道具及び洗浄剤・消毒剤・機械油等の安全性を確認するとともに、適切な保管、取扱い、洗浄等を実施。
38	42	42	44	37	

【取組事項に関する法令・指針等】

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）（抜粋）

第 2 章 食品及び添加物

第 5 条 販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。以下同じ。）の用に供する食品又は添加物の採取、製造、加工、使用、調理、貯蔵、運搬、陳列及び授受は、清潔で衛生的に行われなければならない。

生鮮野菜を衛生的に保つために（第2版）-栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針-（平成23年6月策定、令和3年7月最終改訂）（抜粋）

Ⅱ 生鮮野菜の衛生管理

1. 野菜の栽培から出荷までの各工程における対策

（3）栽培等に使う農機具や収穫容器、資材の管理

①収穫する野菜に直接触れるハサミやナイフ等の農具は、使ったその日のうちに洗い、必要に応じて消毒剤（例えば、消毒用アルコールや塩素系消毒剤）で消毒する。野菜に直接触れることのない農具も、使用後に汚れを取るなどにより、清潔に保つ。

②繰り返し使われるコンテナ等の収穫容器は、定期的に洗う、地面に直接触れないようシートを敷く、容器の中に敷物を入れて使うなどにより、清潔に保つ。収穫容器は出荷に使うものと分けることが望ましい。

③農具や収穫容器は、

・他の目的には使わない。

・動物ふん等の汚物や家畜ふん堆肥（堆肥）、土などに触れた時などには洗い、必要に応じて消毒する。

・長く保管され、ほこり等が付いていれば、使う前に洗い落す。

・特に、収穫する野菜や収穫物に直接触れる農具や収穫容器の洗浄には、水道水等の飲用に適する水、水質検査※で安全性を確認した水又は消毒した水を使うことが望ましい。洗った後には、必要に応じて消毒する。

※ 少なくとも大腸菌を検査しましょう。飲用井戸等の水質検査の項目（約13項目）は、自治体によって異なりますが、大腸菌は、100 ml中から検出されないことが基準になっています。

④トラクターや運搬車両等の農機は、表面に付いた汚物や堆肥、野菜残さなどを洗い流す又は取り除くことにより、清潔に保つ。

⑤収穫物を運搬する車両の管理（16ページを参照）を行う。

⑥農機具や収穫容器、ビニールシートやマルチフィルムなどの資材は、清潔な場

生鮮野菜を衛生的に保つために（第2版）-栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針-（平成23年6月策定、令和3年7月最終改訂）（抜粋）
所に置く、箱に入れる、シートをかぶせるなどにより、汚物や堆肥、土、食中毒を起こす微生物を運ぶおそれのある動物や虫（例えば、ねずみやハエ）等に触れないように保管する。 （5）調整 ①器具や包装資材の管理（12～13ページを参照）、設備の管理（19～20ページを参照）、作業者の健康・衛生管理（22～23ページを参照）を行う。 （6）出荷 ①野菜の運搬には、 ・定期的に清掃され、汚物や家畜ふん堆肥、廃棄物など野菜を汚染させるおそれがあるものを運んでいない車両を使う。 ・やむを得ず、これらを運搬した車両を使う場合は、荷台をよく洗うとともに、清潔なシートを敷く、収穫物を容器等に入れるなどにより、収穫物が荷台に直接触れないようにする。 ②野菜以外のものと一緒に積んで輸送するときは、必要に応じて、野菜が他の荷物に触れないようにする。

米のカビ汚染防止のための管理ガイドライン（平成 24 年 2 月 29 日付け農林水産省公表）
http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/risk_analysis/priority/kabidoku/pdf/120229_guide_linehp.pdf

飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドライン（平成 27 年 6 月 17 日付け 27 消安第 1853 号）
http://www.famic.go.jp/ffis/feed/tuti/27_1853.html

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	機械、装置、器具等の適正な使用。
39	43	43	45	38	

【取組事項に関する法令・指針等】

農作業安全のための指針について（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 生産第 10312 号農林水産省生産局長通知）（抜粋）

Ⅰ　基本事項

第 4　機械の導入、利用、管理等に関する事項

2 機械の利用

(1) 取扱説明書の熟読、保管等

取扱説明書を熟読し、機械の機能、使用上の注意事項、安全装置の使用方法、使用時の危険回避方法等について理解すること。併せて機械に貼付してある安全標識を確認しておくこと。

また、取扱説明書は、保管場所を決め、いつでも取り出して読めるようにすること。

(2) 目的外使用と改造の禁止

本来の目的以外に使用しないこと。

改造しないこと。特に、安全装備を取り外さないこと。

第 6　道具の安全使用

2 脚立、梯子

(1) 基本

使用最大荷重の範囲内で使用し、また、飛び降りはしないこと。

(2) 転倒防止

ア　風雨の中や風の強い場所では使用しないこと。

イ　安定しない場所には設置しないこと。特に台や箱の上に載せて使用しないこと。また、足元や周囲がはっきり見えない暗がり、通行者と衝突する恐れがある出入口の前では使用しないこと。

ウ　開き止め等の固定金具は、確実にロックしてから使用し、折りたたんだままの使用や、水平にしての使用は行わないこと。

梯子を掛ける場合は、正面から見て垂直で、壁面に対して適正な傾斜角度にすること。また、曲面に踏桟が直接当たると、横滑りして梯子が不安定になるので、電柱や木等には極力立て掛けないこと。

エ　複数の者が同時に上がらないこと。作業中、壁や物を無理に押したり、引いたりしないこと。

(3) 転落防止

イ　踏桟にグリース、油、泥、雪、ペンキ等滑りやすいものが付いている場合は、きれいにふき取ること。

農作業安全のための指針について（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 生産第 10312 号農林水産省生産局長通知）（抜粋）

ウ　脚立や梯子を背にしたり、荷物で両手がふさがれた状態で昇降したりしないこと。

また、脚立の天板の上に立って作業を行わないこと。

エ　つなぎ目が折れる恐れがあるので、脚にパイプや木等をつながないこと。

(4) その他

運搬時や設置時には、送配電線等に触れることのないように注意すること。

3　包丁、鉈、鎌、槌、フォーク、鋤、鍬等農具

(3) 切子等が人のいる方向へ飛散したり、器具が周囲の人に接触したりしないように作業位置、方向を工夫すること。必要であれば、対象物を固定する治具や作業台を併せて使用すること。

Ⅱ 機種グループ別事項

第1　乗用型機械

2　一般事項

(1) 基本

ア　緊急時に備えて、家族や作業者全員が作業機の動力遮断方法、エンジンの停止方法を確認しておくこと。

イ　座席位置、ハンドル位置、座席のサスペンションを体格に合わせて最適位置に調整すること。チルトハンドルの場合、ハンドル調節時以外にはコラムを固定すること。

ウ　パワーステアリング付きの機械は、ハンドルが軽いため、回しすぎてふらつくことがあるので、道路走行時には慎重に操作すること。

クローラー式機械は、旋回方式によって、旋回半径、旋回中心位置が変わるのを理解して使用すること。

(2) 安全フレーム、安全キャブ、シートベルトの装着

機械の転倒、転落による事故が多発しているので、トラクター等安全フレーム又は安全キャブを装着可能な機械は極力装着し、併せてシートベルトも着用すること。

3 作業前

(1) 基本

ア　機械を始動、運転するときには、前後左右をよく確認し、付近に人を近づけないこと。

エンジンの始動は、必ず運転席に座り、変速レバー、ＰＴＯ変速レバー、各種操作レバーが中立位置にあり、駐車ブレーキがかかっていることを確認した上で行うこと。

農作業安全のための指針について（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 生産第 10312 号農林水産省生産局長通知）（抜粋）

イ　ブレーキやクラッチの操作ができなくなる恐れがあるので、運転席の足元に物を置かないこと。

ウ　自動化装置は、使用方法を理解してから使用すること。

(2) 移動走行

ア　重量のある直装式の作業機を後部装着して走行する場合は、前輪にかかる荷重が減少して操舵しにくくなるので、速度を下げて走行し、必要に応じてバランス・ウエイトを装着すること。

左右独立ブレーキの付いた機械では、走行、登降坂、畔越え時には、左右のブレーキペダルを連結すること。

イ　本機と作業機の幅や高さの違いに注意し、防除機のブーム、代かきローター等の幅が広いものは折りたたむこと。

ウ　暴走する恐れがあるので、急な下り坂では、走行クラッチを切ったり、変速を中立にする等、惰性で走行しないこと。

(3) 道路走行

ア　作業灯を消灯し、ディファレンシャル装置のロックを解除するとともに、昇降部落下防止装置を固定にした上で、交通ルールを遵守して走行すること。

左右独立ブレーキの付いた機械は、左右のブレーキペダルを連結すること。

イ　一般の自動車との速度差が事故につながることがあるので、低速車であることを表示するマーク（低速車マーク）や反射テープ等で目立つようにし、機体幅も反射マークや反射テープの貼付等により認識されやすくすること。

ウ　道路運送車両法で規定する保安基準に適合しない機械は道路を走行できないので、トラック等で運搬すること。

(4) 作業機の着脱

ア　作業機の取扱説明書についても使用前に熟読すること。また、保管場所を決めて、いつでも取り出して読めるようにすること。

イ　着脱の際には、作業機と本機の間や作業機の下に入らず、作業機にスタンド等が付いている場合は、必ずスタンド等を使用して機械を安定させた上で行うこと。

ＰＴＯ伝導軸は適切な長さのものを使用し、防護カバーの回り止めチェーンも確実に固定すること。また、作業機の装着によって機体の重量バランスが大きく崩れる場合には、バランス・ウエイトを装着すること。

4　作業中

(1) 基本

ア　補助作業者を使う機械作業では、作業者の体格、体力を考慮して、作業負担が過重とならないように作業速度等を調節すること。

農作業安全のための指針について（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 生産第 10312 号農林水産省生産局長通知）（抜粋）

イ　作業部、ＰＴＯのクラッチは、補助作業者に合図して確認した後に入れること。

ウ　機械から離れるときには、作業機を下げ、エンジンを止め、駐車ブレーキをかけ、キーを抜くこと。

エ　あぜ塗り機、振動サブソイラー等振動が大きい機械で作業を行う場合には、腰痛等健康への影響を抑えるため、随時休憩をとること。

オ　排気ガスによる一酸化炭素中毒の恐れがあるので、室内やビニールハウス内では十分換気しながら、暖機運転や作業を行うこと。

(2) 転倒、転落、機械からの転落防止

ア　機械への乗り降りは、原則として、機械を背にして行わないこと。ステップを踏み外さないよう注意すること。ステップの泥はこまめに取り除くこと。

イ　必ず運転席に座って運転し、座席や乗車位置以外のところに人を乗せないこと。

　補助作業者が乗車する場合には、転落防止ガードやチェーンをかけて作業すること。

ウ　急旋回、急発進、急停止はしないこと。また、作業中に飛び乗り、飛び降りをしないこと。クローラーは滑りやすいので、足を掛けて乗り降りしないこと。

エ　最大積載重量を超えないようにすること。

　コンテナを積載している場合には、コンテナがずれて落下しないように十分注意しながら作業すること。収穫作業では、荷台等に積載された収穫物が増えてくると、機体の重量バランスが変化するので、十分注意しながら作業すること。

(3) 衝突、挟まれ、巻き込まれ防止

ア　機械の通路に、機体や安全キャブ・フレームに当たる障害物がないか確認すること。

イ　トラック等伴走車との組作業を行う機械では、合図を決めておき、協調性をもって作業できるようにすること。

　収穫物等の運搬車への移し替えの際には、衝突や人の挟まれ等に注意しながら行うこと。大型の作業機や積載した荷物によって周囲が見にくい場合には、誘導者を決め誘導に従うこと。

ウ　作業機への巻き付き、詰まり等を除去する際には、エンジンを停止し、作業部の停止を確認した上で行うこと。また、油圧式の昇降部を上げている場合は、一般的に時間とともに下がってくることが多いので、必ず昇降部落下防止装置を固定にしておくこと。

(4) 自動操舵機能を有する機械の安全確保

　自動操舵機能使用中も、運転者が責任を持って前方及びその周囲を監視して安全確認を行うこと。

農作業安全のための指針について（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 生産第 10312 号農林水産省生産局長通知）（抜粋）

（5）資材等の取扱い

薬液タンク等に液体を入れて移動する場合は、重心が移動して機械が不安定になりやすいので、低速で行うこと。

牧草、堆肥等は、水分によって比重等の物理性が大きく異なることを念頭に置いて、梱包、運搬作業を行うこと。

第2　歩行型機械

2　一般事項

（1）緊急時に備えて、家族や作業者全員がエンジンの停止方法、運転操作方法を確認しておくこと。

（2）主クラッチの入り切り等の操作方法が機種によって異なる場合があるので、よく理解してから使用すること。

（3）道路上の移動走行は極力避け、トラック等に積載して運搬すること。

3　作業前

トラック等への積み下ろしの際には、水田車輪や耕うん爪、尾輪等を歩み板や周囲に引っかけないように注意すること。

4　作業中

（1）基本

ア　挟まれ、巻き込まれ防止

（ア）エンジンの始動は、各操作レバーを中立又は切の位置にした上で行うこと。

（イ）不用意にロータリーや植付部の下に足を入れたりしないこと。また、作業機を回転させたままで移動走行しないこと。

（ウ）後進時には、転倒して作業機に巻き込まれる危険性や、物と機械の間に挟まれる危険性が高いので、路面状態や後方の障害物に注意すること。

トラクターでは、後進の発進時にハンドルが持ち上がりやすいので、エンジン回転速度を下げ、しっかり押さえながらゆっくり主クラッチをつなぐこと。

（エ）ハウスや小屋の中、果樹園等、障害物がある場所では、周囲をよく確認しながら作業を行うこと。壁際での旋回は、壁と反対側の広い方向にハンドルを回すようにすること。

イ　転倒、転落防止

（ア）坂道、傾斜地では、操向クラッチを極力使わず、ハンドル操作によって旋回すること。

（イ）ディファレンシャル装置によって旋回するトラクターでは、坂道、傾斜地では装置をロックしておくこと。

（ウ）ハンドルの向きが変わる機械では、移動時はハンドルを正規の位置に確実に固定すること。

農作業安全のための指針について（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 生産第 10312 号農林水産省生産局長通知）（抜粋）

ウ　その他

長時間歩行すると疲労しやすいので、休憩を多めにとり疲労の蓄積を少なくすること。

(2) トラクターへのトレーラー装着

ア　操向クラッチ操作を極力行わず、ハンドル操作で旋回すること。また、ジャックナイフ現象を起こして転倒する恐れがあるので、急なハンドル操作をしないこと。

イ　ブレーキ操作を妨げるような物をフートプレートの上に置かないこと。

ウ　追突されないようにトレーラーに反射シールや反射マークを貼ること。

エ　トレーラーの鳥居部分に過大な荷重をかけると折れて押し潰される恐れがあるので、長大物等を多量にもたれかけさせて積載しないこと。

(3) トラクターによる定置作業

ＰＴＯ軸にベルトをかけて動力を取り出す作業では、エンジンを回しながらベルト掛けをしないこと。ベルトに巻きこまれないように周囲に柵等を設置すること。

5　作業後

ＰＴＯ軸を使用しない時には、ＰＴＯ軸にカバーを付けておくこと。

輪距調節や作業機着脱を行うときには、機体を支える台やスタンドを使用すること。

第3　定置機械

2　一般事項

(1) 基本

緊急時に備えて、家族や作業者全員が機械停止方法を確認しておくこと。

(2) バーナーを有する機械

ア　排ガスによる中毒の恐れがあるので、換気しながら利用すること。煙突を有するものにあっては、接続が外れていると排ガスが室内に漏れて危険なので、運転前に点検すること。

イ　消火器を常備すること。使用期限を過ぎたものは交換すること。

ウ　異常燃焼等の原因になるので、指定以外の燃料、購入後長期間経過し変質した燃料や水が混入した燃料を使用しないこと。

(3) エンジン式機械

屋内では、排ガスによる中毒の恐れがあるので、換気しながら使用すること。

燃料補給はエンジンが冷えているときに火気に注意して行い、こぼれた燃料はよくふき取っておくこと。

農作業安全のための指針について（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 生産第 10312 号農林水産省生産局長通知）（抜粋）

（4）電動式機械

コンセント、電源プラグ、電源コード、アース線、スイッチボックスの破損、腐食、断線等を見つけたらすぐ修理すること。

防水部分以外の電気系統に水がかからないようにすること。

3　据付

（1）基本

据付は、平坦で十分な強度のある場所に行うこと。据付及び移設は、専門的知識を有する者に依頼すること。

可動部がむき出しにならないよう、カバーを付けるか、あるいは防護柵を設置すること。加工物等が飛散又は落下して傷害を起こす可能性がある場合も同様とする。

（2）バーナーを有する機械、エンジン式機械

ア　燃料タンクは適正なものを使用し、燃料タンクから機械への配管は燃料の漏れがないよう確実に接続すること。

イ　不完全燃焼や排ガスによる中毒を防止するため、閉鎖空間で使用する場合は必ず空気取入れ口を設けるほか、屋内で使用する場合は換気を十分考慮すること。

ウ　発生する熱が周囲に影響を及ぼさないよう、機械の周りに空間を十分に確保すること。

（3）電動式機械

ア　制御盤は、水、埃のかからない場所に設置すること。

イ　機械に必要な種類の電源、容量を確保すること。また、漏電防止のために、アースをとるとともに、漏電ブレーカーも設置すること。

ウ　電源コードは、発熱するので束ねず、また、引っ張られないように余裕をもって取りまわし、水や油気のある所、高温部の付近、鋭い角の上等を避けて配線すること。踏みつけによる切断がないように、通路を避けて配線するか、カバーする他、ねずみ等による被害が懸念される場所では金属パイプ等でカバーすること。

4　作業前

（1）バーナーを有する機械、エンジン式機械

ア　運転前には必ず配管の損傷、燃料漏れ、給気筒・給気口の状況、煙突の接続等について点検すること。なお、高温になる部分の掃除、点検は、運転前、常温に冷めた状態で行うこと。

バーナーやエンジンの周辺に可燃物を置かないこと。

イ　給油は、機械の運転前に行い、給油中はその場から離れず、燃料がこぼれたらきれいにふき取ること。また、周囲では、裸火は使用しないこと。

（2）空圧式機械

農作業安全のための指針について（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 生産第 10312 号農林水産省生産局長通知）（抜粋）

空気タンクが錆びて強度が低下していないか、定期的に点検・整備すること。

運転開始時にリリーフバルブの動作確認を行うこと。

5　作業中

（1）基本

ア　機械の始動、停止、点検及び整備は作業者全員に分かるよう合図をし、確認した上で行うこと。

イ　指定された回転速度以上で作業をしないこと。

ウ　作業服は袖や裾が締まるものを着用し、手袋は使用しないで、コンベヤ、チェーン、供給装置等に巻き込まれないように注意すること。また、送風機に体や衣服が吸い込まれないよう注意すること。

ベルトの掛け外し、点検・整備、供給部等の巻き付き及び詰まりの除去は、機械を停止してから行うこと。

エ　飛散物のある機械では、傷害の恐れがあるので、関係者以外は機械周辺に近寄らせないようにすること。

（2）バーナーを有する機械

ア　不完全燃焼にならないように燃焼状態を定期的に点検すること。異常を感じた場合は、すぐに消火して専門的知識を有する者に修理を依頼すること。

イ　安全装置が作動して機械が停止したときには、いったん主電源を切り、停止の要因を解除してから安全を確認した上で再起動すること。

（3）電動式機械

ア　点検調整は、電源プラグを抜くか、電源ボックスのスイッチを切った状態で行うこと。

イ　感電の恐れがあるので、主電源を入れた後には、電源ボックス内等通電部分に触れないこと。また、濡れた手で電源プラグやスイッチに触れないこと。

ウ　停電時には、いったん電源スイッチを切り、電源プラグを抜くこと。復帰後、改めて電源プラグを接続し、安全を確認した上でスイッチを入れること。

（4）空圧式機械

機械の仕様にあった圧力で使用すること。空気圧を抜いたときに、アクチュエーター等の自然落下に注意すること。

6　作業後

（1）電動式機械

ア　電源プラグをコンセントに長期間接続したままにすると、ほこりが溜まって絶縁が悪くなり火災の危険性があるので、接続部分を掃除すること。

農作業安全のための指針について（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 生産第 10312 号農林水産省生産局長通知）（抜粋）

イ　電線をねずみにかじられないよう、餌となる穀物等を掃除し、侵入口をふさいでおくこと。

(2) 空圧式機械

エアコンプレッサを使用するものでは、空気タンク内の空気とたまった水を抜いておくこと。

第4　携帯式機械

2　一般事項

ア　緊急時に備えて、家族や作業者全員が機械停止方法を確認しておくこと。

イ　防護カバーを取り外したまま使用しないこと。

ウ　身に付ける機械では、緊急時に備えて、普段から機体を体から離す訓練をしておくこと。

エ　肩掛けバンドやハンドル位置を調整して重量バランスをとっておくこと。

オ　刈刃等の刃部を取り扱うときには、厚手の手袋を着用し、刈刃は確実に固定すること。

3　作業前

ア　各部のネジの緩み、破損、亀裂、磨耗等がないか確認するとともに、電源コードの損傷、スイッチの作動不良等がないか点検すること。

イ　背負式の場合、背負ったとき、背負バンドと操作レバーがもつれないようにすること。

ウ　作業現場の異物（石、空き缶、杭等）を除去するか、除去できないものは目印を付すこと。

4　作業中

(1) 基本

ア　部外者や動物を遠ざけ、周囲を確認しながら作業を行うこと。複数で作業を行う場合、機械の始動、作業の開始は、合図をし、安全を確認した上で行うこと。

イ　資材の補給、点検、調整時や機械を地面に置くときには、可動部分を停止させること。

また、移動時には、可動部分を停止させ、刈刃等の刃部にカバーを付けること。

ウ　飛散物が発生する機械では、防護めがね等の適切な保護具を着用すること。

(2) エンジン式機械

ア　適正なエンジン回転速度で作業を行い、スロットルレバーを針金等で固定しないこと。感電の恐れがあるので、プラグキャップや高圧コードに触れないこと。

農作業安全のための指針について（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 生産第 10312 号農林水産省生産局長通知）（抜粋）

イ　ハンドル振動対策、騒音対策として、防振手袋、耳栓、イヤーマフを使用すること。ハンドル振動、騒音の影響を最小限とするため、こまめに休憩をとること。寒冷作業時や気温の低い早朝時等では振動障害、凍傷の危険性が高まるので、手を十分に温めること。

ウ　作業者に連絡をとる場合には、前方に回って遠くから呼びかける等、騒音で作業者が他者の接近に気づかない恐れがあることを考慮した安全な方法によること。

エ　ハウス内で使用する場合は、排気ガスによる中毒の恐れがあるので、換気をしながら、極力短時間に作業を行うこと。

(3) 電動式機械

ア　電線コードは接続部が引っ張られないように余裕を持たせるとともに、コードでのつまずきや、切断することがないように、取り回しに注意するとともに作業方法についても検討すること。

イ　コンセントに電源プラグを差し込む際には、電源スイッチが切になっていることを確認した上で行うこと。また、電源プラグの抜き差しで電源の入り切りを行わないこと。感電の恐れがあるので、濡れた手では取り扱わないこと。

5　作業後

格納する場合は、火気がなく、直接日光が当たらない乾燥した場所に保管すること。

長期間格納する場合には、エンジン式機械では燃料を抜き取っておくこと。

第5　遠隔操作機械、無人走行機械

1　遠隔操作機械

(1) 適用範囲

機械本体と操縦装置が分離され、距離を隔てて操縦装置から信号を送って運転操作するものについて適用する。

ここでは、無線操縦式ヘリコプター、無線操縦式草刈り機等を想定している。

(2) 一般事項

ア　作業に適した気象条件下で作業を行うこと。

イ　事前にモニター用受信機で発信しようとする周波数の電波を聴取の上、使用されていないことを確認すること。

ウ　無線操縦式ヘリコプターにより、空中散布等を行う場合には、「無人ヘリコプター利用技術指導指針」（平成3年4月22 日付け3農蚕第1974号、農蚕園芸局長通知）に基づき実施するとともに、「産業用無人ヘリコプターによる病害虫防除実施者のための手引き」（(社)農林水産航空協会）を参考にすること。

農作業安全のための指針について（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 生産第 10312 号農林水産省生産局長通知）（抜粋）

（3）作業前

ア　現場の状況がよく分かる地図を用意するとともに、作業区域の状況（地形、障害物）を予め調査し、作業経路等の計画を作業者全員で打ち合わせておくこと。

イ　作業区域、障害物等が操縦者から容易に識別できるように事前に標識を設置すること。

（4）作業中

ア　基本

（ア）関係者以外が近づかないように、必要な措置を講ずること。

（イ）操縦者、誘導者は、ヘルメット等を着用すること。操縦者は、操縦装置のつりバンドを必ず首にかけて操作すること。

（ウ）必要以上に急激な操作や大きな操作を行わないこと。

方向転換しながら操作する場合には、機械の前後左右の入れ替わりを十分確認しながら行うこと。

（エ）操縦者は、機械と補助者や自分の位置関係を確認しながら移動し、機械を人のいる方向に向けないこと。

操縦者は、足場の良いところを移動すること。足場が不安定な場所では、機体を止めてから移動すること。

（オ）操縦に不具合が発生した場合には、機械が停止するまで操縦装置の緊急停止ボタンを押し続ける等して、暴走を防ぐこと。無線操縦式ヘリコプターでは速やかに安全な場所に降下させること。

（カ）車両の場合、遠隔操縦時には人を乗車させないこと。傾斜地で遠隔操縦する場合は、転倒等の際に巻き込まれないよう、人が機械の下方に位置しないよう配慮すること。

（キ）遠隔操作と有人運転（機械本体の運転装置で直接運転操作すること。）の切替操作は正しく行うこと。

イ　飛行操縦

（ア）操縦者は、操縦技術に習熟し、かつ無線操縦式ヘリコプターを用いた農薬等の散布技術を習得していること。

（イ）機体等は、空中散布等の作業に適した性能を有したものであること。

（ウ）空中散布等は、気流の安定した時間帯に、かつ、風速3m/秒以下の場合に実施すること。

（エ）離着陸位置及びその周囲の地上状況について安全を十分に確認し、操作は安全に行うこと。電波障害が生じるので鉄道、高圧線、発電所、変電所等と十分な距離を取って飛行させること。

人や建物、障害物、太陽等に向けて飛行させないこと。

農作業安全のための指針について（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 生産第 10312 号農林水産省生産局長通知）（抜粋）

（オ）作業に当たっては、必ず誘導者を決め誘導すること。誘導者は、機械を通行人や車等に近づけないよう、これらの接近を操縦者に連絡すること。

（カ）同一地区に2機以上同時に飛行させる場合は、混信を起こさないよう離れた周波数を使用し、相互に200m 以上距離を取って作業すること。

(5) 作業後

ア　機械本体の水洗いをする時には、電気系統に水がかからないようにすること。

イ　内部のマイクロコンピューターが故障する恐れがあるので、機械本体の制御装置の近くでは電気溶接を行わないこと。

ウ　無線操縦ヘリコプターにあっては、機体本体、操縦装置及び散布装置は別々に倉庫等に施錠して保管する等厳重な保管管理に努めること。

2　無人走行機械

(1) 適用範囲

無人で自動走行する機械、あるいは有人であっても走行操作の自動運転が可能な機械について適用する。

ここでは、無人単軌条運搬機、無人スピードスプレーヤ、自動摘採機等を想定している。

(2) 一般事項

ア　緊急時に備えて、家族や作業者全員が機械停止方法を確認しておくこと。

イ　取扱説明書や手引きをよく読んで取扱方法を理解しておくこと。無人運転、有人運転、遠隔操作等の切り替えは、決められた手順どおりに行うこと。

ウ　作業範囲は監視者が緊急停止できる範囲にすること。

エ　機械を使用する場所の周辺で、誤作動の原因となる電気溶接機や無線送信機等を使用しないこと。また、高圧線、鉄道の付近を避けて使用すること。

オ　操縦に不具合が発生したら、必ず点検・整備を受けること。

(3) 経路の敷設、設定

ア　経路の敷設は専門的知識を有する者に依頼して行うこと。

イ　経路は、十分な強度、幅員、安全な勾配、曲率半径等を有するものとし、経路の端部は道路への暴走を防止する装置（ストッパー）を備えること。

ウ　作業経路上及び周囲に、関係者以外が立ち入らないように、防護柵や監視者を設置する等の処置を行うか、人が接近した場合は機体が自動停止する構造にすること。

経路が道路に連絡している場合、作業道・耕作道の上を横断している場合は、運転中であることが明瞭にわかる標識をつけ通行する者に注意を促すこと。また、必要に応じて、通行する者が避難できる場所を確保し、これを表示すること。

(4) 作業前

ア　経路の保全

農作業安全のための指針について（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 生産第 10312 号農林水産省生産局長通知）（抜粋）

（ア）支柱の沈下や傾き、浮き上がり、取り付け部の緩み、磨耗等の異常がないことを確認すること。

（イ）経路分岐器の作動を確認するともに、経路に設けたストッパーの破損がないか確認すること。また、誘導電線の断線、ショートの有無を点検すること。

（ウ）有人運転のことも考慮して、経路に障害物がないように環境整備をしておくこと。

ウ　起動時

機械の周囲に人がいないか、また、不意に飛び出す恐れがないか確認し、合図を行い、安全を確認してから起動すること。

(5)　作業中

ア　基本

（ア）緊急停止装置、走行時衝突防止装置、暴走防止装置、速度制御装置、接近検出装置、接触検出装置等に異常が発生していないか監視すること。

（イ）無人運転専用に作られている機械に絶対に乗車しないこと。

（ウ）走行中に積み降ろし、積み替えをしないこと。無人運転時の荷役作業では、機械の停止、発進を確実に操作し確認しながら行うこと。

（エ）誤って意図しない方向に走行したり、分岐点で脱線したりすることのないように経路分岐点の切り替えは確実に行うこと。

（オ）運転中に万一制御不能が発生した場合には、緊急停止ボタン等を操作して停止させ、機械が完全に停止したことを確認すること。

イ　有人運転時

（ア）乗車位置以外には乗らないこと。飛び乗り、飛び降りしをないこと。

（イ）衝突や転落の恐れがあるので、ヘルメットを着用すること。また、経路周辺の障害物に注意すること。

（ウ）非常停止装置が作動して運転停止した場合、非常停止の要因を確認して解除した後、いったん主電源を切り、安全を確認してから再度起動し運転すること。

(6) 作業後

ア　カバーを開けて水洗いするときには、電気系統に水がかからないようにすること。

イ　定期的に経路、各安全装置、電気系統、警報装置、バッテリー、ブレーキ、誘導用制御機器等の点検を行うこと。点検、修理の際は、機械の進行方向に極力立たず、歯止め等の暴走防止策を施してから行うこと。

ウ　異常を認めたときは、直ちに点検等必要な措置を講ずること。修理は、専門知識を有する者に依頼して行うこと。

エ　内部のマイクロコンピューターが故障する恐れがあるので、制御装置の近くでの電気溶接や、雷発生時の運転等は行わないこと。

オ　屋外で保管する機械については、施錠する等厳重な管理に努めること。

農作業安全のための指針について（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 生産第 10312 号農林水産省生産局長通知）（抜粋）
第6　荷役用機械 　農業現場で使われることの多いフォークリフト、ホイルローダー、スキッドステアローダー、クレーン、移動式クレーン等については、労働安全衛生法等の関係法令に従って、技能講習を受講し、道路を走行する大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては自賠責保険に加入するとともに、必要な免許等を取得するなど、適正に使用すること。

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について　（令和３年２月 26 日付け２生産第 2170 号農林水産省生産局長通知　（抜粋）
農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：農業）　事業者向け １　作業安全確保のために必要な対策を講じる （２）作業安全のためのルールや手順の順守（共通規範３（２）関係） ② 農業機械や農薬等、資機材等の使用に当たっては、取扱説明書の確認等を通じて適正な使用方法を理解する。 （３）資機材、設備等の安全性の確保（共通規範３（３）関係） ③ 資機材、設備等を導入・更新する際には、無人化機械等を含め、可能な限り安全に配慮したものを選択する。 （４）作業環境の整備（共通規範３（４）関係） ② 機械・器具等の危険箇所を特定して改善・整備し、安全な作業手順、作業動作、使用方法等を明文化又は可視化して全ての従事者が見ることができるようにする。

個別農業機械別留意事項（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 生産第 10313 号農林水産省生産局生産資材課長通知）
https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/pdf/link10_2.pdf

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）（抜粋）
（事業者の講ずべき措置等） 第20条　事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。 一　機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険 二　爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険 三　電気、熱その他のエネルギーによる危険

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	食品安全（農産物への接触防止等）、環境保全（環境への流出防止等）、労働安全（火災防止等）に配慮した燃料類の保管の実施。
40	44	44	46	39	

【取組事項に関する法令・指針等】

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）（抜粋）

第 1 章　総則

第 2 条　この法律の用語は左の例による。

7　危険物とは、別表第一の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。

第 9 条の 4　危険物についてその危険性を勘案して政令で定める数量（以下「指定数量」という。）未満の危険物及びわら製品、木毛その他の物品で火災が発生した場合にその拡大が速やかであり、又は消火の活動が著しく困難となるものとして政令で定めるもの（以下「指定可燃物」という。）その他指定可燃物に類する物品の貯蔵及び取扱いの技術上の基準は、市町村条例でこれを定める。

第 10 条　指定数量以上の危険物は、貯蔵所（車両に固定されたタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所（以下「移動タンク貯蔵所」という。）を含む。以下同じ。）以外の場所でこれを貯蔵し、又は製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所でこれを取り扱つてはならない。ただし、所轄消防長又は消防署長の承認を受けて指定数量以上の危険物を、10 日以内の期間、仮に貯蔵し、又は取り扱う場合は、この限りでない。

2　別表第 1 に掲げる品名（第 11 条の 4 第 1 項において単に「品名」という。）又は指定数量を異にする 2 以上の危険物を同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う場合において、当該貯蔵又は取扱いに係るそれぞれの危険物の数量を当該危険物の指定数量で除し、その商の和が 1 以上となるときは、当該場所は、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱つているものとみなす。

3　製造所、貯蔵所又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱は、政令で定める技術上の基準に従つてこれをしなければならない。

4　製造所、貯蔵所及び取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、政令でこれを定める。

別表第 1　（第 2 条、第 10 条、第 11 条の 4 関係）

類別	性質	品名
第四類	引火性液体	1　特殊引火物 2　第一石油類 3　アルコール類

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）（抜粋）

		4　第二石油類 5　第三石油類 6　第四石油類 7　動植物油類

備考

12　第一石油類とは、アセトン、ガソリンその他 1 気圧において引火点が 21 度未満のものをいう。

14　第二石油類とは、灯油、軽油その他 1 気圧において引火点が 21 度以上 70 度未満のものをいい、塗料類その他の物品であつて、組成等を勘案して総務省令で定めるものを除く。

危険物の規制に関する政令（昭和 34 年 9 月 26 日政令第 306 号）（抜粋）

第 1 章　総則

（危険物の指定数量）

第 1 条の 11　法第 9 条の 4 の政令で定める数量（以下「指定数量」という。）は、別表第 3 の類別欄に掲げる類、同表の品名欄に掲げる品名及び同表の性質欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量欄に定める数量とする。

第 4 章　貯蔵及び取扱の基準

（通則）

第 24 条　法第 10 条第 3 項 の製造所等においてする危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

二　製造所等においては、みだりに火気を使用しないこと。

三　製造所等には、係員以外の者をみだりに出入させないこと。

十三　可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスがもれ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所では、電線と電気器具とを完全に接続し、かつ、火花を発する機械器具、工具、履物等を使用しないこと。

別表第 3　（第 1 条の 11 関係）

類別	品名	性質	指定数量
第四類	第一石油類	非水溶性液体	200 リットル
	第二石油類	非水溶性液体	1000 リットル

農作業安全のための指針について（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 生産第 10312 号農林水産省生産局長通知）（抜粋）

Ⅰ　基本事項

第5　燃料、農薬等の管理に関する事項

燃料、農薬、塗料等は、引火、発火、爆発、中毒等の危険があるため、取扱いを適正にする必要がある。

1　燃料

農業で多く使用されているガソリン、軽油、灯油は第4類危険物として、貯蔵施設、取扱資格等が法令で規制されている。詳しくは、法令、研修テキスト等を参照すること。

(1) 保管、管理

ア　容器には適正なものを使用し、専用の場所に保管すること。保管場所では、消火器を備え、火気を厳禁するとともに、関係者以外が立入らないように鍵をかけること。

イ　こぼれた燃料が河川や周囲の環境を汚さないように、貯蔵場所の周囲に防油堤や溝を設置すること。室温で気化するガソリンを保管する場合は、気化ガスが滞留しないように常に換気すること。

(2) 使用

ア　給油は、必ず機械を停止させて冷えた状態で行うこと。配管の接続部からの漏れ、注入口からのあふれに注意し、こぼれたり、あふれたりした燃料は、すぐにふき取ること。

イ　燃料のそばでは、裸火や火花を発する機械、工具を使用しないこと。静電気が発生しやすい服装をしないこと。また、掃除をして周囲の不必要な可燃物を取り除くこと。

ウ　燃料は長期間保管すると変質することがあり、このような燃料を使用した場合、機械の不具合の原因となることがあるので使用しないこと。

2　農薬

(1) 購入、保管、管理

ア　極力保管量を少なくするため、1回当たりの購入量を必要最小限にし、有効期限内に使用すること。

イ　農薬取扱者を決めて管理し、保管は直接日光の当たらない、冷涼・乾燥した場所に保管庫を設けて行い、関係者以外が使用できないように鍵をかけること。

ウ　危険物に指定されている農薬を管理する場合は、法令に従って管理すること。

(3) 調製時、散布前

ア　防除機具の点検・整備を事前に行うとともに、専用の作業衣、保護具を着用すること。その際、マスクは農薬の種類に適した保証期限内のものを使用すること。また、農薬の吸入を防ぐため、顔とマスクとの密着具合についても確認すること。

農作業安全のための指針について（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 生産第 10312 号農林水産省生産局長通知）（抜粋）
イ　運搬時には、農薬の袋、ビンの破損や荷崩れ等により、農薬がこぼれないように注意すること。 ウ　調製時に、飲料水源、生物を飼育している湖沼から直接給水しないこと。誤飲事故の原因になるので、牛乳やジュース等の容器への移しかえは絶対に行わないこと。計量容器は専用のものを使用し、“農薬専用”と注意書きすること。

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について　（令和３年２月 26 日付け２生産第 2170 号農林水産省生産局長通知　（抜粋）
農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：農業）　事業者向け １　作業安全確保のために必要な対策を講じる （３）資機材、設備等の安全性の確保（共通規範３（３）関係） ① 燃料や農薬など危険性・有害性のある資材を適切に保管する。

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	温室効果ガスの削減に資する取組等の対策の実施。
41	45	45	47	40	

【取組事項に関する法令・指針等】

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=410AC0000000117

環境と調和のとれた農業生産活動規範について　（平成 17 年 3 月 31 日付け 16 生産第 8377 号農林水産省生産局長通知）（抜粋）
5　エネルギーの節減 温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制や資源の有効利用等に資するため、ハウスの加温、穀類の乾燥など施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率的なエネルギー消費がないよう努める。 （参考）環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き（平成 17 年 4 月版）（抜粋） （5）エネルギーの節減 【具体的な取組例】 ◎　電力や燃料等を消費する施設・機械・器具等を使用する場合は、次の取組のうち該当するものの実行に努める。 ①　機械・器具の適切な点検整備と施設の破損箇所の補修等を行う。 ②　必要以上の加温、保温又は乾燥を行わない等適切な温度管理を行う。 ③　機械の運行日程の調整や作業工程の管理による効率的な機械の運転を行う。 ④　電力消費に際しての不要な照明の消灯を行う。 考え方　作物生産活動といえども、化石燃料や電力を消費すれば温室効果ガスである二酸化炭素が発生することから、それぞれの営農条件において、エネルギーの使用に際しては、常に節減を心がけることが重要です。 【（参考）その他の望ましい取組例】 ○　施設、機械等の更新時におけるエネルギー効率のよい機種の選択 ○　バイオマスエネルギー、太陽熱、地熱、雪氷等新エネルギーの利用 考え方　施設・機械等の更新時は、そのエネルギー効率を比較・検討することが可能な場合もあり、営農上必要な規模、能力の施設・機械等の装備に努めるとともに、こうした観点から施設・機械等を選択することが重要です。 また、バイオマス、太陽熱等新エネルギーについては、施設費、農業機械費などに追加の経費が必要となる場合が多いことから、コストなどを考慮し、可能な場合には積極的に導入して下さい。

水田メタン発生抑制のための新たな水管理マニュアル（平成 24 年 8 月　（独）農業環境技術研究所）
https://www.naro.affrc.go.jp/archive/niaes/techdoc/methane_manual.pdf

みどりの食料システム戦略（令和3年5月12日農林水産省公表 ）（抜粋）
（５）本戦略が目指す姿と KPI（重要業績評価指標） 本戦略により、2050 年を目標年次として、サプライチェーン全体における各般の取組とイノベーションの社会実装が実現した姿を目指し、以下の KPI を提示する。 ④　農林水産省地球温暖化対策計画の改定・実践を通じ、2050年までに農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現を目指す。 ⑤　2030年までに、施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中していくことを目指す。農林水産省の補助事業については、技術開発の状況を踏まえつつ、2040年までにカーボンニュートラルに対応することを目指す。また、園芸施設については2050年までに化石燃料を使用しない施設への完全移行を目指す。

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	農場から出る廃棄物を把握し、適切に分別・管理して処分するとともに、作物残渣等の有機物のリサイクルに取り組むなど廃棄物の削減を実施。
42	46	46	48	41	

【取組事項に関する法令・指針等】

環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成 17 年 3 月 31 日付け 16 生産第 8377 号農林水産省生産局長通知）（抜粋）

4　廃棄物の適正な処理・利用

循環型社会の形成に資するため、作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物の処理は関係法令に基づき適正に行う。また、作物残さ等の有機物についても利用や適正な処理に努める。

（参考）環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き（平成 17 年 4 月版）（抜粋）

（4）廃棄物の適正な処理・利用

【具体的な取組例】

◎　稲わら、麦わら、野菜くず等作物残さのたい肥、飼料、敷料等へのリサイクル又はほ場への還元を励行する。（病害虫のまん延防止のために処分が必要な場合などを除く）

考え方 作物生産活動からは、農業用プラスチックや農業機械などの廃棄物がでるほか、わらや野菜くず等の作物残さ（未利用有機物）が生じます。これらは、有機性資源として有効活用できるものですが、有効利用しない場合は廃棄物となり、社会に対する環境負荷のひとつとなりうるものです。ほ場に残すと病害虫がまん延するおそれがある場合や、農作業の著しい妨げとなる場合などを除き、作物残さは土づくりか、耕畜連携によるたい肥資材、飼料、敷料、その他の利用用途に仕向けることが必要です。

◎　使用済みプラスチック等の廃棄物が発生する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の適正な処分、保管等を行う。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）（抜粋）

（定期の報告）

第 7 条の 6　指定容器包装利用事業者（特定容器利用事業者又は特定包装利用事業者であるものに限る。）であって、その事業において用いる容器包装の量が政令で定める要件に該当するもの（以下「容器包装多量利用事業者」という。）は、毎年度、主務省令で定めるところにより、容器包装を用いた量及び容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組んだ措置の実施の状況に関し、主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）（抜粋）

（帳簿）

第 38 条　特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者及び特定包装利用事業者は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、特定容器を用いた商品の販売、特定容器の製造等又は特定包装を用いた商品の販売及び分別基準適合物の再商品化に関し主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）（抜粋）

（事業者及び消費者の責務）

第 4 条　事業者及び消費者は、食品の購入又は調理の方法の改善により食品廃棄物等の発生の抑制に努めるとともに、食品循環資源の再生利用により得られた製品の利用により食品循環資源の再生利用を促進するよう努めなければならない。

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）（抜粋）

第 6 条　次に掲げる食品又は添加物は、これを販売し(不特定又は多数の者に授与する販売以外の場合を含む。以下同じ。)、又は販売の用に供するために、採取し、製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

一　腐敗し、若しくは変敗したもの又は未熟であるもの。ただし、一般に人の健康を損なうおそれがなく飲食に適すると認められているものは、この限りでない。

二　有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは付着し、又はこれらの疑いがあるもの。ただし、人の健康を損なうおそれがない場合として厚生労働大臣が定める場合においては、この限りでない。

三　病原微生物により汚染され、又はその疑いがあり、人の健康を損なうおそれがあるもの。

四　不潔、異物の混入又は添加その他の事由により、人の健康を損なうおそれがあるもの。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=345AC0000000137

飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドライン（平成 27 年 6 月 17 日付け 27 消安第 1853 号）

飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドライン（平成 27 年 6 月 17 日付け 27 消安第 1853 号）
http://www.famic.go.jp/ffis/feed/tuti/27_1853.html

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	農場内の整理・整頓・清潔・清掃の実施、農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な処理・焼却の回避。
43	47	47	49	42	

【取組事項に関する法令・指針等】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）（抜粋）

（定義）

第 2 条　この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

2　この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

4　この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

一　事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物（注 1）

二　輸入された廃棄物（前号に掲げる廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物（政令で定めるものに限る。第 15 条の 4 の 5 第 1 項において「航行廃棄物」という。）並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物（政令で定めるものに限る。同項において「携帯廃棄物」という。）を除く。）

5　この法律において「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。（注 2）

(事業者の責務)

第3条　事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

(清潔の保持等)

第5条　土地又は建物の占有者(占有者がない場合には、管理者とする。以下同じ。)は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

2　土地の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有し、若しくは管理する土地において、他の者によつて不適正に処理された廃棄物と認められるものを発見したときは、速やかに、その旨を都道府県知事又は市町村長に通報するように努めなければならない。

3　建物の占有者は、建物内を全般にわたつて清潔にするため、市町村長が定める計画に従い、大掃除を実施しなければならない。

(市町村の処理等)

第6条の2　市町村は、一般廃棄物処理計画に従つて、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分(略)しなければならない。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）（抜粋）

2　市町村が行うべき一般廃棄物(特別管理一般廃棄物を除く。以下この項において同じ。)の収集、運搬及び処分に関する基準(当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる一般廃棄物を定めた場合における当該一般廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「一般廃棄物処理基準」という。)並びに市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。

4　土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、その一般廃棄物処理計画に従い当該一般廃棄物を適正に分別し、保管する等市町村が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

6　事業者は、一般廃棄物処理計画に従つてその一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合その他その一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第七条第十二項に規定する一般廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する一般廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

7　事業者は、前項の規定によりその一般廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

（事業者及び地方公共団体の処理）

第 11 条　事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。

2　市町村は、単独に又は共同して、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物その他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行なうことができる。

3　都道府県は、産業廃棄物の適正な処理を確保するために都道府県が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行うことができる。

（事業者の処理）

第 12 条　事業者は、自らその産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。第 3 項から第 5 項までを除き、以下この条において同じ。）の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる産業廃棄物を定めた場合における当該産業廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「産業廃棄物処理基準（注 3)」という。）に従わなければならない。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）（抜粋）

2　事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準（以下「産業廃棄物保管基準（注 4)」という。）に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。

5　事業者（中間処理業者（発生から最終処分（埋立処分、海洋投入処分（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 に基づき定められた海洋への投入の場所及び方法に関する基準に従つて行う処分をいう。）又は再生をいう。以下同じ。）が終了するまでの一連の処理の行程の中途において産業廃棄物を処分する者をいう。以下同じ。）を含む。次項及び第五項並びに次条第 3 項から第 5 項までにおいて同じ。）は、その産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除くものとし、中間処理産業廃棄物（発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の中途において産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物をいう。以下同じ。）を含む。次項及び第 5 項において同じ。）の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第 14 条第 12 項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

（事業者の特別管理産業廃棄物に係る処理）

第 12 条の 2　事業者は、自らその特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める特別管理産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる特別管理産業廃棄物を定めた場合における当該特別管理産業廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「特別管理産業廃棄物処理基準（注 5)」という。）に従わなければならない。

2　事業者は、その特別管理産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準（以下「特別管理産業廃棄物保管基準（注 6)」という。）に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。

3　事業者は、その特別管理産業廃棄物（中間処理産業廃棄物を含む。次項及び第五項において同じ。）の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第 14 条の 4 第 12 項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

（投棄禁止）

第 16 条　何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号)(抜粋)

(焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却)

第 14 条　法第 16 条の 2 第 3 号の政令で定める廃棄物の焼却は、次のとおりとする。

一　国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却

二　震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却

三　風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

四　農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

五　たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの

(焼却禁止)

第 16 条の 2　何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

一　一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従つて行う廃棄物の焼却

二　他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却

三　公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

環境と調和のとれた農業生産活動規範について(平成 17 年 3 月 31 日付け 16 生産第 8377 号農林水産省生産局長通知)(抜粋)

4　廃棄物の適正な処理・利用

循環型社会の形成に資するため、作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物の処理は関係法令に基づき適正に行う。また、作物残さ等の有機物についても利用や適正な処理に努める。

(参考)環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き(平成 17 年 4 月版)(抜粋)

(4) 廃棄物の適正な処理・利用

【具体的な取組例】

◎　稲わら、麦わら、野菜くず等作物残さのたい肥、飼料、敷料等へのリサイクル又はほ場への還元を励行する。(病害虫のまん延防止のために処分が必要な場合などを除く)

考え方 作物生産活動からは、農業用プラスチックや農業機械などの廃棄物がでるほか、わらや野菜くず等の作物残さ(未利用有機物)が生じます。これらは、有機性資源として有効活用できるものですが、有効利用しない場合は廃棄物となり、社会に対する環境負荷のひとつとなりうるものです。ほ場に残すと

環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成 17 年 3 月 31 日付け 16 生産第 8377 号農林水産省生産局長通知）（抜粋）
病害虫がまん延するおそれがある場合や、農作業の著しい妨げとなる場合などを除き、作物残さは土づくりか、耕畜連携によるたい肥資材、飼料、敷料、その他の利用用途に仕向けることが必要です。

悪臭防止法（昭和 46 年 6 月 1 日法律第 91 号）（抜粋）
（悪臭が生ずる物の焼却の禁止） 第 15 条　何人も、住居が集合している地域においては、みだりに、ゴム、皮革、合成樹脂、廃油その他の燃焼に伴つて悪臭が生ずる物を野外で多量に焼却してはならない。

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	周辺住民等に対する騒音、振動、悪臭、煙・埃・有害物質の飛散・流出等の配慮と対策の実施。
44	48	48	50	43	

【取組事項に関する法令・指針等】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）（平成二十九年六月十六日公布（平成二十九年法律第六十一号）改正）（抜粋）

（定義）

第２条　この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

2　この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

4　この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

一　事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物（注 1）

二　輸入された廃棄物（前号に掲げる廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物（政令で定めるものに限る。第 15 条の４の５第１項において「航行廃棄物」という。）並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物（政令で定めるものに限る。同項において「携帯廃棄物」という。）を除く。）

5　この法律において「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。（注 2）

(事業者の責務)

第3条　事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

(清潔の保持等)

第5条　土地又は建物の占有者(占有者がない場合には、管理者とする。以下同じ。)は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

2　土地の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有し、若しくは管理する土地において、他の者によつて不適正に処理された廃棄物と認められるものを発見したときは、速やかに、その旨を都道府県知事又は市町村長に通報するように努めなければならない。

3　建物の占有者は、建物内を全般にわたつて清潔にするため、市町村長が定める計画に従い、大掃除を実施しなければならない。

(市町村の処理等)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）（平成二十九年六月十六日公布（平成二十九年法律第六十一号）改正）（抜粋）

第6条の2　市町村は、一般廃棄物処理計画に従つて、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分(略)しなければならない。

2　市町村が行うべき一般廃棄物(特別管理一般廃棄物を除く。以下この項において同じ。)の収集、運搬及び処分に関する基準(当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる一般廃棄物を定めた場合における当該一般廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「一般廃棄物処理基準」という。)並びに市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。

4　土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、その一般廃棄物処理計画に従い当該一般廃棄物を適正に分別し、保管する等市町村が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

6　事業者は、一般廃棄物処理計画に従つてその一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合その他その一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第七条第十二項に規定する一般廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する一般廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

7　事業者は、前項の規定によりその一般廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

（事業者及び地方公共団体の処理）

第 11 条　事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。

2　市町村は、単独に又は共同して、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物その他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行なうことができる。

3　都道府県は、産業廃棄物の適正な処理を確保するために都道府県が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行うことができる。

（事業者の処理）

第 12 条　事業者は、自らその産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。第 3 項から第 5 項までを除き、以下この条において同じ。）の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる産業廃棄物を定めた場合における当該産業廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）（平成二十九年六月十六日公布（平成二十九年法律第六十一号）改正）（抜粋）

の防止に関する法律 に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「産業廃棄物処理基準（注 3)」という。）に従わなければならない。

2　事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準（以下「産業廃棄物保管基準（注 4)」という。）に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。

5　事業者（中間処理業者（発生から最終処分（埋立処分、海洋投入処分（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 に基づき定められた海洋への投入の場所及び方法に関する基準に従つて行う処分をいう。）又は再生をいう。以下同じ。）が終了するまでの一連の処理の行程の中途において産業廃棄物を処分する者をいう。以下同じ。）を含む。次項及び第五項並びに次条第 3 項から第 5 項までにおいて同じ。）は、その産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除くものとし、中間処理産業廃棄物（発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の中途において産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物をいう。以下同じ。）を含む。次項及び第 5 項において同じ。）の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第 14 条第 12 項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

（事業者の特別管理産業廃棄物に係る処理）

第 12 条の 2　事業者は、自らその特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める特別管理産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる特別管理産業廃棄物を定めた場合における当該特別管理産業廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「特別管理産業廃棄物処理基準（注 5)」という。）に従わなければならない。

2　事業者は、その特別管理産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準（以下「特別管理産業廃棄物保管基準（注 6)」という。）に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。

3　事業者は、その特別管理産業廃棄物（中間処理産業廃棄物を含む。次項及び第五項において同じ。）の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第 14 条の 4 第 12 項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

（投棄禁止）

第 16 条　何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号)(抜粋)

(焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却)

第 14 条　法第 16 条の 2 第 3 号の政令で定める廃棄物の焼却は、次のとおりとする。

一　国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却

二　震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却

三　風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

四　農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

五　たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの

(焼却禁止)

第 16 条の 2　何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

一　一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従つて行う廃棄物の焼却

二　他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却

三　公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

環境と調和のとれた農業生産活動規範について(平成 17 年 3 月 31 日付け 16 生産第 8377 号農林水産省生産局長通知)(抜粋)

4　廃棄物の適正な処理・利用

循環型社会の形成に資するため、作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物の処理は関係法令に基づき適正に行う。また、作物残さ等の有機物についても利用や適正な処理に努める。

(参考)環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き(平成 17 年 4 月版)(抜粋)

(4) 廃棄物の適正な処理・利用

【具体的な取組例】

◎　稲わら、麦わら、野菜くず等作物残さのたい肥、飼料、敷料等へのリサイクル又はほ場への還元を励行する。(病害虫のまん延防止のために処分が必要な場合などを除く)

考え方 作物生産活動からは、農業用プラスチックや農業機械などの廃棄物がでるほか、わらや野菜くず等の作物残さ(未利用有機物)が生じます。これらは、有機性資源として有効活用できるものですが、有効利用しない場合は廃棄物となり、社会に対する環境負荷のひとつとなりうるものです。ほ場に残すと

環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成 17 年 3 月 31 日付け 16 生産第 8377 号農林水産省生産局長通知）（抜粋）
病害虫がまん延するおそれがある場合や、農作業の著しい妨げとなる場合などを除き、作物残さは土づくりか、耕畜連携によるたい肥資材、飼料、敷料、その他の利用用途に仕向けることが必要です。

悪臭防止法（昭和 46 年 6 月 1 日法律第 91 号）（抜粋）
（悪臭が生ずる物の焼却の禁止） 第 15 条　何人も、住居が集合している地域においては、みだりに、ゴム、皮革、合成樹脂、廃油その他の燃焼に伴つて悪臭が生ずる物を野外で多量に焼却してはならない。

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	ほ場等への鳥獣の接近を制限する取組等による生物多様性に配慮した鳥獣被害防止対策の実施。
45	49	49	51	44	

【取組事項に関する法令・指針等】

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）（抜粋）

（国、地方公共団体等の連携及び協力）

第12条　国及び地方公共団体は、被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、農林水産業及び農山漁村の振興に関する業務を担当する部局、鳥獣の保護及び管理に関する業務を担当する部局その他鳥獣による農林水産業等にかかる被害の防止に関連する業務を担当する部局の相互の緊密な連携を確保しなければならない。

2　地方公共団体は、被害防止施策を効果的に実施するため、被害防止計画の作成及び実施等に当たっては、当該地方公共団体における鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況等に応じ、地方公共団体相互の広域的な連携協力を確保しなければならない。

3　地方公共団体は、被害防止施策を実施するに当たっては、地域における一体的な取組が行われるよう、当該地域の農林水産業団体との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

4　農林漁業団体その他の関係団体は、自主的に鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に努めるとともに、被害の防止計画に基づく被害防止施策の実施その他の国及び地方公共団体が講ずる被害防止施策に協力するよう努めなければならない。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針（平成20年2月21日農林水産省告示第254号）（平成27年5月29日付け農林水産省告示第1396号　最終改正）（抜粋）

一　被害防止施策の実施に関する基本的な事項

4　鳥獣の捕獲等

国及び地方公共団体は、鳥獣被害対策実施隊を中心とした捕獲体制の構築、捕獲等の担い手の育成・確保など、被害防止計画に即し、鳥獣の捕獲等を適確に実施するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(1) 鳥獣被害対策実施隊を中心とした捕獲体制の構築

農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣の捕獲等については、猟友会への委託等を中心として実施されてきたが、近年、狩猟者を始めとする鳥獣の捕獲等の担い手の減少や高齢化が進んでいる中において、鳥獣被害対策実施隊を中心とした捕獲体制の構築を進めることにより、新たな捕獲体制を早急に確立することが必要となっている。このため、国及び地方公共団体は、鳥獣被害対策実施隊員の育成・確保に資するよう、従来から鳥獣の捕獲等において重要

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針（平成20年2月21日農林水産省告示第254号）（平成27年5月29日付け農林水産省告示第1396号　最終改正）（抜粋）

な役割を担ってきた猟友会員に加え、市町村や農林漁業団体の職員等を新たな捕獲等の担い手として育成する取組を推進する。

なお、捕獲等に際しては、鳥獣保護法、文化財保護法（昭和25年法律第214号）その他の関係法令を遵守すべきことについて周知を図る。また、平成23年9月に鳥獣保護法第3条第1項の規定に基づく「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」（平成19年環境省告示第3号）が改正され、銃器の使用以外の方法により捕獲等を行う場合において、捕獲従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれ、かつ、講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されるときは、狩猟免許を受けていない者であっても当該捕獲等の補助を行うことが認められることとなったとともに、農林業者が自らの事業地内で囲いわなにより鳥獣の捕獲等を行う場合においては、当該農林業者が狩猟免許を受けていない場合であっても鳥獣の捕獲等をすることができることとされたところである。

これらのことを踏まえ、地域の実情に応じて、銃器の使用以外の方法を有効に活用するものとする。

5　侵入防止柵の設置等による被害防止

（1）効果的な侵入防止柵の設置

各地域においては、侵入防止柵の設置等により農地や森林への鳥獣の侵入を防止する取組が多く実施されているものの、個人を単位とした点的な対応にとどまり、地域全体として十分な侵入防止効果が得られていない事例や、侵入防止柵の設置後の管理が不十分であるために、その効果が十分発揮されていない事例等が見られるところである。

このため、国及び地方公共団体は、市町村等地域全体による組織的な対応のほか、複数の都道府県及び市町村が連携した広域的な侵入防止柵の設置を推進するとともに、地域の農林業者等に対して、侵入防止柵の適切な設置方法や維持管理手法の普及等を推進する。

また、電気柵を設置する場合には、電気事業法（昭和39年法律第170号）その他の関係法令の規定による安全基準に適合する電気設備とすること等により、安全の確保を図る。

（2）追払い活動等の推進

鳥獣の被害防止対策を進めるに当たっては、⑴による侵入防止柵の設置等に加え、特にニホンザルやカワウ等については、追払い活動や追上げ活動を行うことが有効である。

このため、国及び地方公共団体は、追払い犬の育成や、電波発信機を活用した追払い活動等を推進する。特に、追払い犬については、平成19年11月に家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成14年環境省告示第37号）が改正され、適正なしつけ及び訓練がなされていること等を条件として、鳥獣に

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針（平成20年2月21日農林水産省告示第254号）（平成27年5月29日付け農林水産省告示第1396号　最終改正）（抜粋）
よる被害を防ぐ目的での犬の放飼いが認められたことも踏まえつつ、その活用を推進する。 なお、追払い活動等の実施に当たっては、他の地域に被害が拡大しないよう、近隣の地域との連携・協力に努める。 また、花火を追払い活動に用いる場合には、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）その他の関係法令の規定に基づき、例えば消火用水を備える等消火のための準備をすること、風向を考慮して安全な方向に向けて使用すること等により、安全の確保を図る。 (3) 鳥獣を引き寄せない取組の推進 被害防止対策を効果的に実施するためには、ほ場や集落を鳥獣の餌場としないことや鳥獣が生息する山林と農地との間に鳥獣が身を隠すことのできない見通しの良い地帯等の緩衝帯を設置し、人と鳥獣のすみ分けを進めること等が重要である。このため、市町村等は、食品残さの管理の徹底、放任果樹の除去及び鳥獣の餌場や隠れ場所となる耕作放棄地の解消に加え、農地に隣接したやぶの刈払いや牛等の放牧による緩衝帯の整備等を推進する。

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	セイヨウオオマルハナバチの飼養に関する環境省の許可取得及び適切な飼養管理の実施、その他外来生物を利用する場合の適切な飼養管理の実施。
46					

【取組事項に関する法令・指針等】

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）（平成二十六年法律第六十九号）改正）（抜粋）

（飼養等の許可）

第 5 条　学術研究の目的その他主務省令で定める目的で特定外来生物の飼養等をしようとする者は、主務大臣の許可を受けなければならない。

2　前項の許可を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に許可の申請をしなければならない。

3　主務大臣は、前項の申請に係る飼養等について次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第一項の許可をしてはならない。

一　飼養等の目的が第 1 項に規定する目的に適合しないこと。

二　飼養等をする者が当該特定外来生物の性質に応じて主務省令で定める基準に適合する飼養等施設（以下「特定飼養等施設」という。）を有しないことその他の事由により飼養等に係る特定外来生物を適切に取り扱うことができないと認められること。

4　主務大臣は、第 1 項の許可をする場合において、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、その許可に条件を付することができる。

5　第 1 項の許可を受けた者は、その許可に係る飼養等をするには、当該特定外来生物に係る特定飼養等施設の点検を定期的に行うこと、当該特定外来生物についてその許可を受けていることを明らかにすることその他の主務省令で定める方法によらなければならない。

環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件（平成 17 年環境省告示第 42 号）（抜粋）

（用語の定義）

第 1 条　この告示において使用する用語は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成 17 年政令第 169 号）及び特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（次条において「規則」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、特別の定めがある場合を除き、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　「おり型施設等」とは、おり型又は網室型の施設であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。

環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件（平成 17 年環境省告示第 42 号）（抜粋）

イ　土地その他の不動産に固定されている等容易に移動又は運搬をすることができないものであること。ただし、屋外から隔離することができる室内に常置する場合にあっては、この限りではない。

ロ　特定外来生物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。

ハ　おり型の施設にあってはおりの格子の間隔が、網室型の施設にあっては網の目の大きさが、特定外来生物が通り抜けることのできないものであること。

ニ　外部との出入口の戸は、二重以上となっていること。ただし、当該施設を屋外から隔離することができる室内に常置する場合にあっては、この限りでない。

ヘ　給排水設備を通じて特定外来生物が外部に逸出しないよう当該設備に逸出防止措置が講じられていること。

ト　申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。

（特定外来生物の種類ごとの基準の細目等）

第 2 条　規則第 5 条第 2 項に基づく特定飼養等施設の基準の細目、規則第 7 条第 1 号に基づく飼養等の許可の有効期間、同条第 2 号に基づく届出が必要となる飼養等に係る当該特定外来生物の数量の変更の事由及び当該届出を行わなければならない期間、規則第 8 条第 2 号に基づく許可を受けていることを明らかにするための措置（以下「識別措置」という。）の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法並びに同条第 4 号の特定外来生物の取扱方法は、次の各号に掲げる特定外来生物の種類ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

二十　ボンブス・テルレストリス（セイヨウオオマルハナバチ）

イ　特定飼養等施設の基準の細目おり型施設等（前条第 1 号ホに掲げる要件を満たさない施設を含む。）、移動用施設（前条第 3 号ハに掲げる要件を満たさない施設を含む。）又は水槽型施設等（前条第 4 号ニに掲げる要件を満たさない施設を含む。）のいずれかであること。

ロ　飼養等の許可の有効期間 3 年間

ハ　届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から 30 日以内に環境大臣に届け出ること。ただし、学術研究又は生業の維持を目的とした飼養等をするものであって、飼養等の許可を受けた日から 1 年ごとに、毎年、その許可を受けた日の属する月の翌月末までに、当該 1 年間に飼養等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出することを条件として付する場合は、この限りでない。

環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件（平成 17 年環境省告示第 42 号）（抜粋）

（1）特定外来生物の種類
（2）1 年間に飼養等をした個体に係る巣の総数量、増減した数量及び現存量
（3）数量の増減の事実が生じた日付及びその数量、相手方の氏名又は名称並びに許可番号

ニ　識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法

個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから 30 日以内に環境大臣に提出すること。

ホ　特定外来生物の取扱方法

（1）特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であって、十分な強度を有する袋に入れること等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。
（2）飼養等をしないこととした場合は、個体又は個体を収納している巣箱を密閉した袋に入れること等により、確実に殺処分すること。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第５条に基づくセイヨウオオマルハナバチの飼養等の許可の運用について（平成 31 年４月 19 日環自野発第 1904191 号環境省自然環境局長通知）（抜粋）

1　今回の運用変更について

（１）許可の対象となる者

利用方針において利用可能な代替種が開発済みとされた本州、四国及び九州（在来マルハナバチ類が生息しない沖縄本島やその他の島嶼部を除く。）においては、平成 18 年９月の特定外来生物指定以前から農業を営んでいた者であっても、これまでセイヨウオオマルハナバチを利用していなかった者が新たに当該種を利用する場合にあっては、原則として規則第３条に定める「生業の維持」の目的には該当しないこととし、法第５条の飼養等の許可の対象としない。

なお、以下の場合については、積極的に代替種への転換を勧奨するものの、許可の対象とする。ただし、①及び②については、申請者が規模拡大のために飼養数の増大を希望する場合には、すぐに転換ができないことを示す理由や飼養数を増大させなければならない理由を十分確認するとともに、転換に向けた計画等の提出を求め、個別に審査する。

① 従前に許可を受けて当該種を利用していた者が継続して当該種を利用する場合
② 従前に許可を受けて当該種を利用していた者と一体として業を営んでいたと見なされる者（注１）が、土地や施設とともに（注２）当該許可の内容を引き継いで当該種を利用する場合

注１：二親等以内の親族、生計を同一にしていたことを確認できる者 等
注２：親族以外の場合は、土地の利用に係る権利の移転を証する書面を確認することとする

③ 許可を受けて当該種を利用又は販売していた法人の事業を承継又は分割する場合であって、当初の法人を後継する法人や個人であることや元々その法人の一部であること等により同一性が認められ、かつ従前に許可された「飼養等をする数量」の総量を超えない範囲で利用又は販売する場合

また、利用方針において利用可能な代替種が未開発とされた北海道及び引き続きリスク評価が望まれる在来マルハナバチ類が生息しない沖縄本島やその他の島嶼部においては、代替種が利用可能となるまでの間に、指定以前から農業を営んでいた者がセイヨウオオマルハナバチを新たに利用する場合については、従前通り許可の対象とする。

（２）輸入又は生産して販売する者の許可の対象となる数量

法第５条の飼養等の許可を受けてセイヨウオオマルハナバチを輸入又は生産して販売している事業者が当該許可の更新の申請をする場合にあっては、当該許可証に記載の事項のうち「飼養等をする数量」は、直前の許可の期間内に現に販売した数量を証明する書面に基づき、当該数量の範囲内に限り、規則第３条に定める「生業の維持」の目的に該当するものとし、法第５条に基づき飼養等を許可する。

（３）上記（１）及び（２）の取扱いは、2019 年９月１日以降に申請されたものから適用する。

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	信頼できる供給元からの適正な手段による種苗の入手、育苗の管理及び種苗の調達に関する記録の保管。
47	50		52	45	

【取組事項に関する法令・指針等】

種苗法施行規則（平成 10 年農林水産省令第 83 号）（抜粋）

（指定種苗の表示事項）

第二十三条　法第五十九条第一項第四号の発芽率は、次の各号に掲げるところにより表示するものとする。

一　法第五十九条第一項第四号の採種の年月を表示する場合にあっては、同項の規定により表示をし、又は証票を添付した年月における最低の率をもって、「何年何月現在　発芽率　何％以上」のように表示すること。

二　法第五十九条第一項第四号の有効期限を表示する場合であって、かつ、同項の規定により表示をし、又は証票を添付した年月における最低の率をもって同号の発芽率を表示する場合にあっては、「何年何月現在　発芽率　何％以上」のように表示すること。

三　法第五十九条第一項第四号の有効期限を表示する場合であって、かつ、当該有効期限までの間保証する発芽率をもって同号の発芽率を表示する場合にあっては、「発芽率　何％以上」のように表示すること。

2　家庭園芸用種苗（その用途が専ら家庭園芸用であるものとして販売される種苗をいう。）であって農林水産大臣の指定するものに係る法第五十九条第一項第四号の発芽率は、前項の規定にかかわらず、農林水産大臣が定める方法により表示することができる。

3　法第五十九条第一項第六号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　食用及び飼料の用に供される農林水産植物（果樹を除く。以下「食用農林水産植物」という。）の種苗であって、農薬（農薬取締法第十二条第一項の農林水産省令・環境省令で定める農薬を定める省令（平成十五年農林水産省・環境省令第四号）各号に掲げる農薬をいう。以下同じ。）を使用したものについては、その旨並びに使用した農薬に含有する有効成分の種類及び当該種類ごとの使用回数（農薬取締法施行規則（昭和二十六年農林省令第二十一号）第七条第二項第四号に規定する生育期間において当該有効成分を含有する農薬を使用した回数（農薬の容器又は包装に同項第五号に規定する総使用回数が使用時期又は使用の態様の区分ごとに記載されているときは、当該区分ごとの使用回数）をいう。）

二　食用農林水産植物以外の農林水産植物の種苗であって、農薬により病害虫の防除をしたものについては、その旨及び使用した農薬に含有する有効成分の種類

三　種菌については、製造の年月及び農林水産大臣の指定する有害菌類の有無

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）（抜粋）
（使用の禁止） 第二十四条　何人も、次に掲げる農薬以外の農薬を使用してはならない。ただし、試験研究の目的で使用する場合、第三条第一項の登録を受けた者が製造し若しくは加工し、又は輸入したその登録に係る農薬を自己の使用に供する場合その他の農林水産省令・環境省令で定める場合は、この限りでない。 一　容器又は包装に第十六条の規定による表示のある農薬（第十八条第二項の規定によりその販売が禁止されているものを除く。） 二　特定農薬

農薬取締法施行規則（昭和 26 年農林省令第 21 号）（抜粋）
（農薬の表示の方法等） 第十四条 ２　法第十六条第四号の登録に係る使用方法の表示は、適用農作物等の種類ごとに、次に掲げる事項を記載してしなければならない。 一　単位面積当たりの使用量の最高限度及び最低限度 二　希釈倍数（農薬の希釈をした場合におけるその希釈の倍数をいう。）の最高限度及び最低限度 三　使用時期 四　農作物等の生産に用いた種苗のは種又は植付け（は種又は植付けのための準備作業を含み、果樹、茶その他の複数回収穫されるものにあっては、その収穫の直前の収穫とする。）から当該農作物等の収穫に至るまでの間（次号において「生育期間」という。）において農薬を使用することができる総回数 五　含有する有効成分の種類ごとの総使用回数（生育期間において当該有効成分を含有する農薬を使用することができる総回数をいい、法第三条第九項に規定する登録票に当該総回数が使用時期又は使用の態様の区分ごとに記載されているときは、当該区分ごとの当該総回数とする。） 六　散布、混和その他の使用の態様 七　前各号に掲げるもののほか、農薬の使用方法に関し必要な事項

有毒植物による食中毒防止の徹底について（令和 3 年 4 月 23 日付け 3 消安第 625 号、3 消安第 627 号、3 食産第 495 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、食品安全政策課長、食料産業局産業連携課長通知）
http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/rinsanbutsu/natural_toxins.html

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	隣接ほ場からの農薬ドリフトの影響の回避。
48	51	50	54	46	

【取組事項に関する法令・指針等】

「農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策について（平成 17 年 12 月 20 日付け消安第 8282 号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知）
https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/g_nouyaku/pdf/nouyaku_eikyou.pdf

農薬飛散対策技術マニュアル（平成 21 年度 IPM 技術評価基準策定・情報提供委託事業／周辺作物飛散影響防止対策基準策定事業報告書）
https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/g_nouyaku/manual/index.html

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	
49	52	51	55	47	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備(IPMにおける「予防」の取組)。
50	53	52	56	48	病害虫・雑草の発生状況を把握した上での防除要否及びタイミングの判断(IPMにおける「判断」の取組)。
51	54	53	57	49	多様な防除方法(防除資材、使用方法)を活用した防除(IPMにおける「防除」の取組)。

【取組事項に関する法令・指針等】

総合的病害虫・雑草管理(IPM)実践指針について(平成17年9月30日付け17消安第6260号農林水産省消費・安全局長通知)(抜粋)

2. IPMの基本的な実践方法

IPMは、以下の体系図に示すとおり、

[1] 輪作、抵抗性品種の導入や土着天敵等の生態系が有する機能を可能な限り活用すること等により、病害虫・雑草の発生しにくい環境を整えること

[2] 病害虫・雑草の発生状況の把握を通じて、防除の要否及びそのタイミングを可能な限り適切に判断すること

[3] [2]の結果、防除が必要と判断された場合には、病害虫・雑草の発生を経済的な被害が生じるレベル以下に抑制する多様な防除手段の中から、適切な手段を選択して講じること

の3点の取組を行うことが基本である。

みどりの食料システム戦略(令和3年5月12日農林水産省公表)(抜粋)

(5)本戦略が目指す姿とKPI(重要業績評価指標)

本戦略により、2050年を目標年次として、サプライチェーン全体における各般の取組とイノベーションの社会実装が実現した姿を目指し、以下のKPIを提示する。

① スマート防除技術体系の活用や、リスクの高い農薬からリスクのより低い農薬への転換を段階的に進めつつ、化学農薬のみに依存しない総合的な病害虫管理体系の確立・普及等を図ることに加え、2040年までに多く使われているネオニコチノイド系農薬を含む従来の殺虫剤を使用しなくてもすむような新規農薬等の開発により、2050年までに化学農薬使用量(リスク換算)の50%低減を目指す。

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	使用する予定の農薬の情報をまとめ、使用基準違反を防ぐ農薬使用計画を策定。
52	55	54	58	50	

【取組事項に関する法令・指針等】

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）（抜粋）
（農薬の使用の規制） 第二十五条　農林水産大臣及び環境大臣は、農薬の安全かつ適正な使用を確保するため、農林水産省令・環境省令で、現に第三条第一項又は第三十四条第一項の登録を受けている農薬その他の農林水産省令・環境省令で定める農薬について、その種類ごとに、その使用の時期及び方法その他の事項について農薬を使用する者が遵守すべき基準を定めなければならない。 ２　農林水産大臣及び環境大臣は、必要があると認められる場合には、前項の基準を変更することができる。 ３　農薬使用者は、第一項の基準（前項の規定により当該基準が変更された場合には、その変更後の基準）に違反して、農薬を使用してはならない。

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	農薬使用計画に基づき、適正に農薬を使用するとともに、使用前に使用濃度や散布方法など、適正な使用方法の再確認を実施。
53	56	55	59	51	

【取組事項に関する法令・指針等】

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）（抜粋）

（使用の禁止）

第二十四条　何人も、次に掲げる農薬以外の農薬を使用してはならない。ただし、試験研究の目的で使用する場合、第三条第一項の登録を受けた者が製造し若しくは加工し、又は輸入したその登録に係る農薬を自己の使用に供する場合その他の農林水産省令・環境省令で定める場合は、この限りでない。

一　容器又は包装に第十六条の規定による表示のある農薬（第十八条第二項の規定によりその販売が禁止されているものを除く。）

二　特定農薬

（農薬の使用の規制）

第二十五条　農林水産大臣及び環境大臣は、農薬の安全かつ適正な使用を確保するため、農林水産省令・環境省令で、現に第三条第一項又は第三十四条第一項の登録を受けている農薬その他の農林水産省令・環境省令で定める農薬について、その種類ごとに、その使用の時期及び方法その他の事項について農薬を使用する者が遵守すべき基準を定めなければならない。

２　農林水産大臣及び環境大臣は、必要があると認められる場合には、前項の基準を変更することができる。

３　農薬使用者は、第一項の基準（前項の規定により当該基準が変更された場合には、その変更後の基準）に違反して、農薬を使用してはならない。

（農薬の使用に関する理解等）

第二十七条　農薬使用者は、農薬の使用に当たっては、農薬の安全かつ適正な使用に関する知識と理解を深めるように努めるとともに、農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）第八条第一項に規定する普及指導員若しくは植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第三十三条第一項に規定する病害虫防除員又はこれらに準ずるものとして都道府県知事が指定する者の指導を受けるように努めるものとする。

農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成 15 年農林水産省・環境省令第 5 号）（抜粋）

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第十二条第一項の規定に基づき、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令を次のように定める。

（表示事項の遵守）

農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）（抜粋）

第2条　農薬使用者は、食用及び飼料の用に供される農作物等（以下「食用農作物等」という。）に農薬を使用するときは、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

一　適用農作物等の範囲に含まれない食用農作物等に当該農薬を使用しないこと。

二　付録（※）の算式によって算出される量を超えて当該農薬を使用しないこと。

三　農薬取締法施行規則（昭和26年農林省令第21号。以下「規則」という。）第14条第2項第2号に規定する希釈倍数の最低限度を下回る希釈倍数で当該農薬を使用しないこと。

四　規則第14条第2項第3号に規定する使用時期以外の時期に当該農薬を使用しないこと。

五　規則第14条第2項第4号に規定する生育期間において、次のイ又はロに掲げる回数を超えて農薬を使用しないこと。

イ　種苗法施行規則（平成10年農林水産省令第83号）第23条第3項第1号に規定する使用した農薬中に含有する有効成分の種類ごとの使用回数の表示のある種苗を食用農作物等の生産に用いる場合には、規則第14条第2項第5号に規定する含有する有効成分の種類ごとの総使用回数から当該表示された使用回数を控除した回数

ロ　イの場合以外の場合には、規則第14条第2項第5号に規定する含有する有効成分の種類ごとの総使用回数

2　農薬使用者は、農薬取締法第14条第12号に規定する最終有効年月を過ぎた農薬を使用しないよう努めなければならない。

※付録（第二条関係）

$$Q = Q_0 \frac{A}{A_0}$$

Qは、農薬使用者が遵守すべき農薬の使用量として算出される量

Q_0は、規則第14条第2項第1号に規定する単位面積当たりの使用量の最高限度

Aは、農薬を使用しようとする農地等の面積

A_0は、規則第14条第2項第1号に規定する単位面積

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	農薬は、周辺環境を汚染しないがない場所で必要な量だけ調製し、使用した計量機器等の洗浄を適切に実施。
54	57	56	60	52	

【取組事項に関する法令・指針等】

農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成 15 年農林水産省・環境省令第 5 号）（抜粋）

（表示事項の遵守）

第 2 条　農薬使用者は、食用及び飼料の用に供される農作物等（以下「食用農作物等」という。）に農薬を使用するときは、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

二　付録（※）の算式によって算出される量を超えて当該農薬を使用しないこと。

※付録（第二条関係）

$$Q = Q_0 \frac{A}{A_0}$$

Q は、農薬使用者が遵守すべき農薬の使用量として算出される量

Q_0 は、規則第 14 条第 2 項第 1 号に規定する単位面積当たりの使用量の最高限度

A は、農薬を使用しようとする農地等の面積

A_0 は、規則第 14 条第 2 項第 1 号に規定する単位面積

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	農薬散布時における周辺作物・周辺住民等への影響の回避。
55	58	57	61	53	

【取組事項に関する法令・指針等】

農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成 15 年農林水産省・環境省令第 5 号）（抜粋）

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第十二条第一項の規定に基づき、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令を次のように定める。

（農薬使用者の責務）

第 1 条　農薬を使用する者（以下「農薬使用者」という。）は、農薬の使用に関し、次に掲げる責務を有する。

一　農作物等に害を及ぼさないようにすること。

二　人畜に危険を及ぼさないようにすること。

三　農作物等の汚染が生じ、かつ、その汚染に係る農作物等の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。

四　農地等の土壌の汚染が生じ、かつ、その汚染により汚染される農作物等の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。

五　水産動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとならないようにすること。

六　公共用水域（水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 2 条第 1 項に規定する公共用水域をいう。）の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水（その汚濁により汚染される水産動植物を含む。）の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。

（住宅地等における農薬の使用）

第 6 条　農薬使用者は、住宅の用に供する土地及びこれに近接する土地において農薬を使用するときは、農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

（被覆を要する農薬の使用）

第 8 条 農薬使用者は、クロルピクリンを含有する農薬を使用するときは、農薬を使用した土壌から当該農薬が揮散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策について（平成 17 年 12 月 20 日付け 17 消安第 8282 号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知）（抜粋）

2．個々の農業者が行う農薬の飛散影響防止対策等

（2）病害虫の発生状況を踏まえ、農薬使用を行う場合には、次の事項の励行に努め、農薬の飛散により周辺農作物に被害を及ぼすことがないように配慮する。

① 周辺農作物の栽培者に対して、事前に、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類等について、連絡する。

② 当該病害虫の発生状況を踏まえ、最小限の区域における農薬散布に留める。

③ 農薬散布は、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選ぶとともに、風向き、散布器具のノズルの向き等に注意する。

④ 特に、周辺農作物の収穫時期が近いため農薬の飛散による影響が予想される場合には、状況に応じて使用農薬の種類を変更し、飛散が少ない形状の農薬を選択し、又は農薬の散布方法や散布に用いる散布器具を飛散の少ないものに変更する。

⑤ 上記の②から④の対策をとっても飛散が避けられないような場合にあっては、農薬使用者は散布日の変更等の検討を行い、その上でやむを得ないと判断される場合には、周辺農作物の栽培者に対して収穫日の変更、圃場の被覆等による飛散防止対策を要請する。

⑥ 以下の項目について記録し、一定期間保管する。

ア．農薬を使用した年月日、場所、対象農作物、気象条件（風の強さ）等

イ．使用した農薬の種類又は名称及び単位面積当たりの使用量又は希釈倍数

⑦ 農薬の飛散が生じた場合には、周辺農作物の栽培者等に対して速やかに連絡するとともに、地域組織と対策を協議する。

住宅地等における農薬使用について(平成 19 年 1 月 31 日付け 18 消安第 11607 号・環水大土発第 070131001 号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知)(抜粋)

2 住宅地周辺の農地における病害虫防除に当たっての遵守事項 住宅地内及び住宅地に近接した農地(市民農園や家庭菜園を含む。)において栽培さ れる農作物の病害虫防除に当たっては、次の事項を遵守すること。

(1) 病害虫に強い作物や品種の栽培、病害虫の発生しにくい適切な土づくりや施肥の実 施、人手による害虫の捕殺、防虫網の設置、機械除草等の物理的防除の活用等により、農薬使用の回数及び量を削減すること。

(2) 農薬を使用する場合には、農薬取締法に基づいて登録された、当該農作物に適用の ある農薬を、ラベルに記載されている使用方法(使用回数、使用量、使用濃度等)及び使用上の注意事項を守って使用すること。

(3) 粒剤、微粒剤等の飛散が少ない形状の農薬を使用するか、液体の形状で散布する農薬にあっては、飛散低減ノズルの使用に努めること。

(4) 農薬散布は、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選び、風向き、ノズルの向き等に注意して行うこと。

(5) 農薬の散布に当たっては、事前に周辺住民に対して、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類及び農薬使用者等の連絡先を十分な時間的余裕をもって幅広く周知す ること。その際、過去の相談等により、近辺に化学物質に敏感な人が居住していることを把握している場合には、十分配慮すること。また、農薬散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、万が一にも子どもが農薬を浴びることのないよう散布の時 間帯に最大限配慮するとともに、当該学校や子どもの保護者等への周知を図ること。

(6) 農薬を使用した年月日、場所及び対象農作物、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数を記録し、一定期間保管すること。

(7) 農薬の散布後に、周辺住民等から体調不良等の相談があった場合には、農薬中毒の症状に詳しい病院又は公益財団法人日本中毒情報センターの相談窓口等を紹介するこ と。

(8) 以上の事項の実施に当たっては、都道府県等の防除関係者や農業者向けの「総合的 病害虫・雑草管理(IPM)実践指針」(平成 17 年 9 月 30 日農林水産省消費・安全局植 物防疫課)や、農薬の飛散が生じるメカニズムやその低減に有効な技術をとりまとめた「農薬飛散対策技術マニュアル」(平成 22 年 3 月農林水産省消費・安全局植物防疫 課)も参考とすること。

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	農薬の容器等の表示内容を確認し、表示に基づく安全な作業を行うための装備を整え、調製、防除、片付け作業を行い、防除衣、保護装備等を適切に洗浄、乾燥し、他への汚染がないように保管。
56	59	58	62	54	

【取組事項に関する法令・指針等】

農作業安全のための指針について（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 生産第 10312 号農林水産省生産局長通知）（抜粋）

Ⅰ　基本事項

第1　農作業安全一般に関する事項

2　農作業を行う際の配慮事項

(2)　服装及び保護具

農作業に際しては、機械に頭髪や衣類等が巻き込まれることがない各作業に適した作業帽・服装や事故防止に必要な保護具を着用し、気象状況にも留意すること。

第2　危険箇所での作業及び危険箇所の整備に関する事項

1　転落・転倒事故の危険性が高い箇所

(4) 高所

ア　高所作業を行う場合には、ヘルメット、安全帯や命綱を必ず使用し、靴は滑りにくいものをはき、泥を落としてから作業をすること。

第3　安全で快適な作業環境に関する事項

1　適正な服装、保護具の着用

(1) 頭部の傷害防止

転倒、転落、落下物、飛散物等の危険性がある作業や道路走行の際には、ヘルメット等の頭部の保護具を用いること。

(2) 顔面の傷害防止

飛散物が顔面に当たる危険性がある作業では、保護めがね、フェイスシールド等の保護具を用いること。

(3) 巻き込まれ防止

回転部分のカバーができない機械を使用する場合には、袖口や裾が締った服装をし、頭髪は短くまとめて帽子やヘルメットをかぶり、手ぬぐい等の巻き込まれやすいものを身に付けず、手袋はしないこと。

(4) 手の傷害防止

刃物、鋭い突起物等に手で触れる作業の際には、作業に適した保護手袋を用いること。

(5) 足の傷害及び転倒の防止

農作業安全のための指針について（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 生産第 10312 号農林水産省生産局長通知）（抜粋）

重量物の落下、飛散物、釘等の踏み抜きの恐れがある作業を行う場合には、安全靴、すね当て等適切な履物や保護具を用いること。また、滑らない履物を選択すること。

2　作業環境への対応

(1) 暑熱環境

夏場等の暑熱環境下での作業は、熱中症（熱射病、熱けいれん、熱まひ）を生じる恐れがあるので、次の事項に留意すること。

イ　帽子の着用や、汗を発散しやすい服装をすること。作業場所には日よけを設ける等できるだけ日陰で作業するように努めること。

(2) 寒冷環境

冬場等の気温の低い環境下での作業は、体が冷えて血行障害を起こすことや、体がこわばって動作がぎこちなくなり思わぬミスにより事故を起こすことがあるので、次の事項に配慮すること。

ア　朝夕の気温の低い時間帯を外して作業を行うとともに、こまめに休憩を取って体を温め、寒い場所での作業時間を短くする等の工夫を行うこと。防寒着、防寒手袋を着用し、体温が著しく失われないように努めること。

ウ　急激な温度変化にさらされると、体温調節や血圧に悪影響を及ぼす恐れがあるので、衣類等で適切に調節すること。

(3) 粉塵

粉塵が発生する作業を行う際には、防塵めがね、防塵マスクを着用し、室内の場合には、発生源をカーテン等で囲い込むか、ダクト付き吸引ファンで吸引、捕集し、屋外の場合には、風上に立って作業すること。また、浮遊粉塵が周辺の住民や環境へ悪影響を与えないように十分に注意すること。

(4) 騒音

エ　作業者側の対応としては、耳栓又はイヤーマフを着用すること。この場合、危険を防止するために、作業に必要な合図を決めておくこと。また、適当な間隔で休憩、交替を行い、著しい騒音が生じる作業現場での連続作業はできるだけ避けること。

(5) 振動

ウ　機械を操作する場合には、振動が大きくなる走行速度や回転速度帯をできるだけ避けること。振動の大きい動力刈払機等については、防振手袋を着用し作業を行うこと。

(6) 照度

ウ　明るすぎる場所で作業を行う場合には、サングラスや遮光カーテン等により適切な明るさに調整すること。

(7) 夜間作業の対策

ア　やむを得ず夜間作業を行う場合には、十分な照明を用意し、ヘルメットや作業服にも反射テープや反射シールを貼って目立ちやすくし、音や光による合図を考えること。

農作業安全のための指針について（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 生産第 10312 号農林水産省生産局長通知）（抜粋）

第 5　燃料、農薬等の管理に関する事項

2　農薬

(3) 調製時、散布前

ア　防除機具の点検・整備を事前に行うとともに、専用の作業衣、保護具を着用すること。その際、マスクは農薬の種類に適した保証期限内のものを使用すること。また、農薬の吸入を防ぐため、顔とマスクとの密着具合についても確認すること。

(4) 散布作業

エ　連続作業はせずに、休憩をはさみ、作業中の喫煙・飲食は避けること。目や皮膚に付着した農薬を除去するために、清潔なタオル、水をビニール袋等に入れて現場に持参すること。

(5) 散布作業後

ウ　保護具を清掃し、所定の保管場所に保管すること。取り替え式マスクのフィルター等は、捕集効果がなくなったもの、汚れたもの、臭いが付いたものは忘れずに交換しておくこと。また、使い捨てマスクの使用は1回とすること。農薬で汚れた作業衣は、他の衣類、特に乳幼児の衣類等と区別して、単独で洗うようにすること。防除機械を冬季間保管する場合は、凍結する恐れがあるので、配管内の水を抜くこと。

第 6　道具の安全使用

1　共通事項

(3) 必要に応じて、手袋やヘルメット等の適切な保護具を使用し、使用時に飛散物が発生する場合は必ず保護めがねを着用すること。

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	農薬使用前に防除器具を点検し、使用後に適切に残液
57	61	59	64	55	を処理、十分に洗浄し、洗浄排液を処理。

【取組事項に関する法令・指針等】

農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について（平成 19 年 3 月 28 日付け 18 消安第 14701 号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知）（抜粋）
Ⅰ．農薬の適正使用について 2　上記 1 の指導（※農薬の使用に関する指導）に当たっては、最新の不適正使用等の状況を踏まえ、別紙の各通知に基づく事項に加え、次の事項に特に留意すること。 （4）農薬の使用前には、防除器具等を点検し、十分に洗浄がなされているか確認すること。また、農薬の使用後には、防除器具の薬液タンク、ホース、噴頭、ノズル等農薬残留の可能性がある箇所に注意して、洗浄を十分に行うこと。

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	農薬の使用記録の作成・保存。
58	62	60	65	56	

【取組事項に関する法令・指針等】

農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）（抜粋）
（帳簿の記載） 第9条　農薬使用者は、農薬を使用したときは、次に掲げる事項を帳簿に記載するよう努めなければならない。 一　農薬を使用した年月日 二　農薬を使用した場所 三　農薬を使用した農作物等 四　使用した農薬の種類又は名称 五　使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数

環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）（抜粋）
7　生産情報の保存 生産活動の内容が確認できるよう、肥料・農薬の使用状況等の記録を保存する。

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	食品安全（容器移し替え禁止、いたずら防止の施錠等）、環境保全（流出防止対策等）、労働安全（毒劇・危険物表示、通気性の確保等）に配慮した農薬の保管、在庫管理の実施。
59	63	61	66	57	

【取組事項に関する法令・指針等】

毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）（抜粋）

（定義）

第 2 条　この法律で「毒物」とは、別表第一（注）に掲げる物であつて、医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。

2　この法律で「劇物」とは、別表第二（注）に掲げる物であつて、医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。

3　この法律で「特定毒物」とは、毒物であつて、別表第三（注）に掲げるものをいう。

（毒物又は劇物の取扱）

第 11 条　毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

2　毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物であつて政令で定めるものがその製造所、営業所若しくは店舗又は研究所の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

3　毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、その製造所、営業所若しくは店舗又は研究所の外において毒物若しくは劇物又は前項の政令で定める物を運搬する場合には、これらの物が飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

4　毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は厚生労働省令で定める劇物については、その容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。

（毒物又は劇物の表示）

第 12 条　毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもつて「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもつて「劇物」の文字を表示しなければならない。

3　毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）（平成三十年六月二十七日公布（平成三十年法律第六十七号）改正）（抜粋）

第 1 章　総則

第 2 条　この法律の用語は左の例による。

7　危険物とは、別表第一の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。

第 9 条の 4　危険物についてその危険性を勘案して政令で定める数量（以下「指定数量」という。）未満の危険物及びわら製品、木毛その他の物品で火災が発生した場合にその拡大が速やかであり、又は消火の活動が著しく困難となるものとして政令で定めるもの（以下「指定可燃物」という。）その他指定可燃物に類する物品の貯蔵及び取扱いの技術上の基準は、市町村条例でこれを定める。

第 10 条　指定数量以上の危険物は、貯蔵所（車両に固定されたタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所（以下「移動タンク貯蔵所」という。）を含む。以下同じ。）以外の場所でこれを貯蔵し、又は製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所でこれを取り扱つてはならない。ただし、所轄消防長又は消防署長の承認を受けて指定数量以上の危険物を、10 日以内の期間、仮に貯蔵し、又は取り扱う場合は、この限りでない。

2　別表第 1 に掲げる品名（第 11 条の 4 第 1 項において単に「品名」という。）又は指定数量を異にする 2 以上の危険物を同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う場合において、当該貯蔵又は取扱いに係るそれぞれの危険物の数量を当該危険物の指定数量で除し、その商の和が 1 以上となるときは、当該場所は、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱つているものとみなす。

3　製造所、貯蔵所又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱は、政令で定める技術上の基準に従つてこれをしなければならない。

4　製造所、貯蔵所及び取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、政令でこれを定める。

別表第 1　（第 2 条、第 10 条、第 11 条の 4 関係）

類別	性質	品名
第四類	引火性液体	1　特殊引火物 2　第一石油類 3　アルコール類 4　第二石油類 5　第三石油類 6　第四石油類 7　動植物油類

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）（平成三十年六月二十七日公布（平成三十年法律第六十七号）改正）（抜粋）

備考

12　第一石油類とは、アセトン、ガソリンその他 1 気圧において引火点が 21 度未満のものをいう。

14　第二石油類とは、灯油、軽油その他 1 気圧において引火点が 21 度以上 70 度未満のものをいい、塗料類その他の物品であつて、組成等を勘案して総務省令で定めるものを除く。

危険物の規制に関する政令（昭和 34 年 9 月 26 日政令第 306 号）（抜粋）

第 1 章　総則

（危険物の指定数量）

第 1 条の 11　法第 9 条の 4 の政令で定める数量（以下「指定数量」という。）は、別表第 3 の類別欄に掲げる類、同表の品名欄に掲げる品名及び同表の性質欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量欄に定める数量とする。

第 4 章　貯蔵及び取扱の基準

（通則）

第 24 条　法第 10 条第 3 項 の製造所等においてする危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

二　製造所等においては、みだりに火気を使用しないこと。

三　製造所等には、係員以外の者をみだりに出入させないこと。

十三　可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスがもれ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所では、電線と電気器具とを完全に接続し、かつ、火花を発する機械器具、工具、履物等を使用しないこと。

別表第 3　（第 1 条の 11 関係）

類別	品名	性質	指定数量
第四類	第一石油類	非水溶性液体	200 リットル
	第二石油類	非水溶性液体	1000 リットル

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について　（令和 3 年 2 月 26 日付け 2 生産第 2170 号農林水産省生産局長通知　（抜粋）

１－(3) 資機材、設備等の安全性の確保

1-(3)-① 燃料や農薬など危険性・有害性のある資材を適切に保管する。

【取組の必要性等】

引火性のある燃料や健康に悪影響を及ぼすおそれのある農薬等の取扱いには十分注意する必要があります。安全に資材を使用できるよう、それぞれの資材の取扱い及び保管方法について理解することが必要です。

【具体的な取組内容等】

資材の適切な保管方法について明文化し、従事者全員に周知するとともに、保管状況について定期的に確認を行いましょう。

（１）燃料

農業で多く使用されるガソリン、軽油、灯油の容器には適正なものを使用し、専用の場所に保管しましょう。保管場所では消火器を備え、火気を厳禁するとともに、関係者以外が立ち入らないように保管庫等を施錠しましょう。ガソリンを保管する場合は、気化ガスが滞留しないよう常に換気しましょう。 所轄の消防署にも、保管方法等に問題がないか、指導を受けましょう。

（２）農薬

有効期限内に使いきれるよう、必要な量だけ購入するようにし、保管量も多くならないようにしましょう。保管庫は直接日光の当たらない、冷涼・乾燥した場所に設けるなど、容器等に書かれている保管に関する注意事項を守りましょう。残量が少なくなったからといって、他の容器に移すことはしないようにしましょう。また、関係者以外が使用できないように保管庫等を施錠しましょう。危険物や毒物・劇物に指定されている農薬については、各法令に従って管理しましょう。

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	農薬の責任者による農薬適正使用の指示と検証。
60	64	62	67	58	

【取組事項に関する法令・指針等】

食品衛生法（昭和22年法律第233号）（抜粋）
第2章 食品及び添加物 第6条 2 有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは付着し、又はこれらの疑いがあるもの。ただし、人の健康を損なうおそれがない場合として厚生労働大臣が定める場合においては、この限りでない。

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）（抜粋）
（農薬の使用に関する理解等） 第27条 農薬使用者は、農薬の使用に当たっては、農薬の安全かつ適正な使用に関する知識と理解を深めるように努めるとともに、農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）第八条第一項に規定する普及指導員若しくは植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第三十三条第一項に規定する病害虫防除員又はこれらに準ずるものとして都道府県知事が指定する者の指導を受けるように努めるものとする。

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	堆肥製造に関し、適切な期間・温度の発酵維持による雑草種子、有害微生物の殺滅対策等の実施及び適正な堆肥の施用。
61	65	63	68	59	

【取組事項に関する法令・指針等】

家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針（平成 27 年 4 月 27 日付け農林水産省公表）（抜粋）

第1 家畜排せつ物の利用の促進に関する基本的な方向

3 対応の具体的方策

(1) 家畜排せつ物の堆肥化の推進

ア 堆肥の地域内での利用促進

畜産農家は、自給飼料生産に際して、生産した適正な量の堆肥を自らの草地等に施用することが重要である。

また、飼養規模の拡大により堆肥の生産が増加した場合や、飼料用米等の利用拡大により地域内での耕種農家との連携が強まった場合には、堆肥の地域内利用での利用拡大を図ることが求められる。

なお、地域内での堆肥の有効利用に当たっては、地方自治体、生産者団体その他の関係者が、畜産クラスターの仕組み等も活用しつつ、主導的な役割を果たすことが求められる。

さらに、畜産農家等の高齢化に伴い、堆肥生産、散布作業等が負担となり、堆肥利用の促進に支障が生じる可能性があることから、その負荷を軽減するため、地域の堆肥センター、コントラクター、ヘルパー組織等の外部支援組織を活用することも重要である。

イ 堆肥の広域的な流通の円滑化

堆肥の生産量が需要量を超えている地域は、堆肥を必要とする地域に対して堆肥に関する情報（畜種別の供給可能量、使用した副資材の種類、主要な成分含有量、価格、運搬・散布方法等）を積極的に提供するほか、堆肥に係る利用者側のニーズについても情報（価格、品質、必要量、運搬・散布方法等）を的確に把握し、地域を越えた堆肥の供給を促進することが重要である。

このためには、より広域の情報について調整し得る地方自治体、生産者団体、堆肥センター等が収集した情報に基づき、インターネット等を活用しつつ必要な情報を随時提供することにより、広域流通の円滑化を図る。その際、堆肥の成分分析、広域流通に適したペレット化、袋詰め等の推進や、運搬に要する経費も考慮した料金設定等を検討する。

(2) 家畜排せつ物のエネルギーとしての利用の推進

飼養規模の拡大により家畜排せつ物が多量に発生する一方で、堆肥としての利用が進まない地域等においては、家畜排せつ物を活用した電気、熱等のエネルギー利用を推進することにより、畜産農家等の光熱費の低減や売電収入の増加による収益の改善が期待される。

家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針（平成 27 年 4 月 27 日付け農林水産省公表）（抜粋）

また、家畜排せつ物を発酵槽や焼却炉において密閉状態で処理することにより臭気の低減につながるほか、副産物の消化液や焼却灰は、良質な肥料として耕地等で利用できる。

なお、家畜排せつ物のエネルギー利用に当たっては、地域によって、接続地点付近の電力系統の容量不足等の課題が残るものの、平成26年度における固定価格買取制度の運用の見直しにより、家畜排せつ物を利用する発電設備は、緊急時を除き、原則として出力制御の対象とせずに、電力系統に接続できることとなった。このため、電力系統への接続状況等を見極めた上で、固定価格買取制度等の活用による電気、熱等のエネルギー利用を一層推進することが重要である。

さらに、発電等に伴い発生する熱等のエネルギーの有効利用、副産物の肥料としての活用等については、地域振興にもつながること等から、その推進に当たっては、地方自治体、生産者団体等が積極的に関与することが望ましい。

（3）畜産環境問題への対応

畜産農家は、適正な家畜の飼養管理や施設管理と併せて、畜産環境に係る専門家の助言を参考にしつつ、施設・機械の整備や有効な処理技術の活用により、臭気対策及び汚水対策を効果的に進めることが重要である。

また、施設・機械の整備については、国の補助事業や融資制度を効果的に活用するほか、地方自治体及び生産者団体の支援も必要となることもあるため、地方自治体、生産者団体その他の関係者が、畜産クラスターの仕組み等も活用しつつ、地域全体で検討することが望ましい。

生鮮野菜を衛生的に保つために（第 2 版）-栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針-（平成 23 年 6 月策定、令和 3 年 7 月最終改訂）（抜粋）

1．野菜の栽培から出荷までの各工程における対策

（2）栽培に使う家畜ふん堆肥の管理

①家畜ふん堆肥（堆肥）の製造では、十分に発酵させるため、

・副資材（例えば、もみがらやおがくず）の利用等により、水分を調整する。

・定期的な切返し（目安：１か月ごと１回で計３回以上）等により、全体に空気を入れる。

②自分で堆肥を作る場合は、製造時（目安：堆積２週間後）の堆積物の内部温度を測定し、55℃以上※が３日間以上続いていることを確認するよう努める。

※ 家畜ふん中の食中毒を起こす菌の死滅には55℃以上の温度を保つことが必要です。雑草種子の死滅には、60℃以上の温度を保つことが必要です。

③出来上がった堆肥について、褐色から黒褐色になり、原料の家畜ふんの臭いがほぼなくなったことや手触りがさらさらであることを確認する。

（家畜ふん堆肥の適切な製造方法の例や温度の測り方は、P26-27 の参考情報を参照してください。

④畜産農家や販売店など他者から入手した堆肥をそのまま使う場合は、入手元に

生鮮野菜を衛生的に保つために（第２版）-栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針-（平成 23 年６月策定、令和３年７月最終改訂）（抜粋）

これらの事項を守って作られたものであることを確認するよう努める。特に、③については、自分でも確認する。

⑤上記以外の堆肥を使う場合※は、収穫の２か月以上前に施用するよう努める。特に、葉物野菜など土壌に近く、かん水や大雨時に土が収穫部位に付き得る野菜では、収穫の４か月以上前に施用するよう努める。

※ 乾燥鶏ふんを使う場合にも、製造時に 55℃以上が３日間以上続いていることが確認できないものは、⑤のとおり施用しましょう。

牛等の排せつ物に由来する堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の発生への対応について（平成 28 年 12 月 27 日付け 28 消安第 2274 号、28 消安第 4230 号、28 生産第 1606 号、28 生産第 1607 号、28 生産第 1602 号、28 生畜第 1121 号、28 生畜第 1120 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、消費・安全局畜水産安全管理課長、生産局園芸作物課長、生産局技術普及課長、生産局農業環境対策課長、生産局畜産部畜産振興課長、生産局畜産部飼料課長通知）（抜粋）

5．園芸農家・育苗業者等の取組

地方農政局等の担当部長は、園芸農家・育苗業者等に対し、以下の取組を適切に実施するよう、管内の都道府県を通じて指導を徹底すること。

（1）堆肥又は培土の提供を受ける際は、原材料に関する情報を提供元に確認するとともに、提供元において生物検定を実施している場合は、その結果の提供を求めること。

特に、堆肥又は培土の購入先を切り替えた場合、堆肥又は培土の購入先から「輸入飼料の購入先を切り替えた。」等の情報の伝達があった場合、堆肥の散布量を増やす場合、栽培する作物の品目・品種を変える場合等、クロピラリドによる生育障害発生の可能性に変化が生じていることが想定される場合は、十分に留意すること。

（2）提供を受けた堆肥若しくは培土に牛又は馬由来堆肥が含まれている、又はその可能性があり、かつ、生育障害の発生の可能性がないことを確認できない場合は、クロピラリド感受性作物を用いた生物検定を実施するなど、当該堆肥又は培土の施用を予定している園芸作物等に生育障害が発生する可能性がないことを確認した上で施用すること。

あるいは、生育障害が発生する可能性が低いイネ科作物や露地栽培のほ場に施用すること。

（3）家畜由来堆肥を施用する際は、各都道府県の施肥基準等に即し、堆肥の施用量及び施用方法を適正に守ること。

（4）特に、トマト等のナス科、スイートピー等のマメ科、キク等のキク科の作物等、クロピラリドによる生育障害が発生しやすい作物をポットや施設で栽培する場合は、次による方法を選択するなど、生育障害を未然に防ぐ取組を実施すること。

牛等の排せつ物に由来する堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の発生への対応について（平成 28 年 12 月 27 日付け 28 消安第 2274 号、28 消安第 4230 号、28 生産第 1606 号、28 生産第 1607 号、28 生産第 1602 号、28 生畜第 1121 号、28 生畜第 1120 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、消費・安全局畜水産安全管理課長、生産局園芸作物課長、生産局技術普及課長、生産局農業環境対策課長、生産局畜産部畜産振興課長、生産局畜産部飼料課長通知）（抜粋）
① ポットによる苗生産では、深刻な生育障害が発生する可能性が高いことから、家畜由来堆肥の施用を控えること。なお、家畜由来堆肥を施用する場合は、生物検定等により生育障害が発生する可能性がないことを確認した上で施用すること。 ② 施設において栽培する場合は、家畜由来堆肥（特に小麦ふすま又は大麦ぬかを多給する肥育牛等由来のもの）以外の他の堆肥や原材料に変更するなど、家畜由来堆肥の投入量を低減するとともに、牛又は馬由来堆肥を施用する場合は、生物検定等により生育障害が発生する可能性がないことを確認した上で施用すること。 ③ 家畜由来堆肥を施用する場合は、耕起により土壌とよく混和すること。 ④ 土壌消毒を行う場合は、小麦ふすまの施用は控え、太陽熱消毒等代替手法を用いること。 （5）堆肥又は培土の施用によってクロピラリドが原因と疑われる生育障害が発生したことを確認した場合は、都道府県に速やかに報告するとともに、堆肥又は培土の提供者に対し、その旨を伝達すること。 また、自らの経営において生産した堆肥又は培土の施用により、生育障害が発生したことを確認した場合であって、原因となる飼料が特定された場合は、関係する飼料業者に対してその旨を伝達するとともに、輸入飼料中のクロピラリドの濃度の低減に向けた取組の徹底を要請すること。

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	原材料・製造工程の把握による肥料等の安全性、成分の確認と食品安全、環境保全に配慮した肥料等の利用計画の策定。
62	66	64	69	60	

【取組事項に関する法令・指針等】

環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成 17 年 3 月 31 日付け 16 生産第 8377 号農林水産省生産局長通知）　（抜粋）

2　適切で効果的・効率的な施肥

施肥は、作物に栄養を補給するために不可欠であるが、過剰に施用された肥料成分は環境に影響を及ぼす。このため、都道府県の施肥基準や土壌診断結果等に則して肥料成分の施用量、施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行う。

（参考）環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き（平成 17 年 4 月版）（抜粋）

（2）適切で効果的・効率的な施肥

【具体的な取組例】

◎　都道府県の施肥基準、ＪＡの栽培歴等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥を行う。

◎　地域向けの施肥量等が示されていない場合は、次の取組のうちいずれか一つを実行する。

①　他の都道府県が示している基準、各種試験研究成果等を目安とした施肥を行う。

②　土壌診断の実施とその結果を活用した施肥を行う。

③　残存肥料成分の流出を防止するためのクリーニングクロップの作付け等を行う。

考え方　作物は、施用された肥料成分のすべては利用できないため、肥料成分の一部は環境中に溶脱、流亡または揮散します。このため、過剰となるような肥料成分量は投入しないことが必要です。各都道府県は、主要な作物について、標準的な施肥量や施肥方法、土壌条件や施用された有機物の違いなどを踏まえた施肥量等の調節方法などを「施肥基準」にまとめています。これらの情報は、農業者には、ＪＡ等が都道府県の協力を得て作成した栽培暦などの方法によって伝えられます。肥料成分の過剰な投入を防ぐためにはこうした情報に沿った適切な施肥を行うことが必要です。

当該地域向けの施肥量等の基準が示されていない場合は、他の都道府県の施肥基準や各種の試験研究成果等に示されている施肥量などを目安にし、自らの営農条件を考慮に入れて適切な施肥量に調節することが必要です。

以上の取組によれない場合は、土壌診断によって土壌の肥料成分含有量の変化を把握し、それを踏まえた施肥量の加減を行うことや、残存肥料成分の流出を防止するための次の作物やクリーニングクロップを導入して裸地期間を短縮する等、環境に配慮した取組に努めることが必要です。

【(参考) その他の望ましい取組例】

○　局所施肥（肥料を作物の根の周辺に局所的に施用する技術（例えば水稲作における側条施肥)）の実施

○　肥効調節型肥料（被覆肥料、化学合成緩効性肥料及び硝酸化成抑制剤入り肥料）の利用

考え方 作物の肥料吸収特性を踏まえた施肥方法を採用することによって、肥料成分の環境中への溶脱、流亡をさらに低い水準に抑えることができます。通常の施肥に比べて、肥料費や施用のための機械装備に追加の経費が必要となる場合が多いことから、営農の状況を考慮し、可能な場合には積極的に導入して下さい。

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	土壌診断の結果を踏まえた肥料の適正な施用や、都道府県の施肥基準やJAの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥計画を立て、計画に基づく施肥の実施。
63	67	65	70	61	

【取組事項に関する法令・指針等】

地力増進基本指針（平成20年10月16日付け農林水産省公表）（抜粋）

Ⅰ　土づくりのための基本的な土壌管理の方法及び適正な土壌管理の推進

1　基本的な土壌管理の方法

（2）適正施肥の必要性

肥料の過剰な施用は、過繁茂や生育障害による収量・品質の低下、環境への負荷、生産コストの増嵩を招く恐れがある。特に畑土壌においては、酸性化、塩類の集積等土壌の化学的性質の悪化を招くことがあるのみならず、肥料成分の地下水、閉鎖性水域への用脱・流出や温室効果ガスの放出を招き、環境への負荷を与えることがあるので、土壌・作物診断等に基づき、たい肥や土壌からの可給態窒素等肥料成分の供給等を勘案し、適正な施肥に努めることが必要である。

Ⅲ　その他地力の増進に関する重要事項

第1　環境保全型農業の推進

1　家畜排せつ物等の有機物資源のたい肥化とその利用による土づくりの促進

土壌の主要な性質を総合的に改善するため、家畜排せつ物、農作物残さ、食品廃棄物、木質バイオマス等の有機物資源をたい肥化し、土づくりに有効活用するように努める。

2　土壌・作物診断等に基づく適正な施肥の実施

土壌・作物診断等の結果や土壌有機物に由来する可給態窒素の発現パターン、作物の生育状況等を勘案した適正な施肥を実施することにより、肥料成分の効率的な利用とその溶脱防止に努める。

環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）（抜粋）

2　適切で効果的・効率的な施肥

施肥は、作物に栄養を補給するために不可欠であるが、過剰に施用された肥料成分は環境に影響を及ぼす。このため、都道府県の施肥基準や土壌診断結果等に則して肥料成分の施用量、施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行う。

（参考）環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き（平成17年4月版）（抜粋）

環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成 17 年 3 月 31 日付け 16 生産第 8377 号農林水産省生産局長通知）（抜粋）

（2）適切で効果的・効率的な施肥

【具体的な取組例】

◎　都道府県の施肥基準、ＪＡの栽培歴等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥を行う。

◎　地域向けの施肥量等が示されていない場合は、次の取組のうちいずれか一つを実行する。

①　他の都道府県が示している基準、各種試験研究成果等を目安とした施肥を行う。

②　土壌診断の実施とその結果を活用した施肥を行う。

③　残存肥料成分の流出を防止するためのクリーニングクロップの作付け等を行う。

考え方　作物は、施用された肥料成分のすべては利用できないため、肥料成分の一部は環境中に溶脱、流亡または揮散します。このため、過剰となるような肥料成分量は投入しないことが必要です。各都道府県は、主要な作物について、標準的な施肥量や施肥方法、土壌条件や施用された有機物の違いなどを踏まえた施肥量等の調節方法などを「施肥基準」にまとめています。これらの情報は、農業者には、ＪＡ等が都道府県の協力を得て作成した栽培暦などの方法によって伝えられます。肥料成分の過剰な投入を防ぐためにはこうした情報に沿った適切な施肥を行うことが必要です。

当該地域向けの施肥量等の基準が示されていない場合は、他の都道府県の施肥基準や各種の試験研究成果等に示されている施肥量などを目安にし、自らの営農条件を考慮に入れて適切な施肥量に調節することが必要です。

以上の取組によれない場合は、土壌診断によって土壌の肥料成分含有量の変化を把握し、それを踏まえた施肥量の加減を行うことや、残存肥料成分の流出を防止するための次の作物やクリーニングクロップを導入して裸地期間を短縮する等、環境に配慮した取組に努めることが必要です。

【（参考）その他の望ましい取組例】

○　局所施肥（肥料を作物の根の周辺に局所的に施用する技術（例えば水稲作における側条施肥））の実施

○　肥効調節型肥料（被覆肥料、化学合成緩効性肥料及び硝酸化成抑制剤入り肥料）の利用

考え方 作物の肥料吸収特性を踏まえた施肥方法を採用することによって、肥料成分の環境中への溶脱、流亡をさらに低い水準に抑えることができます。通常の施肥に比べて、肥料費や施用のための機械装備に追加の経費が必要となる場合が多いことから、営農の状況を考慮し、可能な場合には積極的に導入して下さい。

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	肥料等の使用記録の作成・保存。
64	68	66	71	62	

【取組事項に関する法令・指針等】

環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成 17 年 3 月 31 日付け 16 生産第 8377 号農林水産省生産局長通知）（抜粋）
7　生産情報の保存 　生産活動の内容が確認できるよう、肥料・農薬の使用状況等の記録を保存する。

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	食品安全（未熟堆肥との接触による交差汚染防止、農産物への接触防止等）、環境保全（環境への流出防止等）、労働安全（崩落・落下、発熱・発火・爆発防止等）に配慮した肥料等の保管、在庫管理の実施。
65	69	67	72	63	

【取組事項に関する法令・指針等】

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）（抜粋）

第二十一条　事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

２　略

労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）（抜粋）

（はいの昇降設備）

第四百二十七条　事業者は、はい（倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷（小麦、大豆、鉱石等のばら物の荷を除く。）の集団をいう。以下同じ。）の上で作業を行なう場合において、作業箇所の高さが床面から一・五メートルをこえるときは、当該作業に従事する労働者が床面と当該作業箇所との間を安全に昇降するための設備を設けなければならない。ただし、当該はいを構成する荷によつて安全に昇降できる場合は、この限りでない。

２　前項の作業に従事する労働者は、床面と当該作業箇所との間を昇降するときは、同項のただし書に該当する場合を除き、同項の昇降するための設備を使用しなければならない。

（はい作業主任者の選任）

第四百二十八条　事業者は、令第六条第十二号の作業については、はい作業主任者技能講習を修了した者のうちから、はい作業主任者を選任しなければならない。

（はい作業主任者の職務）

第四百二十九条　事業者は、はい作業主任者に、次の事項を行なわせなければならない。

一　作業の方法及び順序を決定し、作業を直接指揮すること。

二　器具及び工具を点検し、不良品を取り除くこと。

三　当該作業を行なう箇所を通行する労働者を安全に通行させるため、その者に必要な事項を指示すること。

四　はいくずしの作業を行なうときは、はいの崩壊の危険がないことを確認した後に当該作業の着手を指示すること。

五　第四百二十七条第一項の昇降するための設備及び保護帽の使用状況を監視すること。

（はいの間隔）

第四百三十条　事業者は、床面からの高さが二メートル以上のはい（容器が袋、かます又は俵である荷により構成されるものに限る。）については、当該はいと隣

接のはいとの間隔を、はいの下端において十センチメートル以上としなければならない。

(はいくずし作業)

第四百三十一条　事業者は、床面からの高さが二メートル以上のはいについて、はいくずしの作業を行なうときは、当該作業に従事する労働者に次の事項を行なわせなければならない。

一　中抜きをしないこと。

二　容器が袋、かます又は俵である荷により構成されるはいについては、ひな段状にくずし、ひな段の各段(最下段を除く。)の高さは一・五メートル以下とすること。

2　前項の作業に従事する労働者は、同項各号に掲げる事項を行なわなければならない。

(はいの崩壊等の危険の防止)

第四百三十二条　事業者は、はいの崩壊又は荷の落下により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、当該はいについて、ロープで縛り、網を張り、くい止めを施し、はい替えを行なう等当該危険を防止するための措置を講じなければならない。

(立入禁止)

第四百三十三条　事業者は、はい付け又ははいくずしの作業が行なわれている箇所で、はいの崩壊又は荷の落下により労働者に危険を及ぼすおそれのあるところに、関係労働者以外の労働者を立ち入らせてはならない。

(照度の保持)

第四百三十四条　事業者は、はい付け又ははいくずしの作業を行なう場所については、当該作業を安全に行なうため必要な照度を保持しなければならない。

(保護帽の着用)

第四百三十五条　事業者は、はいの上における作業(作業箇所の高さが床面から二メートル以上のものに限る。)を行なうときは、墜落による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならない。

2　前項の作業に従事する労働者は、同項の保護帽を着用しなければならない。

環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）（抜粋）

7 生産情報の保存

生産活動の内容が確認できるよう、肥料・農薬の使用状況等の記録を保存する。

（参考）環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き（平成 17 年 4 月版）（抜粋）

【具体的な取組】

◎生産活動の点検・確認を行うための施肥、防除の実施状況についての記録帳票（ノート、伝票を含む）を保存する。

環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）（抜粋）
考え方農業環境規範に基づく点検や他者からの説明の求めなどに対し、過去の作物生産活動の内容が確認できるよう、肥料・農薬の使用状況等が確認できる記録を保存することが不可欠です。記録は、農業環境規範に基づく点検を行うまではもちろんのこと、点検後、少なくとも１年程度（次回の点検まで）は保存していく必要があります。

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	
66					スプラウト類の農産物取扱工程における衛生管理の実施（管理体制の整備、作業者の健康・衛生管理を含む）。

【取組事項に関する法令・指針等】

スプラウト生産における衛生管理指針（平成27年4月・農林水産省消費・安全局）（抜粋）

4 施設 等の管理

4.1 施設

(1) 生産施設を、汚水処理場、産業廃棄物処理場、畜産農場の近隣や害虫の多い場所に設置しない。

(2)種子や スプラウトを スプラウトを扱う 場所（浸種室、栽培室 等）を「衛生管理区域」に指定する。

種子やスプラウトを扱う時は 、徹底した衛生管理を行う必要があるので 、事務所等と区域を分ける。棚やロープを使って、両区域の境界がはっきりわかるようにする 。

(3)衛生管理区域に入る時、作業衣への着替え、作業靴への履き替え、手指や靴底の消毒ができるように設備を整える 。

(4) 衛生管理区域の床水はけを良く する。

排水溝を設ける、傾斜をつける、凹凸をなくす等により、床に水がたまらないようにする。

(5)定期的に、衛生管理区域の床を清掃し、必要な場所には洗浄又は消毒する。

壁・点畳についても計画的に清掃することが望ましい。

(6)壁や窓などにネットや棚を設置し、施設内、特に衛星管理区域への野生動物、昆虫、ペットの侵入を防ぐ。

食中毒を起こす微生物は、ネズミ、野鳥等の野生動物や犬、猫のふんの中や、体毛、羽、足の裏のような体表、ハエ等の昆虫の体の表面に付いていることがあるので、野生動物等を施設内に入れない。

(7)廃棄物を衛生管理区域やその周辺に放置しない。

使わない機械やスプラウトのくず等の廃棄物では、微生物が増殖する可能性があるので、衛生管理悔い菌の外に持ち出す。

(8)作業を行うために十分な広さと明るさ（暗室を除く）を確保し、温室を適切に管理して、作業環境を整える。

(9)施設は定期的に点検し、壊れた部分や不備があれば速やかに修繕する。

(10)施設の周囲を整備する。

雑草等が生い茂っていると、野生動物や昆虫が潜んでいる可能性があるので、定期的にスプラウト生産施設の周りの雑草を取り除く。

雑草の生育を効果的に抑えるためには、周囲をコンクリートで舗装する、または、シートで被覆する。

スプラウト生産における衛生管理指針（平成27年4月・農林水産省消費・安全局）（抜粋）

(11)屋外に排水溝を設ける等により、施設内、特に衛生管理区域内に汚水が浸入することを防ぐとともに、速やかに排水する。

(12)排水溝や排水口に汚物や排水がたまらないようにする。

汚物や排水では、食中毒を起こす微生物が増えやすく、昆虫が集まりやすいので、排水溝や排水口を定期的に清掃する。

(13)トイレの出入り口で、靴の履き替えや手洗いができるようにする。

トイレにも専用の履物を備える。トイレの出入口付近で、作業衣の着替えもできるようにすることが望ましい。

(14)日頃から、トイレや手洗い施設を清掃して清潔に保つ。

(15)トイレのし尿くみ取り口を衛生管理区域内に設置しない。

6 作業従事者の健康及び衛生管理

(4)定期的な健康診断と年１回以上の検便を行う。

検便検査は、再規制の食中毒が増える夏季に行い、腸管出血性大腸菌を検査することが望ましい。

7 微生物検査

7.1 種子の検査

種子には、食中毒を起こす微生物がついてる可能性あるので、これらの微生物をできる限り生産施設内に侵入させないために行う。

検査結果が陰性であっても、同じロットの全ての種子が汚染されていないとは保証できないので、種子の受け入れからスプラウト製品の出荷にわたって、スプラウトを衛生的に管理することが必須である。

(1) 種子を購入する前に、種子が大腸菌に汚染されていなか検査する。

(2) 大腸菌が検出された場合は、食中毒を起こす微生物に汚染されてい ないか検査し、結果が陰性のロットを購入する。

食中毒を起こす微生物である腸管出血性大菌及びサルモネラ属菌を対象として検査する。

種子が食中毒を起こす微生物に汚染されているとわかったら、直ちに、その種子を提供した会社に情報を伝える。その際、同じロットの種子を提供した他のスプラウ生産施設へ連絡を依頼する。

もやし生産における衛生管理指針（平成31年3月15日付け16農林水産省消費・安全局公表）

https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_yasai/attach/pdf/index-5.pdf

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	スプラウト類の培地、栽培容器の安全性の確認と適切な管理。
67					

【取組事項に関する法令・指針等】

スプラウト生産における衛生管理指針（平成 27 年 4 月・農林水産省消費・安全局）（抜粋）

5.3 資材の管理

(1) 培地や包装資材等、スプラウトに直接触れる資材を清潔な容器（箱や袋 清潔な容器（箱や袋等）に入れて保管する。

(2) スプラウト生産に用いる資材や洗浄剤等を表示票の付いた専用の容器で保管する。

液肥、肥料原料等の生産資材、殺菌剤、消毒剤、床や用具の洗浄剤等の各種資材を、誤用しないよう、他の容器に移し替えない。

(3) 資剤の保管場所を定め、整理整頓する。

8.3 播種

(1)事前準備

・栽培容器や培地が清潔であることを確認し、必要に応じて消毒する。

もやし生産における衛生管理指針（平成31年3月15日付け16農林水産省消費・安全局公表）

https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_yasai/attach/pdf/index-5.pdf

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	
68					スプラウト類に使用する水について、水質検査、給水設備の保守管理、異物混入防止対策、微生物汚染防止対策を実施。

【取組事項に関する法令・指針等】

スプラウト生産における衛生管理指針（平成 27 年 4 月・農林水産省消費・安全局）（抜粋）

7.3 使用水の検査

(1)井戸水を使う場合は、1 年に 1 回以上、都道府県等が飲用井戸水に対して示している水質検査の項目を検査する。

「飲用井戸水等衛生対策容量」（昭和 62 年 1 月 29 日付け衛水第 12 号厚生省生活衛生局長通知）に基づき、都道府県等が示している項目（大腸菌及び一般生菌を含む。）を検査する。

(2)大腸菌が検出された場合、もしくは一般生菌数が 100CFU/mL 以上検出された場合は、

・原水や貯水槽の周辺、配管、バルブ等が動物ふん等の汚物で汚れていないか確認する。

・貯水槽や配管等が汚れていたら、清掃するとともに、汚物が流れ込まないようにする。

・汚れが残っている間は、スプラウトの生育に影響がない範囲で使用水の有効塩素濃度を上げる等、微生物による汚染を防ぐために必要な措置を講じる。

・大腸菌が陰性で、かつ、一般生菌数が 100CFU/mL 未満であることを確認できるまで、使用水を検査する。

もやし生産における衛生管理指針（平成31年3月15日付け16農林水産省消費・安全局公表）

https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_yasai/attach/pdf/index-5.pdf

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	
69					スプラウト類（種子、作物を含む）を扱う場所は他の区域との境界を明確にし、衛生管理を実施。

【取組事項に関する法令・指針等】

スプラウト生産における衛生管理指針（平成 27 年 4 月・農林水産省消費・安全局）（抜粋）
4 施設 等の管理 4.1 施設 （略） (2) 種子や スプラウトを スプラウトを扱う 場所（浸種室、栽培室 等）を「衛生管理区域」に指定する。 種子やスプラウトを扱う時は 、徹底した衛生管理を行う必要があるので 、事務所等と区域を分ける。棚やロープを使って、両区域の境界がはっきりわかるようにする 。

もやし生産における衛生管理指針（平成31年3月15日付け16農林水産省消費・安全局公表）
https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_yasai/attach/pdf/index-5.pdf

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	スプラウト類の生産設備について工程ごとの専用化の実施。
70					

【取組事項に関する法令・指針等】

スプラウト生産における衛生管理指針（平成 27 年 4 月・農林水産省消費・安全局）（抜粋）
4.2 設備・機器 (1)浸種槽、播種機、洗浄機、加湿器等の設備は、生産過程ごとに専用化し、他の過程で使用しない。 （以下略）

もやし生産における衛生管理指針（平成31年3月15日付け16農林水産省消費・安全局公表）
https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_yasai/attach/pdf/index-5.pdf

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	スプラウト類の種子の殺菌・衛生管理の実施。
71					

【取組事項に関する法令・指針等】

スプラウト生産における衛生管理指針（平成 27 年 4 月・農林水産省消費・安全局）（抜粋）

8.1 浸種・種子殺菌

(3) 浸種・種子殺菌（次亜塩素酸による）

・浸種後に種子殺菌する場合、

浸種して膨潤させた種子を使用水ですすぎ、次亜塩素酸ナトリウム水溶液等で種子殺菌後、再び使用水でよく洗う。

・浸種と種子殺菌を同時に行う場合、

乾燥種子を次亜塩素酸ナトリウム水溶液等に浸けた後、使用水でよく洗う。

・殺菌液は使用直前に調製する。

浸種時間、水温、殺菌液の濃度（次亜塩素酸ナトリウム水溶液を用いる場合は、種子殺菌の前後に有効塩素濃度）を測定し記録する。

もやし生産における衛生管理指針（平成31年3月15日付け16農林水産省消費・安全局公表）

https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_yasai/attach/pdf/index-5.pdf

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	きのこ類の原木、菌床資材等、種菌の安全性の確認と適切な管理。
72					

【取組事項に関する法令・指針等】

きのこの菌床製造管理基準の制定について（平成4年4月8日付け4林野産第38号林野庁長官通知）（抜粋）
（原材料の管理） 第8 1　基材、添加物、容器等の菌床製造用材料は、組成成分、使用方法等の明らかなものを受け入れることとし、原材料の受払簿等を作成の上、原材料の受払の都度、数量、品質、その他の必要な事項を記録するものとする。 2　オガコ、チップ等の保管は、排水をよくし、飛散の防止策を講ずる等適切に行うものとする。 3　添加物、容器は、品質に変化を起こさないように適切な保存管理をするものとする。 （種菌の管理） 第9 1　種菌は、受入れ後、できるだけ速やかに使用することとし、保管に際しては適切な条件下で行い、種菌の汚染を防止するものとする。

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	きのこ類の培養施設の温度・湿度等の適切な環境条件の維持及び衛生管理の実施。
73					

【取組事項に関する法令・指針等】

きのこの菌床製造管理基準の制定について（平成4年4月8日付け4林野産第38号林野庁長官通知）（抜粋）

（製造施設管理）

第6

1　製造施設は、温度、湿度、二酸化炭素、酸素、照度、清浄度等の環境条件を製造工程に応じて適切に管理できる施設とするものとする。

2　菌床製造業者は、自主基準として製造施設の点検、検査、保守等についての製造施設管理規定を定め、これに基づき適切に管理、検査し、これらの施設の精度、性能を適正に維持するものとする。

（培地の殺菌）

第11

2　冷却室の清浄度及び冷却温度は、常に適切な状態を保ち、定期的に検査を行うものとする。

（接種工程）

第12

3　接種室はエアフィルター、エアシャワー及び殺菌灯の設置、定期的な殺菌剤の散布等により無菌的状態を保ち、定期的に清浄度の検査を行うものとする。

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	菌床資材及び工程別作業についての記録の作成・保存。
74					

【取組事項に関する法令・指針等】

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）（抜粋）

第 3 条　（略）

2　食品等事業者は、販売食品等に起因する食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、当該食品等事業者に対して販売食品等又はその原材料の販売を行った者の名称その他必要な情報に関する記録を作成し、これを保存するよう努めなければならない。

食品衛生法第 1 条の 3 第 2 項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存について（平成 15 年 8 月 29 日付け食安発第 0829001 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）（抜粋）

（別添）食品衛生法第 1 条の 3 第 2 項の食品等事業者の記録の作成及び保存に係る指針（ガイドライン）

第 1　指針（ガイドライン）の趣旨

この指針（ガイドライン）は、食品衛生法（以下「法」という。）第 1 条の 3 第 2 項に規定する食品等事業者の記録の作成及び保存に係る責務について、都道府県、保健所設置市及び特別区の食品等事業者に対する指導に資するため、食品等（食品及び添加物をいう。以下同じ。）の流通の実態等も踏まえ、食品等事業者に求める記録の作成及び保存の基本的な内容を明確化し、食品等事業者における実施を推進するものである。

第 3　作成・保存に係る基本的事項

1　対象事業者

指針（ガイドライン）において記録の作成・保存に係る必要な事項を示す食品等事業者は、食品供給行程（フードチェーン）の段階に応じて以下のとおりとする。

・生産段階：食品の原料又は材料として使用する農林水産物の生産者
・製造、加工段階：食品等の製造業者及び加工業者
・流通段階：食品等の保管業者（倉庫業者など）、卸売業者、輸入業者
・小売段階：小売業者、飲食店営業者

注 3　以下に掲げる中小規模の事業者については、その実施可能性及び食中毒発生時の影響の大きさを考慮して、記録の作成・保存についてはすべて第 4 における「△：記録の作成・保存が期待される事項」として整理する。

①　生産者・製造業者・加工業者・保管業者については資本・出資額 3 億円以下又は従業員 300 人以下

②　卸売業者・輸入業者については資本・出資額 1 億円以下又は従業員 100 人以下

食品衛生法第1条の3第2項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存について（平成15年8月29日付け食安発第0829001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）（抜粋）

③　小売業者については資本・出資額5000万円以下又は従業員50人以下
④　飲食店営業者については資本・出資額3億円以下又は従業員300人以下

2　記録の作成・保存の方法

(1) 基本的な記録事項

以下の事項を仕入元及び出荷・販売先に係る基本的な記録事項とする。（具体的には4を参照）

・仕入年月日
・仕入元の名称及び所在地
・食品等の品名
・ロット確認が可能な情報（年月日表示又はロット番号）
・出荷又は販売年月日（小売段階においては不要）
・出荷又は販売相手先の名称及び所在地（小売段階においては不要）

(2) 記録書類

記録事項の確認が可能な書類（電磁的記録によるものを含む。以下同じ。）であれば良く、専用の帳簿を作成する必要はない。

仕入又は販売台帳、注文書、契約書、送り状、領収書、輸入時における食品等輸入届出書控等、他の目的の為に作成する仕入・出荷・販売の記録に係る書類でも差し支えない。

3　記録の保存期間

記録の保存期間は、当該業者が取扱う食品等の流通実態（消費期限又は賞味期限）に応じて合理的な期間を設定することを基本とする。なお、多種多様な食品を仕入、出荷、販売等する事業者であって流通実態に応じた保存期間の設定が困難な場合については、その区分毎に次の期間を参考として設定する。

・生産段階：販売後1～3年間

（以下略）

4　記録保存事項

記録保存事項は以下のとおりとする。

○：可能な限り記録の作成保存に努めるべき事項
△：記録の作成保存が期待される事項

（略）

(1) 農林水産物の生産者

○	生産品の品名、生産品の出荷又は販売先の名称及び所在地、出荷又は販売年月日、法第7条の規格基準（微生物、残留農薬等）

食品衛生法第１条の３第２項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存について（平成 15 年８月 29 日付け食安発第 0829001 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）（抜粋）

		への適合に係る検査を実施した場合の当該記録、出荷量又は販売量（出荷又は販売先毎、１回又は１日毎）	

きのこの菌床製造管理基準の制定について（平成4年4月8日付け4林野産第38号林野庁長官通知）（抜粋）

（原材料の管理）

第8

1　基材、添加物、容器等の菌床製造用材料は、組成成分、使用方法等の明らかなものを受け入れることとし、原材料の受払簿等を作成の上、原材料の受払の都度、数量、品質、その他の必要な事項を記録するものとする。

（培地の調整・詰込み）

第10

3　菌床製造業者は、詰込み後に抜き取り検査を行い、詰込み定量について確認するとともに、検査終了後、詰込みロットごとに、作業担当者、作業年月日、使用した基材及び添加物等の数量、抜取り検査の結果、詰込み数等を作業日誌に記録するものとする。

（培地の殺菌）

第11

3　冷却完了後、殺菌ロットごとに、作業担当者、作業年月日、殺菌の温度及び時間並びに冷却温度の測定値を、また、殺菌完了検査を実施した場合はその検査結果を、作業日誌に記録するものとする。

（接種工程）

第12

2　接種完了後の培地は、ロットごとに、接種担当者、接種年月日、菌種名、品種名、接種数等追跡検査のできるように作業日誌に記録するものとする。

（培養工程）

第13

3　作業日誌には、作業担当者、培養中の検査内容、菌種名、品種名、培養完了数等を記録するものとする。

（出荷工程）

第15

2　菌床製造業者は、出荷記録簿を作成し、出荷担当者、菌種名、品質名、接種年月日、出荷受払い年月日、出荷先、出荷数量及び出荷前の検査内容を記録するものとする。

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	きのこ類の培地調製、種菌接種の衛生的な実施。
75					

【取組事項に関する法令・指針等】

きのこの菌床製造管理基準の制定について（平成4年4月8日付け4林野産第38号林野庁長官通知）（抜粋）
（培地の殺菌） 第11 1　詰込み完了した培地は、速やかに適切な温度と時間で殺菌し、殺菌終了後、冷却室で一定温度まで速やかに冷却するものとする。冷却後、必要に応じて殺菌が完了しているか否かの確認を行うものとする。 2　冷却室の清浄度及び冷却温度は、常に適切な状態を保ち、定期的に検査を行うものとする。 3　冷却完了後、殺菌ロットごとに、作業担当者、作業年月日、殺菌の温度及び時間並びに冷却温度の測定値を、また、殺菌完了検査を実施した場合はその検査結果を、作業日誌に記録するものとする。 （接種工程） 第12 1　殺菌完了後の培地は、無菌的に接種室に搬入し、一定数量の種菌を無菌的に接種するものとする。 2　接種完了後の培地は、ロットごとに、接種担当者、接種年月日、菌種名、品種名、接種数等追跡検査のできるように作業日誌に記録するものとする。 3　接種室はエアフィルター、エアシャワー及び殺菌灯の設置、定期的な殺菌剤の散布等により無菌的状態を保ち、定期的に清浄度の検査を行うものとする。 （培養工程） 第13 1　接種完了後の菌床は、所定の環境条件に調節された培養室に搬入し、一定期間培養するものとする。 2　菌床製造業者は、培養中の培地の菌糸のまん延状態、害菌の有無等を検査し、特に害菌に汚染されていないかどうか十分に注意するものとする。害菌に汚染されたものは直ちに殺菌後廃棄するものとする。 3　作業日誌には、作業担当者、培養中の検査内容、菌種名、品種名、培養完了数等を記録するものとする。

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	ボイラー及び圧力容器の設置・使用に必要な届出、取扱作業主任者の設置。
76		39			

【取組事項に関する法令・指針等】

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）（抜粋）

（就業制限）

第 61 条　事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

2　前項の規定により当該業務につくことができる者以外の者は、当該業務を行なつてはならない。

3　第一項の規定により当該業務につくことができる者は、当該業務に従事するときは、これに係る免許証その他その資格を証する書面を携帯していなければならない。

4　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十四条第一項（同法第二十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の認定に係る職業訓練を受ける労働者について必要がある場合においては、その必要の限度で、前三項の規定について、厚生労働省令で別段の定めをすることができる。

労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第308号）（抜粋）

（定義）

第一条　この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

三　ボイラー　蒸気ボイラー及び温水ボイラーのうち、次に掲げるボイラー以外のものをいう。

イ　ゲージ圧力〇・一メガパスカル以下で使用する蒸気ボイラーで、厚生労働省令で定めるところにより算定した伝熱面積（以下「伝熱面積」という。）が〇・五平方メートル以下のもの又は胴の内径が二百ミリメートル以下で、かつ、その長さが四百ミリメートル以下のもの

ロ　ゲージ圧力〇・三メガパスカル以下で使用する蒸気ボイラーで、内容積が〇・〇〇〇三立方メートル以下のもの

ハ　伝熱面積が二平方メートル以下の蒸気ボイラーで、大気に開放した内径が二十五ミリメートル以上の蒸気管を取り付けたもの又はゲージ圧力〇・〇五メガパスカル以下で、かつ、内径が二十五ミリメートル以上のU形立管を蒸気部に取り付けたもの

ニ　ゲージ圧力〇・一メガパスカル以下の温水ボイラーで、伝熱面積が四平方メートル以下のもの

ホ　ゲージ圧力一メガパスカル以下で使用する貫流ボイラー（管寄せの内径が百五十ミリメートルを超える多管式のものを除く。）で、伝熱面積が五平方

労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第308号）（抜粋）

メートル以下のもの（気水分離器を有するものにあつては、当該気水分離器の内径が二百ミリメートル以下で、かつ、その内容積が〇・〇二立方メートル以下のものに限る。）

ヘ　内容積が〇・〇〇四立方メートル以下の貫流ボイラー（管寄せ及び気水分離器のいずれをも有しないものに限る。）で、その使用する最高のゲージ圧力をメガパスカルで表した数値と内容積を立方メートルで表した数値との積が〇・〇二以下のもの

四　小型ボイラー　ボイラーのうち、次に掲げるボイラーをいう。

イ　ゲージ圧力〇・一メガパスカル以下で使用する蒸気ボイラーで、伝熱面積が一平方メートル以下のもの又は胴の内径が三百ミリメートル以下で、かつ、その長さが六百ミリメートル以下のもの

ロ　伝熱面積が三・五平方メートル以下の蒸気ボイラーで、大気に開放した内径が二十五ミリメートル以上の蒸気管を取り付けたもの又はゲージ圧力〇・〇五メガパスカル以下で、かつ、内径が二十五ミリメートル以上のU形立管を蒸気部に取り付けたもの

ハ　ゲージ圧力〇・一メガパスカル以下の温水ボイラーで、伝熱面積が八平方メートル以下のもの

ニ　ゲージ圧力〇・二メガパスカル以下の温水ボイラーで、伝熱面積が二平方メートル以下のもの

ホ　ゲージ圧力一メガパスカル以下で使用する貫流ボイラー（管寄せの内径が百五十ミリメートルを超える多管式のものを除く。）で、伝熱面積が十平方メートル以下のもの（気水分離器を有するものにあつては、当該気水分離器の内径が三百ミリメートル以下で、かつ、その内容積が〇・〇七立方メートル以下のものに限る。）

五　第一種圧力容器　次に掲げる容器（ゲージ圧力〇・一メガパスカル以下で使用する容器で、内容積が〇・〇四立方メートル以下のもの又は胴の内径が二百ミリメートル以下で、かつ、その長さが千ミリメートル以下のもの及びその使用する最高のゲージ圧力をメガパスカルで表した数値と内容積を立方メートルで表した数値との積が〇・〇〇四以下の容器を除く。）をいう。

イ　蒸気その他の熱媒を受け入れ、又は蒸気を発生させて固体又は液体を加熱する容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの（ロ又はハに掲げる容器を除く。）

ロ　容器内における化学反応、原子核反応その他の反応によつて蒸気が発生する容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの

ハ　容器内の液体の成分を分離するため、当該液体を加熱し、その蒸気を発生させる容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの

ニ　イからハまでに掲げる容器のほか、大気圧における沸点を超える温度の液体をその内部に保有する容器

六　小型圧力容器　第一種圧力容器のうち、次に掲げる容器をいう。

イ　ゲージ圧力〇・一メガパスカル以下で使用する容器で、内容積が〇・二立

労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第308号）（抜粋）

方メートル以下のもの又は胴の内径が五百ミリメートル以下で、かつ、その長さが千ミリメートル以下のもの

ロ　その使用する最高のゲージ圧力をメガパスカルで表した数値と内容積を立方メートルで表した数値との積が〇・〇二以下の容器

七　第二種圧力容器 ゲージ圧力〇・二メガパスカル以上の気体をその内部に保有する容器（第一種圧力容器を除く。）のうち、次に掲げる容器をいう。

イ　内容積が〇・〇四立方メートル以上の容器

ロ　胴の内径が二百ミリメートル以上で、かつ、その長さが千ミリメートル以上の容器

八～十一　略

（就業制限に係る業務）

第二十条　法第六十一条第一項 の政令で定める業務は、次のとおりとする。

一 、二　略

三　ボイラー（小型ボイラーを除く。）の取扱いの業務

四　前号のボイラー又は第一種圧力容器（小型圧力容器を除く。）の溶接（自動溶接機による溶接、管（ボイラーにあつては、主蒸気管及び給水管を除く。）の周継手の溶接及び圧縮応力以外の応力を生じない部分の溶接を除く。）の業務

五　ボイラー（小型ボイラー及び次に掲げるボイラーを除く。）又は第六条第十七号の第一種圧力容器の整備の業務

イ　胴の内径が七百五十ミリメートル以下で、かつ、その長さが千三百ミリメートル以下の蒸気ボイラー

ロ　伝熱面積が三平方メートル以下の蒸気ボイラー

ハ　伝熱面積が十四平方メートル以下の温水ボイラー

ニ　伝熱面積が三十平方メートル以下の貫流ボイラー（気水分離器を有するものにあつては、当該気水分離器の内径が四百ミリメートル以下で、かつ、その内容積が〇・四立方メートル以下のものに限る。）

六～十六　略

ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令33号）（（令和元年厚生労働省令第一号）改正）（抜粋）

第2章　ボイラー

（定期自主検査）

第32条

3　事業者は、前二項の自主検査を行なつたときは、その結果を記録し、これを

ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令33号）（（令和元年厚生労働省令第一号）改正）（抜粋）

三年間保存しなければならない。

第3章　第一種圧力容器

（定期自主検査）

第67条

3　事業者は、前二項の自主検査を行なつたときは、その結果を記録し、これを三年間保存しなければならない。

第 4 章　第二種圧力容器

（定期自主検査）

第 88 条

3　事業者は、前二項の自主検査を行なつたときは、その結果を記録し、これを三年間保存しなければならない。

第 5 章　小型ボイラー及び小型圧力容器

（定期自主検査）

第 94 条

3　事業者は、前二項の自主検査を行なつたときは、その結果を記録し、これを三年間保存しなければならない。

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	ボイラー及び圧力容器の定期自主点検の記録の作成・保存。
77		40			

【取組事項に関する法令・指針等】

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）（抜粋）

（就業制限）

第 61 条　事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

2　前項の規定により当該業務につくことができる者以外の者は、当該業務を行なつてはならない。

3　第一項の規定により当該業務につくことができる者は、当該業務に従事するときは、これに係る免許証その他その資格を証する書面を携帯していなければならない。

4　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十四条第一項（同法第二十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の認定に係る職業訓練を受ける労働者について必要がある場合においては、その必要の限度で、前三項の規定について、厚生労働省令で別段の定めをすることができる。

労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第308号）（抜粋）

（定義）

第一条　この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

三　ボイラー　蒸気ボイラー及び温水ボイラーのうち、次に掲げるボイラー以外のものをいう。

イ　ゲージ圧力〇・一メガパスカル以下で使用する蒸気ボイラーで、厚生労働省令で定めるところにより算定した伝熱面積（以下「伝熱面積」という。）が〇・五平方メートル以下のもの又は胴の内径が二百ミリメートル以下で、かつ、その長さが四百ミリメートル以下のもの

ロ　ゲージ圧力〇・三メガパスカル以下で使用する蒸気ボイラーで、内容積が〇・〇〇〇三立方メートル以下のもの

ハ　伝熱面積が二平方メートル以下の蒸気ボイラーで、大気に開放した内径が二十五ミリメートル以上の蒸気管を取り付けたもの又はゲージ圧力〇・〇五メガパスカル以下で、かつ、内径が二十五ミリメートル以上のU形立管を蒸気部に取り付けたもの

ニ　ゲージ圧力〇・一メガパスカル以下の温水ボイラーで、伝熱面積が四平方メートル以下のもの

ホ　ゲージ圧力一メガパスカル以下で使用する貫流ボイラー（管寄せの内径が百五十ミリメートルを超える多管式のものを除く。）で、伝熱面積が五平方

労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第308号）（抜粋）

メートル以下のもの（気水分離器を有するものにあつては、当該気水分離器の内径が二百ミリメートル以下で、かつ、その内容積が〇・〇二立方メートル以下のものに限る。）

ヘ　内容積が〇・〇〇四立方メートル以下の貫流ボイラー（管寄せ及び気水分離器のいずれをも有しないものに限る。）で、その使用する最高のゲージ圧力をメガパスカルで表した数値と内容積を立方メートルで表した数値との積が〇・〇二以下のもの

四　小型ボイラー　ボイラーのうち、次に掲げるボイラーをいう。

イ　ゲージ圧力〇・一メガパスカル以下で使用する蒸気ボイラーで、伝熱面積が一平方メートル以下のもの又は胴の内径が三百ミリメートル以下で、かつ、その長さが六百ミリメートル以下のもの

ロ　伝熱面積が三・五平方メートル以下の蒸気ボイラーで、大気に開放した内径が二十五ミリメートル以上の蒸気管を取り付けたもの又はゲージ圧力〇・〇五メガパスカル以下で、かつ、内径が二十五ミリメートル以上のU形立管を蒸気部に取り付けたもの

ハ　ゲージ圧力〇・一メガパスカル以下の温水ボイラーで、伝熱面積が八平方メートル以下のもの

ニ　ゲージ圧力〇・二メガパスカル以下の温水ボイラーで、伝熱面積が二平方メートル以下のもの

ホ　ゲージ圧力一メガパスカル以下で使用する貫流ボイラー（管寄せの内径が百五十ミリメートルを超える多管式のものを除く。）で、伝熱面積が十平方メートル以下のもの（気水分離器を有するものにあつては、当該気水分離器の内径が三百ミリメートル以下で、かつ、その内容積が〇・〇七立方メートル以下のものに限る。）

五　第一種圧力容器　次に掲げる容器（ゲージ圧力〇・一メガパスカル以下で使用する容器で、内容積が〇・〇四立方メートル以下のもの又は胴の内径が二百ミリメートル以下で、かつ、その長さが千ミリメートル以下のもの及びその使用する最高のゲージ圧力をメガパスカルで表した数値と内容積を立方メートルで表した数値との積が〇・〇〇四以下の容器を除く。）をいう。

イ　蒸気その他の熱媒を受け入れ、又は蒸気を発生させて固体又は液体を加熱する容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの（ロ又はハに掲げる容器を除く。）

ロ　容器内における化学反応、原子核反応その他の反応によつて蒸気が発生する容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの

ハ　容器内の液体の成分を分離するため、当該液体を加熱し、その蒸気を発生させる容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの

ニ　イからハまでに掲げる容器のほか、大気圧における沸点を超える温度の液体をその内部に保有する容器

六　小型圧力容器　第一種圧力容器のうち、次に掲げる容器をいう。

イ　ゲージ圧力〇・一メガパスカル以下で使用する容器で、内容積が〇・二立

労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第308号）（抜粋）

方メートル以下のもの又は胴の内径が五百ミリメートル以下で、かつ、その長さが千ミリメートル以下のもの

ロ　その使用する最高のゲージ圧力をメガパスカルで表した数値と内容積を立方メートルで表した数値との積が〇・〇二以下の容器

七　第二種圧力容器 ゲージ圧力〇・二メガパスカル以上の気体をその内部に保有する容器（第一種圧力容器を除く。）のうち、次に掲げる容器をいう。

イ　内容積が〇・〇四立方メートル以上の容器

ロ　胴の内径が二百ミリメートル以上で、かつ、その長さが千ミリメートル以上の容器

八～十一　略

（就業制限に係る業務）

第二十条　法第六十一条第一項 の政令で定める業務は、次のとおりとする。

一 、二　略

三　ボイラー（小型ボイラーを除く。）の取扱いの業務

四　前号のボイラー又は第一種圧力容器（小型圧力容器を除く。）の溶接（自動溶接機による溶接、管（ボイラーにあつては、主蒸気管及び給水管を除く。）の周継手の溶接及び圧縮応力以外の応力を生じない部分の溶接を除く。）の業務

五　ボイラー（小型ボイラー及び次に掲げるボイラーを除く。）又は第六条第十七号の第一種圧力容器の整備の業務

イ　胴の内径が七百五十ミリメートル以下で、かつ、その長さが千三百ミリメートル以下の蒸気ボイラー

ロ　伝熱面積が三平方メートル以下の蒸気ボイラー

ハ　伝熱面積が十四平方メートル以下の温水ボイラー

ニ　伝熱面積が三十平方メートル以下の貫流ボイラー（気水分離器を有するものにあつては、当該気水分離器の内径が四百ミリメートル以下で、かつ、その内容積が〇・四立方メートル以下のものに限る。）

六～十六　略

ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令33号）（（令和元年厚生労働省令第一号）改正）（抜粋）

第2章　ボイラー

（設置届）

第10条　事業者は、ボイラー（移動式ボイラーを除く。）を設置しようとするときは、法第八十八条第一項の規定により、ボイラー設置届（様式第十一号）にボイ

ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令33号）（（令和元年厚生労働省令第一号）改正）（抜粋）

ラー明細書（様式第三号）及び次の事項を記載した書面を添えて、その事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄労働基準監督署長」という。）に提出しなければならない。

一　第十八条のボイラー室及びその周囲の状況
二　ボイラー及びその配管の配置状況
三　ボイラーの据付基礎並びに燃焼室及び煙道の構造
四　燃焼が正常に行われていることを監視するための措置

（使用検査）

第12条　次の者は、法第三十八条第一項 の規定により、それぞれ当該ボイラーが特定廃熱ボイラー以外のものであるときは都道府県労働局長の、特定廃熱ボイラーであるときは登録製造時等検査機関の検査を受けなければならない。

一　ボイラーを輸入した者
二　構造検査又はこの項の検査を受けた後一年以上（設置しない期間の保管状況が良好であると都道府県労働局長が認めたボイラーについては二年以上）設置されなかつたボイラーを設置しようとする者
三　使用を廃止したボイラーを再び設置し、又は使用しようとする者

（落成検査）

第14条　ボイラー（移動式ボイラーを除く。）を設置した者は、法第三十八条第三項 の規定により、当該ボイラー及び当該ボイラーに係る次の事項について、所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長が当該検査の必要がないと認めたボイラーについては、この限りでない。

一　第十八条のボイラー室
二　ボイラー及びその配管の配置状況
三　ボイラーの据付基礎並びに燃焼室及び煙道の構造

2　前項の規定による検査（以下この章において「落成検査」という。）は、構造検査又は使用検査に合格した後でなければ、受けることができない。

3　落成検査を受けようとする者は、ボイラー落成検査申請書（様式第十五号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。この場合において、認定を受けたことにより第十条第一項又は第三項の届出をしていないときは、同条第一項のボイラー明細書及び書面その他落成検査に必要な書面を添付するものとする。

（ボイラー取扱作業主任者の選任）

第24条　事業者は、令第六条第四号 の作業については、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に掲げる者のうちから、ボイラー取扱作業主任者を選任

ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令33号）（（令和元年厚生労働省令第一号）改正）（抜粋）

しなければならない。

一　取り扱うボイラーの伝熱面積の合計が五百平方メートル以上の場合（貫流ボイラーのみを取り扱う場合を除く。）における当該ボイラーの取扱いの作業 特級ボイラー技士免許を受けた者（以下「特級ボイラー技士」という。）

二　取り扱うボイラーの伝熱面積の合計が二十五平方メートル以上五百平方メートル未満の場合（貫流ボイラーのみを取り扱う場合において、その伝熱面積の合計が五百平方メートル以上のときを含む。）における当該ボイラーの取扱いの作業 特級ボイラー技士又は一級ボイラー技士免許を受けた者（以下「一級ボイラー技士」という。）

三　取り扱うボイラーの伝熱面積の合計が二十五平方メートル未満の場合における当該ボイラーの取扱いの作業 特級ボイラー技士、一級ボイラー技士又は二級ボイラー技士免許を受けた者（以下「二級ボイラー技士」という。）

四　令第二十条第五号 イからニまでに掲げるボイラーのみを取り扱う場合における当該ボイラーの取扱いの作業 特級ボイラー技士、一級ボイラー技士、二級ボイラー技士又はボイラー取扱技能講習を修了した者

2　前項第一号から第三号までの伝熱面積の合計は、次に定めるところにより算定するものとする。

一　貫流ボイラーについては、その伝熱面積に十分の一を乗じて得た値を当該貫流ボイラーの伝熱面積とすること。

二　廃熱ボイラーについては、その伝熱面積に二分の一を乗じて得た値を当該廃熱ボイラーの伝熱面積とすること。

三　令第二十条第五号 イからニまでに掲げるボイラーについては、その伝熱面積を算入しないこと。

四　ボイラーに圧力、温度、水位又は燃焼の状態に係る異常があつた場合に当該ボイラーを安全に停止させることができる機能その他の機能を有する自動制御装置であつて厚生労働大臣の定めるものを備えたボイラーについては、当該ボイラー（当該ボイラーのうち、最大の伝熱面積を有するボイラーを除く。）の伝熱面積を算入しないことができること。

第３章　第一種圧力容器

（設置届）

第56条　事業者は、第一種圧力容器を設置しようとするときは、法第八十八条第一項の規定により、第一種圧力容器設置届（様式第二十四号）に第一種圧力容器明細書（様式第二十三号）並びに第一種圧力容器の設置場所の周囲の状況及び配管の状況を記載した書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

（使用検査）

ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令33号）（（令和元年厚生労働省令第一号）改正）（抜粋）

第57条　次の者は、法第三十八条第一項の規定により、それぞれ当該第一種圧力容器について登録製造時等検査機関の検査を受けなければならない。

一　第一種圧力容器を輸入した者

二　構造検査又はこの項の検査を受けた後一年以上（設置しない期間の保管状況が良好であると都道府県労働局長が認めた第一種圧力容器については二年以上）設置されなかつた第一種圧力容器を設置しようとする者

三　使用を廃止した第一種圧力容器を再び設置し、又は使用しようとする者

2　外国において第一種圧力容器を製造した者は、法第三十八条第二項の規定により、当該第一種圧力容器について登録製造時等検査機関の検査を受けることができる。当該検査が行われた場合においては、当該第一種圧力容器を輸入した者については、前項の規定は、適用しない。

3　前二項の規定による検査（以下この章において「使用検査」という。）を受けようとする者は、第一種圧力容器使用検査申請書（様式第十三号）に第一種圧力容器明細書（様式第二十三号）を添えて、登録製造時等検査機関に提出しなければならない。

4　第一種圧力容器を輸入し、又は外国において製造した者が使用検査を受けようとするときは、前項の申請書に当該申請に係る第一種圧力容器の構造が法第三十七条第二項の厚生労働大臣の定める基準（第一種圧力容器の構造に係る部分に限る。）に適合していることを厚生労働大臣が指定する者（外国に住所を有するものに限る。）が明らかにする書面を添付することができる。

5　登録製造時等検査機関は、使用検査に合格した第一種圧力容器に様式第四号による刻印を押し、かつ、その第一種圧力容器明細書に様式第十四号による使用検査済の印を押して申請者に交付する。

（都道府県労働局長が使用検査の業務を行う場合における規定の適用）

第57条の2　法第五十三条の二第一項の規定により都道府県労働局長が前条の使用検査の業務の全部又は一部を自ら行う場合においては、同条の規定を適用する。この場合において、同条中「登録製造時等検査機関」とあるのは「都道府県労働局長又は登録製造時等検査機関」とする。

（使用検査を受けるときの措置）

第58条　第五十二条の規定は、使用検査について準用する。

（落成検査）

第59条　第一種圧力容器を設置した者は、法第三十八条第三項 の規定により、当該第一種圧力容器及びその配管の状況について、所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長が当該検査の必要がないと認めた第一種圧力容器については、この限りでない。

2　前項の規定による検査（以下この章において「落成検査」という。）は、構

ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令33号）（（令和元年厚生労働省令第一号）改正）（抜粋）

造検査又は使用検査に合格した後でなければ、受けることができない。

3　落成検査を受けようとする者は、第一種圧力容器落成検査申請書（様式第十五号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。この場合において、認定を受けたことにより第五十六条第一項又は第三項の届出をしていないときは、同条第一項の第一種圧力容器明細書及び書面その他落成検査に必要な書面を添付するものとする。

第3章　第一種圧力容器

第3節　管理

（第一種圧力容器取扱作業主任者の選任）

第62条　事業者は令第六条第十七号の作業のうち化学設備（令第九条の三第一号に掲げる化学設備をいう。以下同じ。）に係る第一種圧力容器の取扱いの作業については化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習を終了した者のうちから令第六条第十七号の作業のうち化学設備に係る第一種圧力容器の取扱いの作業以外の作業については特殊ボイラー技士、一級ボイラー技士若しは二級ボーラー技士又は化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習若しは普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習を修了した者のうちから、第一種圧力容器取扱作業主任者を選任しなければならない。

（第一種圧力容器取扱作業種主任者の職務）

第63条　事業者は、第一種圧力容器取扱主任者に、次の事項を行わせなければならない。

一　最高使用圧力を超えて圧力を上昇させないこと。

二　安全弁の機能の保持に努めること。

三　第一種圧力容器を初めて使用するとき、又はその使用方法若しは取り扱う内容物の種類を変えるときは、労働者にあらかじめ当該作業の方法を周知させるとともに、当該作業を直接指揮すること。

四　第一種圧力容器及びその配管に異常を認めたときは、直ちに必要な措置を講ずること。

五　第一種圧力容器の内部における温度、圧力等の状態について随時点検し、異常を認めたときは、直ちに必要な措置を講じること。

六　第一種圧力容器に係る設備の運転状態について必要な事項を記録するとともに、交替時には、確実にその引継ぎを行うこと。

第5章　小型ボイラー及び小型圧力容器

（設置報告）

第91条　事業者は、小型ボイラーを設置したときは、遅滞なく、小型ボイラー設置報告書（様式第二十六号）に機械等検定規則第一条第一項第一号 の規定による構造図及び同項第二号 の規定による小型ボイラー明細書（同規則第四条

ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令33号）（（令和元年厚生労働省令第一号）改正）（抜粋）
の合格の印が押されているものに限る。）並びに当該小型ボイラーの設置場所の周囲の状況を示す図面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。ただし、認定を受けた事業者については、この限りでない。

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	りんごにおけるかび毒（パツリン）汚染の防止・低減対策の実施。
78					

【取組事項に関する法令・指針等】

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）（抜粋）
第 6 条　次に掲げる食品又は添加物は、これを販売し(不特定又は多数の者に授与する販売以外の場合を含む。以下同じ。)、又は販売の用に供するために、採取し、製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。 一　腐敗し、若しくは変敗したもの又は未熟であるもの。ただし、一般に人の健康を損なうおそれがなく飲食に適すると認められているものは、この限りでない。 二　有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは付着し、又はこれらの疑いがあるもの。ただし、人の健康を損なうおそれがない場合として厚生労働大臣が定める場合においては、この限りでない。 三　病原微生物により汚染され、又はその疑いがあり、人の健康を損なうおそれがあるもの。 四　不潔、異物の混入又は添加その他の事由により、人の健康を損なうおそれがあるもの。

食品、添加物等の規格基準の一部改正について（平成 15 年 12 月 5 日付け 15 消安第 3949 号消費・安全局長通知）（抜粋）
1. 原料りんご果実及びりんご果汁のパツリン汚染防止対策の徹底 りんご果実生産者は、傷果発生防止のための丁寧な収穫・出荷、選果段階における腐敗果の選別等を徹底する。

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	異種穀粒・異物混入を防止する対策を実施。
	12	12			

【取組事項に関する法令・指針等】

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）（抜粋）

第 6 条　次に掲げる食品又は添加物は、これを販売し(不特定又は多数の者に授与する販売以外の場合を含む。以下同じ。)、又は販売の用に供するために、採取し、製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

一　腐敗し、若しくは変敗したもの又は未熟であるもの。ただし、一般に人の健康を損なうおそれがなく飲食に適すると認められているものは、この限りでない。

二　有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは付着し、又はこれらの疑いがあるもの。ただし、人の健康を損なうおそれがない場合として厚生労働大臣が定める場合においては、この限りでない。

三　病原微生物により汚染され、又はその疑いがあり、人の健康を損なうおそれがあるもの。

四　不潔、異物の混入又は添加その他の事由により、人の健康を損なうおそれがあるもの。

大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について（平成 5 年 10 月 26 日付け 5 農蚕第 6517 号農林水産省農蚕園芸局長通知）（抜粋）

別紙Ⅱ 施設の利用体制の整備に当たっての留意事項

3　品質管理対策の強化

（1）食品の安全性の確保や表示の適正化のための対応

農薬使用基準に即した農薬の適正散布、麦類のかび毒汚染を防止するための赤かび病防除の徹底等について、極力、受益地区内で栽培方法や使用資材の統一を図り、食品の安全性を確保するための生産活動に組織的に取り組む。

また、受益農業者によるこれら生産活動や使用した生産資材等の記帳を推進する。

さらに、可能な限り、残留農薬等の自主検査を行い、施設に搬入される米麦の安全性についての検証・確認を行う。

加えて、使用した生産資材等に関する記録や残留農薬等の検査結果については、生産履歴情報として施設ごとに収集・保管し、データベース化することにより、実需者の要請に応じて常に提供できるトレーサビリティの確保に向けた態勢を整備する。

このほか、米の産地銘柄の表示の適正化に万全を期する観点から、収穫時期や原料の搬入時期が重なる品種については、極力、品種ごとに荷受日や荷受口を指定する等、施設の荷受段階における異品種の混入防止策を講ずるととも

大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について（平成５年10月26日付け５農蚕第6517号農林水産省農蚕園芸局長通知）（抜粋）

に、原料の乾燥・調製過程においては、貯留ビンや搬送設備等に残留した原料の除去・清掃を徹底し、施設内での異品種の混入リスクを最小限に抑える。

別紙Ⅲ 米麦の乾燥調製に当たっての留意事項

2 施設の安全かつ効率的な稼働

(1) 原料の荷受け

イ 倒伏等により穂発芽粒の発生がみられるもの、未熟粒の混入が著しく多いもの、発熱・発酵の兆候が見られるもの等は品質事故の原因となるので、荷受けをしないか、又は別扱いの処理を行う。

3 施設の管理運営体制の整備等

(1) 施設の管理運営体制を整備し、過剰な荷受けに伴う翌日の荷受けの停止等の判断については、施設の管理者が責任を持って判断するなど、施設の管理者とオペレーターとの責任分担を明確にする。また、施設の操作や異常事態への対応には、乾燥理論に基づく豊富な知識と適切な判断が求められることから、施設の管理者は、研修の実施等によるオペレーターの資質の向上に努める。

4 品質事故の防止

(3) 乾燥能力を超える荷受けの抑制又は停止

施設の乾燥能力以上に、大量又は高水分な原料を荷受けた場合には、既に荷受けした原料の処理を優先し、当該原料の一次乾燥が終了するまではその後の原料の荷受けを抑制又は停止する。また、未熟粒や被害粒の混入割合が高い原料については、荷受けしないか、又は別途処理を行う旨の方針をあらかじめ利用者に周知徹底する。

5 異品種等の混入防止

(1) ほ場段階では、種子の更新率を高め、品種ごとに施設の荷受日を指定して、計画的に収穫・搬入を進める。

(2) 荷受時には、荷受伝票による品種の確認を確実に行い、指定された荷受ビン等に投入する。

また、荷受口周辺にこぼれ落ちた原料は、その都度清掃を行う。

(3) 乾燥・調製作業の際には、品種の切り替え時に空運転を十分に行うとともに、乾燥機や搬送設備等に前の原料が残留しないよう清掃を徹底する。

(4) 貯留ビンやサイロへの投入間違いやもみすり・出荷段階での取り違いを防止するため、あらかじめ、作業手順等をオペレーターに熟知させるとともに、常に作業記録を残し、万一の場合には、遡及調査や原因究明が行えるようにする。

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	用途限定米穀、食用不適米穀の適切な保管・販売・処分。
	13		13		

【取組事項に関する法令・指針等】

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）（抜粋）

（遵守事項）

第7条の2　農林水産大臣は、米穀の適正かつ円滑な流通を確保するため、農林水産省令で、米穀の用途別の管理の方法その他の米穀の出荷又は販売の事業を行う者がその業務の方法に関し遵守すべき事項を定めることができる。

米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（平成21年農林水産省令第63号）（抜粋）

（用途限定米穀の保管時に講ずべき措置）

第3条　出荷販売事業者は、用途限定米穀を保管するときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　他の用途に供する米穀と区分し、別棟で又は別にはい付け（包装し、又は容器（フレキシブルコンテナバッグその他の運搬具を含む。次条第1項第1号において同じ。）に入れた米穀を整然と積み上げることをいう。以下同じ。）をして保管すること。ただし、繁忙期において倉庫の収容能力が不足する場合その他のやむを得ない事情がある場合にあっては、他の用途に供する米穀とともにはい付けをして保管することができる。

二　その用途が明らかとなるよう、票せんによる掲示を行うこと。この場合において、前号ただし書の規定により他の用途に供する米穀とともにはい付けをして保管するときは、パレットその他の物で他の用途に供する米穀と明確に区分し、用途ごとにそれぞれ異なる票せんによる掲示を行うこと。

（用途限定米穀の販売時に講ずべき措置）

第4条　出荷販売事業者は、用途限定米穀を販売するときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　その包装又は容器（販売先における保管施設の状況その他のやむを得ない事情により、包装又は容器を用いずに販売する場合にあっては、送り状）に、その用途を示す表示を付すこと。

二　その用途に確実に供すると認められる事業者に対し、直接に又は当該事業者を構成員とする事業者団体を通じて、販売すること。

三　当該用途限定米穀の販売先との契約において、次に掲げる事項を定めること。

イ　他の用途への転用の禁止

米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（平成 21 年農林水産省令第 63 号）（抜粋）

ロ　違約金その他の契約の履行を担保する措置

2　前項第1号の表示は、次に定めるところにより行うものとする。

一　第1条第1項第1号に掲げる米穀（天候その他の自然的条件の変化により法第5条第2項第1号の生産数量目標を上回って生産された数量の米穀であって、用途を限定して出荷され、又は出荷後に用途を限定するため区分されたものを除く。）にあっては、その用途に応じて、別記様式に定めるところにより表示すること。

二　前号に規定する米穀以外の用途限定米穀にあっては、その用途に応じて、同号の規定に準じて表示すること

（食用不適米穀の保管時に講ずべき措置）

第6条　出荷販売事業者は、その保有する米穀が食用不適米穀であることが判明したときは、直ちに、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　他の米穀と区分し、別棟で保管すること。別棟で保管することが困難な場合には、当該食用不適米穀が他の米穀と混合するおそれがないよう、他の米穀と明確に区分して保管するとともに、他の米穀の品質に悪影響を及ぼさないよう、かびの胞子の拡散を防止するために当該食用不適米穀を被覆することその他の必要な措置を講ずること。

二　食用不適米穀であることが明らかとなるよう、票せんによる掲示を行うこと。

（食用不適米穀の処分）

第7条　出荷販売事業者は、食用不適米穀を次のいずれかの方法により処分しなければならない。

一　廃棄すること。

二　関係法令による規制にも留意しつつ、食用以外の用途に確実に供すると認められる事業者に対し、直接に譲渡しをすること。

三　自ら食用に供しない物資の加工又は製造の事業を行っている場合において、関係法令による規制にも留意しつつ、当該物資の加工又は製造に自ら供すること。

四　仕入先の責に帰すべき事由により食用不適米穀となった場合において、当該食用不適米穀を仕入先に返品すること。

（食用不適米穀の譲渡時に講ずべき措置）

第8条　出荷販売事業者は、前条第2号の場合においては、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　食用不適米穀を保管しているときは、引き続き第6条各号に掲げる措置を講ずること。

米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（平成 21 年農林水産省令第 63 号）（抜粋）

二　譲渡しに際しては、食用への転用を防止するため、次のいずれかの措置を講ずること。

イ　魚粉（食用に供することができるものを除く。）と混合すること。

ロ　他の米穀と明確に区別できるよう、着色すること。

ハ　飼料を製造する工場その他の食用不適米穀を用いて食用に供しない物資の加工又は製造を行う施設について、その構造上、投入した原材料が加工又は製造の過程において通常取り出せないようになっている場合において、当該施設の原材料投入口に当該食用不適米穀が投入されたことを確認すること。

三　食用不適米穀の譲渡先との契約において、次に掲げる事項を定めること。

イ　食用への転用の禁止

ロ　当該出荷販売事業者が行う当該食用不適米穀の使用状況の調査への協力その他の契約の履行を担保する措置

四　譲渡先における当該食用不適米穀の使用の状況を適宜確認すること。

（食用不適米穀を原材料とする物資の製造時に講ずべき措置）

第9条　出荷販売事業者は、第7条第3号の場合においては、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　食用不適米穀を保管しているときは、引き続き第6条各号に掲げる措置を講ずること。

二　食用不適米穀を原材料とする物資の加工又は製造及び販売に関する記録を作成し、保存すること。

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）（抜粋）

（製造業者等の届出）

第50条　第三条第一項の規定により基準又は規格が定められた飼料又は飼料添加物の製造業者又は輸入業者（農林水産省令で定める者を除く。）は、政令で定めるところにより、その事業を開始する二週間前までに、農林水産大臣に次に掲げる事項を届け出なければならない。

一　氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二　製造業者にあつては、当該飼料又は飼料添加物を製造する事業場の名称及び所在地

三　販売業務を行う事業場及び当該飼料又は飼料添加物を保管する施設の所在地

四　その他農林水産省令で定める事項

2　第三条第一項の規定により基準又は規格が定められた飼料又は飼料添加物の販売業者（農林水産省令で定める者を除く。）は、その事業を開始する二週間前までに、都道府県知事に前項各号（第二号を除く。）に掲げる事項を届け出なけれ

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）（抜粋）

ばならない。

3　新たに第三条第一項の規定により基準又は規格が定められたため前二項に規定する製造業者、輸入業者又は販売業者となつた者は、その基準又は規格が定められた日から一月以内に、政令で定めるところにより、製造業者又は輸入業者にあつては第一項各号に掲げる事項を農林水産大臣に、販売業者にあつては前項に規定する事項を都道府県知事に届け出なければならない。

4　前三項の規定による届出をした者は、その届出事項に変更を生じたときは、政令で定めるところにより、その日から一月以内に、農林水産大臣又は都道府県知事にその旨を届け出なければならない。その事業を廃止したときも、同様とする。

（帳簿の備付け）

第52条　第三条第一項の規定により基準又は規格が定められた飼料又は飼料添加物の製造業者又は輸入業者は、当該飼料又は飼料添加物を製造し、又は輸入したときは、遅滞なく、その名称、数量その他農林水産省令で定める事項を帳簿に記載しなければならない。

2　前項に規定する飼料又は飼料添加物の製造業者、輸入業者又は販売業者は、当該飼料又は飼料添加物を譲り受け、又は譲り渡したときは、その都度その名称、数量、年月日、相手方の氏名又は名称その他農林水産省令で定める事項を帳簿に記載しなければならない。

3　前二項の帳簿は、二年以上で農林水産省令で定める期間保存しなければならない。

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	施設の適正な管理・運営及び施設の管理者とオペレーターとの責任分担の明確化。
	24		24		

【取組事項に関する法令・指針等】

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）（抜粋）

（安全衛生教育）

第 59 条　事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行なわなければならない。

2　前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。

3　事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行なわなければならない。

第 60 条　事業者は、その事業場の業種が政令で定めるものに該当するときは、新たに職務につくこととなつた職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者（作業主任者を除く。）に対し、次の事項について、厚生労働省令で定めるところにより、安全又は衛生のための教育を行なわなければならない。

一　作業方法の決定及び労働者の配置に関すること。

二　労働者に対する指導又は監督の方法に関すること。

三　前二号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な事項で、厚生労働省令で定めるもの

第 60 条の 2　事業者は、前二条に定めるもののほか、その事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、危険又は有害な業務に現に就いている者に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行うように努めなければならない。

2　厚生労働大臣は、前項の教育の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

3　厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導等を行うことができる。

（就業制限）

第 61 条　事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

2　前項の規定により当該業務につくことができる者以外の者は、当該業務を行なつてはならない。

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）（抜粋）

3　第一項の規定により当該業務につくことができる者は、当該業務に従事するときは、これに係る免許証その他その資格を証する書面を携帯していなければならない。

4　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十四条第一項（同法第二十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の認定に係る職業訓練を受ける労働者について必要がある場合においては、その必要の限度で、前三項の規定について、厚生労働省令で別段の定めをすることができる。

農作業安全のための指針について（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 生産第 10312 号農林水産省生産局長通知）（抜粋）

Ⅰ　基本事項

第1　農作業安全一般に関する事項

1　就業の条件

（6）労災保険等への加入

農作業事故が発生した場合に備え、作業従事者を雇用している場合は労災保険（労働者災害補償保険）に、事業主（法人等の代表者）や個別経営の農業者においては労災保険特別加入制度にそれぞれ加入し、必要に応じて傷害共済等各種の任意保険にも加入しておくこと。

大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について（平成 5 年 10 月 26 日付け 5 農蚕第 6517 号農林水産省農蚕園芸局長通知）（抜粋）

別紙Ⅱ 施設の利用体制の整備に当たっての留意事項

3　品質管理対策の強化

（1）食品の安全性の確保や表示の適正化のための対応

農薬使用基準に即した農薬の適正散布、麦類のかび毒汚染を防止するための赤かび病防除の徹底等について、極力、受益地区内で栽培方法や使用資材の統一を図り、食品の安全性を確保するための生産活動に組織的に取り組む。

また、受益農業者によるこれら生産活動や使用した生産資材等の記帳を推進する。

さらに、可能な限り、残留農薬等の自主検査を行い、施設に搬入される米麦の安全性についての検証・確認を行う。

加えて、使用した生産資材等に関する記録や残留農薬等の検査結果については、生産履歴 情報として施設ごとに収集・保管し、データベース化することにより、実需者の要請に応じて常に提供できるトレーサビリティの確保に向けた態勢を整備する。

このほか、米の産地銘柄の表示の適正化に万全を期する観点から、収穫時期や原料の搬入 時期が重なる品種については、極力、品種ごとに荷受日や荷受口を指定する等、施設の荷受段階における異品種の混入防止策を講ずるとともに、原料の乾燥・調製過程においては、貯 留ビンや搬送設備等に残留し

大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について（平成５年10月26日付け５農蚕第6517号農林水産省農蚕園芸局長通知）（抜粋）

た原料の除去・清掃を徹底し、施設内での異品種の混入リスクを最小限に抑える。

別紙Ⅲ　米麦の乾燥調製に当たっての留意事項

3　施設の管理運営体制の整備等

(1) 施設の管理運営体制を整備し、過剰な荷受けに伴う翌日の荷受けの停止等の判断については、施設の管理者が責任を持って判断するなど、施設の管理者とオペレーターとの責任分担を明確にする。また、施設の操作や異常事態への対応には、乾燥理論に基づく豊富な知識と適切な判断が求められることから、施設の管理者は、研修の実施等によるオペレーターの資質の向上に努める。

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	
	31				生産する農産物のカドミウム濃度が基準値を超える可能性のある地域では、その基準値を遵守できるよう、生産される農産物のカドミウム濃度に応じた低減対策の実施。それ以外の地域においても、食品安全上のリスクをできるだけ減らすため低減対策を実施。

【取組事項に関する法令・指針等】

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）（抜粋）
第 6 条　次に掲げる食品又は添加物は、これを販売し(不特定又は多数の者に授与する販売以外の場合を含む。以下同じ。)、又は販売の用に供するために、採取し、製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。 一　腐敗し、若しくは変敗したもの又は未熟であるもの。ただし、一般に人の健康を損なうおそれがなく飲食に適すると認められているものは、この限りでない。 二　有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは付着し、又はこれらの疑いがあるもの。ただし、人の健康を損なうおそれがない場合として厚生労働大臣が定める場合においては、この限りでない。 三　病原微生物により汚染され、又はその疑いがあり、人の健康を損なうおそれがあるもの。 四　不潔、異物の混入又は添加その他の事由により、人の健康を損なうおそれがあるもの。

食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）（第 1　食品の部　D　各条　穀類、豆類及び野菜）
https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/jigyousya/shokuhin_kikaku/dl/18.pdf

コメ中のカドミウム低減のための実施指針の改訂について（平成 30 年 1 月 12 日付け 29 消安第 5035 号 29 生産第 1698 号 29 政統第 1404 号農林水産省消費・安全局長、生産局長、政策統括官通知）（抜粋）
Ⅳ カドミウム低減対策 1 低減対策を講じるべき段階

コメ中のカドミウム低減のための実施指針の改訂について（平成 30 年 1 月 12 日付け 29 消安第 5035 号 29 生産第 1698 号 29 政統第 1404 号農林水産省消費・安全局長、生産局長、政策統括官通知）（抜粋）

カドミウムのコメへの移行特性等を考慮すると、カドミウム濃度を低減するためには、水田管理や水稲の栽培等の生産段階で、適用可能な低減対策を講じることが最も有効である。

なお、食品衛生法の基準値が1.0 ppm 未満（玄米）から0.4 ppm 以下（玄米、精米）に改正されたことに対応して、生産するコメ中のカドミウム濃度が0.4 mg/kgを超える可能性のある地域では、その基準値を遵守できるよう、生産されるコメ中のカドミウム濃度に応じた低減対策を講じる必要がある。また、そうでない地域においても、低減対策を講じることが望ましい。

2 低減対策の検討

生産段階において、コメ中のカドミウム濃度を低減するためには、

① 土壌に含まれるカドミウムを除去し、水稲の生産環境におけるカドミウム濃度を下げる

② 水稲による土壌からのカドミウム吸収の抑制効果が確認された低減技術を導入し、水稲の栽培方法を改善する

のいずれかの対策を講じることが必要である。

現在、①の対策としては、「植物浄化」及び「客土」があり、②の対策としては、土壌の酸化還元電位等のコントロールによって水稲による土壌からのカドミウム吸収を抑制する「湛水管理を中心とする吸収抑制対策」がある。それぞれの対策の特徴を表4に整理した。

表4 主要なカドミウム低減対策の特徴

対策	低減効果	問題点	概算コスト（10 a 当たり）
植物浄化	土壌中のカドミウム濃度が 1 作当たり 10%程度低下	・3-5 年必要 ・収穫した浄化植物の処理	20-30 万円/年程度（処分費用含む）
客土	土壌中のカドミウム濃度が非汚染レベルまで低下	・地域条件等によりコストが増減 ・客土材の確保が困難	500 万円/回程度
湛水管理を中心とする吸収抑制対策	通常栽培時に比べコメ中のカドミウム濃度が 60-90%低下	・用水の確保 ・土壌中の濃度は低減しない	管理に係る人件費（地域によっては用水費等が必要）

これらコメ中のカドミウム濃度低減対策の選択と実施についての基本的な手順は以下のとおり。

［低減対策が必要な範囲の特定］

コメ中のカドミウム低減のための実施指針の改訂について（平成 30 年 1 月 12 日付け 29 消安第 5035 号 29 生産第 1698 号 29 政統第 1404 号農林水産省消費・安全局長、生産局長、政策統括官通知）（抜粋）

過去に実施した調査結果から、コメ中のカドミウム濃度のデータを整理し、低減対策が必要な地域やほ場の範囲を特定する。

［低減対策を実施する範囲の絞り込み］

必要に応じて、低減対策を実施する範囲を絞り込む（3（1）参照）。

［吸収抑制対策の実施］

0.4 mg/kg を超える濃度でカドミウムを含むコメが生産されたことのあるほ場やその周辺のほ場、さらには、コメ中に0.2 mg/kg～0.3 mg/kg 程度（参考参照（略））の濃度でカドミウムを含むコメが生産されたことのあるほ場では、基本的な低減対策として原則出穂前後各3週間にわたる湛水管理を中心とする吸収抑制対策（3（2）参照）を実施する。

［土壌浄化対策の実施］

吸収抑制対策を実施しても、コメ中のカドミウム濃度が十分に低減されない場合には、翌年以降、食用品種の栽培を中断するとともに、土壌浄化対策として植物浄化（3（3）参照）又は客土（3（4）参照）を実施する。

なお、各水田で実施する対策を選択する際には、

- 生産されるコメ中のカドミウム濃度
- 地域内で対策が必要な面積
- 対策に要する期間とコスト
- 農業用水上流側における排出源対策の必要性とそのコスト
- 対策に投入可能な予算
- 当該ほ場所有者の営農継続の意思
- コメ中のカドミウム問題に対する地域関係者の意見

等を総合的に勘案して判断する。

3　低減対策の実施

（1）対策を実施する範囲の絞込み

水稲へのカドミウムの移行は、土壌中のカドミウム濃度だけでなく、栽培時の土壌の酸化還元状態、土壌pH、土壌中有機物含量等の水田土壌の物理化学的特性に大きく影響される。このため、低減対策が必要か否かは、基本的にコメ中のカドミウム濃度に基づいて判断する。

なお、低減対策が必要な地域やほ場の範囲の絞込みに活用できる情報※（略）を既に有している地域では、低減対策の必要性の判断に当たってその情報も活用する。

（2）湛水管理を中心とする吸収抑制対策

①　概要

コメ中のカドミウム低減のための実施指針の改訂について（平成 30 年 1 月 12 日付け 29 消安第 5035 号 29 生産第 1698 号 29 政統第 1404 号農林水産省消費・安全局長、生産局長、政策統括官通知）（抜粋）

吸収抑制対策は、主として「湛水管理」を活用したものである。ただし、資材投入による「pH 調整」を湛水管理と組み合わせて活用することも可能である。

「湛水管理」は、出穂期の前後3週間にわたり水田を湛水状態に保ち還元状態とすることで、土壌中のカドミウムを水に溶解しにくい化学的状態に変化させ、水稲が根からカドミウムを吸収することを抑制するものである（参考資料2参照（略））。

「pH 調整」は、施肥により土壌のpH を中性に近づけ、土壌中のカドミウムを水に溶解しにくい化学的状態に変化させることにより、水稲が根からカドミウムを吸収することを抑制するものである。ただし、pH 調整単独では十分な効果は期待できないため、湛水管理と組み合わせて実施することが望ましい。

② 効果

吸収抑制対策を実施すれば、玄米中のカドミウム濃度を60～90%程度引き下げることが可能であることが確認された（表5参照）。

表5－1 吸収抑制対策の効果（試験1）

水管理方法	玄米中カドミウム濃度※1 (mg/kg)	比率
通常の水管理	0.50 a	100%
湛水管理 1※2	0.08 b	16%
湛水管理 2※3	0.03 c	6%

※1：3 ヶ年の試験での平均値、異符号間には有意差あり（5%有意水準、Tukey 法）

※2：出穂15 日前から出穂後25 日目までにわたって湛水管理を実施

※3：移植から出穂後25 日目までにわたって湛水管理を実施

出典：稲原ら,日本土壌肥料学雑誌,第78 巻,第2 号, p149-155, 2007

表5－2 吸収抑制対策の効果（試験2）

水管理方法	玄米中カドミウム濃度※1 (mg/kg)	比率
湛水なし※2	0.66	100%
湛水管理※3	0.18	27%

※1：3 ヶ年の試験での平均値であり、湛水管理によって玄米中カドミウム濃度が有意に低減（5%有意水準、t 検定）

※2：出穂21 日前から出穂後21 日目までの間は間断かん水

※3：出穂21 日前から出穂後21 日目までにわたって湛水管理を実施

出典：京都府農業総合研究所資料

コメ中のカドミウム低減のための実施指針の改訂について（平成 30 年 1 月 12 日付け 29 消安第 5035 号 29 生産第 1698 号 29 政統第 1404 号農林水産省消費・安全局長、生産局長、政策統括官通知）（抜粋）

③ 対策に当たっての技術的留意事項

a 湛水管理

農業用水の不足や、水田の減水深が大きいこと等の理由から、出穂期の前後の期間に湛水状態が保たれない場合、コメ中のカドミウム濃度が上昇する。このため、湛水管理の実施に当たっては、必要な用水量を確保する必要がある。また、湛水管理は以下の点に注意して実施する。

- 水はけの悪い水田では、あらかじめ溝切りを実施し、水管理が簡単にできるようにする。
- 強度の中干しはカドミウムの吸収を促進するため、中干しは、土が湿っていて足跡がつく程度の強度とし、実施期間も7～10 日前後にとどめ、それ以上長く行わない。
- 出穂時期に農業用水の不足が懸念される地域や、土壌が乾燥しやすい気象条件下では、溝切り・中干し後は間断かん水を行うことなく連続して湛水管理を行う。中干し後に間断かん水を行う場合でも、土壌表面が乾燥するような水管理は行わない。
- 原則として出穂 3 週間前から出穂3 週間後までは、常に水が張られた状態を保つ。
- 水持ちの悪い水田で湛水管理を行う場合は、作付け前(農閑期)に 10 a当たり1～2 トンのベントナイトを施用して床締めを行う。
- 落水時期は原則として出穂から 3 週間後以降とする。
- 収穫作業に支障を来す等の理由から落水時期を前倒しする場合は、過去に生産されたコメ中のカドミウム濃度や試験結果等をもとに、期待したコメ中のカドミウム低減効果が発揮される範囲で落水時期を設定する。

表6 出穂後の落水時期と玄米中カドミウム濃度の関係

落水時期※1	玄米中カドミウム濃度※2 (mg/kg)	比率
出穂当日	1.4 a	100%
出穂後 7 日目	1.3 a	93%
出穂後 14 日目	0.87 b	62%
出穂後 21 日目	0.49 c	35%

※1：出穂までは湛水状態で水稲を栽培

※2：異符号間には有意差あり（5%有意水準、Tukey 法）

出典：農林水産省行政対応特別研究「農用地土壌から農作物へのカドミウム吸収抑制技術等の開発に係る研究」（平成12～14 年度）における成果

b pH 調整

コメ中のカドミウム低減のための実施指針の改訂について（平成 30 年 1 月 12 日付け 29 消安第 5035 号 29 生産第 1698 号 29 政統第 1404 号農林水産省消費・安全局長、生産局長、政策統括官通知）（抜粋）

・ 施用する肥料としては、pH 調整効果が長期間持続するケイ酸カルシウム（ケイカル）、熔成りん肥等が推奨される。
・ 肥料の施用量は、土壌の性質や施用する肥料の種類によって必要量が異なるので、事前に室内試験を行い、必要な施用量を定める。
・ カルシウム肥料を投入しすぎた場合、微量要素の欠乏症や水稲後作物にアルカリ障害が発生する可能性があるので、投入量に注意する。

④ 有効性の判断

生産されたコメ中のカドミウム濃度を分析した結果、想定していたカドミウム濃度の低減効果が得られない場合は、吸収抑制対策は効果不十分と判断する。なお、以前に吸収抑制対策を実施したことがない地域では、3 年程度にわたって吸収抑制対策を実施した後、低減効果を検証することが望ましい。

吸収抑制対策のみでは効果が不十分と判断された場合、食用品種の作付けを中断するとともに、他の土壌浄化対策である植物浄化又は客土を実施する。また、農業用水の不足等の問題から、物理的に湛水状態の維持が困難な事態が生じた場合も、効果不十分と判断された場合と同様に対応する。

(3) 植物浄化

① 概要

植物浄化は、カドミウム吸収能が高い植物（以下「浄化植物」という。）を栽培し、土壌中のカドミウムを吸収した浄化植物を収穫した後カドミウムを大気等の環境中に拡散させずに回収可能な施設で焼却処理することにより、農地を浄化する対策である。現在、カドミウム吸収量が大きい稲品種を用いた技術体系が存在する。

② 効果

独立行政法人農業環境技術研究所を中心とした研究や各地での技術評価の結果から、適切に栽培管理を行えば、1 回の作付で土壌中のカドミウム濃度（0.1mol/L 塩酸抽出）を10%程度低下させることが可能である。表7に浄化植物を水田に複数年作付した際の効果の例を示す。

表7 植物浄化の効果（浄化植物を複数年作付した結果）

	作付年数※1	土壌中カドミウム濃度（mg/kg，0.1 mol/L 塩酸抽出）		低減率※2（%）
		試験前	試験後	
試験 1	3 年	0.76	0.45†	41
試験 2	2 年	0.89	0.58†	35
試験 3	2 年	0.98	0.62†	37

※1 浄化植物として稲（品種名：長香穀）を複数年作付

コメ中のカドミウム低減のための実施指針の改訂について（平成 30 年 1 月 12 日付け 29 消安第 5035 号 29 生産第 1698 号 29 政統第 1404 号農林水産省消費・安全局長、生産局長、政策統括官通知）（抜粋）

※2 低減率＝（試験前の土壌中カドミウム濃度－試験後の土壌中カドミウム濃度）/試験前の土壌中カドミウム濃度

出典：農林水産省委託プロジェクト「農林水産生態系における有害化学物質の総合管理技術の開発」（平成15～19 年度）における成果（試験1, 2）

M. Murakami et al. Eniron. Sci. Technol. 2009, 43, 5878-5883（試験3）

③ 対策に当たっての技術的留意事項

浄化植物の生長が悪かった、農地の水分含量が低い状態を維持できなかった等の理由から浄化植物のカドミウム吸収量が低下した場合、土壌中のカドミウム濃度が十分に低下しない可能性がある。このため、本対策の実施においては、浄化植物のカドミウム吸収量を維持するための栽培管理を徹底する必要がある。

さらに、収穫後の浄化植物は、含まれているカドミウムを適切に回収することが可能な施設で焼却処理する必要がある。

このほか、以下の点に注意して実施する。

a 設計

・ 用いる浄化植物は稲とする。その品種については、過去に農林水産省が行った試験結果等から、原則としてカドミウム吸収能が特に高く一定の効果が見込める「長香穀」、「ＩＲ－8」のいずれかを選定する。

・ 過去に実施された類似条件における試験結果等を勘案した上で、①コメ中カドミウムの目標濃度、②土壌中カドミウムの目標濃度（0.1 mol/L 塩酸抽出）、③対策実施期間（②土壌中カドミウムの目標濃度及び過去の試験結果に基づく単年度カドミウム吸収量から算出）等の対策目標を設定する。

（設定例）

土壌中のカドミウム濃度の単年当たりの低減目標を10%とした場合

A 現在生産されるコメ中のカドミウム濃度

B 現在の土壌中のカドミウム濃度（0.1 mol/L 塩酸抽出）

C コメ中カドミウムの目標濃度

D 土壌中カドミウムの目標濃度（0.1 mol/L 塩酸抽出）＝Ｂ×Ｃ/Ａ

E 対策実施期間（年） ＝(Ｂ－Ｄ)/Ｂ×10（小数点繰上）

b 栽培管理

・ 代かきの回数は、過剰な漏水を避けつつ、均平性が維持できる程度に留める。

・ 食用品種の作業時期と重ならないよう移植時期を調整したうえで適期栽培・収穫を図る。

コメ中のカドミウム低減のための実施指針の改訂について（平成 30 年 1 月 12 日付け 29 消安第 5035 号 29 生産第 1698 号 29 政統第 1404 号農林水産省消費・安全局長、生産局長、政策統括官通知）（抜粋）

・ 細稈品種である長香穀については、倒伏の可能性を考慮し、過剰施肥とならないよう施肥量を調整する。
・ 栽培期間中は、最高分げつ期までは通常の水管理を行い、それ以後は完全に水を落とす。落水後は、稲の生育に支障がない範囲で落水状態を維持するよう心がける。
・ 排水不良田においては、乾田栽培も有効であるが、乾田栽培を行うと雑草が繁茂し、土壌中のカドミウム濃度低減効果が低下する可能性があるため、雑草の繁茂を防止するために畝間の間隔を通常の半分程度とする。
・ 本技術で浄化植物として用いる稲は、栽培期間を通し土壌からケイ酸、マグネシウム、マンガンや鉄などの栄養成分も合わせて吸収することから、浄化植物を3回以上作付した場合は、そのバイオマス量低下に伴うカドミウム吸収量の低下が生じないよう、必要に応じてこれら栄養成分を施用する。

c 浄化植物の収穫

・ 収穫方法は、ほ場の排水性や収穫前後の天候条件を考慮し、基本的には「籾・ワラ分別予乾」方式、又は「籾・ワラ一体収穫」方式のいずれかで実施する。また、収穫に当たっては、カドミウム吸収効率を向上させるため、刈取高さが5 cm 程度となるようにする。
・ 長香穀は脱粒性が高いため、「籾・ワラ分別予乾」方式を採用する場合には、脱粒ロスをできるだけ小さくするため、また植物浄化対策実施後に普通品種稲を作付けたときの雑穂発生を防止する観点からも糊熟期頃に収穫を行う。
・ 収穫した浄化植物の含水率は、処理コスト（運搬等を含む。）に大きく影響することから、含水率が40%程度になるまで現地で乾燥させた上で、搬出・運搬を行う。
・ 収穫後の浄化植物は、含まれているカドミウムを適切に回収することができる施設で焼却処理を行う。
・ 浄化植物は、その収穫後の収集・搬出方法によって、搬送形態が異なる。このため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて適切に取り扱うことができるよう、事業実施地域及び処理施設が属する地方公共団体の廃棄物担当部局との調整を十分に行う。また、浄化植物の収集運搬、処理は関係法令に従って適切に行うこととする。

表8 浄化植物の収穫方式とその概要

	Ⅰ.「籾・ワラ分別予乾」方式	Ⅱ.「籾・ワラ一体収穫」方式

コメ中のカドミウム低減のための実施指針の改訂について（平成 30 年 1 月 12 日付け 29 消安第 5035 号 29 生産第 1698 号 29 政統第 1404 号農林水産省消費・安全局長、生産局長、政策統括官通知）（抜粋）

作業概要		・コンバインで籾を収穫し、稲ワラは細断せず、ほ場に刈り倒す。 ・稲ワラはほ場で数日間天日乾燥した後、ロールベーラーで回収・梱包し、トラックに積載・搬出する。 ・稲ワラの水分含量が十分低下しない等の理由からロールの即時搬出が困難な場合は、ほ場脇に並べたパレット上にロールを配置し、上部を透湿防水シートで覆った状態で在庫する。この際、ロール上部と透湿防水シートとの間に空間を設ける。	・ホールクロップ収穫機又はフレール式コンバインベーラーにより籾と稲ワラを一体で収穫、ロール状に梱包する。 ・梱包したロールは、ほ場脇に並べたパレット上に配置し、透湿防水シートでロール上部を覆った状態で 1～2 ヶ月間乾燥させる。この際、ロール上部と透湿防水シートとの間に空間を設ける。 ・乾燥後のロールは、ラッピングマシーンでラップ、又はフレキシブルコンテナに詰めた後、トラックに積載・搬出する。
特徴	長所	・稲ワラの天日乾燥によって、梱包時の密度が向上し、処理コストを削減可能。	・収穫前後の天候が不順な地域でも収穫可能。 ・一定程度の倒伏にも対応可能。 ・フレール式コンバインベーラーで収穫すると、脱粒による収穫ロスを抑制可能。
	短所	・ほ場での機械作業時間が長い。 ・収穫前後の天候が不順な地域には不適。	・乾燥効率が「籾・ワラ分別予乾」方式に比べて悪いため、長期の在庫乾燥が必要。 ・在庫乾燥後にロールの保形性が悪化する可能性。

d 土壌や浄化植物の分析

・ 浄化植物は、収穫時に採取・分析する。土壌は、耕起前及び浄化植物収穫時にそれぞれ採取・分析する。

・ 浄化植物は、空間的な広がりも考慮して試料採取地点を1 ほ場当たり5点（ほ場中心及びほ場中心とほ場頂点を結んだ線の中点）を選定し、各地点から4 株ずつ採取し混合したものを分析する。

・ 耕起前の土壌は、試料採取地点を 1 ほ場当たり5 点（ほ場中心及びほ場中心とほ場頂点を結んだ線の中点）を選定し、各地点から採取する。ま

コメ中のカドミウム低減のための実施指針の改訂について（平成 30 年 1 月 12 日付け 29 消安第 5035 号 29 生産第 1698 号 29 政統第 1404 号農林水産省消費・安全局長、生産局長、政策統括官通知）（抜粋）

た、収穫時の土壌は、浄化植物の試料採取を行った地点の中心付近から採取する。

・ 土壌は、各採取地点から縦方向 15 cm、横方向30 cm、深さ15 cm のブロック状、又は、採土器を用いて深さ15 cm の柱状に採取し、それぞれ分析する。なお、採土器を用いる場合、各地点から採取する試料の重量が1 kg 以上となるよう、必要に応じ複数回採取する。

・ 採取した浄化植物は、以下の項目を分析する。

・ 重量（収穫したもの全体）

・ カドミウム濃度（収穫したものの平均）

・ 最初の浄化植物栽培前に採取した土壌は、以下の項目を分析する。

・ 総カドミウム濃度

・ 0.1 mol/L 塩酸抽出カドミウム濃度

・ 土壌pH

・ 最初の浄化植物収穫以降に採取した土壌は、0.1 mol/L 塩酸で抽出されるカドミウムの濃度のみを測定する。

・ 採取した土壌については、可能な範囲で以下の項目についても分析する。

＜カドミウム濃度＞

- 0.01 mol/L 塩酸抽出濃度
- Mehlich-3 溶液抽出濃度

＜その他＞

- 総炭素
- リン酸吸収係数

・ 年度ごとに、土壌及び浄化植物の測定・分析結果に基づいて、浄化植物のカドミウム吸収量と対策に伴う土壌中カドミウム濃度の低減率を算出し、確認する。また、2 回目の作付以降は、植物体によるカドミウム吸収量に関する経年変化や累計での総カドミウム吸収量についても算出し、確認する。

④ 有効性の判断

原則として3 カ年にわたって植物浄化を行い、対策実施前後の土壌中のカドミウム濃度（0.1 mol/L 塩酸抽出）を測定し、単年度当たり10%程度低減されているかを確認する。このレベルの低減効果が得られていない場合は、

・ その原因が明確であって、次年度以降の改善が可能であれば、所要の見直しを行った上で、植物浄化対策を継続する。

・ その原因が不明、又は、原因は明確だが次年度以降の改善が困難であれば、植物浄化を中止し、客土を実施する。

さらに、対策終了予定の1－2 年前に、水田内にパイロット試験区（坪植え程度）を設置して栽培した食用品種のカドミウム濃度を分析し、コメ中カドミウムの目標濃度と比較する。目標濃度を著しく超えている場合は、これま

コメ中のカドミウム低減のための実施指針の改訂について（平成 30 年 1 月 12 日付け 29 消安第 5035 号 29 生産第 1698 号 29 政統第 1404 号農林水産省消費・安全局長、生産局長、政策統括官通知）（抜粋）

でに投入した費用と、事業期間を延長した場合に必要となるコスト、追加で客土を実施する場合のコスト等を勘案し、

・ 対策期間の延長
・ 植物浄化を中止し客土

のいずれかを選択する。

(4) 客土対策

① 概要

客土は、汚染された農地に非汚染土壌で盛り土等をすることによって、土壌から農産物へのカドミウムの移行を抑制する対策である。汚染土壌の扱いや非汚染土壌の盛り土の有無により、上乗せ工法、埋込み工法、排土客土工法、反転工法など様々な工法が存在する。

② 効果

通常、水稲の根の大部分は地表から20cm 以内に存在する。このため、非汚染土壌で盛り土をする工法であれば、元来あった土壌が非常に高濃度に汚染されていても、20～40 cm 程度の盛り土で確実に水稲の作土層のカドミウム濃度を非汚染レベルにすることが可能である。

③ 技術的問題点

客土対策は、他の対策に比べて非常にコストが高く、短期間に大面積を実施することが困難である。

また、非汚染土壌を外部から搬入する場合、土壌採取地の環境に対する影響への配慮が必要である。

(5) その他の対策技術について

現在、農林水産省では、都道府県の協力のもと新たな低減技術体系の有効性を検証している。ここでは、水田土壌中のカドミウム除去に一定の効果を確認している塩化第二鉄を用いた土壌洗浄技術を紹介する。

コメ中のカドミウム低減のための実施指針の改訂について（平成 30 年 1 月 12 日付け 29 消安第 5035 号 29 生産第 1698 号 29 政統第 1404 号農林水産省消費・安全局長、生産局長、政策統括官通知）（抜粋）

図3 客土工法の種類

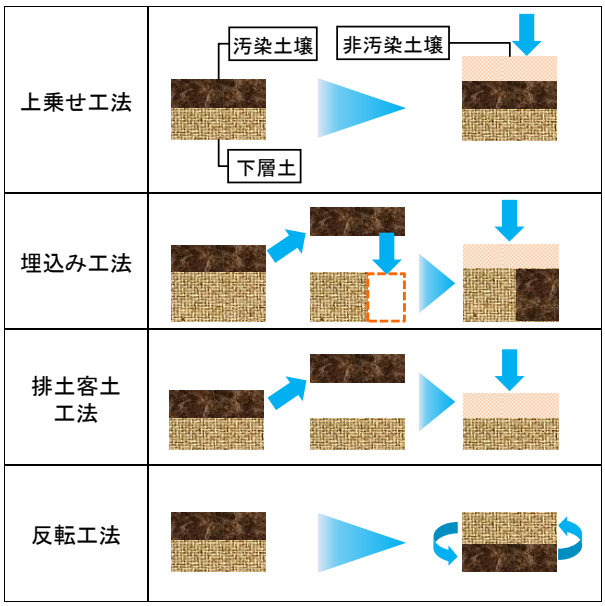

中央環境審議会土壌農薬部会資料（平成22年3月8日）を一部改変

① 概要

土壌洗浄法は土壌に塩化第二鉄を加えて、カドミウムを水中に溶出させた後、溶出したカドミウムを回収した後に排水することによって、土壌中カドミウムを除去する技術である。具体的には、以下の工程で実施する。

a 水田に農業用水と塩化第二鉄を入れ、作業深度を調節可能なロータリーを装着したトラクターを用いて塩化第二鉄を含む水と土壌を混合。

b 水に溶出したカドミウムを処理装置で回収した上で排水。

c 農業用水のみを水田に入れて、工程 a と同様に水と土壌を混合し、水に溶出したカドミウムを回収した後に排水（本工程を2～3 回繰り返す）。

なお、対策に要する期間は、必要な機材の設置、撤去を含め2 ha 規模で90日間程度である。

② 効果

土壌と水を混合する際の水深を45 cm 以上とすることで、土壌中のカドミウム濃度を60～80%程度低減することが可能である。

③ 技術的問題点

・ 水に溶出したカドミウムを回収するための処理装置を、対策を実施するほ場周辺に設置する必要がある。

・ 対策に必要な農業用水を確保する必要がある。

・ 対策により土壌の物理性が変化するため、対策終了後最初に生産した農作物、特に畑作物の生育や収量に影響を及ぼすことがある。

コメ中のカドミウム低減のための実施指針の改訂について（平成 30 年 1 月 12 日付け 29 消安第 5035 号 29 生産第 1698 号 29 政統第 1404 号農林水産省消費・安全局長、生産局長、政策統括官通知）（抜粋）
なお、対策の設計等については、「薬剤による土壌のカドミウム浄化技術確立実証調査計画指針」（平成19 年7 月 農林水産省、（独）農業環境技術研究所）を参照のこと。 図4 土壌洗浄技術の概要 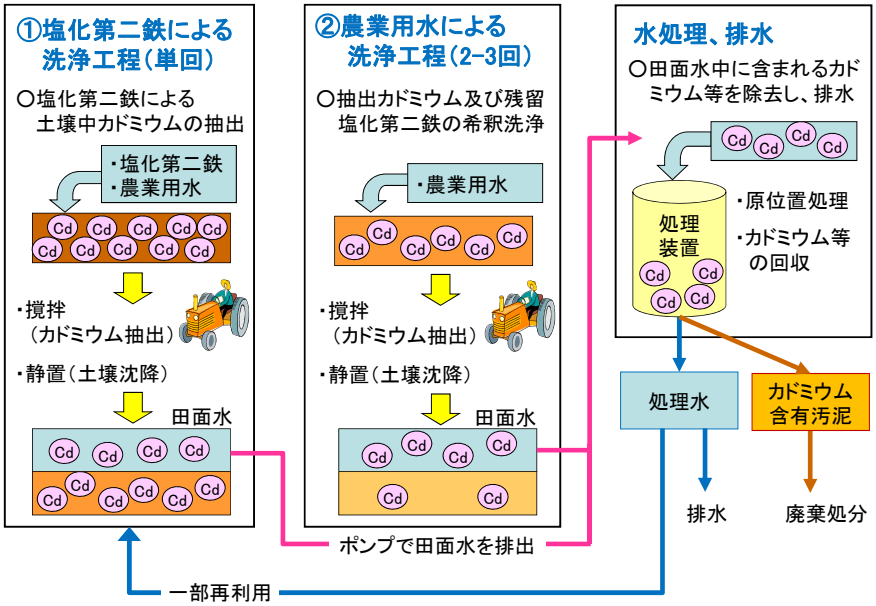

ダイズのカドミウム吸収抑制のための技術確立マニュアル（平成 19 年 4 月改訂 農林水産省（独）農業環境技術研究所作成）
http://www.naro.affrc.go.jp/archive/niaes/techdoc/soya_cd.pdf

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和 45 年法律第 139 号）
https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=345AC0000000139

食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格（General Standard for Contaminants and Toxins in Food and Feed (CXS 193-1995)）
http://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/sh-proxy/en/?lnk=1&url=https%253A%252F%252Fworkspace.fao.org%252Fsites%252Fcodex%252FStandards%252FCXS%2B193-1995%252FCXS_193e.pdf

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	水田代かき後の濁水流出の防止対策を実施。
／	36	／	36	／	

【取組事項に関する法令・指針等】

地力増進基本指針（平成 20 年 10 月 16 日農林水産省公表）（抜粋）

Ⅲ　その他地力の増進に関する重要事項

第 1　環境保全型農業の推進

6　水田からの濁水の流出防止

浅水代かき及びあぜぬりの実施、あぜシートの利用、排水の反復利用等により、特に田植時期における水田からの濁水の流出の防止に努める。

環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成 17 年 3 月 31 日付け 16 生産第 8377 号農林水産省生産局長通知）（抜粋）

1　土づくりの励行

土づくりは、環境と調和のとれた農業生産活動の基盤となる技術である。また、土づくりにおけるたい肥等の有機物の利用は、循環型社会の形成に資する観点からも重要である。このため、たい肥等の有機物の施用などによる土づくりを励行する。

（参考）環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き（平成 17 年 4 月版）（抜粋）

【（参考）その他の望ましい取組例】

○水田からの濁水流出防止に資する浅水代かき、あぜぬり、あぜシートの利用等

考え方　水田から代かき後の濁水が流出すると、作土層が失われるほか、下流に閉鎖系の湖沼等がある場合は、土壌粒子が濁りの原因になるとともに、土壌粒子とともに流出した肥料成分が富栄養化の一因となります。地域ごとに地理条件などを考慮し、必要に応じて代かき後の強制排水の回避や、あぜぬり等を実施することが重要です。

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	水田からの農薬流出を防止する対策の実施。
	60		63		

【取組事項に関する法令・指針等】

農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）（抜粋）

（農薬使用者の責務）

第1条　農薬を使用する者（以下「農薬使用者」という。）は、農薬の使用に関し、次に掲げる責務を有する。

五　水産動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとならないようにすること。

六　公共用水域（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域をいう。）の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水（その汚濁により汚染される水産動植物を含む。）の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。

（水田における農薬の使用）

第7条　農薬使用者は、水田において別表第一に掲げる農薬を使用するときは、当該農薬が流出することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について（平成19年3月28日付け18消安第14701号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知）（抜粋）

Ⅰ．農薬の適正使用について

（2）水田において農薬を使用するときは、農薬のラベルに記載されている止水に関する注意事項等を確認するとともに、止水期間を1週間程度とすること。また、止水期間の農薬の流出を防止するために必要な水管理や畦畔整備等の措置を講じるよう努めること。

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	麦類の DON・NIV 等のかび毒汚染低減対策を実施。
	70				

【取組事項に関する法令・指針等】

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）（抜粋）

第 6 条　次に掲げる食品又は添加物は、これを販売し(不特定又は多数の者に授与する販売以外の場合を含む。以下同じ。)、又は販売の用に供するために、採取し、製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

一　腐敗し、若しくは変敗したもの又は未熟であるもの。ただし、一般に人の健康を損なうおそれがなく飲食に適すると認められているものは、この限りでない。

二　有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは付着し、又はこれらの疑いがあるもの。ただし、人の健康を損なうおそれがない場合として厚生労働大臣が定める場合においては、この限りでない。

三　病原微生物により汚染され、又はその疑いがあり、人の健康を損なうおそれがあるもの。

四　不潔、異物の混入又は添加その他の事由により、人の健康を損なうおそれがあるもの。

食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）（第 1　食品の部　D　各条　穀類、豆類及び野菜）

https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/jigyousya/shokuhin_kikaku/dl/18.pdf

麦類のデオキシニバレノール・ニバレノール汚染低減のための指針の策定・普及について（平成 20 年 12 月 17 日付け 20 消安第 891 号・20 生産第 5731 号消費・安全局長、生産局長通知）（抜粋）

Ⅱ　麦類の DON・NIV 汚染低減対策

1　赤かび病防除のための取組事項

(1) 品種の選択

赤かび病抵抗性は、麦の種類や品種により異なり、各都道府県の奨励品種における赤かび病抵抗性を見ると、小麦では「中」、「やや弱」の品種が、二条大麦では「やや強」の品種が、六条大麦では「やや弱」、「弱」の品種が多くなっている。

麦類のデオキシニバレノール・ニバレノール汚染低減のための指針の策定・普及について（平成 20 年 12 月 17 日付け 20 消安第 891 号・20 生産第 5731 号消費・安全局長、生産局長通知）（抜粋）

赤かび病の発病・まん延防止のためには、赤かび病抵抗性の比較的強い品種を選択することが望ましい。しかし、品種の赤かび病抵抗性に頼るだけでは、その発病・まん延を防ぐことには限界があり、薬剤による防除も行う必要がある。また、パン用小麦品種や六条大麦は赤かび病抵抗性が比較的弱いことなどから、その栽培に当たっては、天候や生育状況等について、より細心の注意が必要である。

(2) 生育状況の把握

麦類は、気象条件や栽培管理によって、出穂期や開花期が大きく変動する。このため、防除適期を逃さないためにも、ほ場における麦類の生育状況を的確に把握しておく必要がある。

普及指導センターなどが生育状況報告等を出している地域においては、こうした情報に注意するとともに、農業者も、出穂期頃からほ場を巡回するなど、直接生育状況を把握する。

(3) 防除適期

ア　赤かび病を防ぐためには、麦の種類に応じて、必ず以下の時期に最初の防除をしなければならない。

・　小麦　開花を始めた時期から開花期（1 穂につき数花開花をしているものが、全穂数の 40～50 %に達した日）までの間

・　二条大麦　穂揃い期（全茎の 80～90 %が出穂した日）の 10 日後頃

・　六条大麦　開花を始めた時期から開花期までの間

さらに、地域の気象条件、過去の被害の状況等に加え、普及指導センター、農業団体、病害虫防除所等からの各種情報や、品種の赤かび病抵抗性などを考慮して、必要に応じて追加の防除を行う。

イ　赤かび病の防除は適期を逃さず行うことが重要であり、防除適期に降雨が多い場合であっても、短い晴れ間を利用するなどして、確実に防除を実施する必要がある。

(4)　農薬の選択

赤かび病防除の適用農薬、剤型について、薬剤や剤型による効果の違い、その地域の防除方法、農薬の飛散が周辺農作物や近隣住宅地に与える影響等を考慮して適切に選択する。

2　栽培管理・乾燥調製等の工程における取組事項

(1)　適期における適切な収穫の励行

ア　収穫適期

刈り遅れは、発芽粒、くされ粒等の発生による品質低下だけでなく、DON・NIV の産生を助長する原因となることから、適期に確実に収穫することが必要である。

麦類のデオキシニバレノール・ニバレノール汚染低減のための指針の策定・普及について（平成 20 年 12 月 17 日付け 20 消安第 891 号・20 生産第 5731 号消費・安全局長、生産局長通知）（抜粋）

麦類の収穫適期は年により大きく変動するが、麦粒中の水分含有濃度 30%以下（ビール大麦については 25 %以下）がその目安となる。収穫に当たっては、普及指導センターや農業団体等からの情報に注意し、農業者においてもほ場を巡回し、登熟の程度を把握した上で収穫を実施する。

共同乾燥調製施設を利用している地域は、各ほ場の生育状況を把握しつつ、地域で収穫作業計画を作成し、施設の受入能力にあわせた計画的な収穫を行うことが望ましい。

イ　赤かび病被害麦の別刈り

収穫時にほ場を確認し、赤かび病発生の多い場合や発生ほ場で倒伏がみられた場合は、かび毒汚染の可能性が非常に高くなるため、可能な限り、他の麦とは分けて収穫する必要がある。

(2) 前作の作物残さ等の適切な処理

赤かび病の第 1 次伝染源は、土壌表面の作物残さに形成される子のう殻であり、この子のう胞子が飛散して、麦類の穂に感染する。また、赤かび病菌は特にイネ科作物（トウモロコシ、稲、麦類)、イネ科雑草に感染しやすい。

このため、前作物の種類や耕起方法によって子のう殻の形成量が異なり、赤かび病の発生程度が変動することから、前作の作物残さ等のほ場からの持出し、アップカットロータリーでの耕起や低速度での耕起による確実な鋤込み等や、輪作により赤かび病菌の密度を低下させるなどの耕種的防除の実施が望ましい。

(3) 適切な乾燥調製の実施

ア　収穫後の速やかな乾燥の励行

収穫後、適切な水分まで乾燥する間に、赤かび病菌が増殖し、DON・NIV が産生される場合がある。このため、収穫した麦は可能な限り速やかに乾燥をする必要がある。

また、この間は、収穫した麦を長時間放置することは避け、通風などにより水分を低下させることが望ましい。

イ　荷受け時の仕分けの徹底

共同乾燥調製施設においては、荷受け時に必ず赤かび病被害粒のチェックを行い、赤かび病被害粒が見られた場合は、必要に応じてその他の麦とは別に乾燥するなど仕分けを徹底する。

ウ　適切な調製の実施

赤かび病被害粒は、粒厚が薄く、また比重が軽い傾向があることから、粒厚選別や比重選別により、DON 含有濃度の低減を図ることが可能であることが確認されている。

このため、共同乾燥調製施設においては、粒厚選別、比重選別等による調製を実施し、DON・NIV 含有濃度の低減に努める。

麦類のデオキシニバレノール・ニバレノール汚染低減のための指針の策定・普及について（平成 20 年 12 月 17 日付け 20 消安第 891 号・20 生産第 5731 号消費・安全局長、生産局長通知）（抜粋）

3　かび毒検査の活用

産地のおいては、エライザ（ELISA）分析キットなどにより、試し刈りや荷受け時の DON 含有濃度を確認することで、効率的な分別や乾燥調製の実施が可能となる。

また、ほ場又は出荷ロットなどの単位で DON 含有濃度を測り、その測定値を基に、当該年の気象の推移なども勘案しながら、本指針に基づき講じた対策について効果を検証することが望ましい。この検証結果については、次期作の対策を検討する際に活用することが重要である。

DON 含有濃度の測定にあたっては、精度確保のため、担当者は十分なトレーニングを受ける必要があり、年に 1 回は技能試験（※）に参加し、分析精度を確認することが望ましい。

※ 技能試験　第三者機関から提供される濃度未知試料を分析して分析結果の信頼性を確認することで、外部精度管理の一手法。

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	生葉洗浄工程における、洗浄用器具、洗浄水による生葉の汚染防止を実施。
		32			

【取組事項に関する法令・指針等】

食品衛生法（昭和22年法律第233号）（抜粋）
第1章 総則 第５条　販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。以下同じ。）の用に供する食品又は添加物の採取、製造、加工、使用、調理、貯蔵、運搬、陳列及び授受は、清潔で衛生的に行われなければならない。

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	荒茶の製造エリアは土足禁止、入場口には土足禁止を啓発する表示物の表示。
		35			

【取組事項に関する法令・指針等】

食品衛生法（昭和22年法律第233号）（抜粋）
第1章 総則 第５条　販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。以下同じ。）の用に供する食品又は添加物の採取、製造、加工、使用、調理、貯蔵、運搬、陳列及び授受は、清潔で衛生的に行われなければならない。

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	飼料の販売及び販売を目的として製造する場合の事前の届出。
			5		

【取組事項に関する法令・指針等】

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）（抜粋）

（製造業者等の届出）

第50条　第三条第一項の規定により基準又は規格が定められた飼料又は飼料添加物の製造業者又は輸入業者（農林水産省令で定める者を除く。）は、政令で定めるところにより、その事業を開始する二週間前までに、農林水産大臣に次に掲げる事項を届け出なければならない。

一　氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二　製造業者にあつては、当該飼料又は飼料添加物を製造する事業場の名称及び所在地

三　販売業務を行う事業場及び当該飼料又は飼料添加物を保管する施設の所在地

四　その他農林水産省令で定める事項

2　第三条第一項の規定により基準又は規格が定められた飼料又は飼料添加物の販売業者（農林水産省令で定める者を除く。）は、その事業を開始する二週間前までに、都道府県知事に前項各号（第二号を除く。）に掲げる事項を届け出なければならない。

3　新たに第三条第一項の規定により基準又は規格が定められたため前二項に規定する製造業者、輸入業者又は販売業者となつた者は、その基準又は規格が定められた日から一月以内に、政令で定めるところにより、製造業者又は輸入業者にあつては第一項各号に掲げる事項を農林水産大臣に、販売業者にあつては前項に規定する事項を都道府県知事に届け出なければならない。

4　前三項の規定による届出をした者は、その届出事項に変更を生じたときは、政令で定めるところにより、その日から一月以内に、農林水産大臣又は都道府県知事にその旨を届け出なければならない。その事業を廃止したときも、同様とする。

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	過去の米穀や生産環境における重金属の情報を踏まえ、必要に応じて、出穂前後3週間の湛水管理等の低減対策を実施し、その効果を確認。
／	／	／	31	／	

【取組事項に関する法令・指針等】

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）（抜粋）

（有害な物質を含む飼料等の製造等の禁止）

第23条　農林水産大臣は、次に掲げる飼料の使用又は第一号若しくは第二号に掲げる飼料添加物を含む飼料の使用が原因となつて、有害畜産物が生産され、又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されることを防止するため必要があると認めるときは、農業資材審議会の意見を聴いて、製造業者、輸入業者若しくは販売業者に対し、当該飼料若しくは当該飼料添加物の製造、輸入若しくは販売を禁止し、又は飼料の使用者に対し、当該飼料の使用を禁止することができる。

一　有害な物質を含み、又はその疑いがある飼料又は飼料添加物

二　病原微生物により汚染され、又はその疑いがある飼料又は飼料添加物

三　使用の経験が少ないため、有害でない旨の確証がないと認められる飼料

（製造業者等の届出）

第50条　第三条第一項の規定により基準又は規格が定められた飼料又は飼料添加物の製造業者又は輸入業者（農林水産省令で定める者を除く。）は、政令で定めるところにより、その事業を開始する二週間前までに、農林水産大臣に次に掲げる事項を届け出なければならない。

一　氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二　製造業者にあつては、当該飼料又は飼料添加物を製造する事業場の名称及び所在地

三　販売業務を行う事業場及び当該飼料又は飼料添加物を保管する施設の所在地

四　その他農林水産省令で定める事項

2　第三条第一項の規定により基準又は規格が定められた飼料又は飼料添加物の販売業者（農林水産省令で定める者を除く。）は、その事業を開始する二週間前までに、都道府県知事に前項各号（第二号を除く。）に掲げる事項を届け出なければならない。

3　新たに第三条第一項の規定により基準又は規格が定められたため前二項に規定する製造業者、輸入業者又は販売業者となつた者は、その基準又は規格が定められた日から一月以内に、政令で定めるところにより、製造業者又は輸入業者にあつては第一項各号に掲げる事項を農林水産大臣に、販売業者にあつては前項に規定する事項を都道府県知事に届け出なければならない。

4　前三項の規定による届出をした者は、その届出事項に変更を生じたときは、政

令で定めるところにより、その日から一月以内に、農林水産大臣又は都道府県知事にその旨を届け出なければならない。その事業を廃止したときも、同様とする。

飼料の有害物質の指導基準及び管理基準について（昭和63年10月14日付け63畜B第2050号農林水産省畜産局長通知）
http://www.famic.go.jp/ffis/feed/tuti/63_2050.html

コメ中のカドミウム濃度低減のための実施指針の策定について（平成23年8月4日付け23消安第981号23生産第3215号農林水産省消費・安全局長、生産局長通知）
https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_cd/2_taisaku/attach/pdf/01_tec-8.pdf

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和 45 年法律第 139 号）
https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=345AC0000000139

食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格（General Standard for Contaminants and Toxins in Food and Feed (CXS 193-1995)）
http://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/sh-proxy/en/?lnk=1&url=https%253A%252F%252Fworkspace.fao.org%252Fsites%252Fcodex%252FStandards%252FCXS%2B193-1995%252FCXS_193e.pdf

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	規格・基準に合わない飼料及び飼料添加物の製造・販売等の禁止。
			37		

【取組事項に関する法令・指針等】

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）（抜粋）

第1章 総則
第2条
3 この法律において「飼料添加物」とは、飼料の品質の低下の防止その他の農林水産省令で定める用途に供することを目的として飼料に添加、混和、浸潤その他の方法によつて用いられる物で、農林水産大臣が農業資材審議会の意見を聴いて指定するものをいう。

第2章 飼料の製造等に関する規制
（基準及び規格）
第3条 農林水産大臣は、飼料の使用又は飼料添加物を含む飼料の使用が原因となって、有害畜産物（家畜等の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康をそこなうおそれがあるものをいう。以下同じ。）が生産され、又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物（家畜等に係る生産物をいう。以下同じ。）の生産が阻害されることを防止する見地から、農林水産省令で、飼料若しくは飼料添加物の製造、使用若しくは保存の方法若しくは表示につき基準を定め、又は飼料若しくは飼料添加物の成分につき規格を定めることができる。
2 農林水産大臣は、前項の規定により基準又は規格を設定し、改正し、又は廃止しようとするときは、農業資材審議会の意見を聴かなければならない。
3 第一項の基準又は規格については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改正がなされなければならない。
（製造等の禁止）
第4条 前条第一項の規定により基準又は規格が定められたときは、何人も、次に掲げる行為をしてはならない。
1 当該基準に合わない方法により、飼料又は飼料添加物を販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与及びこれに準ずるものとして農林水産省令で定める授与を含む。以下同じ。）の用に供するために製造し、若しくは保存し、又は使用すること。
2 当該基準に合わない方法により製造され、又は保存された飼料又は飼料添加物を販売し、又は販売の用に供するために輸入すること。
3 当該基準に合う表示がない飼料又は飼料添加物を販売すること。
4 当該規格に合わない飼料又は飼料添加物を販売し、販売の用に供するために製造し、若しくは輸入し、又は使用すること。

（有害な物質を含む飼料等の製造等の禁止）

第 23 条　農林水産大臣は、次に掲げる飼料の使用又は第一号若しくは第二号に掲げる飼料添加物を含む飼料の使用が原因となつて、有害畜産物が生産され、又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されることを防止するため必要があると認めるときは、農業資材審議会の意見を聴いて、製造業者、輸入業者若しくは販売業者に対し、当該飼料若しくは当該飼料添加物の製造、輸入若しくは販売を禁止し、又は飼料の使用者に対し、当該飼料の使用を禁止することができる。

一　有害な物質を含み、又はその疑いがある飼料又は飼料添加物

二　病原微生物により汚染され、又はその疑いがある飼料又は飼料添加物

三　使用の経験が少ないため、有害でない旨の確証がないと認められる飼料

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林水産省令第35号）

http://www.famic.go.jp/ffis/feed/hourei/sub1_seibunkikaku.html

飼料の有害物質の指導基準及び管理基準について（昭和63年10月14日付け63畜B第2050号農林水産省畜産局長通知）

http://www.famic.go.jp/ffis/feed/tuti/63_2050.html

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件(昭和51年7月24日農林省告示第750号)

http://www.famic.go.jp/ffis/feed/kokuji/k51n750.html

稲発酵粗飼料に係る適正な農薬の使用について（令和3年1月14日付け2生畜第1672号農林水産省生産局畜産部飼料課長通知）

https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/lin/l_siryo/attach/pdf/index-576.pdf

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）（抜粋）

（使用の禁止）

第二十四条　何人も、次に掲げる農薬以外の農薬を使用してはならない。ただし、試験研究の目的で使用する場合、第三条第一項の登録を受けた者が製造し若しくは加工し、又は輸入したその登録に係る農薬を自己の使用に供する場合その他の農林水産省令・環境省令で定める場合は、この限りでない。

一　容器又は包装に第十六条の規定による表示のある農薬（第十八条第二項の規定によりその販売が禁止されているものを除く。）

二　特定農薬

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	好気的変敗による変質・カビの発生や異物混入等の防止のための飼料の適切な調製。
			38		

【取組事項に関する法令・指針等】

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）（抜粋）

第1章 総則

第2条

3 この法律において「飼料添加物」とは、飼料の品質の低下の防止その他の農林水産省令で定める用途に供することを目的として飼料に添加、混和、浸潤その他の方法によつて用いられる物で、農林水産大臣が農業資材審議会の意見を聴いて指定するものをいう。

第2章 飼料の製造等に関する規制

（基準及び規格）

第3条 農林水産大臣は、飼料の使用又は飼料添加物を含む飼料の使用が原因となって、有害畜産物（家畜等の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康をそこなうおそれがあるものをいう。以下同じ。）が生産され、又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物（家畜等に係る生産物をいう。以下同じ。）の生産が阻害されることを防止する見地から、農林水産省令で、飼料若しくは飼料添加物の製造、使用若しくは保存の方法若しくは表示につき基準を定め、又は飼料若しくは飼料添加物の成分につき規格を定めることができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定により基準又は規格を設定し、改正し、又は廃止しようとするときは、農業資材審議会の意見を聴かなければならない。

3 第一項の基準又は規格については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改正がなされなければならない。

（製造等の禁止）

第4条 前条第一項の規定により基準又は規格が定められたときは、何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

1 当該基準に合わない方法により、飼料又は飼料添加物を販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与及びこれに準ずるものとして農林水産省令で定める授与を含む。以下同じ。）の用に供するために製造し、若しくは保存し、又は使用すること。

2 当該基準に合わない方法により製造され、又は保存された飼料又は飼料添加物を販売し、又は販売の用に供するために輸入すること。

3 当該基準に合う表示がない飼料又は飼料添加物を販売すること。

4 当該規格に合わない飼料又は飼料添加物を販売し、販売の用に供するために製造し、若しくは輸入し、又は使用すること。

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）（抜粋）

（有害な物質を含む飼料等の製造等の禁止）

第23条　農林水産大臣は、次に掲げる飼料の使用又は第一号若しくは第二号に掲げる飼料添加物を含む飼料の使用が原因となつて、有害畜産物が生産され、又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されることを防止するため必要があると認めるときは、農業資材審議会の意見を聴いて、製造業者、輸入業者若しくは販売業者に対し、当該飼料若しくは当該飼料添加物の製造、輸入若しくは販売を禁止し、又は飼料の使用者に対し、当該飼料の使用を禁止することができる。

一　有害な物質を含み、又はその疑いがある飼料又は飼料添加物

二　病原微生物により汚染され、又はその疑いがある飼料又は飼料添加物

三　使用の経験が少ないため、有害でない旨の確証がないと認められる飼料

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林水産省令第35号）

別表第１（第１条関係）

２　動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準

(1)　動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格

家畜等を対象とする飼料は、動物由来たん白質（ほ乳動物由来たん白質（ほ乳動物に由来するたん白質をいい、乳及び乳製品を除く。以下同じ。）、家きん由来たん白質（家きんに由来するたん白質をいい、卵及び卵製品を除く。以下同じ。）又は魚介類由来たん白質（魚介類に由来するたん白質をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）を含んではならない。

草地管理指標（平成13年3月農林水産省生産局公表）（抜粋）

第４章　飼料作物の収穫・調製

4.1 収穫・調製の基本

4.1.1　調製方法の選択

【解説】

(1) サイレージ調製の優位性と特徴

サイレージ調製・利用上の問題点

③　貯蔵中あるいはサイロ開封・取り出し給与中における好気的変敗による変質・発カビを防ぐ管理技術が重要である。

④　収穫作業中の土壌の混入をなるべく防ぎ、発酵品質の低下を小さくすることが大事である（作物の倒伏や泥濘化した圃場等の悪条件下での収穫作業は避ける）。

草地管理指標（平成 15 年 3 月農林水産省生産局公表）（抜粋）

第 3 章　牧草サイレージの収穫・調製

3.1　サイレージ調製技術

3.1.2　牧草サイレージ調製の基本

【解説】

（2）良質サイレージ調製上の要点

①早期にサイロ密封を完全にする。

サイレージは嫌気的条件下で、保蔵される飼料である。従って、刈取った牧草材料は速やかに詰込み、素早く脱気・密封することがポイントである。空気が入ると、好気性微生物によりカビが生えたり酪酸やＶＢＮ（揮発性塩基態窒素、主にアンモニア、アミン）等が増えて、飼料品質が劣化する。

②詰込み材料の水分含量は、70％以下にする。

材料水分含量が 70％以上の場合、排汁量が多くなり乾物の損失も大きくなる。それとともに、酪酸・ＶＢＮの生成量が増え、サイレージ発酵品質が低下し易い。しかし、70％以下では発酵品質も安定し、乾物損失も少ない。サイレージ調製・管理作業上は、40～60％が適水分含量と言えるが、これより低水分材料でも、埋草時の詰込み密度が高く、埋草材料中の空気抜きを十分に行った状態で、素早くサイロ密封を行ってサイレージ調製し、かつ、サイロ開封後に空気侵入による好気的変敗の防止管理が十分であれば問題ない。

③材料の細切等で、サイロ内詰込み密度を高める。

材料を細切する利点は、大きく 4 つ挙げられる。ａ）材料の汁液が浸出して、乳酸発酵を促進すること、ｂ）空気を追い出して、サイロ内の材料密度が高まること、ｃ）サイロ開封後、空気がサイレージ深部に入りにくいので発熱（好気的変敗）が起こりにくいこと、ｄ）サイロ開封後におけるサイレージ取出し作業が容易になること、である。もちろん、細切処理以外にも踏圧・重しの負荷等により、サイロ詰込み密度を高める工夫が必要である。

④材料の糖含量は、多いほど良い（乾物比で 10％以上が理想）。

乳酸菌は、材料の可溶性炭水化物（ＷＣＳ、主に糖類）を栄養源にして、乳酸を生成し pH を下げる。その結果、不良発酵が抑制されて良質なサイレージができる。牧草種や生育ステージ等により、可溶性炭水化物含量は著しく異なる。特に、適期刈りから遅れて結実期頃の材料、あるいは数日被雨した材料においては、糖含量は著しく少なくなっており、低水分化（予乾）はもちろんのこと、糖蜜等の添加物を使用することによって、サイレージ発酵品質を高める工夫が必要である。

⑤環境温度は、高温より低い温度の方がサイレージ発酵品質に好都合である。

サイレージ貯蔵中の環境温度も発根品質に影響し、材料の糖含量が多い場合にはその影響は小さい。しかし、糖含量が少ない材料の場合、環境温度が 30℃以上になると、不良サイレージになりやすい（表－4（略））。高温時にはサイロの気密性が大切で、暖地においては特に留意が必要である。

草地管理指標（平成 15 年 3 月農林水産省生産局公表）（抜粋）

3.1.5　ロールベールサイレージ調製技術のポイント

【解説】

(2) ロールベールラップサイレージの留意点（抜粋）

ロールベールラップサイレージ調製・貯蔵上の留意点

①材料水分含量が 70%以下になってから、成形作業を開始する。

②成形後の密封作業は速やかに行う（当日中に）。

③ラップフィルムの選択は、性能（復元性・均一性・粘着性・耐候性）の優れたものを選び、ベールラッパのフィルム繰出し装置との適合性に留意する。

④ラップフィルムの巻き方は、50%重ね巻きで 4 層巻き以上とする。

⑤ラップサイレージの移動では、フィルムの破損・穿孔に十分な注意をする。

⑥ラップサイレージの保管は、縦置きで 2 段重ねを基準とすると保管中の変形が少ない。また、保管場所は平坦で水はけの良い場所であるとともに、鳥害防止ネットで覆う処理も必要である。また、できるだけ直射日光を受けない方が望ましい。

3.1.9　サイレージ貯蔵中及び開封後の管理

サイレージ貯蔵中に最も重要なことは、サイロの気密性の保持である。

しかし、調製材料の条件により、酪酸発酵やくん炭化が生じることもある。また、サイロ開封後には好気的変敗が起こり易いので、変敗損失を防止するために十分な管理上の注意が必要である。

固定施設型垂直形式のサイロ開封時、あるいはサイレージ取出し中にサイロに入室する場合は、NO_2等の有毒ガスの発生や酵素欠乏状態になっている場合があり、事前に十分に換気をしてからサイロに入る。

【解説】

(1)　好気的変敗

「好気的変敗」とは、サイレージ貯蔵中あるいはサイロを開封してサイレージを家畜に給与している間に空気(酵素)に曝されて、好気性微生物による発酵が進み、サイレージが発熱しカビが生えたり腐敗したりすることをいう。これはサイレージ中の酵母やカビ類が空気の進入によって増殖したからである。サイレージの好気的変敗を防ぐには、以下のことを心掛ける必要がある。

①密封を完全にする。②詰込み密度を‰当たり 700kg 以上にする。(十分な踏圧)。③不良原料にはあらかじめプロピオン酸等の好気的変敗防止剤を添加する。④サイロに中仕切りをする。⑤材料詰込み後にサイロ内の脱気をする（バックサイロ等)。⑥サイロ開封後は、サイレージ取出し量を多くしたり、取出し後の密封管理を十分に行う。好気的変敗を助長する要因については、表－11（略）に示した。

反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドラインの制定について（平成15年9月16日付け15消安第1570号農林水産省消費・安全局長通知）
http://www.famic.go.jp/ffis/feed/tuti/15_1570.html

番号					取組事項
青果物	穀物	茶	飼料	非食用	有毒植物の除去、隔離。
			53		

【取組事項に関する法令・指針等】

草地管理指標（平成 18 年 5 月農林水産省生産局公表）（抜粋）

第 4 章　雑草・雑かん木の制御

4.1.4　草地の有毒植物

家畜は通常、有毒な植物は採食しないが、草量が不足した場合や刈取ってサイレージや乾草に混入した場合には採食することがあり、一定量以上採食して中毒を起こすことがある。有毒植物による中毒は、とくに新規に造成した草地や野草地で多い。予防には、抜き取りにより除去するか、牧柵で囲い、採食しないように隔離することによって中毒の防止をはかる。主な有毒植物を表 4.1-4（略）に示した。

(1)　ワラビ

最も被害が多く、死亡例も多い。牛では多量に採食することにより、引き起こされ、出血、血液凝固不全をともなう再生不良性貧血を症状とする。原因物質は、ブタキロシドである。放牧中に飼料草が不足した場合に採食されることがあり、放牧後、数ヶ月経過した 8～10 月に発病する例が多い。早期発見した場合には治療が可能であり、その指標としては、白血球系ならびに血小板系の検査が有効である。

(2)　アセビ、ネジキ、レンゲツツジ

植物全体、とくに葉に有毒成分アンドロメドトキシンが多く含まれる。中毒症状としては、運動神経及び呼吸の麻痺で、採食後 4～5 時間で発症するが、回復は比較的早く、死亡する例は少ない。ハナヒリノキも同様な中毒症状を起こす。

(3)　トリカブト

植物体全体、とくに根に多量の有毒成分アコニチンやメスアコニチンを含み、開花直前のものに最も多い。神経に対する麻痺作用を起こし、呼吸麻痺、心房細動を引き起こす。

(4)　ドクゼリ

全草に有毒成分シクトキシンを含むが、とくに地下茎や根に多く含む。牛、馬が早春の草の少ない時期に摂取して、中毒を起こす場合がある。麻痺毒で、延髄における麻痺中枢を刺激して間代性強直麻痺を起こす。北海道、東北地方の湿地に多い。

(5)　イヌスギナ

パルストリン、ニコチンといったアルカロイドやエキセトニンを含み、牛が摂取すると、下痢、食欲不振、乳量の減少が見られる。

(6) チョウセンアサガオ類

全植物体、とくに種子と葉にアトロピン、スコポラミン等数種の有毒成分を含む。副交感神経を遮断し、散瞳、唾液等の分泌抑制が起こる。大量に摂取すると中枢神経に対して興奮的に作用する。乾草等に混入した場合、採食され、中毒を起こす危険性がある。

＜参考文献＞

1) 動物衛生研究所毒性物質制御研究室（2003）写真で見る家畜の有毒植物と中毒.

http://niah.naro.affrc.go.jp/disease/poisoning/plants/index.html